

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年9月28日
【中間会計期間】	2020年度中 (自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)
【会社名】	フランス相互信用連合銀行(B F C M) (Banque Fédérative du Crédit Mutuel)
【代表者の役職氏名】	最高経営責任者 (Chief Executive Officer) ダニエル・バール (Daniel Baal)
【本店の所在の場所】	フランス、ストラスブール67000、リュ・フレデリック - ギヨーム・ライフアイゼン4 (4 rue Frédéric-Guillaume Raiffeisen - 67000 Strasbourg, France)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 三 原 秀 哲
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー 長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】	03-6889-7000
【事務連絡者氏名】	弁護士 高 橋 優 弁護士 大 野 匡 史
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー 長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】	03-6889-7000
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

注

1. 本書に別段の記載がある場合を除き、本書における「ユーロ」及び「EUR」とは、フランス共和国を含む特定の欧州連合加盟国の法定通貨を意味する。株式会社三菱UFJ銀行が提示した2020年8月17日現在の対顧客電信直物売買相場の仲値は1ユーロ＝126.20円であった。本書において記載されているユーロ金額の日本円への換算はかかる換算率によって便宜上なされているもので、将来の換算率を表するものではない。
2. 本書の表の計数が四捨五入されている場合、合計は必ずしも計数の総和と一致しない。
3. 将来予測に関する記述
本書に含まれる記載は、将来予測に関する記述を含んでいる。「信じている」、「意図している」、「予想している」、「考えている」、「見積もっている」、「予測している」、「～の可能性があり」、「計画している」、「～であろう」、「企図している」、「期待している」、「目的としている」、「将来」及び「～に違いない」といった用語並びに類似の表現は、見通しの記載を明確にすることを意図しており、これらの記載は将来の事象に関する本書提出日現在の当行の予想及び仮定に基づくものである。
これらの記載は実際の結果がかかる記載において明示又は黙示されたものと異なることとなるようなリスク、不確実性その他の要因を伴うものである。
4. 本書において以下の表現は、文脈上別の解釈を必要とする場合を除き、以下に記載する意味を有する。

定義

「当行」、「発行会社」又は「BFCM」とは、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル（Crédit Mutuel Alliance Fédérale）内の持株会社であるフランス相互信用連合銀行（B F C M）（Banque Fédérative du Crédit Mutuel）のことである。

「BFCMグループ」とは、BFCM及びその子会社を意味する。2020年6月30日現在、BFCMはクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル内の持株会社である。

「クレディ・ミュチュエル・グループ」とは、ネットワークの統括機関であるコンフェデラシオン・ナショナル・デュ・クレディ・ミュチュエル（Confédération Nationale du Crédit Mutuel）の下に参集しているクレディ・ミュチュエル・アグリコル・エ・ルーラル（Crédit Mutuel Agricole et Rural）の連合体及び18の連合体からなる5つの地域グループである。「クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル」はその中でも最も重要なグループである。

「クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル」（旧「クレディ・ミュチュエル・CM11グループ」）とは、BFCM連結範囲並びにクレディ・ミュチュエルの地元共同銀行、クレディ・ミュチュエルの13の連合体及びケス・フェデラル・ド・クレディ・ミュチュエル（Caisse Fédérale de Crédit Mutuel）で構成される相互銀行部門のことを意味する。クレディ・ミュチュエルの13の連合体とは：クレディ・ミュチュエル・サントル・エスト・ユーロップ（Crédit Mutuel Centre Est Europe）、クレディ・ミュチュエル・シュデスト（Crédit Mutuel Sud-Est）、クレディ・ミュチュエル・イル・ド・フランス（Crédit Mutuel Île-de-France）、クレディ・ミュチュエル・サヴォワ・モン・ブラン（Crédit Mutuel Savoie-Mont Blanc）、クレディ・ミュチュエル・ミディ・アトランティック（Crédit Mutuel Midi-Atlantique）、クレディ・ミュチュエル・ロワール・アトランティック・エ・サントル・ウエスト（Crédit Mutuel Loire-Atlantique et Centre-Ouest）、クレディ・ミュチュエル・デュ・サントル（Crédit Mutuel du Centre）、クレディ・ミュチュエル・ノルマンディ（Crédit Mutuel Normandie）、クレディ・ミュチュエル・ドフィネ・ヴィヴァレ（Crédit Mutuel Dauphiné-Vivarais）、クレディ・ミュチュエル・メディテラネ（Crédit Mutuel Méditerranéen）、クレディ・ミュチュエル・アンジュー（Crédit Mutuel Anjou）、クレディ・ミュチュエル・マッシフ・セントラル（Crédit Mutuel Massif Central）及びクレディ・ミュチュエル・アンティーユ・ギユヤンヌ（Crédit Mutuel Antilles-Guyane）をいう。

「CF de CM」とは、フランス、ストラスブールのケス・フェデラル・ド・クレディ・ミュチュエルを意味し、BFCMの92.98%を所有する。

「FCM」とは、フェデラシオン・デュ・クレディ・ミュチュエル（Fédération du Crédit Mutuel）を意味する。FCMは連合体内の全てのCCMが加盟を義務づけられている団体であり、連合体の主要な方針及び戦略を決定する方針決定組織であり、またCCMの代表及び支配を体系化するものである。

「CIC」とは、BFCMの子会社である、クレディ・アンデュストリエル・エ・コメルシアル（Crédit Industriel et Commercial）を意味する。

「CCM」とは、ケス・ド・クレディ・ミュチュエル（Caisses de Crédit Mutuel）を意味する。

「CRCM」とは、ケス・レジオナル・ド・クレディ・ミュチュエル(Caisse Régionale de Crédit Mutuel)を意味する。

第一部 【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

2020年6月29日提出のBFCMの有価証券報告書（2020年9月28日提出の有価証券報告書の訂正報告書により訂正済み。）（以下「有価証券報告書」という。）の「第一部 企業情報 - 第1 本国における法制等の概要」に記載されている内容については、以下に下線で示した箇所を除き、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な異動はなかった。

1【会社制度等の概要】

（1）【提出会社の属する国・州等における会社制度】

フランスにおいて会社が一般的に用いる有限責任会社の形態の1つは株式会社（société anonyme）である。株式会社は有限責任会社であり、株主とは別個の法人格を有する。

以下は、当行に適用ある主要な規定の概略である。

元来、フランス会社法の規定は1966年会社法において創設された。当該法律は会社法の規定が発展すると共に継続的に改訂された。1966年会社法は2000年にブック（Livre）としてフランス商法に組み込まれた。株式会社に関連する規定はブックのタイトル及びに組み込まれ、関連するフランス法令によって随時改訂及び補完される。

株式会社の設立には定款を作成し、これに設立時の株主が署名しなければならない。定款は、株式会社の準拠する根本規則を定めた文書である。

定款は株式会社が登記される商事裁判所書記官に提出しなければならない。株式会社の法人格は、商事裁判所書記官（Greffier du Tribunal de Commerce）から登録証が発行されたときに取得される。

株 主

株式会社は、商業目的のために設立された、2人以上の株主（代表者を介して活動する企業であるか個人であるかを問わず、また、フランスの者であるか外国の者であるかを問わない。）を有する会社をいう。株式会社の株主は、会社への出資額を限度として会社の債務につき責任を負う。

株主は株式会社において最高の権限を有する。株主は、とりわけ、取締役及び法定監査人（commissaires aux comptes）の選任、配当の宣言及び財務書類の承認を行い、会社の解散又は清算及び株式資本の額の変更その他の定款の変更の決定を行うことができる。

株式資本

株式会社の最低株式資本の額は、37,000ユーロであり、設立時に全額支払うか又は設立時に少なくとも50%に満つるまで支払い、その後5年以内に残額を支払うことができる。株式資本は既存の株式について全額が払い込まれている場合にのみ増資することができる。

フランス法上、株式会社の株式資本は流通株式（actions ordinaires）に分類され、例えば、優先配当株（actions à dividende prioritaire）又は優先株式（actions de préférence）等を含む異なる種類の株式を構成することがある。

1株当たりの最低額面金額について法律上の制約はない。一般的に最低額面金額は定款において定められるが、最低資本金額を必ずしも定款に記載する必要はない。株式会社の発行する株式は、記名式又は無記名式である。記名式であれ無記名式であれ、株式の所有は株券によってではなく、会社（記名式株式の場合）又は金融機関（無記名株式の場合）のいずれかに開設された口座における記載によって表章される。

株式を譲渡するためには、株主は口座名義人（当該株式を代理して保有する会社又は（場合により）金融機関）に譲渡指図を出さなければならない。このような譲渡に事前承認（通常は取締役会の事前承認）を要する旨の定款上の規定がない限り、株式は自由に第三者に譲渡することができる。

一般的な原則として、一定の限られた例外があるものの、株式会社の各株式には1票の議決権が与えられている（ただし、無議決権優先株式及び2倍議決権株式又は一時的に議決権が剥奪されている株式を除く。）。

フランス法上、株式は株式会社に対する関係では分割不可能である。株式の共同保有者（co-indivisaires）は株主総会に共同保有者のうちの1人又は代理人1人を出席させる。意見が異なる場合には、最も真摯な共同保有者の要請により裁判所が代理人を任命することができる。

株式に付与されている議決権は定時総会時には株式の実質的保有者（usufruitier）に帰属し、臨時株主総会時には名義権者（nu-propiétaire）に帰属する。

株式の増資又は減資

株式会社には様々な形態の有価証券を発行する権限が与えられている（例えば、株式、異なる種類株式及び持分証券並びに負債性証券）。

株式会社は新株式の発行又は発行済株式の額面金額の引上げのいずれかにより、資本金を増加させることができる。資本金の増加は、取締役会に当該権限及び権能を委任することができる臨時株主総会における株主の議決によってのみ行うことができる。株式は、（a）現金の払込、（b）現物出資又は（c）準備金の資本組入れによりさらに発行することができる。

株式会社は、臨時株主総会に招集された株主が承認した上で、株式の額面金額の切下げ又は発行済株式数の減少により減資することができる。株主間の平等については厳格に遵守しなければならない。同様に、会社は、資本金の減少によって、会社の債権者に不利益を与えてはならない。

増資又は減資がなされたときには商事裁判所書記官にその通知及び改訂された定款（会社の株式資本が更新されているもの）を届け出なければならない。

社債又はハイブリッド証券の発行

取締役会は単独で普通社債の発行を決めることができる。ただし、かかる発行を決定する権限が定款によって株主総会に留保されている場合はこの限りではない。

取締役会は臨時株主総会からの権限の付与に基づき、その所持人に対し転換、交換、償還、ワラント呈示又はその他の方法で会社の資本の一部を表章する株式の引受権を一定の期間又は特定の日に付与する証券を発行することができる。

経 営

フランス法においては、株式会社について2つの経営体制が存在する。

（a）株式会社の経営は、一般的に取締役会が任命する取締役会会長（Président du Conseil）を通じて行われる。（b）非執行監督役員会（株主によって任命された監事会であり、経営委員会（Directoire）を選任し、理論的にはその統制をする。）による経営も選択し得る経営体制として存在するが、フランスではあまり採用されていない。

a. 取締役会

取締役会は株式会社の活動の方針を定め、株式会社の目的の範囲内及び株主総会に留保された権限に従ってその実現を目指す。

目的の範囲内に含まれない場合であっても、第三者との関係では株式会社は取締役会のあらゆる行為に拘束される。ただし、かかる第三者が悪意であることの証明がある場合はこの限りではない。

取締役は株式会社の経営の責任を負う。

取締役会は、とりわけ、以下の権限を委託されている。

- ・株主総会の招集
- ・株式会社の年次報告書、年次事業報告書及び暫定事業報告書の作成
- ・株式会社とその取締役の1人、最高経営責任者又は最高業務責任者の1人の間の自己取引契約の承認
- ・株式会社の社長及び最高経営責任者の選任並びに解任並びに報酬パッケージの制定
- ・取締役報酬の分配

取締役

取締役会は3人以上（定足数の目的上、4人が望ましい。）18人以下の取締役により構成される。しかし、合併の促進のため、合併された株式会社の取締役会は一時的に18人超（3年を期限に24人まで。）の取締役で構成することも可能である。

取締役の報酬は株式会社の株主により毎年制定される一時払いにより構成される。

株式会社とその最高経営責任者、最高業務責任者の1人、取締役の1人、株主の中で10%超の議決権を保有する1人又は企業株主の場合には株式会社を支配する者との間で直接又は媒体を通じて締結されたいかなる契約も取締役会の事前の同意を得なければならない。この審査は2段階で行われる。第一に、取締

役会は契約を特定して承認しなければならない。第二に、当該契約は株式会社の監査役により作成された特別な報告書を精査した後に株主により採決されなければならない。

前段落に記載された者が間接的に利害関係を有する契約についても同様のことが適用される。株式会社と他の企業との間で締結された契約も株式会社の最高経営責任者、最高業務責任者又は取締役の1人が当該企業のオーナー、無限責任組合員、経営者、取締役若しくは監事会の1人である場合又はより一般的に当該企業の経営に何らかの関わりがある場合、株式会社の取締役会の事前の同意を得なければならない。

取締役との特定の種類の自己取引契約は特に禁止されている。従って自己取引の承認手続は適用されない。取締役は以下の行為を禁止されている。

- ・ 株式会社から金銭を借りること
- ・ 株式会社から前払いを受けること
- ・ 株式会社に取締役の第三者に対する債務についての担保提供又は保証をさせること

最高経営責任者、法人の名誉代表、上記の者の配偶者あるいは直近の親族又は取締役のために間接的に行為する者にも同様の禁止事項が適用される。

各取締役は株式会社の経営状態の確認及び評価又は意思決定プロセスの促進に必要な情報を提供するよう株式会社の経営陣に対して請求する権利がある。

取締役会会長

取締役会会長は株式会社の経営権限を有しておらず、法律上の代表権もない。これらの権限は最高経営責任者(Directeur Général)に委ねられている。

しかし、取締役会において同一人物が両職務を兼任する旨決定した場合には、取締役会会長は最高経営責任者の立場で株式会社の総括経営を行うことができる。

取締役会会長の役割は以下を含む。

- ・ 取締役会の職務の組織化及び指揮(会の日程調整、議題の決定、会の進行等)並びに総会への職務内容(会の開催回数、直面した問題等)の情報提供
- ・ 株式会社の経営陣の機能の監督、特に、取締役がその役割を果たすための適所に配置されていることの確認(取締役の知る権利の尊重、取締役の職務執行能力の管理)

取締役会会長は取締役会によって選任される。取締役会会長の任期は取締役の任期(最長で6年)を超えてはならない。

最高経営責任者(Directeur Général)及び最高業務責任者(Directeur Général Délégué)

最高経営責任者(Directeur Général)及び最高業務責任者(Directeur Général Délégué)は個人でなければならない。取締役であるか否かは問わず、取締役会によって選任される。

最高経営責任者は第三者との取引において株式会社を代表する。定款に最高経営責任者の当該行動について定めがなくその権限に制限が設けられている場合(合議体としての取締役会にのみ決定権が付与されている場合等)でも、株式会社は最高経営責任者の行為に拘束される。第三者に対してはその制限を対抗することはできない。

株式会社は複数の最高経営責任者(Directeur Général)を選任することはできない。しかし、最高業務責任者(Directeurs Généraux Délégués)であれば5人まで選任することが可能である。

取締役会は最高経営責任者(Directeur Général)をいつでも解任することができる(取締役会会長の提案なしでも可能である。)。しかしながら、当該解任に妥当な動機がないときは損害賠償につながる可能性がある(ただし最高経営責任者及び取締役会会長が同一人物である場合は、妥当な理由を呈示する必要がない。)。

最高業務責任者は第三者に対して最高経営責任者と同等の権限を持つ。取締役会によりかかる権限についての制限が決定された場合には、当該制限は第三者に対抗できない。

b. 監事会及び経営委員会

この経営体制においては、統制及び経営は2つの組織に分けられている。株主によって選任される執行権を有さず株式会社の経営を統制する監事会（Conseil de surveillance）及び監事会において選任される経営委員会（Directoire）である。

監事会及び経営委員会は完全に別組織であるとされ、両方のメンバーを兼任することはできない。

この体制と上記に記載の取締役会との主要な相違点は、監事会のメンバーは株式会社の起こりうる経営の過誤についての責任を個人的には負うことがないことである。一方、経営委員会のメンバー（株主でなくても良い。）は経営の過誤について個人的に責任を負う。

実務上、このような体制はフランスではあまり採用されていない。

株主の権利

（イ）株主総会

株主総会とは、株式会社における最高の意思決定機関である。株主総会において、株主は取締役及び監事会のメンバーを指名、解任又は変更する。株主総会は配当金分配決定の前提となる株式会社の計算の承認又は却下をする監査役の選任も行う。また、株主総会は株式会社の株式資本の変更、株式会社の定款の改訂及び株式会社の解散の承認を行う唯一の機関である。

株主総会（assemblée générale des actionnaires）は、とりわけ、取締役又は監事を選任し、会社と会社のシニア・エグゼクティブ又は取締役との間で締結した契約を承認し、前事業年度における会社の業務に関する取締役会（又は経営委員会）及び監査役の報告書を受領し、かかる事業年度の計算書類を承認するために、少なくとも年1回開催される。他の株主総会は随時招集することができ、かかる株主総会は臨時株主総会（assemblée générale extraordinaire des actionnaires）といわれ、株式会社の組織の根本的な変更により株主による定款変更の承認又は授權資本の変更を行う必要がある場合に開かれる。その他の株主総会は定時総会（assemblée générale ordinaire des actionnaires）という。

定時総会

定時総会は、「通常」の決議、例えば、取締役の選任及び解任、監査役の選任、計算の承認、登録事務所の移転の承認等を行う権限を有する。

定足数は株式会社の議決権がある株式数の5分の1以上（BFCMの場合4分の1以上）を有する株主又は代理出席者により構成される。第2回目の総会（第1回目が定足数を満たさなかったため開催される。）においては定足数は存在しない。株主は定時総会に出席の株主又は代理出席者の多数決によって普通決議事項の決議をする。投票の棄権は反対票として扱われる。郵送による投票も可能である。

臨時株主総会

臨時株主総会は株式会社の定款の改訂に繋がる決議を行う独占的権限を持つ。臨時株主総会は株式資本による資金調達を可能にする有価証券の発行についての権限又はその権限を取締役会若しくは監事会に委託する権限を有する。

定足数は株式会社の議決権がある株式数の4分の1以上（BFCMの場合2分の1以上）（第2回目の総会においては5分の1以上（BFCMの場合4分の1以上））の株主及び代理出席者により構成される。臨時株主総会においては出席又は代理出席している株主の3分の2の賛成票が必要となる。

株主の出資額の増額は全て株主の全員から承認されなければならない。

定款により数種類の株式が定められている場合は、全株主に適法に通知された臨時株主総会の承認がなければ数種類の株式の権利内容に変更を加えることができない。さらに関係する種類の株式を有する株主の臨時的種類別集会により当該決議が承認されなければならない。

（ロ）議決権

いかなる株主総会においても、一般に1株当たり1票の議決権が認められている。しかしながら、議決権のない株式や2倍議決権が与えられる株式もある。株主間契約、議決権信託、投票プール制、撤回不能の代理権その他の株主の自由な議決権の行使を制限する措置は禁止されている。株主は、他の株主又は配偶者に対してのみその保有する株式の議決権を行使する権限を付与する委任を与えることができる。かかる委任は、1回の株主総会についてのみ有効である。株主は議決権行使について2つ以上の委任を受けることができる。株主が誰がどのように議決権を行使するかを特定せずに委任し

た場合、株主総会の議長がかかる株主のために議決権を行使する権限を有する。ただし、この場合は自動的に、議長は取締役会又は経営委員会によって提案又は支持されている決議に賛成票を投じ、その他全ての決議には反対票を投じたものとみなされる。

(ハ) 配当

会計年度の利益から前会計年度より繰り越された損失、法定準備金に積立てられる金額及び法律に基づき準備金に積立てられるその他金額の合計を差引いたものが配当可能利益となる。

株主総会における決定（取締役会の提案による）に従って、配当可能利益から法定準備金への繰越又は積立額を控除するものとする。控除後の配当可能利益の残高は配当金として株主の保有する株式の額面金額に按分して均等に分配されるものとする。

配当は年次株主総会において株主により承認されなければならない、株主総会により前事業年度の会社の計算書類が承認され、配当可能利益の額が決定されてはじめて行われる。かかる手続がとられない唯一の例外として、会社により中間配当（acomptes sur dividendes）が行われる場合がある。中間配当は一定の場合において、随時事業年度の途中に取締役会又は経営委員会により行われる。配当決議の日における株主は全て、原則として配当を受けることができる。

(ニ) 解散及び清算

株式会社はいくつかの事由により、強制的に解散されることがある。存続期間の満了時、株式会社が企業目的を達成した場合若しくは企業目的達成が不可能になった場合、破産手続において法律上の清算が命じられた場合、定款における解散の規定に該当した場合又は臨時株主総会において株式会社の解散が決議された場合である。上場株式会社は、利害関係にあるいずれかの当事者の申立により株式会社の株主数が1年超の間7人未満であることが判明した場合、地方商事裁判所の裁判官の決定により強制的に解散されることもある。

さらに、実際の資本が表示資本の50%未満に減少した場合には、株式会社は解散するか又は株主が株式会社に資本注入をしなければならない。

株式会社の解散が決定した場合、すぐに清算手続がとられる。

清算は、会社資本の過半数にあたる株式を有する株主により又は商事裁判所により株式会社の解散が命じられた場合には、当該裁判所により選任された単独又は複数の清算人により行われる。清算人は、公示手続を行い、会社の資産を整理し、会社の残債務を全て支払う。

会社の全ての負債及び優先的な受益権を有する全ての株主に対する支払が行われた後に、清算人は、株主に対し、会社の資産を分配することができる。

清算が終了するときに、清算人は清算を承認し、会社の清算を完了させるために株主総会を招集する。かかる総会後、会社は法人格を喪失することとなる。

c. クレディ・ミュチュエル・グループ

クレディ・ミュチュエル・グループは、統括機関であるコンフェデラシオン・ナショナル・デュ・クレディ・ミュチュエル（以下「CNCM」という。）の下に参集しているクレディ・ミュチュエルのネットワーク及びその全ての子会社のための、フランスにおける銀行及び保険サービスの主要なサプライヤーである。CNCMIは、クレディ・ミュチュエル・グループ（その中心的銀行は、その資金調達手段としての役割を果たす。）の利益を守る責任を負っている。

クレディ・ミュチュエルは、1947年9月10日法律に準拠している共同銀行であり、その資本を保有し、民主的に機能する方法に基づいてその戦略を指示する構成員に帰属している。

地域グループ

クレディ・ミュチュエル・グループは、クレディ・ミュチュエル・アグリコル・エ・ルーラル（CMAR）の連合体及び18の連合体からなる次の5つの地域グループで構成されている。

- ・ CF de CMを中心とする13の地域連合体からなるクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル
- ・ クレディ・ミュチュエル・アルケア（Crédit Mutuel Arkéa）グループ並びに共同でケス・アンテルフェデラル・クレディ・ミュチュエル・アルケア（Caisse Interfédérale Crédit Mutuel Arkéa）を形成するその2つの地域連合体、すなわちブルターニュ（プレスト）及びシュデスト（ボルドー）
- ・ クレディ・ミュチュエル・メヌ・アンジュー（Crédit Mutuel Maine-Anjou）、バス・ノルマンディ（Basse-Normandie）地域グループ（ラヴァル）

- ・ クレディ・ミュチュエル・ノール・ユーロップ (Crédit Mutuel Nord Europe) 地域グループ (リー
ル)
- ・ クレディ・ミュチュエル・オセアン (Crédit Mutuel Océan) 地域グループ (ラ・ロシュ - シュル -
ヨン)

連合銀行は、CF de CM及びケス・アンテルフェデラル・クレディ・ミュチュエル・アルケアの場合と同様、相互に連携することができる。地元銀行及び地元銀行が株主となっている連合銀行は、地域連合体の構成員である。連合体は、その地域においてクレディ・ミュチュエルを代表する戦略及び統制機関である。連合銀行は、流動性管理等の財務機能のほか、技術及びITサービスを提供する。連合体及び連合銀行は、地元銀行が選出する取締役会により管理される。

コンフェデラシオン・ナショナル・デュ・クレディ・ミュチュエル (CNCM)

CNCMは、フランス通貨金融法との関連においてネットワークの中心的機関となっている。18の地域連合体、クレディ・ミュチュエル・アグリコル・エ・ルーラル (CMAR) の連合体、ケス・サントラル・デュ・クレディ・ミュチュエル (Caisse Centrale du Crédit Mutuel) (CCCM) 及びCNCMがリストに掲載している会社は、CNCMに加盟している。

CNCMは、その監督機関である欧州中央銀行 (ECB) の要請に従い、その構成並びに業務及びガバナンスの改変を続けてきた。2020年にCNCMは、破綻処理当局の要請に従い、全国レベルで、連帯及び破綻処理メカニズムの明確化を行った。

信用機関として構成されている国営金融機関であるCCCMは、クレディ・ミュチュエルの財務上の連帯に疑いが生じた際に使用することを目的とした介入基金を管理している。その資本は全てのクレディ・ミュチュエルの連合又は連合間銀行により保有されている。

クレディ・ミュチュエル・グループ内における連帯

クレディ・ミュチュエルの連帯スキームは、債務不履行を阻止するため、CNCMの全ての加盟会社の持続的な流動性及び支払能力を確保することを目的としている。当該スキームは、地域グループ・レベル及び連合レベルで設定される一連の規則及びメカニズムを基礎としている。

CNCM加盟会社間の連帯は無制限である。

地域グループ・レベルで適用される規定

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの連帯メカニズムは、構成員が引き受けた持分の額面価額を上限とする構成員の連帯責任に関する法規定とは別に、フランス通貨金融法第R.511-3条に基づいている。

各連合は管轄地域内の地元銀行間の連帯メカニズムを定めなければならない。

このメカニズムは、地元銀行が長期的な赤字を回避し及び/又は悪化した状況を立て直すことを可能とするものでなければならない。このメカニズムは、拠出及び補助金によって維持される連合基金を通じて、加盟銀行の利益の均等化を確保するものである。拠出義務は、関連ある連合基金の有効な規則に従って、全ての基金 (連合又は連合間基金を含む。) に適用されるか又は成績が良好な基金だけに適用される。均等化を維持する拠出及び補助金は、年度中に認識された損失と税務上の繰越欠損金の補填に充てられる。均等化補助金には、持分に対する報酬の支払いに必要な金額が含まなければならない。連合基金からの補助金は通常返済される。

「*Décision de caractère general*」 (DCG) で定義される地域グループ・レベルの再編措置の実施

毎年見直され更新されるメカニズムによって、地域グループは、CNCM取締役会が採用したリスク選好フレームワークに含まれる多数の主要指標をモニターし、指標を超過した場合には再編計画に定められた是正措置を実施することが可能になる。

困難に陥った場合には、CNCMの監督の下で、地域グループは、再編計画の実施及びその他の理由で別の地域グループの支援を要請することができる。

地域連帯の解決策が策定されていない若しくは再編計画に定められた時間内に主要指標の遵守を回復できない場合又は客観的証拠によりかかる解決策の実施が不十分であることが事前に示唆される場合には、全国レベルの連帯メカニズムを実施する。

全国レベルで採用される規定

CNCMは、とりわけ、そのネットワークの団結及び加盟機関の適切な機能を確保する責任を負っている。
CNCMは、この目標に向かって、特にかかる各加盟機関及びネットワーク全体の流動性及び支払能力を確保するために、必要な全ての措置を講じなければならない（フランス通貨金融法第L.511-31条）。
地域グループ・レベルのメカニズムが、最終的に、あるグループが直面する潜在的困難に対処するのに不十分である場合には、CNCMの取締役会は、DCGによって定められた条件に従って、必要な全ての介入を決定することができる。

（２）【提出会社の定款等に規定する制度】

商号：フランス相互信用連合銀行（B F C M）

設立の場所及び登記番号：ストラスブール TI 355 801 929

APE/NAFコード（フランス）：6419 Z

BFCMの設立年月日及び存続期間：

BFCMは1933年6月1日付でバンク・モゼラーヌ（Banque Mosellane）という商号で設立された。会社の存続期間が延長された場合又は早期に解散した場合を除き、当行は2032年6月1日をもって解散する。

登録事務所、法律上の形態、当行の活動に適用される法令、設立国及び登録事務所の電話番号：

BFCMは取締役会を設置するフランスの株式会社（Société Anonyme à Conseil d'Administration）である。金融機関及び株式会社として、当行は法定監査人として公式に登録された監査法人2社の監査を受ける。この監査人は株主総会においてフランスの銀行委員会の承認を条件として、6年を任期として選任される。

BFCMは株式会社に適用されるフランス商法及びフランスの金融機関に適用ある法律（大部分はフランスの通貨金融法に規定される。）に準拠する。BFCMはフランス銀行連合の会員である。

BFCMに関連する法的文書は当行の登録事務所（フランス、ストラスブール67000、リュ・フレデリック・ギヨーム・ライプアイゼン4、電話番号 +33 (0)3 88 14 88 14）で閲覧可能である。

会社の目的（定款第2条）

当行の目的は以下のとおりである。

- ・その事業の範囲内において、ケス・ド・クレディ・ミュチュエル（Caisses de Crédit Mutuel）、ケス・フェデラル・ド・クレディ・ミュチュエル・サントル・エスト・ユーロップ（Caisse Fédérale de Crédit Mutuel Centre Est Europe）、フェデラシオン・デュ・クレディ・ミュチュエル・サントル・エスト・ユーロップ（Fédération du Crédit Mutuel Centre Est Europe）と共に形成するグループの多様化する活動を組織化し、発展させること
- ・当行自身及び第三者のため又はフランス及びフランス国外と共同して、あらゆる銀行業務及びそれらに関連し付随する業務を行い、保険仲介業務及びより一般的な保険仲介分野におけるあらゆる活動並びに施行されている法令に従ってなされる銀行の活動分野に含まれる一切の業務を行うこと
- ・新規企業立ち上げ、会社の拠出、株式若しくは株式持分の買取り若しくは引受け、合併、提携、株式保有又はシンジケートの保証その他の方法により、フランス又はフランス国外の一切の企業の株式を直接又は間接に取得又は管理すること
- ・上記記載の目的に直接若しくは間接的に則し又は銀行の事業分野に含まれる一切の金融・産業・商業・不動産及び不動産業務を全般的に遂行すること
- ・フランスの通貨金融法に準拠する投資サービスを提供することもその目的としている。

当行の株式は、クレディ・ミュチュエル・グループの一部である。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルにおける当行は、レゾンデートルを「共に、耳を傾け、行動すること」としている。

コンフェデラシオン・ナショナル・デュ・クレディ・ミュチュエルへの加盟

当行は、コンフェデラシオン・ナショナル・デュ・クレディ・ミュチュエルに加盟し、この加盟によって生じるあらゆる特権を有し、義務を負う。

会計年度

当行の会計年度は各暦年の1月1日から12月31日までとする。

利益の処分（定款第40条）

各会計年度について法定の準備金を積み立てた後、株主総会が承認した財務書類に分配可能な利益がある場合、株主総会がかかる利益について、一つ又は複数の準備金に積み立てる（その積立金及び用途は株主総会において決定される。）か、内部留保として利益を留保するか又はその分配を行うかの決定をするものとする。

配当が行われる場合には、かかる分配は、まず直近の会計年度の利益から引き出されるものとする。

自由に処分できる準備金の存在を認識した後、株主総会は準備金を取り崩して行う配当を決定することができる。この場合、株主総会での決議は、取り崩される準備金を明確に特定しなければならない。

各会計年度の財務書類を承認する株主総会は、施行されている法令に従い、分配される配当の全部又は一部につき現金の支払又は株式の交付のいずれによるかのオプションを各株主に付与することができる。

取締役会は、配当を現金の支払又は株式の交付のいずれによるかの選択権を各株主に付与して中間配当を行うことができる。

株主総会

株主総会は取締役会が登録事務所の所在地において法律上の公告に適したものとして認知される刊行物において通知を公告することによって招集するものとする。かかる招集通知は個別の文書としても複製され、登録株式を当該公告が行われる現在において最低1ヶ月保有している株主に普通郵便で送付される。

株式資本は普通株式によって構成されていることから一定の例外を除き原則として各株式につき1票の議決権が付与されている（一定の状況下において一時的に議決権が剥奪される株式を除く）。

2倍議決権は存在しない。

提出会社に関する追加の特定の規定

株主の構成

株主の承認条件（定款第10条の抜粋）

当行の株主は以下の者のみとする。

- (1) フェデラシオン・デュ・クレディ・ミュチュエル・デュ・サントル・エスト・ユーロップ（Fédération du Crédit Mutuel du Centre Est Europe）、ケス・フェデラル・ド・クレディ・ミュチュエル（Caisse Fédérale de Crédit Mutuel）及び保険相互会社であるアシランス・デュ・クレディ・ミュチュエル・ヴィ（Assurances du Crédit Mutuel - Vie）
- (2) ケス・ド・クレディ・ミュチュエル（Caisses de Crédit Mutuel）並びにその他のCF de CMの協力及び相互組織会員
- (3) 1958年10月16日付法令、第5-1条3号及び4号に規定される県別又は県間の地元相互金庫及びケス・サントラル・デュ・クレディ・ミュチュエル（Caisse Centrale du Crédit Mutuel）。上記(2)及び(3)に規定され、一つ又は複数の県内及び県間の地元相互金庫によって支配される、事業体の子会社又は株主。
- (4) 当行の取締役

上記記載のカテゴリーのいずれにも属さない個人又は法人で引き続き当行の株式を所有する者は、個別の地位においてその株式を保持することができる。

シャンブル・シンジカル・ド・ラ・フェデラシオン・デュ・クレディ・ミュチュエル・サントル・エスト・ユーロップ（Chambre Syndicale de la Fédération du Crédit Mutuel Centre Est Europe）及びケス・フェデラル・ド・クレディ・ミュチュエル（Caisse Fédérale de Crédit Mutuel）の総会の承認を得た場合においてのみ本条の規定を改訂することができる。

当行株式の譲渡

当行の株式は完全に譲渡可能であるが、保有株式の譲渡は上記の要件を満たした法人又は個人の間に
おいてのみ取締役会の承認を得た上で行うことができる（定款第11条）。

経 営

BFCMはフランス法の関連する規定を実行し、現行の定款によるとBFCMは取締役会により運営され、その
経営は取締役会会長及び最高経営責任者を兼任する単一の人物に委ねることを決定した。

BFCMの定款に基づき、取締役会は最低3人で最高18人の取締役を構成し、その取締役は選任された日
を含む3年間を任期とする。

取締役会に関連する適用あるフランス法の詳細については上記（1）「提出会社の属する国・州等に
おける会社制度」を参照。

株主総会

株主総会は、以下の条件に基づき、かかる株主総会開催日の遅くとも丸3日以前に自己の名前で登録
された株式を有する全ての株主により構成される。

株主総会へ参加するための証明は、フランス商法典の規定第L.228-1条に従い、株主総会に先立つバリ時
間の第3営業日の午前0時に、株主の名前又は株主の代理として登録されている仲介機関の名前の株式の
口座記録を当行によって管理されている記名株式の口座又は公認の仲介機関により保有されている無記名
式株式の口座に登録するという形をとる。

どの株主も、他の株主に、株主総会においてかかる株主を代表する代理権を与えることができる。法人
株主は、その法定代理人又はかかる法定代理人によりその目的のために任命された者を通して株主総会に
参加する。

株主総会は、法令の規定に従って招集及び投票される。

全ての株主総会の議題は招集通知者によって決められる。

ただし、1人以上の株主は法律で定められた条件に基づいて、決議案を議題に入れることを要請するこ
とができる。

株主は、法律に定めるとおり、株主が指名した取締役の辞任又は交代に関する議題を除き、議題として
記載されていない事項について決議することはできない。

全ての株主総会は当行の登録事務所又は招集通知に明記された他の場所で開催される。

また、株主総会は、総会招集時に通知の起草者が決定した場合、有効な規則及び社内規程（もしあれ
ば）に定める状況及び条件に従って、ビデオ会議又は参加者を特定することが可能な遠距離通信手段によ
り開催することができる。

ただし、臨時株主総会の場合、株式資本の少なくとも5%に相当する1名又は複数の株主は、総会招集
後に、前項に定める株主総会への参加方法の制限的な利用に対して異議を唱えることができる。

定款においてさらに厳しい定足数規則がある場合を除き、決議は法定定足数及び投票規則に基づいて株
主総会で採択される。定足数及び投票規則並びに定時総会及び臨時株主総会の権限に関する規則について
は上記「（1）提出会社の属する国・州等における会社制度」を参照。

定足数及び議決権の過半数の計算には、適用法に従い、ビデオ会議又は本人としての照合が可能である
遠距離通信の方法を通して株主総会に出席する株主を含むものとする。

全ての株主総会において、取締役会会長が議長を務め、会長が欠席又は参加不可能な場合には取締役会
でその目的のために委任された取締役がこれに代わる。

株主総会において指名され、その意志のある2名の株主が投票集計係（scrutateur）を務める。

上述の役員は総会の秘書役を任命する。かかる秘書役は株主である必要はない。

出席者リストは全ての株主総会において法に従って保持される。

株主総会の役員は、代理により出席した株主の委任状及び郵便により受領した投票用紙を出席者リスト
に添付する。

株主及び代理機関が正式に加えられた出席者リストは、総会の役員によって認証される。

全ての株主は、法律の規定に従い、郵便により投票することができる。

全ての株主総会において、出席する各株主は、法律の規定によるものを除き制限なしでかつ定款の規定
に従い、所有又は表章する株式数と同数の議決権を有する。

株主の決定は、全て法令の規定に従い、番号と署名が連続して付され、特別な帳簿に綴じられたルーズ
リーフ用紙に記載された議事録によって証憑される。

議事録の謄本又は抄本は取締役会会長、最高経営責任者、取締役の1人又はかかる株主総会の秘書役によって有効に認証されるものとする。

法定監査人 (Commissaires aux Comptes)

株主総会は、法律によって定められた監査任務を有する少なくとも法定監査人2社を選出するものとする。

上述の法定監査人は法律によって定められた資格を有していなければならない。法定監査人は6会計年度の任期で選出され、法律によって定められた一定の例外に基づき再選の資格も有する。

正規の法定監査人の死亡、執行不能、任務の拒否又は辞職の場合には、1人又は複数のこれに代わる法定監査人が選出される。

2【外国為替管理制度】

フランスにおける外国投資

本書の日付現在、当行が発行した社債（以下「本社債」という。）の購入若しくは取得又は当行による本社債に関する利息及び償還額の送金に関して、フランスの外国為替管理規制はない。

3【課税上の取扱い】

（1）フランスにおける課税

以下は、日本における課税並びに1995年3月3日付の「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約」（以下「租税条約」という。）及び2007年1月11日付の議定書（日本とフランスが2018年9月26日に提出した留保及び通告に基づき、税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約による修正を含む。）の目的上の日本国居住者、租税条約の利益を享受する権利を有する者及び本社債のために日本国外の恒久的施設又は固定的拠点から行為していない者（以下「日本国居住社債権者」という。）が本社債を取得、保有及び処分した場合の重要なフランス税効果の概要である。

以下は、発行者の株式を所有しない本社債権者にのみ関連する可能性がある。

以下の説明は、一般的な概要である。この説明は、特定の状況にある本社債権者に関連する可能性のあるフランス税法及び租税条約の全ての点について記載したものではない。

1) 本社債の利息に係る課税

利息及び本社債に関して発行会社に生じたその他の類似の収益の支払は、当該支払が、フランスの一般租税法典 (Code général des impôts) 第238-0A条の意義の範囲内におけるフランス国外の協力的でない国家又は地域 (Etat ou territoire non coopératif)（以下「非協力国」という。）（フランスの一般租税法典第238-0A条 2 bis 2 に記載される非協力国を除く。）においてなされる場合以外は、フランスの一般租税法典第125A 条に規定された源泉課税の対象にはならない。当該本社債に基づく当該支払が非協力国（フランスの一般租税法典第238-0A条 2 bis 2 に記載される非協力国を除く。）においてなされた場合は、フランスの一般租税法典第125A 条に基づき75%の源泉課税が適用される（ただし、一定の例外及び租税条約のより有利な規定に服する。）。

さらに、社債に係る利息及びその他の類似の収益は、それが非協力国において居住するか若しくは設立された者に対して支払われ若しくは発生した場合又は当該非協力国において支払われた場合は、フランスの一般租税法典第238A条に従い発行会社の課税所得から控除されない。一定の条件の下では、控除できない利息及びその他の類似の収益はフランスの一般租税法典第109条以下に従って、みなし配当と位置付けられることがある。その場合、かかる控除できない利息及びその他の収益は（ ）フランス税法上の非居住者である法人への支払には28%（フランスの一般租税法典第219- 条に規定される標準的な法人税率と一致させる。）、（ ）フランス税法上の非居住者である個人への支払には12.8%及び（ ）フランス国外の非協力国（フランスの一般租税法典第238-0A条 2 bis 2 に記載される非協力国は除く。）において行われる支払には75%の税率で、フランスの一般租税法典第119のbis 2 条に規定の源泉課税の対象となることがあるが、一定の例外及び租税条約の規定に服する。

上記にかかわらず、フランスの一般租税法典第125A 条に規定の75%の源泉課税及び（関連ある利息及びその他の類似の収益が真正な取引に関するものであり、異常又は過剰な金額でない限り）非課税所得控除のいずれも、社債の発行の主たる目的及び趣旨が非協力国における利息又はその他の類似の収益の支払を許容するものでないことを発行会社が証明することができる場合は、特定の

社債の発行に関して適用されない（以下「免除」という。）。フランスの行政ガイドライン（Bulletins Officiels des Finances Publiques-Impôts）（B0I-INT-DG-20-50-20140211）に従って、以下のいずれかに該当する場合は、発行会社が当該社債の発行の目的及び趣旨を証明することなく、当該社債の発行には免除が適用される。

（ ）社債が通貨金融法（Code monétaire et financier）のL.411.1条の意義の範囲内における公募により又は非協力国以外の国家における類似の募集に従って募集される場合。ここでいう「類似の募集」とは、外国証券市場当局による又は外国証券市場当局への募集書類の登録又は提出を必要とする募集を意味する。

（ ）社債が規制市場又はフランス若しくは外国の多国間証券取引システムでの取引を承認されている場合。ただし、当該市場又はシステムは非協力国には所在せず、また当該市場の運営は市場運営者若しくは投資サービス提供者又はその他類似の外国事業体により行われているものとする。さらに、当該市場運営者、投資サービス提供者又は事業体は非協力国には所在しないものとする。

（ ）社債が、発行時に、通貨金融法のL.561-2条の意義の範囲内における振替決済制度若しくは証券決済・引渡・支払制度の運営者の決済業務又は1若しくは複数の類似の外国の振替機関若しくは運営者の決済業務に承認されている場合。ただし、当該振替機関又は運営者は非協力国には所在しないものとする。

本社債は、日本の金融商品取引法に基づき、日本の証券市場当局である日本国金融庁関東財務局長に対して本社債の募集の登録を必要とする日本における公募により募集される。したがって、とりわけこの公募により、上記のフランスの行政ガイドラインの記載に従って本社債には免除が適用され、本社債に関して発行会社が行う利息又はその他の類似の収益の支払は、フランスの一般租税法典第125A条に規定の源泉課税の対象にはならない。さらに、当該支払が非協力国に所在の金融機関に開設された口座へ行われた場合又は当該支払が非協力国に設立され若しくは居住する者に対して発生し若しくは支払われた場合は、当該支払はフランスの一般租税法典第238A条に規定の非課税所得控除及び同法典第119のbis 2条に基づく源泉課税のいずれの対象にもならない。

2）譲渡所得税

租税条約に従い、日本国の居住者である本社債権者が保有する本社債の売却又は処分から得る利益は、フランスの租税上課税対象とならない。

3）フランス遺産税及び贈与税

フランスと日本が遺産税及び贈与税に関する条約を締結していないため、贈与又は日本国の居住者である本社債権者の死亡による本社債の承継は、フランス国内法に従い、フランスの贈与又は相続税に服することがある。本社債権者は、本社債の保有につき遺産税及び贈与税が課税されるか否かについて自身の税務顧問に相談することが推奨される。

（2）日本における課税

日本国の居住者及び内国法人が支払いを受ける本社債の利息及び本社債の償還により支払いを受ける金額が本社債の発行価額を超える場合の差額（以下「発行差益」という。）並びに本社債の譲渡により生ずる譲渡益は、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより一般的に課税対象となる。

日本国内に恒久的施設を有しない日本国の非居住者及び外国法人が支払いを受ける本社債の利息及び発行差益は、原則として日本国の課税対象とはならない。日本国内に恒久的施設を有しない日本国の非居住者及び外国法人が本社債を日本国内において譲渡した場合、かかる譲渡から生ずる譲渡益については、原則として日本国の租税は課されない。非居住者又は外国法人の納税義務は、適用される租税条約の規定により、限定され又は免除されることがある。

投資を検討する者は、いずれの場合においても、本社債に関する課税上の結果について自身の税務顧問に相談すべきである。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

以下は経営成績の概要であり、「第一部 企業情報 - 第6 経理の状況 - 1 中間財務書類」に記載の当行の中間連結財務情報と併せて参照すべきものである。

BFCMグループ（連結ベース）

資産 - IFRS

(単位： 百万ユーロ)	2020年 6月30日	2019年 6月30日	2018年 6月30日 (注1)	2019年 12月31日	2018年 12月31日
現金及び中央銀行への預け金	95,425	62,133	60,781	64,764	55,518
純損益を通じて 公正価値で測定 する金融資産	35,049	33,772	18,966	31,819	18,287
その他の包括利 益を通じて公正 価値で測定する 金融資産	36,669	29,363	26,214	30,451	27,194
償却原価で測定 する金融機関等 への貸出金及び 債権	56,518	54,116	57,360	51,675	57,322
償却原価で測定 する顧客への貸 出金及び債権	264,110	247,308	234,948	250,142	244,000
未収還付税	901	725	722	1,029	1,111
繰延税金資産	1,202	1,029	1,163	1,154	1,132
未収収益及び その他の資産	5,773	8,201	8,094	8,149	7,867
資産合計	623,984	565,644	532,711	569,947	535,112

負債及び株主資本 - IFRS

(単位： 百万ユーロ)	2020年 6月30日	2019年 6月30日	2018年 6月30日 (注1)	2019年 12月31日	2018年 12月31日
中央銀行からの 預り金	1	160	31	715	350
純損益を通じて 公正価値で測定 する金融負債	22,685	21,218	6,173	18,854	4,390
償却原価で測定 する金融機関等 に対する債務	53,289	51,296	65,240	39,919	62,197
償却原価で測定 する顧客に対す る債務	247,063	200,687	189,656	217,103	193,459
償却原価で測定 する負債証券	137,479	126,661	114,360	125,110	119,755
未払税金	587	509	452	575	373
繰延税金負債	1,019	1,156	1,103	1,190	958
未払費用及び その他の負債	8,028	10,325	8,994	8,771 (注2)	8,406
保険事業の契約 に関する負債	108,798	108,204	102,941	111,192	102,868
引当金	2,587	2,561	2,593	2,700	2,601
償却原価で測定 する劣後債	8,727	8,724	8,907	8,735	7,724
株主資本合計	31,353	30,881	28,886	32,072	29,654
負債及び株主資 本合計	623,984	565,644	532,711	569,947	535,112

損益計算書 - IFRS

(単位： 百万ユーロ)	2020年 6月30日	2019年 6月30日	2018年 6月30日 (修正再表 示後) (注1)	2019年 12月31日	2018年 12月31日 (修正再表 示後) (注3)	2018年 12月31日 IFRS第9号
銀行業務純益	4,871	5,617	5,222	10,865	10,354	10,354
営業総利益 / (損失)	1,701	2,445	2,135	4,639	4,303	4,303
営業利益	761	1,985	1,821	3,641	3,498	3,498
税引前利益 / (損失)	784	2,023	1,910	3,786	3,664	3,664
法人税	-310	-639	-654	-1,124	-1,224	-1,224
当期純利益 / (損失)	473	1,383	1,256	2,663	2,440	2,440
利益 / (損失) - 非支配持分	96	206	188	380	356	356
グループに帰属 する当期純利 益 / (損失)	378	1,177	1,068	2,282	2,084	2,084

(注1)

会計処理の参照フレームワーク

国際会計基準の適用に関する規則(EC)第1606/2002号及び同基準の採用に関する規則(EC)第1126/2008号に基づき、当期の連結財務書類は、2017年12月31日において欧州連合が採択している国際財務報告基準(IFRS)に従って作成されている。これらの基準には、同日現在採用されていた国際会計基準(IAS)第1号から第41号、IFRS第1号から第13号、並びに関連する解釈指針委員会(SIC)及び国際財務報告解釈指針委員会(IFRIC)の解釈指針が含まれている。これらの指針は、以下の欧州委員会のウェブサイトに掲載されている。

https://ec.europa.eu/info/business-economy-euro/company-reporting-and-auditing/company-reporting/financial-reporting_en#ifrs-financial-statements

財務書類は、フランス会計基準当局のIFRS財務書類に関する勧告第2013-04号において推奨されている書式に従って表示されている。これらは、欧州連合が採用している国際会計基準と一致している。

本中間財務書類は、要約財務書類の公表を認める中間財務報告に関するIAS第34号に準拠して作成されている。本中間財務書類は、2017年の届出書類に掲載されている2017年12月31日終了事業年度の財務書類を補完するものである。

リスク管理に関する情報は、グループの経営者報告書に記載している。

2018年1月1日以降、グループは以下の基準を適用している。

○ IFRS第9号

この基準は、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に置き換わるものである。これは以下について新たな規定を定めている。

- ・金融商品の分類及び測定(フェーズ1)
- ・金融商品の信用リスクの減損(フェーズ2)
- ・ヘッジ会計(マクロ・ヘッジを除く)(フェーズ3)

分類及び測定、並びにIFRS第9号に基づく新たな減損モデルは、2018年1月1日現在の期首財政状態計算書(株主資本への影響)を調整して遡及的に適用されている。比較数値として表示される会計期間の修正再表示は求められない。したがって、グループは、2018年度財務書類をIFRS第9号に従った形式で、2017年度の比較数値なしで表示している。2つの基準の間のポートフォリオの移行及び2018年1月1日現在の株主資本への影響に関する説明は、注記に記載されている。グループは、選択可能なフェーズ3について適用していないため、ヘッジについては欧州連合が採用したIAS第39号に従って認識している。

IFRS第9号の導入は、金融コングロマリット指令により管理される保険部門を除いて、グループの全ての活動に適用される。保険部門での導入は、欧州連合により採用されたIFRS第4号の修正で規定されており、2021年まで延期されている。この延期を利用するためには、一定の条件を満たさなければならない、こ

の条件には、保険セクターと金融コングロマリットの他のセクターの間で、金融商品の認識の中止となるような、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品以外の金融商品の移転を両セクターで行わないことが含まれる。

○ IFRS第15号

この基準は、収益の認識に関するいくつかの基準及び解釈指針（IAS第18号「収益」及びIAS第11号「工事契約」を含む。）に置き換わるものである。ただし、この基準は、リース、保険契約又は金融商品を対象とする基準の適用範囲となる収益には影響を及ぼさない。

IFRS第15号に基づく収益の認識は、売り手に権利があると見込まれる金額について、資産(又はサービス)の支配の顧客への移転を反映している。

このため、基準では、収益の認識時期及び金額を決定するための5つのステップから成るモデルを定めている。

- ・顧客との契約の識別
- ・契約における履行義務の識別
- ・取引価格の決定
- ・履行義務への取引価格の配分
- ・事業体が履行義務を充足した際に収益を認識する

基準を分析し、その潜在的影響を識別した結果、当該基準はグループに重大な影響を及ぼさないと判断した。したがって、事業の収益認識の方法に変更はなかった。

その他の修正は、グループにほとんど又は全く影響を及ぼさなかった。

- ・子会社、共同支配の取決め又は関連会社の持分が売却目的保有資産として分類される場合のIFRS第12号に基づく開示の明確化。
- ・ベンチャー・キャピタル/プライベート・エクイティである事業体が関連会社及び共同支配の取決めについて純損益を通じて公正価値で測定するオプションの適用。IAS第28号の修正では、このオプションは事業体毎に行うことができるとしている。
- ・投資不動産区分への又は投資不動産区分からの移転に関する情報(IAS第40号)。
- ・外貨建取引に関連した前渡・前受対価の取扱い(IFRIC第22号)
- ・IFRS第2号に基づく株式に基づく報酬取引。以下の変更が含まれる。
 - 現金決済型取引の測定における権利確定条件の認識
 - 源泉徴収税について純額決済の特性が含まれる取引
 - 株式に基づく報酬の条件変更で、取引の分類が変更されるもの（現金ではなく資本性金融商品での決済に変更される場合。）

（注2）

会計原則及び会計方針

2.1 会計基準

国際会計基準の適用に関する規則（EC）第1606 / 2002号及び同基準の採用に関する規則（EC）第1126 / 2008号に基づき、連結財務書類は、2019年12月31日において欧州連合が採用している国際財務報告基準（IFRS）に従って作成されている。

全体の枠組みは、以下の欧州委員会のウェブサイトに掲載されている。

https://ec.europa.eu/info/business-economy-euro/company-reporting-and-auditing/company-reporting/financial-reporting_en#ifrs-financial-statements

財務書類は、ANCのIFRS要約報告書に関する勧告第2017 - 02号において推奨されている書式に従って表示されている。これらは、欧州連合が採用している国際会計基準と一致している。

リスク管理に関する情報は、グループの経営者報告書に記載されている。

2019年1月1日より、グループは以下の基準を適用している。

IFRS第16号

IAS第17号及びリース会計関連の解釈指針に置き換わるものとして、欧州連合が2017年10月31日に採用した。

IFRS第16号では、契約がリースとして認められるためには、資産が特定され、借手が当該資産の使用権を支配していなければならないと規定している。

貸手にとっては、採用された規定は従来の基準であるIAS第17号の規定と実質的に変わっていない。
借手については、オペレーティング・リースとファイナンス・リースは単一のモデルに基づいて計上され、以下の項目が認識される。

- リース期間にわたり、リース物件を使用する権利を表す資産
- リース料の支払義務に関連する負債との相殺
- 定額法による資産の減価償却費及び定率法を使用した損益計算書上の支払利息

ただし、IAS第17号に従う場合、オペレーティング・リースについては、借手の財政状態計算書に計上される金額はなく、リース料の支払いは営業費用として表示されることを付記する。

初度適用として、グループは以下を選択した。

- 以下を維持すること
 - 現行の全てのリースにリースの新たな定義を適用すること。従って、契約の範囲は従来と変わらない。
 - 簡便的な遡及アプローチ及び関連する単純化された測定方法を選択すること。特に、2019年1月1日において自動更新の対象となる契約（リース3/6/9など）は、短期契約の例外により除外される。
 - IAS第37号の適用により、金銭的持分に関する契約の引当額に相当する使用权を償却すること。
- 初度適用日において、期間が12ヶ月未満のリース契約及び少額契約（5,000ユーロ以下）の場合は、基準が提案する例外を選択すること。

グループは、初度適用日において、使用权の評価にあたり当初直接コストを除外することも選択した。

グループは、主に不動産リースについては、（自動的に更新されないリースに対する）初度適用時において、その残存耐用年数及び賃貸料に適用される対応する増分借入利率（税金は除く）を用いて、資産計上することになる。

2019年1月1日現在における影響額は以下のとおりである（単位：百万ユーロ）。

資産	2019年1月1日現在
使用权 - 不動産	619
使用权 - その他	2
負債	2019年1月1日現在
リース債務 - 不動産	620
リース債務 - その他	2

使用权は、有形固定資産及びその他の負債でリース債務として認識される。簡便的な遡及アプローチを使用している。基準で認められているとおり、グループは、使用权がリース債務と同等であり、株主資本に影響を与えないように、調整変数（当初直接コストなど）を除外することを選択した（ただし、現地基準適用後のCofidis Portugal（百万ユーロ）を除く）。

契約の履行可能期間の決定に関して、国際財務報告解釈指針委員会（IFRIC）は2019年12月に最終決定を公表した。これに基づき、グループは、商用リース3/6/9と自動更新の契約に採用されている現行の仮定に対するこの決定の影響を、できる限り迅速に分析する。この決定により、上記契約の履行可能期間を見直す結果となり、リース債務と関連する使用权の金額が変更される可能性がある。現段階において、データには公開できるほどの十分な信頼性がない。

IFRIC第23号 - 法人所得税の税務処理に関する不確実性

2017年6月7日に公表されたIFRIC解釈指針「IFRIC第23号 - 法人所得税の税務処理に関する不確実性」は、2019年1月1日に発効した。

この規定は、税務当局が以下を行うという仮定に基づいている。

- 報告された全ての金額を監査する。
- 必要となる全ての文書及び情報の閲覧が可能である。

事業体は、事業体を選択したポジションを税務当局が容認するか否かについての可能性を評価しなければならず、課税所得、繰延損失、未使用税額控除及び税率についての妥当な結論を導かなければならない。税務ポジションに不確実性がある場合（すなわち、事業体を選択したポジションを税務当局が容認しない可能

性が高い場合)、未払金額は、最も可能性が高い金額、又は支払予定額若しくは受取予定額に対する最良の見積りを反映する方法に従った予想金額に基づき評価される。

グループは、この規定の範囲は、法人所得税(当期/繰延)に限定されており、従来の慣例に対する変更が伴うものではないと予想している。現在のところ、リスクは税務調整が行われる際に認識される。こうした調整は、当該事業体自身、関連事業体、又は第三者事業体に関係することがある。

財政状態計算書における影響(当期税金債務に係る引当金の分類変更)は、「第一部 企業情報 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類 - 連結財務書類の注記20 - 引当金及び偶発債務」に明記されている。

金利指標改革に関するIAS第39号、IFRS第9号及びIFRS第7号の改訂

IBOR金利の改革は、銀行の申告データと大幅に減少している基礎となる取引量に基づく、指標及び銀行間取引金利の算出方法において見られる欠点への対応の一環として行われている。

欧州では、2016年に公表され、2018年の初めから適用されるベンチマーク規制(BMR)がある。この改革の主要素は、市場で使用される指標の信頼性を保証及び改善するために、実際の取引に基づいて金利を算出することに基づいている。

2018年1月1日から作成された指標は、現時点でBMR規制に準拠し、規制当局により確認されている。現行の指標は、2021年12月31日まで引き続き使用できる。いずれは、前のベンチマーク指標(LIBOR、EONIA、EURIBORなど)は、新規制に準拠していなければ使用できなくなる。

円滑な移行を確保するために、グループは、法務、商業、組織、ツール、財務/会計領域における影響をリストアップしている。

そのため、2019年第1四半期からプロジェクトモードで作業を開始した。

会計面に関して、グループは、財務情報におけるベンチマーク金利改革の影響について、IASBが実施した全ての作業を観察しており、これは2つの段階に分けられる。

- 第1段階、改革の準備期間：既存のヘッジ関係における潜在的影響への対応(将来の指標に関して不確実性があるため)
- 第2段階、新指標の定義直後の移行期間：特に、ヘッジ関係の認識中止と文書化に関連する質問への対応(特に非有効部分)

2020年1月16日の欧州連合による採用を受けて、グループは、IASBが公表したIAS第39号、IFRS第9号及びIFRS第7号の改訂の早期適用を採用することを決定した。これにより、以下までは、既存のヘッジ関係をこの例外的かつ一時的な状況で維持することができる。

- 新指標の選択及びこの変更の発効日に関して、IBOR金利の改革により生じる不確実性が解消されるまで、又は
- 改革とは無関係の理由によりヘッジが認識中止されるまで。

グループは、EONIA金利(契約におけるESTERへの切り替え日とスプレッド又は調整などの移行手順)、EURIBOR金利(このベンチマーク指標で指標付けされた金融商品の契約上の変更がされるまで)及びLIBOR金利(置き換える金利の不確実性)には、それぞれ不確実性が残るものと考えている。

第2段階に関して、クレディ・ミュチュエル・グループは、金利改革の影響に関する質問への対応についての、IASBからの以下のおおよそのタイムテーブルに注目している。

- 金融資産及び負債の分類と評価について
- ヘッジ関係の指定と第1段階の例外の終了について
- IAS第19号、IFRS第16号及びIFRS第17号への影響について
- 提供される追加情報について

そして、利害関係者は、以下のIASBが公表したディスカッションペーパーでの情報提供を受けている。

- IBOR改革での負債性金融商品の修正における重要な(又は重要でない)特徴の評価、及び認識の中止における会計上の影響に関連する問題
- ヘッジ会計について予想されるIFRS第9号及びIAS第39号の改訂(ヘッジ文書、非有効部分の測定)

グループに影響のない2019年のその他の改訂

IAS第28号の改訂

この改訂は、持分法が適用されない関連会社又は共同支配企業の「その他の持分」に相当する全ての金融商品が対象であり、関連会社及び共同支配企業に対する純投資の一部を構成する長期金融資産が含まれる。(例えば、これらの事業体に対する貸出金など)。この認識は、以下の2つのステップで行われる。

- IFRS第9号(金融資産の償却に関する規定を含む)に従って、金融商品を認識する。

- 次に、IAS第28号の規定を適用し、持分価値が既にゼロに減額されている場合は、持分法適用会社の累積損失額の計上により、帳簿価額が減額される可能性がある。

この改訂の最初の適用時においては、発行体は、比較情報を修正再表示せずに、2019年期首の株主資本で影響額を認識することができる。報告日時点において、グループではこの改訂の範囲に該当するケースを特定していない。

IAS第19号の改訂

この改訂は、勤務費用及び利息純額の算定における制度改訂、縮小又は清算による影響が対象である。制度改訂後、縮小後又は清算後の期間における勤務費用及び利息純額は、これらの事象の認識時に採用した数理計算上の仮定を基に算定されることになる。報告日時点において、グループではこの改訂の範囲に該当するケースを認識していない。

IAS第12号の改訂

この改訂では、資本に分類される金融商品における配当の分配に係る税効果は、純利益／（損失）として認識されなければならないと明記されている。会計上、配当は株主資本から差し引かれる。税務上は、クーポンが控除可能な負債性金融商品である。

ただし、配当に係る税金の影響は、発生元の事象や取引により、その他の包括利益、又は株主資本に分類される場合がある。

グループでは、無期限の証券を資本ではなく負債性金融商品として認識している。現在までのところ、グループはこの改訂による影響を受けていない。

IAS第1号及びIAS第8号の改訂

この改訂は、「重要性がある」の定義を明確にし、これをIFRSの概念フレームワーク及びIFRS基準に一致させている。欧州で採用される場合、その省略、誤表示又は覆い隠した時に、会計主体の提供する財務情報を含む財務書類の一般的な利用において、主要な利用者が、当該財務書類に基づいて行う意思決定に影響を与えることが合理的に予想される場合には、情報は重要性がある（すなわち、相対的に重要である）。

2.2 連結の範囲及び方法

連結主体

グループの親会社はBanque Fédérative du Crédit Mutuelである。

連結の範囲

事業体を連結範囲に含めるか否かの判断基準は、IFRS第10号、IFRS第11号及び改訂IAS第28号により定められている。

グループが支配する又は重要な影響力を及ぼすが、連結財務書類上重要ではない事業体は、連結の範囲から除外される。ある事業体の財政状態計算書の合計又は純損益が、連結計算書又は下位連結計算書（レベル別の連結の場合）の合計に占める割合が1%未満の場合、連結財務書類上重要ではないとみなされる。この定量的基準は相対的なものにすぎず、この基準値に達しているか否かに関わらず、その事業又は予想される動向を鑑みて戦略的投資とみなされる場合、事業体が連結グループに含まれる場合もある。

連結の範囲は、以下からなる。

- **支配下にある事業体**：グループが事業体に対するパワーを有する場合、グループが事業体への関与によって生じる変動リターンに対するエクスポージャーにさらされている又は変動リターンに対する権利を有する場合、及び事業体が獲得するリターンに影響を及ぼすように事業体に対するパワーを用いる能力を有している場合、支配しているとみなされる。グループの支配下にある事業体の財務書類は、全部連結している。
- **共同支配下にある事業体**：共同支配は、契約により合意された事業体に対する支配の共有であり、主な活動に関する決定に支配を共有する当事者の全会一致の合意が求められる場合にのみ存在する。共同支配を行使する2者以上の当事者はパートナーシップを構成し、共同支配事業又は共同支配企業のいずれかとなる。
 - 共同支配事業とは、共同支配を行使する当事者が、当該事業体に対する持分に応じて、資産に対する権利及び負債に基づく義務を有するパートナーシップである。これには、資産、負債、収益及び費用が、当該事業体に対して保有する持分割合に応じて認識されることが伴う。

- 共同支配企業とは、共同支配を行使する当事者が、共同支配企業の純資産に対する権利を有するパートナーシップである。共同支配企業は持分法で会計処理される。

グループの共同支配下にある全ての事業体は、IFRS第11号の定義における共同支配企業である。

- **グループが重要な影響力を有する事業体**：これらは、連結主体により支配されていないが、グループが当該事業体の財務及び営業方針の決定に関与することができる事業体である。グループが重要な影響力を有する事業体の株式持分は、持分法を適用して会計処理されている。

プライベート・エクイティ会社が所有、あるいは共同支配又は重要な影響力を行使している投資は、純損益を通じて公正価値で認識する方法により会計処理されている。

連結の方法

使用した連結方法は、以下のとおりである。

全部連結

この方法では、対象となる子会社に対して保有する株式の価額を当該子会社の資産及び負債に置き換え、非支配株主持分を株主資本及び純利益において個別に表示する。この方法は、対象となる事業が連結主体の事業の延長か否かを問わず、会計上の構造が異なる事業体を含め、支配下にある全ての事業体に用いられる。

持分法

この方法では、所有株式の価額を、対象事業体のうちグループに帰属する資本及び純利益に置き換える。この方法は、共同支配下にあり、共同支配企業に分類される全ての事業体、又はグループが重要な影響力を及ぼす全ての事業体に適用される。

非支配持分

非支配持分は、IFRS第10号で定義されている支配を有さない持分であり、清算時に純資産の配分を受け取る権利を所有者に与えるパートナーシップ持分、及び子会社が発行し、グループが保有していないその他の資本性金融商品が含まれる。

報告日

グループの全ての連結会社の報告日は、12月31日である。

内部取引の消去

内部取引及び残高、並びに連結財務書類に重要な影響を及ぼす内部取引の売上から生じた利益は、消去される。

外貨建勘定の換算

外貨で表示される外国事業体の勘定については、財政状態計算書において報告日の公式為替レートで換算される。為替レートの変動が資本金、準備金、及び利益剰余金に影響を及ぼしたことにより生じた差異は、株主資本の個別構成項目として「為替換算調整勘定」として計上している。外国子会社の損益計算書においては、事業年度の平均為替レートでユーロに換算している。その結果発生した換算による差異は、「為替換算調整勘定」として計上している。外国事業体に対する持分の一部又は全部を清算又は処分した場合、当該金額は損益計算書を通じて認識している。

のれん

公正価値の測定

新規事業体の支配持分の取得日において、当該事業体の資産、負債、及び営業上の偶発債務は、同日における公正価値で測定している。公正価値の調整額は、帳簿価額と公正価値の差額である。

のれん

改訂IFRS第3号に従い、CICが新規事業体における支配持分を取得した場合、IFRSに基づく認識基準を満たす同社の識別可能資産、負債、及び偶発債務は、取得日現在の公正価値で測定しているが、売却目的保有資産（IFRS第5号）に分類された非流動資産はこの限りではなく、売却費用控除後の公正価値と帳簿価額の純額のどちらか低い方の金額で認識している。のれんは、譲渡の対価及び非支配持分の金額から、識別可能な

取得資産及び引受債務として（通常は公正価値で）認識した正味金額を控除した金額と一致する。改訂IFRS第3号では、全部のれん又は部分のれんの認識が認められており、企業結合ごとに個別に選択できる。全部のれんの場合、非支配持分は公正価値で測定されるのに対し、部分のれんの場合は被取得企業の資産及び負債に帰属する価値に対する持分に基づいて測定される。正ののれんは資産として認識し、負ののれんは、直ちに損益計算書において「のれんの価値の変動」で認識している。

既に支配している事業体におけるグループの持分が増加／減少した場合、当該株式の取得原価／売却価格と、取得日／売却日現在の当該株式分にあたる連結株主資本部分の差異を、株主資本で認識している。

被全部連結事業体に関連する場合、のれんは財政状態計算書の個別科目に表示し、持分法適用会社に関連する場合は「持分法適用会社に対する投資」に表示している。

取得に関連した直接費用を含まないのれんは、改訂IFRS第3号に従い純損益で認識される。

のれんについては、グループは定期的に（少なくとも年1回）、減損テストを実施している。このテストは、のれんの価値が下落しているか否かを識別するように設計されている。企業結合に伴うのれんは、企業結合により生み出されるシナジーからの利益を得る可能性のある資金生成単位（CGU）又はCGUグループに配分される。CGU又はCGUグループからの回収可能価額は、使用価値、又は売却費用控除後の公正価値のいずれか高い金額となる。使用価値は見積将来キャッシュ・フローに関して測定し、貨幣の時間価値の現在の市場評価、及び資産又はCGUに固有のリスクを反映した金利で割り引く。のれんの割当先のCGUの回収可能価額が帳簿価額を下回っている場合、差額について減損損失が認識される。これらの損失は損益計算書を通じて認識され、戻入はできない。実際には、CGUの定義はグループの事業の種類に基づいて行っている。

関連会社又は共同支配企業に関するのれんは、持分法を適用する帳簿価額に含まれる。この場合、持分法適用の評価とは別に減損テストを実施しない。回収可能価額（すなわち、使用価値、又は売却費用控除後の公正価値のいずれか高い金額）が帳簿価額を下回った場合、価値の減損を認識し、特定の資産には配分されない。この減損損失の戻入は、後日、持分法を適用する回収可能価額の範囲内で、増加額が認識される。

2.3 会計原則及び会計方針

2.3.1 IFRS第9号「金融商品」

2.3.1.1 金融商品の分類及び測定

IFRS第9号においては、金融資産の分類及び測定は、金融商品の事業モデル及び契約上の条件に依拠している。

貸出金、債権及び取得した負債証券

資産は以下のように分類される。

- 償却原価での測定：契約上のキャッシュ・フローの回収を目的として保有されており、その特性が「基本」契約の特性に類似している場合。下記の「キャッシュ・フローの特性」（回収目的保有モデル）の項目を参照。
- その他の包括利益を通じた公正価値での測定：契約上のキャッシュ・フローの回収と機会があれば売却することの両方を目的としてその金融商品を保有しているが、売買目的で保有していない場合で、その特性が基本契約の特性に類似しており、関連キャッシュ・フローの予測可能性が高いことを黙示的に示している場合（回収及び売却目的保有モデル）。
- 純損益を通じた公正価値での測定
 - （「基本」の基準を満たさない及び／又は「その他」の事業モデルに基づき管理しているため）前述の2つの区分に該当しない場合。
 - グループが純損益を通じて公正価値で測定するという取消不能の選択を当初行った場合。この選択肢は、他の関連商品と関連した会計上のミスマッチを軽減させるために使用される。

キャッシュ・フローの特性

元本の返済と元本残高に対する利息の支払のみを表す契約上のキャッシュ・フローは、「基本」契約と整合している。

基本契約では、利息は主に貨幣の時間価値（マイナス金利を含む）と信用リスクに対する対価を表す。利息には、流動性リスク、資産運用管理費及び利益率も含まれる。

特に契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変更する可能性のある契約条項など、全ての契約条項を分析する必要がある。借手又は貸手が金融商品を期限前に返済するという合意に基づく選択肢は、返済額が基本的に元本残高及び経過利息、並びに該当する場合には合理的な金額の期限前返済違約金の支払を表す場合において、契約上のキャッシュ・フローのSPPI（元本及び利息のみの支払）の基準と整合している。

期限前返済違約金⁽¹⁾は、例として、下記の場合において合理的であるとみなされる。

- 返済された元本に対する比率として表示され、返済された額面金額の10%未満である場合
- 融資実行日と早期返済日の間の指標金利の差異を補償する目的の算定式に従い決定された場合

契約上のキャッシュ・フローの分析では、利息に含まれる貨幣の時間価値が当該商品の契約条項によって変化する可能性が高い場合、参照金融商品の貨幣の時間価値と比較することも必要になる場合がある。例えば、金融商品の利率が定期的に更改されるものの、更改の頻度と利率が決定される期間に関連がない場合（例えば、年率が毎月更改されるなど）、又は金融商品の利率が平均利率に基づいて定期的に更改される場合などがそれにあたる。

金融資産の割引前の契約上のキャッシュ・フローと参照金融商品の割引前のキャッシュ・フローの差異が重大であるか又は重大になる可能性がある場合、その金融資産は基本的とはみなされない。

場合に応じて、分析は定性分析又は定量分析のいずれかとなる。差異が重要であるか否かは、各事業年度について、及び金融商品の残存期間にわたり累積的に評価される。定量分析では、合理的に起こりうると考えられる一連のシナリオを考慮に入れる。このため、グループは2000年にまで遡った利回り曲線を用いている。

さらに、証券化については、保有者間において支払に優先順位があり、トランシェの形式で信用リスクの集中が見られる場合に、個別の分析が行われる。この場合、分析において、グループが投資を行ったトランシェ及び基礎となる金融商品の契約上の特性、並びに基礎となる金融商品の信用リスクに関連したトランシェの信用リスクの検証を行う必要がある。

注意点：

- 組込デリバティブは区分して認識されなくなった。つまり、ハイブリッド商品全体が非基本的とみなされ、純損益を通じた公正価値で認識されることになった。
- UCITSファンド又は集団投資事業（UCI）の受益証券は基本的金融商品ではないため、純損益を通じて公正価値で認識される。

(1) グループは、欧州連合が2018年3月に採用した負の補償を伴う期限前償還条項に関するIFRS第9号の修正を早期適用している。

事業モデル

事業モデルは、キャッシュ・フロー及び収益を創出するための金融商品の管理方法を表す。これは、単純に経営者の意図ではなく、観察可能な事実に基づくものである。事業モデルは事業体レベルで又は金融商品別に評価されるのではなく、金融資産グループが集合的に管理される方法を反映したより高いレベルでの集合的な評価である。事業モデルは当初認識時に決定され、モデルが変更された場合（例外的な場合）に再評価されることがある。

モデルを決定するためには、以下を含む全ての利用可能な情報が考慮されなければならない。

- 事業の業績を意思決定者に報告する方法
- 管理者に対する報酬の算定方法
- 過去期間における売却の頻度、時期及び金額
- 売却の理由
- 将来の売却の予測
- リスクの評価方法

「回収目的保有」事業モデルについては、当該基準において許容される売却の例が明示的に定められている。

- 信用リスクの増大に関連する場合
- 満期間近、及び額面に近い価額である場合
- 例外的な場合（流動性ストレスに関連するなど）

こうした「許容された」売却は、ポートフォリオにおいて行われる売却のうち重要性があり頻繁に行われる特性の分析には含まれない。頻繁及び／又は重要性がある売却はこの事業モデルには整合しない。さらに、規制又は財務フレームワークの変更に関連する売却は、当該売却が「頻度が低い」ものであることを示すため、案件ごとに文書化される。

その他の売却については、有価証券ポートフォリオの満期に基づいて基準値が定義されており、例えば満期の平均が8年の場合2%となっている（グループは貸出金を売却しない）。

グループは主に、金融資産からの契約上のキャッシュ・フローの回収に基づきモデルを開発しており、これは特に顧客融資に適用される。

また、金融資産からの契約上のキャッシュ・フローの回収及びその資産の売却に基づくモデル、並びにその他の金融資産、特に売買目的保有の金融資産のモデルに従って金融資産を管理している。

グループ内では、「回収及び売却目的保有」モデルは、主として自己勘定のキャッシュ・マネジメント及び流動性ポートフォリオの管理に適用される。

売買目的保有金融資産は、当初取得時において短期間で売却する意図で取得した有価証券のほか、一括管理され、かつ、短期的な利益確定について最近の実際の傾向を示す証拠がある有価証券ポートフォリオの一部である有価証券により構成される。

償却原価で測定する金融資産

主に以下のものが含まれる。

- 現金勘定、預金並びに中央銀行及び金融機関との間の要求払貸出金及び借入金からなる現金及び現金同等物
- 純損益を通じて公正価値で測定しない金融機関へのその他の貸出金及び顧客への貸出金（直接付与又はシンジケート・ローンの持分）
- グループが保有する有価証券の一部

この区分に分類される金融資産は通常、支払純額である公正価値で当初認識される。実行した貸出金に適用する金利は、大多数の競合行が適用する金利に合わせて常に調整されるため、市場金利を示すとみなされる。

その後の報告日において、資産は実効金利法を用いて償却原価で測定される。実効金利とは、金融商品の見積存続期間にわたり将来の現金支払額又は受取額を金融資産又は負債の正味帳簿価額まで正確に割引く利率である。実効金利は、貸出金の将来の損失を考慮に入れない見積キャッシュ・フローを考慮に入れており、利息として取り扱われる支払手数料又は受取手数料、並びに直接関連する取引費用、全てのプレミアム及びディスカウントが含まれる。

有価証券については、償却原価はプレミアム及びディスカウントの償却並びに重要な場合には取得コストを考慮に入れている。有価証券の売買は決済日に認識される。

受取利息は、損益計算書の「受取利息及び類似収益」において計上される。

貸出金の設定に直接関連し、利息の構成要素として扱われる受取手数料又は支払手数料は、実効金利法を用いて貸出期間にわたって認識され、損益計算書において利息項目として計上される。

貸出金の商業上の再交渉に関連する受取手数料は、複数会計期間にわたり認識される。

債務者が直面する財務上の困難により貸出金が条件緩和された場合には、契約の更改につながる。欧州銀行監督機構によるこの概念の定義を受けて、グループはこの概念を会計上の定義と健全性の定義が一致するように、情報システムに組み込んだ。

償却原価で測定される資産の公正価値は、各報告期間の期末の財務書類の注記で開示しており、債務者固有の発行体の費用を加味し、かつゼロ・クーポンの利回り曲線を用いて見積った将来キャッシュ・フローの正味現在価値に相当する。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

グループは貸出金を売却しないため、この区分には有価証券のみが含まれる。これらは、取得時、決済日及びその後処分されるまでの報告日に、財政状態計算書において公正価値で認識される。公正価値の変動は、未収収益を除き、株主資本の個別勘定「未実現又は繰延損益」に表示している。株主資本におけるこれらの未実現損益は、処分又は持続的な減損の場合にのみ損益計算書において認識される（注記2.3.1.7「金融資産及び負債の認識の中止」及び注記2.3.1.8「信用リスクの測定」を参照）。

未収収益又は受取収益は、実効金利法を用いて損益計算書の「受取利息及び類似収益」において認識される。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

これらの資産は、当初認識時及びその後処分されるまでの報告日に、財政状態計算書において公正価値で認識される（注記2.3.1.7「金融資産及び負債の認識の中止」を参照）。公正価値の変動は、損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」において認識される。

2018年度以降、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る受取収益又は未収収益は、損益計算書において受取利息もしくは支払利息で認識される。この利息は従来、「純損益を通じて公正価値で測定する

金融商品に係る純損益」の項目に表示されていた。この変更は、短期活動計画（STE）の一環として、欧州中央銀行（ECB）へ提出された規制報告書との整合性を保ち、受取利息及び支払利息について明確化するため導入された。

2019年に、売買目的金融商品に係る受取利息及び支払利息をより適切に反映させるために、グループはまた、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品の一部に係る受取利息及び支払利息を銀行業務純益において認識及び表示する方法に見直し、特に以下のような修正再表示を行った。（ ）スワップ取引に係るレグの貸借において全体を相殺して利息を計上すること、（ ）ヘッジ手段のデリバティブからの利息を「ヘッジ手段のデリバティブに係る収益及び費用」区分に分類変更すること。この結果、こうした定義を使用して表示された2019年12月31日における受取利息及び支払利息との比較可能性の目的から、2018年12月31日現在で公表された数値は、「第一部 企業情報 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類 - 連結財務書類の注記24 - 受取利息及び支払利息」で修正再表示された。

純損益を通じて公正価値で測定する有価証券の売買は、決済日に認識する。取引日から決済日までの間の公正価値の変動は、純損益において認識される。

取得した資本性金融商品

取得した資本性金融商品（とりわけ株式）は、以下のように分類される。

- 純損益を通じた公正価値での測定
- 任意で、その他のリサイクルされない包括利益を通じた公正価値での測定（売買目的で保有されない場合に、当初認識時に取消不能の選択をした場合）

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

株式及びその他の資本性金融商品は、取得時及びその後処分されるまでの報告日に、財政状態計算書において公正価値で認識される。公正価値の変動は、株主資本の個別勘定「未実現又は繰延損益」に表示している。株主資本に計上されたこれらの未実現損益又は繰延損益は、売却されたとしても損益計算書において認識されることはない（注記2.3.1.7「金融資産及び負債の認識の中止」を参照）。変動利付証券に係る受取配当金のみが損益計算書の「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損益」において認識される。有価証券の売買は決済日に認識される。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

資本性金融商品は、純損益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品と同じ方法で認識される。

2.3.1.2 金融負債の分類及び測定

金融負債は以下の2つの区分の1つに分類される。

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

- 認識当初からヘッジ手段として適格でない公正価値がマイナスであるデリバティブを含む、売買目的で発生した金融負債。
- グループが純損益を通じた公正価値での測定に当初分類した非デリバティブ金融負債（公正価値オプション）。これには、以下のものが含まれる。
 - 1つ又は複数の分離可能な組込デリバティブを含む金融商品
 - 公正価値オプションを適用しなければ、会計上の取扱いが他の関連する金融商品に適用される会計上の取扱いと合致しなくなる金融商品
 - 公正価値で測定及び管理される金融商品のプールに属する金融商品

純損益を通じて公正価値で測定することを任意に指定された債務に関わる自己の信用リスクから生じる公正価値の変動の認識は、組替えられることのない資本の未実現又は繰延損益において認識される。グループは自己の信用リスクについて問題をほとんど認識していない。

償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債は、その他の非デリバティブ金融負債で構成される。これらには、顧客及び金融機関等に対する債務、負債証券（譲渡性預金証書、銀行間商品、社債等）並びに純損益を通じて公正価値で測定することを選択されていない期限付又は無期限の劣後債が含まれる。

劣後債は、債務者の資産を清算する場合、他の債権者による請求が終了した後でなければ返済されることがないため、他の負債証券から分離されている。負債証券には、サパン2法によって組成された非上位優先負債証券が含まれる。

これらの負債は財政状態計算書において公正価値で当初認識され、その後の報告日に実効金利法を用いて償却原価で測定される。発行済証券の当初の公正価値は、発行価額から取引費用（該当する場合）を差し引いた金額である。

規制貯蓄契約

償却原価で測定する金融負債には、「*comptes épargne logement*」（CEL - 住宅購入者貯蓄勘定）及び「*plans épargne logement*」（PEL - 住宅購入者貯蓄制度）があり、これらは規制対象となっているフランスの貯蓄商品で、顧客（自然人）が利用することができる。最初の貯蓄の段階で、口座名義人は、これらの口座に振り込まれた金額に係る利息を受け取り、その後、モーゲージ・ローンの権利を取得する（第2段階）。これらは、販売金融機関に以下の2種類の義務をもたらす。

- 預け入れられた金額に対して固定金利で利息を支払う義務（PEL口座の場合のみ。CEL口座に対する利息は物価スライド制の算定式に基づき定期的に更改されるため、変動金利の利息として取り扱われる。）
- 顧客に所定の条件で貸出金を供与する義務（PELとCELの両方）

これらの義務による費用は、行動様式に関する統計及び市場データに基づいて見積られている。類似であるものの報酬面での規制のない商品の個人顧客に提示される金利と比較して、当該商品に係る潜在的に不利な条件に関連する将来費用に対応するため、財政状態計算書の負債の部で引当金が計上されている。このアプローチは、類似の特性を持つ規制対象のPEL及びCEL貯蓄商品の組成に基づき実施されている。利益への影響は、顧客に対する支払利息として認識される。

2.3.1.3 負債と資本との区別

IFRIC解釈指針第2号に従い、当該事業体が償還を拒否できる無条件の権利を有している場合、又は償還を禁止するか若しくは強く制限する法律又は法令に基づく規定がある場合、株主の株式は株主資本となる。既存の法律又は法令を踏まえ、クレディ・ミュチュエル・グループの連結主体を構成する事業体が発行した株式は、株主資本で認識している。

グループが発行したその他の金融商品は、グループが当該金融商品の保有者に対して金銭を提供するという契約債務がある場合、グループの勘定において負債性金融商品に分類される。これは、グループが発行する劣後証券にあてはまる。

2.3.1.4 外貨取引

現地通貨以外の外貨建資産及び負債は、決算日の実勢為替レートで換算される。

貨幣性金融資産又は負債

この項目の換算から生じる外国為替差損益は、損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」に計上している。

非貨幣性金融資産又は負債

こうした換算から生じる外国為替差損益は、純損益を通じて公正価値で測定される場合には「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」として認識され、又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産である場合には「未実現又は繰延損益」として包括利益計算書で認識される。

2.3.1.5 デリバティブ及びヘッジ会計

IFRS第9号は、初度適用時に、事業体がヘッジ会計に関する新たな規定を適用するか、若しくはIAS第39号の規定を維持するか選択することを認めている。

グループは、IAS第39号の規定を引き続き適用することを選択した。ただし、改訂IFRS第7号に従い、財務書類の注記又は経営者報告書において、リスク管理及びヘッジ会計が財務書類に与える影響に関する追加情報を提供している。

さらに、金融資産又は金融負債のポートフォリオに係る金利リスクの公正価値ヘッジに関するIAS第39号の規定は、欧州連合で採用されているとおり、引き続き適用する。

デリバティブは、以下の3つの特性を備えた金融商品である。

- 基礎となる項目（金利、為替レート、株価、指数、コモディティ価格、信用格付など）の変動とともにその価額が変動すること
- 初期費用が少額であるか若しくは皆無であること
- 決済が将来の特定の日に行われること

クレディ・ミュチュエル・グループは、基本的に公正価値ヒエラルキーのレベル2に分類される単純な主に金利に関するデリバティブ金融商品（スワップやバニラ・オプション）の取引を行っている。

全てのデリバティブは金融資産又は金融負債において公正価値で計上される。全てのデリバティブは、ヘッジ手段として分類され得る場合を除いて売買目的商品として当初認識される。

デリバティブの公正価値の算定

店頭デリバティブ、スワップ、金利先渡契約、キャップ、フロア、バニラ・オプションの大半は、利回り曲線などの観察可能な市場データに基づき、一般的に認められている標準的なモデル（割引キャッシュ・フロー法、ブラック・ショールズ・モデル、補間法）を用いて評価されている。これらのモデルによって得られた評価は、当該金融商品又はパラメータに伴う流動性リスク及び信用リスク、特定の市況下でモデルに関連する動的な運用戦略に伴う特定の追加費用を相殺するための固有のリスク・プレミアム、並びに店頭デリバティブのプラスの公正価値に係るカウンターパーティー・リスクを考慮して調整される。またカウンターパーティー・リスクには、店頭デリバティブのマイナスの公正価値で表示される自己リスクも含まれる。

評価調整を決定する際には、各リスク・ファクターを個別に検討している。様々なリスク、パラメータ又はモデルの分散効果は考慮されていない。多くの場合、各リスク・ファクターについてはポートフォリオ・アプローチが最も一般的に用いられている。

デリバティブは、公正価値がプラスの場合は金融資産として、公正価値がマイナスの場合は金融負債として認識される。

デリバティブの分類とヘッジ会計

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債に分類されるデリバティブ

当初認識時に、IFRSに基づいてヘッジ手段として指定されていないデリバティブは全て、1つ又は複数のリスクをヘッジする目的で契約を締結したものであっても、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債」に分類される。

- 組込デリバティブ

組込デリバティブは、主契約から分離させた場合において、デリバティブの定義を満たすハイブリッド金融商品の構成要素である。特に、単独のデリバティブと同様に、一定のキャッシュ・フローを変動させる効果がある。

組込デリバティブは、以下の条件の全てが充足された場合にのみ、主契約から分離され、純損益を通じて公正価値で測定するデリバティブ金融商品として個別に認識される。

- デリバティブの定義を満たすこと
- ハイブリッド金融商品が主契約である組込デリバティブが、純損益を通じて公正価値で測定されないこと
- デリバティブの経済的特徴及び関連するリスクが、主契約の経済的特徴及び関連するリスクと密接に関連しているとみなされないこと
- 組込デリバティブの個別測定は、有益な情報を提供するのに十分な信頼性があること

IFRS第9号における金融商品は、金融負債に組み込まれたデリバティブのみを主契約から分離し、個別に認識することが可能である。

- 認識

実現及び未実現損益は、損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」において認識される。

ヘッジ会計

- ヘッジ対象のリスク

グループの勘定において、グループはミクロ・ヘッジ、又は広義のマクロ・ヘッジを通じた金利リスクのみを認識している。

ミクロ・ヘッジは、事業体の資産及び負債において発生するリスクの部分的なヘッジである。ミクロ・ヘッジは、1つ又は複数の資産又は負債に対して、事業体がデリバティブを通じてある種のリスクの不利な変動のリスクに対応するため、個別に適用される。

マクロ・ヘッジの目的は、グループの資産及び負債の全てに対する不利な変動、特に金利の変動に関して対応することである。

金利リスクの全体的な管理は、負債に対する資産の裏付けを通じて、又はトレーディング目的デリバティブの認識を通じてヘッジされる可能性があるその他のリスクの全て（為替リスク、信用リスク等）の管理とともに、経営者報告書において記載されている。

ミクロ・ヘッジは、通常、固定金利金融商品を変動金利金融商品へ置き換えることを目的として、特にアセット・スワップを通じて行われる。

3種類のヘッジ関係が認められている。ヘッジ関係は、ヘッジ対象のリスクの性質に基づいて選択される。

- 公正価値ヘッジは、金融資産又は金融負債の公正価値の変動に対するエクスポージャーのヘッジである。
- キャッシュ・フロー・ヘッジは、金融資産又は金融負債、確定契約若しくは先渡取引に伴うキャッシュ・フローの変動性に対するエクスポージャーのヘッジである。
- 外貨建て純投資のヘッジは、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様に認識される。グループはこのヘッジ手法を用いていない。

ヘッジ手段のデリバティブは、会計上のヘッジ手段としての指定を受けるためにはIAS第39号に規定される基準を満たさなければならない。特に、

- ヘッジ手段とヘッジ対象は、どちらもヘッジ会計に適格でなければならない。
- ヘッジ対象とヘッジ手段との関係は、ヘッジ関係の開始時に直ちに正式に文書化しなければならない。この文書には、経営者が決定したリスク管理目的、ヘッジ対象のリスクの特性、基礎となる戦略、及びヘッジの有効性の評価方法を記載する。
- ヘッジ関係の開始時、その後の残存期間を通じて、少なくとも決算日ごとにヘッジの有効性が実証されなければならない。ヘッジ手段の価値の変動又は損益のヘッジ対象の価値の変動又は損益に対する比率は、80%から125%の範囲内でなければならない。

該当する場合においては、ヘッジ会計は非遡及的に中止される。

- 識別された金融資産又は負債の公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジ関係の場合、デリバティブは「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」において純損益を通じて公正価値で再測定され、それとは対照的に、ヘッジ対象はヘッジ対象リスクを反映するべく再測定される。この規則は、ヘッジ対象が償却原価で認識される場合、又は「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類される負債性金融商品である場合にも適用される。ヘッジ手段とヘッジ対象のリスク部分の公正価値の変動は、相互に部分的又は完全に相殺され、ヘッジの非有効部分のみが純損益に認識される。これは、以下に起因する可能性がある。

- 「カウンターパーティー・リスク」構成要素がデリバティブの価額に組み込まれたこと。
- ヘッジ対象とヘッジ手段の間の価値曲線の差異。実際は、スワップは、有担保である場合はOIS曲線を用いて、無担保である場合はBOR曲線を用いて評価される。ヘッジ対象はBOR曲線を用いて評価される。

デリバティブ金融商品の再割引にあたる部分は、損益計算書の受取利息もしくは支払利息において認識される。ヘッジ対象に関する受取利息又は支払利息にも、同様の取扱いが適用される。

ヘッジ関係が崩れた場合、又はヘッジの有効性の基準を満たさなくなった場合、ヘッジ会計の適用は非遡及的に中止される。ヘッジ手段のデリバティブは、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債」に振り替えられ、この区分に適用される原則に従って会計処理される。その後、ヘッジ対象の帳簿価額に、公正価値の変動を反映させるための調整が加えられなくなる。ヘッジ対象として当初識別された金利商品の場合、再測定調整額はヘッジ対象の残存期間にわたって償却される。期限前償還等の理由で財政状態計算書におけるヘッジ対象の認識が中止された場合、調整累計額は直ちに損益計算書において認識される。

- マクロ・ヘッジ・デリバティブ

グループは、マクロ・ヘッジ取引の会計処理に関し、欧州委員会が提供する選択肢を利用する。実際、欧州連合がIAS第39号に対して行った変更（カーブ・アウト）により、顧客の要求払預金をヘッジ対象の固定金

利負債のポートフォリオに含めることが可能となり、アンダーヘッジの場合に非有効と測定されることはない。要求払預金については、資産負債総合管理の目的で定義された取崩し規則に基づいて含まれている。

固定金利の金融資産又は負債のそれぞれのポートフォリオについて、ヘッジ手段のデリバティブの満期スケジュールとヘッジ対象の満期スケジュールとを照合し、オーバーヘッジがないことを確認する。

公正価値マクロ・ヘッジ・デリバティブの会計処理は、公正価値ヘッジ・デリバティブの会計処理と同様である。

ヘッジ対象ポートフォリオの公正価値の変動は、財政状態計算書の「金利リスク・ヘッジ対象ポートフォリオの再測定による調整」に計上され、反対勘定は損益計算書の項目に認識される。

・ キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジ関係の場合、デリバティブは財政状態計算書において公正価値で再測定され、有効部分は株主資本に認識される。非有効とみなされた部分は損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」において認識される。

株主資本に認識される金額は、ヘッジ対象に起因するキャッシュ・フローが純損益に影響を及ぼすのと同時に、受取利息もしくは支払利息において純損益に分類変更される。

ヘッジ対象は、その会計上の区分に固有の規定に従って引き続き認識される。ヘッジ関係が崩れた場合、又は有効性の基準を満たさなくなった場合、ヘッジ会計の適用は中止される。ヘッジ手段のデリバティブの再測定を受けて株主資本に計上された累積額は、ヘッジ対象取引が純損益に影響を及ぼすまで、又は同取引の実施が見込まれなくなるまで、引き続き株主資本において認識される。その後、これらの金額は純損益に振替えられる。

ヘッジ対象が存在しなくなった場合、株主資本に計上された累積額は直ちに純損益に振替えられる。

2.3.1.6 金融保証及びファイナンス・コミットメント

金融保証は、特定の債務者が負債性金融商品に関して期日に弁済を履行できなかった結果として発生した損失に対して、保有者に補償として特定の支払を行うことを定めている場合、保険契約と同等とみなされる。

現行の基準が改定されるまでの間、IFRS第4号に基づき、これらの金融保証は引き続きフランスの会計原則を用いて測定され、すなわちオフ・バランス項目として取り扱われる。従って、これらの保証は、資源の流出の可能性が高い場合には負債に対する引当金の対象となる。

それに対して、金融変数（価格、信用格付、指数等）又は非金融変数の変動に応じた支払を定めている金融保証は、変数が一方の契約当事者固有のものではないことを条件に、IFRS第9号の適用対象とされる。そのため、これらの保証はデリバティブとして会計処理している。

IFRS第9号の趣旨においてデリバティブとみなされないファイナンス・コミットメントは、財政状態計算書に表示されない。しかしながら、引当金はIFRS第9号の要件に従って計上される。

2.3.1.7 金融資産及び負債の認識の中止

グループは、金融資産（又は類似資産グループ）のキャッシュ・フローに対する契約上の権利が満了した際（商業上の再交渉の場合）、又はグループが金融資産のキャッシュ・フローを受取る契約上の権利並びに資産の所有に係るリスク及び経済価値の大半を移転した際に、当該資産の全部又は一部の認識を中止する。

認識が中止される場合においては、

- 償却原価で測定する金融資産若しくは金融負債、又は純損益を通じて公正価値で測定する金融資産若しくは金融負債：処分損益は、資産又は負債の帳簿価額と対価の受取額又は支払額との差額に相当する金額で損益計算書において認識される。
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品：過去に株主資本において認識されていた未実現損益は、処分に係るキャピタル・ゲイン又はキャピタル・ロスとともに損益計算書に計上される。
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品：過去にその他の包括利益において認識されていた未実現損益、並びに処分に係るキャピタル・ゲイン及びキャピタル・ロスは、損益計算書に計上することなく、連結剰余金において認識される。

グループは、契約上の義務が消滅、解除、又は満了した場合、金融負債の認識を中止する。金融負債は、契約条件が大幅に変更された場合や、契約条件が実質的に異なっている金融商品を貸手と交換した場合にも、認識を中止することがある。

2.3.1.8 信用リスクの測定

IFRS第9号の減損モデルは「予想損失」アプローチに基づいている。一方、IAS第39号の減損モデルでは、「発生信用損失」に基づいているため、金融危機の際には信用損失の会計処理が遅れ、認識される信用損失額が過少となるリスクがあると考えられた。

IFRS第9号のモデルにおいては、個別には減損の客観的証拠が存在しない金融資産も、観察された損失及び合理的かつ正当な将来のキャッシュ・フロー予測に基づき減損される。

従って、IFRS第9号の減損モデルは、償却原価で又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する全ての負債性金融商品、並びにファイナンス・コミットメント及び金融保証に適用される。これらは以下の3つに分類される。

- ステージ1 - 格付の引下げがない正常債権：金融資産の当初認識以降に信用リスクが著しく増大していない場合は、当初認識時より12ヶ月間の予想信用損失（今後12ヶ月間のデフォルト・リスクに起因）に基づき引き当てる。
- ステージ2 - 格付が引下げられた正常債権：当初認識以降に信用リスクが著しく増大した場合は、全期間の予想信用損失（金融商品の残存期間全体にわたるデフォルト・リスクに起因）に基づき引き当てる。
- ステージ3 - 不良債権：貸出の実行後に生じた事象に関連して減損の客観的証拠がある金融資産で構成される区分。この区分の範囲は、IAS第39号に基づき個別に減損した貸出金の範囲と同一である。

ステージ1及び2の場合、受取利息の算定の基礎は減損前の資産の価値総額であり、ステージ3の場合は減損後の正味価値である。

ガバナンス

コンパートメントの割当、将来予測的なシナリオ及びパラメータ算定法に対するモデルは、減損算定に対する方法論的基礎を構成する。こうしたモデルは、グループの上層部において承認され、関連するポートフォリオに従って全ての事業体に適用される。手法、シナリオの加重、パラメータの算定又は引当金の算定の条件の方法論的基礎全体及びその後の修正は、クレディ・ミュチュエル・グループの統治機関における承認が必要である。

こうした統治機関は、内部統制に関する2014年11月3日付フランス法令第10条に定義された監事会及び取締役会により構成されている。クレディ・ミュチュエル・グループが分散化した組織構造となっている特徴を踏まえ、監事会及び取締役会は全国レベルと地方レベルの2つのレベルに分けられている。

クレディ・ミュチュエル・グループ全体にわたり適用されている補完性原理は、プロジェクトごと及び資産の減損の算出方法の継続的な実施の双方において、全国レベルと地方レベルの間での役割の分担を統括している。

- 全国レベルにおいては、パーゼル ワーキング・グループが地方グループに適用すべき全国的な手順、モデル及び方法の承認を行う。
- 地方レベルにおいては、地方グループが、それぞれの取締役会及び監事会の責任及び統制において、その組織内でのIFRS第9号における引当金の算定を担っている。

ステージ1と2の境界の定義

グループは健全性準拠目的のために開発されたモデルを使用しており、従って、貸出金残高と同様の内訳を適用している。

- 低デフォルト・ポートフォリオ（LDP）（格付モデルは専門家の評価に基づく）：大口口座、銀行、地方自治体、ソブリン、特定融資。これらのポートフォリオは、営業貸付金、短期営業貸付金、当座預金口座等の商品で構成される。
- 高デフォルト・ポートフォリオ（HDP）（デフォルト・データが統計的な格付モデルの開発に十分であるもの）：一般企業、小売業。これらのポートフォリオには、住宅ローン、消費者金融、リボルビング・ローン、当座預金口座等の商品が含まれる。

ステージ1からステージ2への貸出金の振替を伴う信用リスクの著しい増大であるかどうかは、以下によって評価される。

- 全ての合理的で裏付けのある情報を考慮に入れる。
- 報告日の金融商品のデフォルト・リスクを、当初認識日のデフォルト・リスクと比較する。

グループにおいては、これには借手レベルでのリスクの測定が含まれており、カウンターパーティーの格付システムがグループ全体に共通するものとなる。内部手法の対象となるグループのカウンターパーティーは全て、かかるシステムによって評価される。当該システムは、以下に基づく。

- 統計的アルゴリズム、すなわち代表的及び予測的なリスク変数を用いた1つ又は複数のモデルに基づく「マス・レーティング」(HDP)
- 専門家によって開発された格付グリッド(LDP)

当初認識以降に生じるリスクの変動は、各契約ベースで測定される。ステージ3とは異なり、顧客の契約をステージ2に振替える場合、全ての顧客の貸出金残高又は関連当事者の残高の振替を伴うわけではない(波及の欠如)。

グループは、定性的及び定量的基準の双方においてステージ2の分類の基準を満たさなくなった正常債権エクスポージャーを直ちにステージ1に振替えることに留意が必要である。

グループは、12ヶ月後のデフォルト確率と満期までのデフォルト確率の間に重要な相関が存在することを実証している。これにより、当該基準によって認められているように、当初認識以降のリスク変化の合理的な近似として、12ヶ月間の信用リスクを用いることができる。

定量的基準

LDPポートフォリオでは、境界は、組成時の内部格付と報告日の内部格付を関連付ける割当マトリクスに基づいている。従って、貸出金の格付のリスクが高いほど、リスクの重大な悪化に対するグループの相対的許容値は小さくなる。

HDPポートフォリオでは、連続的かつ成長する境界曲線は、組成時のデフォルト確率と報告日のデフォルト確率を関連付けている。グループは、当該基準が提供する運用上の簡便法(報告日において低リスクの貸出金残高をステージ1に維持することを認めている)を使用していない。

定性的基準

こうした定量的基準に加え、グループは、不払又は30日超遅延している割賦支払、条件緩和された貸出金という事実などの定性的な基準を用いている。

定性的基準のみに基づく方法は、標準的手法の下において健全性準拠目的で分類され、格付システムを持たない事業体又は小規模なポートフォリオに対して使用される。

ステージ1及び2 - 予想信用損失の計算

予想信用損失は、契約利率に基づく貸出金残高にデフォルト確率(PD)とデフォルト時損失率(LGD)を乗じて測定される。オフ・バランスシート・エクスポージャーは、貸出実行の可能性に基づいて財政状態計算書上の相当額に換算される。ステージ1では1年間のデフォルト確率、ステージ2では満期までのデフォルト確率(1年から10年の曲線)が使用される。

これらのパラメータは、健全性準拠目的のモデルと同一の数値に基づいており、またIFRS第9号の要件に適合している。それらは、各ステージへの貸出金の割当と予想損失の算定の両方に使用される。

デフォルト確率

以下に基づいて計算される。

- 高デフォルト・ポートフォリオについては、IRB-Aアプローチで承認されたモデル
- 低デフォルト・ポートフォリオについては、1981年まで遡る履歴に基づく外部測定によるデフォルト確率

デフォルト時損失率

以下に基づいて計算される。

- 高デフォルト・ポートフォリオについては、長期間にわたって観察され、契約の利率によって割引かれ、商品の種類及び保証の種類に従い区分された回収フロー
- 低デフォルト・ポートフォリオについては、固定比率(ソブリンの場合60%、その他の場合40%)

換算係数

リボルピング・ローンを含む全ての商品について、換算係数はオフ・バランスシート・エクスポージャーを財政状態計算書上の相当額に換算する際に用いられ、主に健全性準拠目的のモデルに基づいている。

将来予測的な情報

予想信用損失を計算する際、当該基準は、将来予測的な情報を含む、合理的かつ正当な情報を考慮することを求めている。将来予測的な情報の作成には、景気の動向を予測し、その予測される動向をリスク・パラ

メータと関連付ける必要がある。この将来予測的な情報は、グループ・レベルにおいて決定され、全てのパラメータに適用される。

高デフォルト・ポートフォリオについては、デフォルト確率に含まれる将来予測的な情報は、今後5年間の景気サイクルの変化に関するグループの見解に基づき加重される3つのシナリオ（楽観的、中立的、悲観的）を考慮に入れている。グループは主に、経済協力開発機構（OECD）から入手できるマクロ経済データ（GDP、失業率、インフレ率、短期及び長期金利等）に依拠している。将来予測アプローチは、シナリオでは捉えられなかった要素を含むように調整されるが、その理由として以下の点が挙げられる。

- シナリオでは捉えられなかった要素は最近のものであり、報告日の数週間前に発生したものであるため。
- シナリオに含めることができないため：例として、リスク・パラメータに確実に重要な影響を及ぼし、一定の仮定を設定することによってその影響を測定することができる規制の変更が挙げられる。

1年超の様々な期間における将来予測的な情報は、主に、1年間の情報から導かれる。

将来予測的な情報には、現状に近い期間に観察された情報を取り入れることによって、LGDにも含まれる。

低デフォルト・ポートフォリオについては、将来予測的な情報は、大口口座や銀行モデルに組込まれているが、地方自治体、ソブリン、特定融資モデルには組込まれていない。このアプローチは、高デフォルト・ポートフォリオに用いられるものと類似している。

ステージ3 - 不良債権

貸出金又は貸出金グループの実行後に損失を生じさせる可能性が高い事象が発生した結果、客観的証拠が存在する場合、減損が計上される。減損額は、帳簿価額と、担保又はその他の保証を考慮しつつ当初の貸出金の金利で現在価値に割り引いた見積将来キャッシュ・フローとの差額に等しい。変動金利の場合、最新の契約上の金利が計上に用いられる。

2019年11月以降、クレディ・ミュチュエル・グループは、EBAの指針と適用できる重要性基準値の概念に関する規制の技術的基準に従って、健全性準拠目的におけるデフォルトの新たな定義を適用している。

この新たな定義の導入に関連する主な展開は、以下のとおりである。

- デフォルト分析は、現在、借手レベルで日常業務の中で行われており、契約レベルでは行われていない。
- 延滞日数は、借手（債務者）、又は共通のコミットメントを持つ借手グループ（共同債務者）のレベルで評価される。
- デフォルトは、90日間連続での延滞が、借手／借手グループのレベルで確認される際に発生する。日数のカウントは、絶対的な重要性基準値（リテールは100ユーロ、コーポレートは500ユーロ）と相対的な重要性基準値（延滞しているバランスシート・コミットメントの1%超）が同時に交差する時点で始まる。借手の延滞は、これらの2つの基準値の一方が下方向に交差すると直ちにリセットされる。
- デフォルトの波及する範囲は、借手の全ての債権、及び共同債権に参加している借手の全ての個別コミットメントにまで及ぶ。
- 試験期間は、最短で、条件緩和されていない資産が「正常」ステージに戻る前の3ヶ月間である。

クレディ・ミュチュエル・グループは、EBAにより提案された2ステップのアプローチに従って、IRB事業体にデフォルトの新たな定義を使用することを選択した。

- ステップ1 - 監督当局に自己評価と承認要請を提示することからなる。使用の承認は2019年10月にグループが取得した。
- ステップ2 - システムにデフォルトの新たな定義を導入し、該当する場合、新たなデフォルトに対する12ヶ月の観察期間の後にモデルを再調整することからなる。

グループは、EBAにより求められるデフォルトの新たな定義は、会計上、減損の客観的証拠を示すものであると考えている。そのためグループは、会計上のデフォルト（ステージ3）の定義と健全性準拠目的におけるデフォルトの定義を一致させた。この変更は見積りの変更となり、変更となる期間において、重要でない影響は利益／（損失）に計上される。

組成された信用減損金融資産

組成された信用減損金融資産とは、当初認識時又は取得日においてカウンターパーティーが債務不履行となっている契約である。借手が報告日において債務不履行となっている場合、契約はステージ3に分類される。債務不履行となっていない場合には、正常債権に分類され、「組成された信用減損資産」の区分に識別

されて、ステージ2のエクスポージャーに用いるのと同じ手法、すなわち契約の満期までの残存期間にわたって予想される損失に基づき引当金が計上される。

認識

減損費用及び引当金は、「カウンターパーティー・リスク費用」に計上される。減損繰入及び引当金の戻入は、リスク変動に関連する部分は「カウンターパーティー・リスク費用」に、時間の経過に関連する部分は利息純額に計上される。貸出金及び債権の場合、減損は資産から控除され、ファイナンス・コミットメント及び保証コミットメントの場合、引当金は負債の「引当金」に計上される（注記2.3.1.6「金融保証及びファイナンス・コミットメント」及び注記2.3.3.2「引当金」を参照）。その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資産の場合、「カウンターパーティー・リスク費用」において認識された減損に見合った額が「未実現又は繰延損益」において計上される。減損損失は直接償却され、それに対応する減損及び引当金は戻し入れられる。

2.3.1.9 金融商品の公正価値の決定

公正価値とは、独立当事者間取引において知識のある自発的な当事者の間で資産が売却される金額、又は負債が移転される金額である。

金融商品の当初認識時の公正価値は一般に、取引価格である。

この公正価値は、事後測定において算定される必要がある。適用される算定方法は、当該商品が取引されている市場が活発であるとみなされるか否かによって異なる。

活発な市場で取引される金融商品

金融商品が活発な市場で取引される場合、その公正価値は相場価格を参考にして決定される。これは相場価格が公正価値についての可能な限り最善の見積りであるからである。金融商品は、相場価格が（取引所、ディーラー、ブローカー、又は価格情報サービスから）容易かつ定期的に入手可能であり、それらの価格が独立当事者間取引に基づき定期的に発生している実際の市場取引を表す場合に、活発な市場で取引されているとみなされる。

活発な市場で取引されていない金融商品

観察可能な市場データは、それらが評価日における独立当事者間取引の実態を反映しており、上記の価値を大幅に調整する必要がない場合に用いられる。そうでない場合は、グループは観察不能な時価評価モデルのデータを使用する。

観察可能なデータを入手できない場合、又は市場価格の調整において観察不能なデータを使用する必要がある場合、事業体は、市場が考慮に入れるリスクに連動した調整など、将来キャッシュ・フロー及び割引率に関する内部の仮定を用いることがある。これらの評価調整によって、特に、モデルが考慮に入っていないリスク、並びに商品又はパラメータに関連する流動性リスク、及び一定の市場環境下でのモデルに関連した動的管理戦略の結果生じた一定の追加的な費用を相殺するために指定された特定のリスク・プレミアムを組み込むことが可能となる。

評価調整を決定する際には、各リスク・ファクターを個別に検討している。様々なリスク、パラメータ、モデルの分散効果は考慮されていない。多くの場合、各リスク・ファクターについてはポートフォリオ・アプローチが用いられている。

いずれの場合においても、グループが行う調整は判断に基づいており、合理的かつ適切である。

公正価値のヒエラルキー

金融商品の公正価値測定には、3つのレベルのヒエラルキーが使用される。

- レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の相場価格。特に、少なくとも3社の参加者による相場価格のある負債証券、及び組織化された市場の相場価格があるデリバティブに関係する。
- レベル2：当該資産又は負債について直接的（すなわち価格）又は間接的に（すなわち価格から導き出されるデータ）観察可能で、レベル1の相場価格以外のデータ。レベル2は特に、報告期間末に観察される市場金利に基づく利回り曲線を用いて公正価値が通常決定される金利スワップを含んでいる。
- レベル3：観察可能な市場データではない資産又は負債に関するデータ（観察不能なデータ）。この区分の主な構成要素は、ベンチャー・キャピタル事業体等で保有する非連結会社への投資、又は資本市場活動において、単独の参加者による相場価格しかない負債証券及び主に観察不能なパラメータを

用いるデリバティブである。当該商品は、全体として検討される公正価値に重要な最も低いレベルのインプットと同一のヒエラルキーのレベルに分類される。レベル3で測定される商品の多様性と数量を踏まえると、パラメータの変動に対する公正価値の感応度は重要ではない。

2.3.2 保険事業

コングロマリット指令の範疇に該当する保険部門は、欧州連合が採用した改訂IFRS第4号が予定しているとおり、IFRS第9号の適用の2022年までの延期による便益を受けている。従って、保険部門の金融商品は、引き続きIAS第39号に従って評価及び認識される。表示に関しては、グループは、IAS第39号及びIFRS第9号に基づき特定の勘定科目において金融商品を表示することになるANCの勧告2017-02を厳格に適用するのではなく、IAS第39号における全ての金融商品を資産又は負債の専用の勘定科目にまとめることができる「IFRS参照」方式を採用することを選択した。このため、保険部門の金融商品は全て、資産の部の「保険事業による短期投資及び責任準備金の再保険会社負担分」及び負債の部の「保険契約に関する負債」（保険契約の責任準備金を含む。）にまとめられる。投資不動産も分類変更による影響を受ける。金融商品及び責任準備金が損益計算書に与える影響は、「保険事業に係る純利益」に含まれる。その他の資産／負債及び損益計算書の項目は「銀行及び保険」の合同仕訳に含まれている。該当する場合は、IFRS第7号により求められる開示は、保険事業について別途行われる。

2017年11月3日付で採用された規則に従い、グループは、保険部門とコングロマリットのその他の部門との間で、両部門の純損益を通じて公正価値で測定されたもの以外には、金融商品の認識の中止をもたらす振替を行わないことを確認している。

保険契約の締結により発生する資産及び負債に固有の会計原則及び評価規則は、IFRS第4号に従い定められている。これは、発行済又は引受済の再保険契約、及び裁量権のある有配当条項付財務契約にも適用される。

上記で記載している場合を除いて、保険会社が保有するその他の資産及び発行する負債はグループの全ての資産及び負債に共通する規則に従う。

2.3.2.1 保険事業 - 金融商品

IAS第39号に基づき、保険会社の金融商品は以下のいずれかに分類される。

- 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債
- 売却可能金融資産
- 満期保有目的金融資産
- 貸出金及び債権
- 償却原価で測定する金融負債

これらは、資産の部の「保険事業による短期投資及び責任準備金の再保険会社負担分」及び負債の部の「保険契約に関する負債」にまとめられる。

これらの区分のうちどれに分類するかは、経営者の意思を反映しており、金融商品の認識ルールを決定する。

これらの金融商品の公正価値は、注記2.3.1.9に概述された一般原則に従って測定される。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び負債

分類基準

金融商品は、実際の売買の意図又は公正価値オプションの使用のいずれかによって、この区分に分類される。

a) 売買目的金融商品

売買目的で保有される有価証券は、当初取得時において短期間で売却する意図で取得した有価証券のほか、一括管理され、かつ、短期的な利益確定について最近の実際の傾向を示す証拠がある有価証券ポートフォリオの一部である有価証券により構成される。

b) 公正価値オプションを適用する金融商品

金融商品は、以下の場合において、当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定するという分類について取消不能の選択をすることができる。

- a. 1つ又は複数の分離可能な組込デリバティブを含む金融商品

- b. 公正価値オプションを適用しなければ、会計上の取扱いが他の関連する金融商品に適用される会計上の取扱いと合致しなくなる金融商品
 - c. 公正価値で測定及び管理される金融資産のプールに属する金融商品
- このオプションは、特に、負債の処理と一致させるために、保険事業のユニットリンク型保険契約に関連して使用される。

評価の基準及び収益及び費用の認識

「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類される資産は、財政状態計算書に公正価値で計上された時点、及びその後処分されるまでの決算日において、認識される。これらの資産に係る公正価値の変動及び受取収益又は未収収益は、損益計算書の「保険事業に係る純利益」において認識される。

売却可能金融資産

分類基準

売却可能金融資産には、「貸出金及び債権」、「満期保有目的金融資産」、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」のいずれにも分類されていない金融資産が含まれる。

評価の基準及び収益及び費用の認識

売却可能金融資産は、取得時及びその後処分されるまでの報告日に、財政状態計算書において公正価値で認識される。公正価値の変動は、未収収益を除き、株主資本の個別勘定「未実現又は繰延損益」に表示している。株主資本における未実現損益は、処分時又は一時的でない減損が発生した場合に限り、損益計算書に認識される。処分時においては、従来は株主資本に認識されていたこれらの未実現損益は、処分に係るキャピタル・ゲイン及びキャピタル・ロスとともに損益計算書に認識される。

確定利付証券から発生した未収収益又は受取収益は、実効金利法を用いて純損益に認識され、変動利付証券からの受取配当金と同様に、「保険事業に係る純利益」に表示される。

減損及び信用リスク

a) 株式及びその他の資本性金融商品に特有の一時的でない減損

変動利付証券のうち売却可能金融資産に係る減損は、公正価値が取得原価と比べて長期的又は著しく下落した場合に認識される。

変動利付証券の場合、グループは、その取得原価に比して少なくとも50%、又は連続36ヶ月間超の期間にわたる当該証券の価値の下落は、減損の兆候と見なしている。このような金融商品は項目毎に分析している。上記基準に該当しないものの、近い将来における投資額回収が合理的に期待できないと経営者が考えている金融商品のレビューを行う際にも、その判断が用いられる。損失は、損益計算書の「保険事業に係る純利益」において認識される。

その後生じた価値の下落も損益計算書において認識される。

損益計算書に計上された株式又はその他の資本性金融商品の長期的な減損は、当該商品が財政状態計算書に計上されている限り、戻し入れることができない。その後に価値が上昇した場合、株主資本の「未実現又は繰延損益」において認識される。

b) 信用リスクによる減損

確定利付証券のうち売却可能金融資産（具体的には社債）に係る減損損失は、「カウンターパーティー・リスク費用」において認識される。実際、これらの確定利付金融商品は、単なる金利の上昇により損失が生じた際の減損が認められないため、信用リスクが存在する場合にのみ減損される。減損が生じた場合、株主資本における未実現損失の累積額は全額が純損益に認識されなければならない。これらの減損は戻入可能であり、減損の認識後に発生した事象に関連したその後の評価において、発行会社の信用状態が改善した場合も、損益計算書の「カウンターパーティー・リスク費用」において計上される。

満期保有目的金融資産

分類基準

この区分には、支払額が算定可能又は確定利付で、事業体が満期まで保有する意図及び能力を有している有価証券が含まれる。

この区分の有価証券に対して行われる金利リスク・ヘッジは、IAS第39号に定義されるヘッジ会計に適格とはなっていない。

さらに、このポートフォリオ内の有価証券の処分又は振替の可能性は、非常に限定的となっており、IAS第39号の規定により、グループ・レベルにおいて「売却可能金融資産」のポートフォリオ全体の格付が引き下げられ、2年間この区分への分類が禁じられる。

評価の基準及び収益及び費用の認識

この区分に分類された有価証券は、公正価値で当初認識され、その後、実効金利法に従って償却原価で評価される。この実効金利法には、プレミアム及びディスカウント並びに重大な場合には取得コストの償却が組み込まれている。

これらの有価証券の受取利息は、損益計算書の「保険事業に係る純利益」に表示される。

信用リスク

減損は、当初認識後に損失を発生させる可能性がある1つ又は複数の事象が起こったこと（実際の信用リスク）により、当該資産の減損の客観的証拠がある場合に認識される。各決算日に有価証券ごとに分析が行われる。減損は、帳簿価額と保証を含む将来キャッシュ・フローを当初の金利で割り引いた現在価値を比較することによって評価され、損益計算書の「カウンターパーティー・リスク費用」において認識される。減損の認識後に発生した事象に関連したその後の評価も、損益計算書の「カウンターパーティー・リスク費用」に計上される。

貸出金及び債権 分類基準

貸出金及び債権とは、活発な市場での相場価格はないが、支払額が算定可能又は確定利付の金融資産で、取得又は供与の時点では売却する意思のない金融資産である。貸出金及び債権は、財政状態計算書において公正価値で当初認識され、これは一般的に融資実行額の純額に等しい。こうした貸出残高は、その後の決算日において実効金利法を用いて償却原価で評価される（公正価値オプション法を用いて認識されるものを除く）。

信用リスク

減損は、当初認識後に損失を発生させる可能性がある1つ又は複数の事象が起こったこと（実際の信用リスク）により、当該資産の減損の客観的証拠がある場合に認識される。減損は、帳簿価額と保証を含む将来キャッシュ・フローを実効金利で割り引いた現在価値を比較することによって評価され、損益計算書の「カウンターパーティー・リスク費用」において認識される。減損の認識後に発生した事象に関連したその後の評価も、損益計算書の「カウンターパーティー・リスク費用」に計上される。

償却原価で測定する金融負債

これらには、顧客及び金融機関等に対する債務、負債証券（譲渡性預金証書、銀行間商品、社債等）並びに純損益を通じて公正価値で測定することを選択されていない期限付又は無期限の劣後債が含まれる。

これらの負債は財政状態計算書において公正価値で当初認識され、その後の報告日に実効金利法を用いて償却原価で測定される。発行済証券の当初の公正価値は、発行価額から取引費用（該当する場合）を差し引いた金額である。

2.3.2.2 保険事業 - 非金融資産

投資不動産及びその他の固定資産は、本報告書記載の会計処理方法に従っている。

2.3.2.3 保険事業 - 非金融負債

保険契約者及び受益者に対する契約債務を示す保険負債は、「保険契約の責任準備金」に含まれている。これらはフランスの基準に従った評価、認識、連結を継続している。

生命保険契約に関する責任準備金は、主に数理的準備金（一般的に、契約の解約払戻金に対応）で構成されている。対象となるリスクは主として、（債務者の保険に関する）死亡、障害、就労不能である。

ユニットリンク型保険契約の責任準備金は、当該契約を裏付ける資産の実現可能価額に基づき、報告日に評価される。

損害保険準備金は、未経過保険料（契約済保険料のうち今後の会計年度に関連する部分）及び未払保険金に対応する。

裁量権のある有配当条項から便益を受ける保険契約は、「シャドウ・アカウンティング」の対象となる。その結果として生じる繰延配当に対する引当金は、保険契約者帰属分のキャピタル・ゲイン及びキャピタル・ロスを示す。繰延配当に対するこれらの引当金は、事業体毎に資産又は負債に計上し、連結範囲内の事業体間で相殺することはない。資産の部では、これらは個別の勘定科目として計上される。

報告日において、これらの契約に対して認識された負債十分性テスト（繰延保険契約獲得コスト、取得ポートフォリオ証券などのその他の関連する資産又は負債の控除後）が実施される。認識された負債が、同日現在の見積将来キャッシュ・フローをヘッジするのに十分であるか検証される。責任準備金の不足が認識された場合は、当該期間に純損益で認識する（その後、必要に応じて戻し入れられる場合もある）。

2.3.3 非金融商品

2.3.3.1 リース契約

リース契約とは、貸手が所定の期間につき1回又は一連の支払と交換に資産の使用権を借手に供与する契約である。

ファイナンス・リースは、資産の所有に付随するリスク及び便益の実質的にほぼ全てが移転するリース契約である。所有権は、最終的に移転される場合とされない場合がある。

オペレーティング・リースとは、ファイナンス・リース以外のリースをいう。

ファイナンス・リース - 貸手の会計処理

IFRS第16号に従い、グループ外の会社とのファイナンス・リース取引は、財務会計上の金額で連結財政状態計算書に計上している。ファイナンス・リース取引は、リース資産の所有に付随するほぼ全てのリスク及び便益を借手に移転する。

よって、取引の経済的実体の分析により：

- 財政状態計算書から除外するリース資産を認識する。
- ファイナンス・リース契約に基づいて受領する賃料と、貸手への返済が保証されていない残存価値による増加分の黙示的な契約利率での現在価値について、「償却原価で測定する金融資産」としての債権を認識する。
- ファイナンス・リース取引の存続期間を通じて存在する時点の差異に従って、繰延税金を認識する。
- リース取引からの純利益を金利マージン純額で認識する。これは、残存期間のエクスポージャーに対する一定の定期的な利益率を表している。

金融債権に関連する信用リスクは、IFRS第9号に基づき測定及び認識される（注記2.3.1.8「信用リスクの測定」を参照）。

ファイナンス・リース - 借手の会計処理

IFRS第16号に従い、固定資産は、「その他の負債」の負債と相殺して、財政状態計算書に計上される。リース料は、支払利息と元本返済に分けて表示している。

2.3.3.2 引当金

引当金の繰入及び戻入は、対応する収益科目又は費用科目の種類に応じて分類される。

過去の事象から生じた債務の決済に、経済的便益を表す経営資源の流出が必要となる可能性が高く、債務の金額を正確に見積もることができる場合に、引当金を認識している。引当金額を決定するため、必要に応じてこの債務の現在価値の純額を算定している。

グループが設定する引当金には、特に以下のものが含まれている。

- オペレーショナル・リスク
- 社会的責任
- 契約したコミットメントの実行リスク
- 訴訟リスク及び保証コミットメント
- 税務リスク
- 住宅購入者貯蓄契約に関するリスク

2.3.3.3 従業員給付

該当する場合、従業員に対する債務に関する引当金は、「引当金」において認識される。この引当金の変動は、株主資本において未実現損益又は繰延損益として認識される数理計算上の損益に起因する部分を除き、損益計算書において「一般営業費（従業員給付費用）」として認識される。

確定給付制度における退職後給付

確定給付制度における退職後給付には、グループが従業員に約束した給付を提供する正式な又は黙示的な義務を負っている年金制度、早期退職制度及び付加年金制度からなる。

こうした債務は、制度給付を算定するための契約上の算式を適用して受給権を勤務期間に対して配分する予測単位積増方式を用いて算定される。当該受給権は、以下のような人口動態及び財務上の仮定を用いて現在価値に割り引かれる。

- 割引率：契約期間と合致する民間借入金の長期金利を参照して決定
- 昇給率：年齢層、管理職・非管理職の区分、地域特性に従って評価
- インフレ率：様々な満期のフランス国債利回りとインフレ連動フランス国債利回りとを比較して見積り
- 従業員退職率：年度末時点の終身雇用従業員数に占める退職者及び解雇者数の割合の過去3年間の平均を使用し、年齢層別に決定
- 退職時年齢：常勤雇用の実際の開始日又はその推定日及び年金改革法に定められた仮定（67歳が上限）を用いて、個別に見積り
- 死亡率：INSEE（フランス国立統計経済研究所）のTH/TF 00-02生命表に準拠

これらの仮定の変更により生じた差額、及び過去の仮定と実際の結果との相違による差額は、数理計算上の損益となる。制度資産がある場合には、当該資産は公正価値で評価され、その予想利回りは損益に影響を与える。実際の利回りと予想利回りとの差異も、数理計算上の損益となる。

数理計算上の損益は、未実現又は繰延損益として株主資本で認識される。制度の縮小又は制度の清算が行われた場合には契約債務が変動し、当該変動は当該事業年度の損益として認識される。

年金基金制度に基づく付加年金

1993年9月13日付のフランス銀行協会（AFB）の暫定合意により、金融機関の年金制度が改正され、1994年1月1日以降、銀行はフランス国営年金制度のARRCO及びAGIRCに加入している。グループ傘下の銀行が拠出を行う4つの年金基金も統合された。これらの基金は、暫定合意により規定されている様々な給付金の支払を行う。基金の資産がこれらの給付債務を充足するのに十分でない場合、銀行は追加の拠出が求められる。今後10年間の平均拠出率は、人件費の4%を上限とする。統合後の年金基金は、2009年にIGRS（フランス付加年金運用機関）に転換された。IGRSでは資産の不足は生じていない。

確定給付制度におけるその他の退職後給付

特別制度を含め、退職給付金及び付加年金について、引当金が計上されている。これらの引当金は、在職中の全従業員が取得した権利に基づき、特に被連結事業体の従業員退職率及び退職時に受益者に支払われる将来の給与の見積りに、必要に応じて社会保障拠出金を加算したものに基づいて、評価される。フランスでは、フランスの銀行ネットワークにおける退職給付金の最低60%が、クレディ・ミュチュエル・グループの保険会社で完全連結子会社のACM Vieの保険によってカバーされている。

確定拠出制度に基づく退職後給付

グループの事業体は、グループから独立している組織が運営している様々な年金制度に拠出しているが、特に基金の資産が契約に対応するには不十分である場合に、グループの事業体は公にも黙示的にも追加的な支払義務を負っていない。

こうした制度はグループの契約債務にはあたらないため、引当金を設定していない。費用は、拠出金を支払う必要がある事業年度に認識される。

長期給付

長期給付は、退職後給付及び退職手当とは別に、従業員が対象となる勤務を提供した事業年度の終了後12ヶ月超経過した後に支払われる見込みの給付で、長期勤続報酬などが含まれる。その他の長期給付に関するグループの契約債務は、予測単位積増方式を用いて測定されている。ただし、数理計算上の損益については、直ちに純損益において認識している。

長期勤続報酬に関する債務は保険契約でカバーされている場合があり、この契約債務のうちヘッジされていない部分に対してのみ引当金が設定されている。

従業員に対する付加年金制度

強制加入の年金制度に加えて、グループの集団協定によりカバーされている事業体の従業員は、ACM Vie SAが提供する確定拠出付加年金制度による給付も受けている。

退職手当

退職手当は、雇用契約が通常の退職年齢以前に終了した場合、又は従業員が補償と引き換えにグループを自発的に退職する決断をした場合に、グループが支給する給付である。報告日から12ヶ月超経過した後に支払われる見込みの場合は、関連する引当金は現在価値に割引かれる。

短期給付

短期給付は、報告日後12ヶ月以内に支払われる給付であり、給与、社会保障拠出金及び一定の賞与などの退職手当以外のものを含む。

これらの短期給付に対する費用は、これらの給付に対する権利が供与される勤務が事業に対して提供された事業年度において認識される。

2.3.3.4 非流動資産

グループが保有する非流動資産

財政状態計算書に計上されている固定資産は、有形固定資産及び無形資産、並びに投資不動産を含んでいる。営業用資産は、サービス提供目的及び経営管理目的に使用される。投資不動産は、賃貸料もしくはキャピタル・ゲイン、又はこれら双方を稼得する目的で保有する不動産資産で構成されている。取得原価法は、営業用不動産及び投資不動産の双方を認識するため使用される。

固定資産は、取得原価に、固定資産を事業の用に供し使用できるようにするために必要となる直接帰属費用を加算した金額で、当初認識される。当初認識以降、過年度の減価償却後原価、すなわち、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を差し引いた額で評価される。

非流動資産が、定期的な取替の対象となる可能性が高く、用途が異なる、又は経済的便益の獲得頻度が異なる複数の要素で構成されている場合は、各構成要素を当初から個別に認識し、それぞれの償却スケジュールに従って減価償却している。この構成要素に基づくアプローチは、営業用不動産及び投資不動産に採用されている。

非流動資産の減価償却可能額又は償却可能額は、その残存価額（処分費用を差し引いた純額）を控除して算定される。非流動資産の耐用年数は、一般に経済耐用年数と等しいため、残存価額は認識されていない。

非流動資産は、当該資産の見積耐用年数にわたって、事業体が当該資産による経済的便益を消費すると見込まれる比率で減価償却及び償却が行われる。耐用年数が不確定である無形資産は、償却の対象ではない。

営業用資産に対する減価償却費及び償却費は、損益計算書の「有形固定資産及び無形資産の減価償却費、償却費、及び引当金の変動」において認識している。

投資不動産に関する減価償却費は、損益計算書の「その他の活動に係る費用」において認識している。

使用されている償却期間の範囲は、以下のとおりである。

有形固定資産：

■ 土地及びネットワーク設備	： 15-30年
■ 建物 - 建造物	： 20-80年（当該建物の種類により異なる）
■ 建物 - 設備	： 10-40年
■ 設備及び備品	： 5 -15年
■ 事務機器及び什器	： 5 -10年
■ 保安設備	： 3 -10年
■ 車両及び運搬具	： 3 - 5 年
■ コンピュータ機器	： 3 - 5 年

無形資産：

■ 購入又は自社開発ソフトウェア	： 1 -10年
■ 買収事業ののれん	： 9 -10年（顧客契約ポートフォリオを取得した場合）

減価償却及び償却可能な資産は、報告日において減損の兆候を示す証拠がある場合には、減損テストを行う。賃貸借権などの償却不能な非流動資産は、年1回減損テストを行う。

減損の兆候がある場合、資産の回収可能価額と帳簿価額の純額を比較している。価値の損失が発生した場合には、減損損失が損益計算書で認識され、資産の減価償却可能額が非遡及的に調整される。見積回収可能価額が変動した場合、又は減損の兆候がなくなった場合、減損損失は戻し入れられる。減損引当金の戻入後の帳簿価額は、減損が認識されなかった場合に算出されていたはずの帳簿価額（純額）を上回ってはならない。

営業用資産に係る減損費用及び戻入は、損益計算書の「有形固定資産及び無形資産の減価償却費、償却費、及び引当金の変動」において認識している。

投資不動産に係る減損費用及び戻入は、損益計算書においてそれぞれ「その他の活動に係る費用」及び「その他の活動に係る収益」において認識している。

営業用資産の処分に係るキャピタル・ゲイン又はロスは、損益計算書の「その他の資産の処分に係る純利益／（損失）」の項目に計上している。

投資不動産の処分に係る損益は、損益計算書の「その他の活動に係る収益」又は「その他の活動に係る費用」の項目に計上している。

グループが借手である非流動資産

契約がリースとして認められるためには、資産が特定され、借手が当該資産の使用権を支配していなければならないと規定している。

借手については、オペレーティング・リースとファイナンス・リースは単一のモデルに基づいて計上され、以下の項目が認識される。

- リース期間にわたり、リース物件を使用する権利を表す資産
- リース料の支払義務に関連する負債との相殺
- 定額法による資産の減価償却費及び定率法を使用した損益計算書上の支払利息

グループでは、自動的に更新される契約（解約の事前通知期間は6ヶ月）を除き、主に不動産契約を積極的に行っている。基準に従って、自動車車両については、ローカルにおいて重要である場合のみ修正再表示され、コンピュータやセキュリティ機器については、代替可能な性質を理由として、対象から除外されている。限られたごく一部のIT契約のみが重要であり、適用対象とみなされている。

その他の原資産は、短期、又は少額（5,000ユーロ以下）の例外により、除外されている。グループには、無形資産や投資不動産の認識を生じさせるようなリースは存在しない。

従って、使用権は、「有形固定資産」、リース債務は「その他の負債」として計上されている。借地権は、自動的に更新されない契約に係る場合は、有形固定資産として分類変更される。使用権とリース債務は、課税と控除の時点の差異の純額に対して繰延税金資産又は負債の対象となる。

損益計算書においては、利息費用は「金利マージン」に表示し、一方、減価償却費及び償却費は一般営業費として表示されている。

グループでは、以下を用いてリース債務を算定している。

- 契約期間：グループは契約条項に準拠し、ANCの商用リースに係るポジションに従い、このような種類の新たなリースは9年間にわたり資産計上される。実際、会計上は、リース期間の更新オプションはなく、そのため、契約が履行可能な期間は、グループのロケーションの選択を考慮して、通常9年となる。
- 割引率：選択された期間に対応する債務の限界利子率であり、グループのリファイナンスにより引下げられる可能性がある。
- リース料（税抜き）：グループにおける変動リース料による影響は極めて限定的である。

2.3.3.5 手数料

サービスに関連する手数料及び契約手数料は、関連するサービスの種類に応じて、収益及び費用として計上している。追加的な利息とみなされる手数料は、実効金利の不可分の一部である。従って、こうした手数料及び契約手数料は受取利息と支払利息のいずれかとして認識される。

貸出金の供与に直接関連する手数料及び契約手数料は、実効金利法を用いて貸出期間を通じて認識される。

継続的に提供されているサービスの対価として支払われる手数料及び契約手数料は、サービスが提供される期間を通じて認識される。

重要なサービスの対価として支払われる手数料及び契約手数料は、サービス履行時に全額、損益計算書に計上される。

2.3.3.6 法人税

法人税費用には、対象となる期間における収益に関連して支払うべき当期及び繰延の両方での全ての税金が含まれる。

未払法人税は、適用される税法に従って算定している。

繰延税金

IAS第12号により求められているとおり、連結財政状態計算書に計上されている資産・負債の帳簿価額とその課税価額との間の一時差異に関しては、のれんを除き、繰延税金を認識している。

繰延税金は、事業年度末時点で既知の、その後数年度において適用される法人税率を適用して、負債法を用いて計算される。

繰延税金負債を控除した繰延税金資産は、回収可能性が高い場合に限り認識される。当期税金及び繰延税金は、株主資本で認識されている未実現又は繰延損益に関する繰延税金（繰延税金は株主資本に直接計上される）を除き、収益又は費用として認識される。

繰延税金資産及び負債は、同一の事業体又は同一の税務グループ内において発生しており、同一の税務管轄対象であり、かつ相殺を行う法的権限がある場合において、相殺される。

繰延税金については割引計算を行っていない。

2.3.3.7 国が負担する一部の貸出金に係る利息

農業・農村セクター及び住宅購入に対する支援措置に従い、グループ傘下の一部事業体は、フランス政府が定める低金利貸出金を供与している。その結果、こうした事業体は、顧客から受け取る金利と所定の指標金利との間の金利差に等しい補助金を政府から受け取っている。そのため、これらの補助金の便益を受ける貸出金については、割引計算を行っていない。

こうした補償メカニズムに関する取決めは、フランス政府が定期的に見直しを行っている。

政府から受け取った補助金は、IAS第20号に従って、「受取利息及び類似収益」において認識し、対応する貸出金の残存期間にわたり分割計上される。

2.3.3.8 売却目的保有に分類される非流動資産及び非継続事業

非流動資産、又は非流動資産グループは、売却可能でかつその売却が今後12ヶ月以内に行われる可能性が非常に高い場合、売却目的保有として分類される。

関連する資産及び負債は、財政状態計算書の「売却目的保有非流動資産」及び「売却目的保有非流動資産関連の負債」に別々に表示される。これらは、帳簿価額又は公正価値から売却費用を差し引いた額のどちらか低い方の金額で認識し、減価償却又は償却は行われない。

これらの資産及び負債に係る減損損失は損益計算書において認識される。

非継続事業は、売却目的で保有する又は既に中止されている事業、若しくは転売のみを目的に取得した子会社で構成される。非継続事業関連の損益は、全て損益計算書の「売買目的保有非流動資産及び非継続事業に係る税引後利益／（損失）」に別掲される。

2.3.4 財務書類の作成に際して使用した判断及び見積り

グループの財務書類の作成にあたっては、必要な測定を行うために仮定の使用が必要であり、こうした仮定が将来そのとおりになるかどうかについてはリスク及び不確実性が伴う。

こうした仮定の将来の結果は、特に以下を含む複数の要因に影響を受ける。

- 国内外市場の活動
- 金利及び外国為替レートの変動
- 一部の事業セクターや国における経済的及び政治的状況
- 規制及び法制度の変更

仮定の策定が必要となる会計上の見積りは、主に以下の測定に際して用いられる。

- 活発な市場での相場価格がない金融商品の公正価値、強制取引の定義及び観察可能なデータの定義には判断の行使が必要となる。
- 年金制度及びその他の将来の従業員給付
- 資産の減損、特に予想信用損失

- 引当金
- 無形資産及びのれんの減損
- 繰延税金資産

2.4 子会社及び関連会社に関する情報

グループに関連する当事者は、クレディ・ミュチュエル・グループ全体レベルでの連結会社であり、コンフェデラシオン・ナショナル・デュ・クレディ・ミュチュエルに關係する他の事業所や持分法適用会社もこれに含まれる。

グループとその子会社及び関連会社との間で行われる取引は、こうした取引が実行される時点での、通常の市場条件下で行われている。

連結会社のリストは「第一部 企業情報 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類 - 連結財務書類の注記3 - 連結の範囲」に記載されている。グループの全部連結会社間で行われた取引及び期末に存在する残高は連結上、全て消去されるため、これらの相互取引に関するデータは、グループが共同支配をする、又は重大な影響力により、持分法の適用により連結される会社の場合のみ添付の表に含まれる。

2.5 欧州連合が未採用の基準及び解釈指針

IFRS第17号 - 保険契約

IFRS第17号は、IFRS第4号に置き換わる予定であるが、IFRS第4号は、同基準の適用範囲において、保険会社が、保険契約及びその他の契約について、各国の会計方針を継続して適用することを認めている。これにより、セクターにおける財務書類の企業間比較ができない。

IASBが2020年6月に公表したIFRS第17号改訂の一環として、当初2021年に予定されていたIFRS第17号の適用日は、2023年1月1日まで2年延期された。（グループと同様に）繰延べを選択した保険会社がIFRS第9号を適用した場合にも、2023年までの延期に関するIASBの改訂が適用される。当該改訂（及び2017年に公表されたIFRS第17号のその他の規定）は、欧州当局の承認待ちである。

IFRS第17号の目的は、様々な種類の保険契約の認識を一致させ、それらを保険会社のコミットメントの将来の評価額に基づいて評価することである。これには、ソルベンシーと同様に、複雑なモデル及びコンセプトの更なる活用が必要である。財務報告においても大幅な変更を行われなければならない。

グループの保険部門は、IFRS第17号の規定の導入に向けた分析と準備の作業を続けている。

グループはまた、主要な財務書類に関するIASBの調査に従って、コングロマリットレベルでの財務報告に関する調査を開始した。

（注3）

2019年に、売買目的金融商品に係る受取利息及び支払利息をより適切に反映させるために、BFCMグループはまた、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品の一部に係る受取利息及び支払利息を銀行業務純益において認識及び表示する方法に見直し、特に以下のような修正再表示を行った：

（ ）スワップ取引に係るレッグの貸借において全体を相殺して利息を計上すること、（ ）ヘッジ手段のデリバティブからの利息を「ヘッジ手段のデリバティブに係る収益及び費用」区分に分類変更すること。グループはまた、ファイナンス・リースからの受取利息の表示を見直した。これは現在、純受取利息として表示されている。それは、従来「受取利息及び支払利息」に表示されていた。

そのため、2019年12月31日における受取利息及び支払利息との比較を確保するため、2018年12月31日現在で報告された数値は、こうした定義に従って、財務書類及び「第一部 企業情報 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類 - 連結財務書類の注記24 - 受取利息及び支払利息」で修正再表示されている。

2【事業の内容】

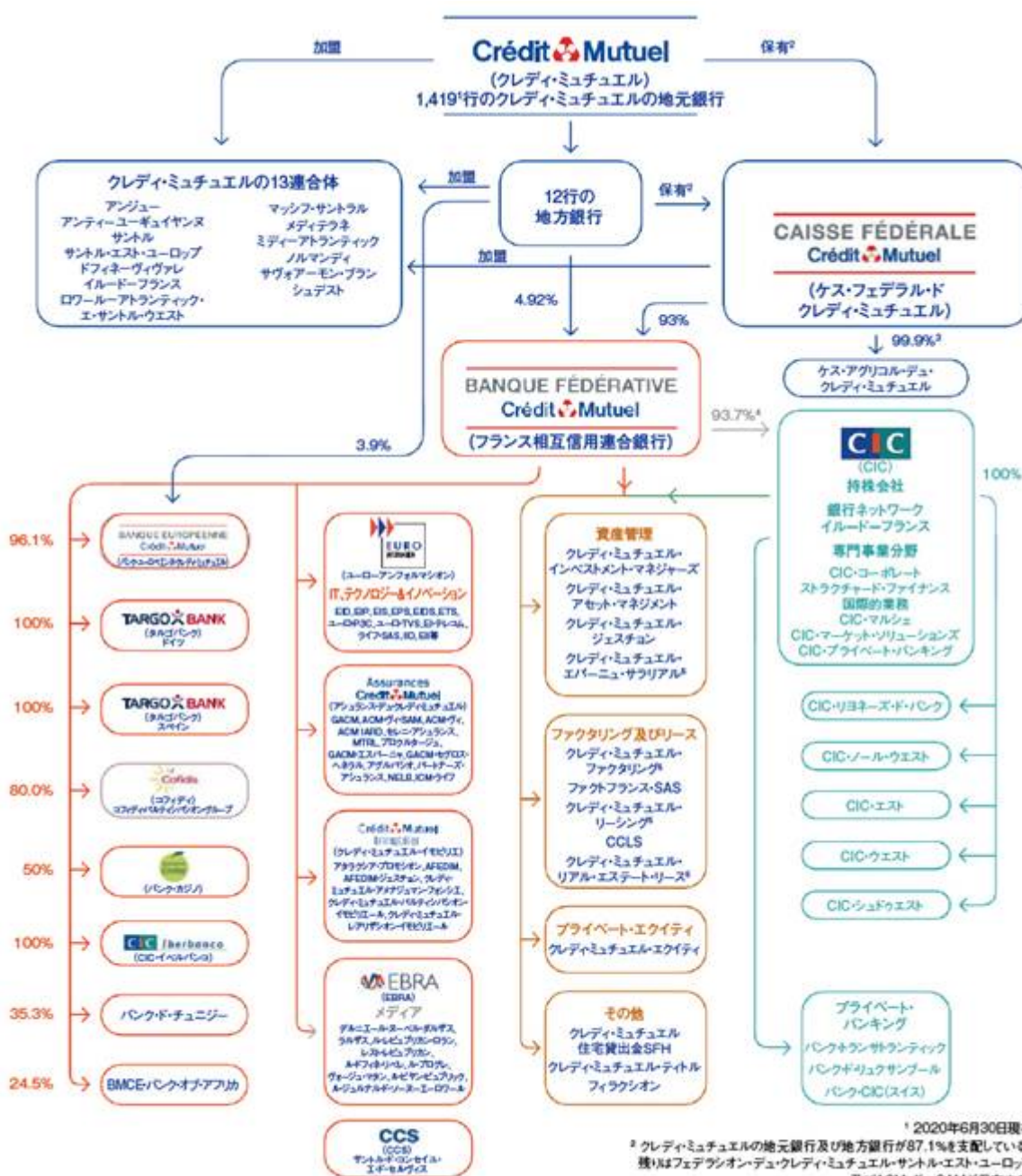
有価証券報告書の「第一部 企業情報 - 第2 企業の概況 - 3 事業の内容」に記載されている内容については、以下に記載の事項を除き、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な変更はなかった。

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの概要

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルには、地方及び地元銀行、13の連合体並びにCF de CMからなる相互銀行部門（規制関連範囲とも呼ばれる。）と、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの子会社からなる資本部門（BFCM連結範囲）の2部門がある。

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、同グループを管理するクレディ・ミュチュエルの13の連合体を通じて、公的機関に対してグループを代表し、その利益を促進及び擁護し、かつ連合体を統括することを任務とする中心的な組織であるコンフェデラシオン・ナショナル・デュ・クレディ・ミュチュエルのメンバーとなっている。

2020年6月30日現在、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの顧客数は26.9百万、販売拠点は4,387箇所、職員数は71,794名であった。



※ 2020年6月30日現在
※ クレディ・ミュチュエルの地元銀行及び地方銀行が87.1%を支配している。
※ 残りはフェデラシオン・デュ・クレディ・ミュチュエル・サントル・エスト・ユー・ロップ
及びACM・ヴィ・SAMが保有する。
※ 残りはクレディ・ミュチュエルの13連合体が保有する。
※ 残りはミュチュエル・アンヴェスティスマンが保有している。
※ CICが過半数を保有する子会社

2020年5月20日に、BFCMはコフィディ・パルティシパシオンの持分の9.36%を追加取得した。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、コフィディ・パルティシパシオンの資本におけるその持分を80%まで引き上げることにより、フランス及び欧州における消費者金融事業におけるコフィディの拡大を追求する決意を明確にしている。

3【関係会社の状況】

BFCMの親会社

有価証券報告書の「第一部 企業情報 - 第2 企業の概況 - 4 関係会社の状況」に記載されているBFCMの親会社については、以下に下線で示した箇所を除き、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な異動はなかった。

2020年6月30日現在、BFCMは、以下の親会社を有している。親会社の詳細は、以下のとおりである。
2020年6月30日現在

親会社の名称	設立場所及び事業場所	資本金 (千ユーロ)	主要な事業の内容	親会社が保有する BFCMにおける 議決権の割合 (%)	BFCMとの 関係
CF de CM	ストラスブル、フランス	5,458,531	銀行業	92.98	ニコラ・テリ氏が取締役会会長を務める
ケス・ロカル・ド・クレディ・ミュチュエル FCM CEE、FCM SE、 FCM IdF、FCM SMB、 FCM MA、FCM C、FCM DV、 FCM LACO、FCM M、 FCM N、FCM Aのメンバー	サントル・エスト・ユーロップ、シュデスト、イル・ド・フランス、サヴォワ・モン・ブラン、ミディ・アトランティック、サントル、ドフィネ・ヴィヴァレ、ロワール・アトランティック・サントル・ウエスト、メディテラネ、ノルマンディ及びアンジュー、フランス	-	リテール・バンキング	0.22	クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに属する
ケス・レジオナル・クレディ・ミュチュエル・シュデスト	シュデスト、フランス	変動資本を有する共同組合	銀行業	0.18	ジェラルド・コルモルシュ氏が会長を務める クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに属する
フェデラシオン・ドゥ・クレディ・ミュチュエル・サントル・エスト・ユーロップ	サントル・エスト、フランス	-	銀行業	0.00	ニコラ・テリ氏が取締役会会長を務める
ケス・レジオナル・クレディ・ミュチュエル・イル・ド・フランス	イル・ド・フランス、フランス	変動資本を有する共同組合	銀行業	0.43	ジャン・フランソワ・ジョfrey氏が会長を務める クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに属する

ケス・レジオナル・クレディ・ミュチュエル・サヴォワ - モン・ブラン	サヴォワ - モン・ブラン、フランス	変動資本を有する共同組合	銀行業	0.00	ジャン・ルイ・メートル氏が会長を務めるクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに属する
ケス・レジオナル・クレディ・ミュチュエル・ミディ - アトランティック	ミディ - アトランティック、フランス	変動資本を有する共同組合	銀行業	0.07	ニコラ・アベール氏が取締役会会長を務めるクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに属する
ケス・レジオナル・クレディ・ミュチュエル・ロワール - アトランティック・エ・サントル - ウエスト、フランス	ロワール - アトランティック・エ・サントル - ウエスト、フランス	変動資本を有する共同組合	銀行業	2.20	アラン・テテドワ氏が取締役会会長を務めるクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに属する
ケス・フェデラル・クレディ・ミュチュエル・メーヌ・アンジュー・エ・パス・ノルマンディ	メーヌ・アンジュー・パス・ノルマンディ、フランス	変動資本を有する共同組合	銀行業	1.36	BFCMと当該親会社はIT及び保険契約を締結している
ケス・レジオナル・クレディ・ミュチュエル・サントル	サントル、フランス	変動資本を有する共同組合	銀行業	0.91	ダミエン・リーヴェンス氏が取締役会会長を務めるクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに属する
ケス・レジオナル・クレディ・ミュチュエル・ノルマンディ	ノルマンディ、フランス	変動資本を有する共同組合	銀行業	0.37	フィリップ・ガリエンヌ氏が取締役会会長を務めるクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに属する

ケス・レジオナル・クレディ・ミュチュエル・アンジュー	アンジュー、フランス	変動資本を有する共同組合	銀行業	0.52	フィリップ・タフロー氏が取締役会会長を務める クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに属する
ケス・レジオナル・クレディ・ミュチュエル・アンティエユ・ギュイヤヌ	アンティエユ・ギュイヤヌ	変動資本を有する共同組合	銀行業	0.01	BFCMと当該親会社はIT及び保険契約を締結している
ケス・レジオナル・クレディ・ミュチュエル・メディテラネ	メディテラネ、フランス	変動資本を有する共同組合	銀行業	0.22	ルシエン・ミアラ氏が取締役会会長を務める クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに属する
ケス・レジオナル・クレディ・ミュチュエル・ドフィネ・ヴィヴァレ	ドフィネ・ヴィヴァレ、ヴァランス、フランス	変動資本を有する共同組合	銀行業	0.01	ミシェル・ヴェ氏が取締役会会長を務める クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに属する
ケス・フェデラル・クレディ・ミュチュエル・ノール・ユーロップ	ノール、フランス	変動資本を有する共同組合	銀行業	0.00	BFCMと当該親会社はIT及び保険契約を締結している
ケス・フェデラル・クレディ・ミュチュエル・オセアン	シュド・ブルターニュ、フランス	変動資本を有する共同組合	銀行業	0.51	BFCMと当該親会社はIT及び保険契約を締結している

BFCMの子会社

有価証券報告書の「第一部 企業情報 - 第2 企業の概況 - 4 関係会社の状況」に記載されているBFCMの子会社については、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な異動はなかった。

4【従業員の状況】

(1) BFCMグループの状況（連結ベース）

2020年6月30日現在

事業分野	従業員数（注）
リテール・バンキング	35,964人
保険	4,031人
コーポレート・バンキング及び資本市場	503人
プライベート・バンキング	1,845人
プライベート・エクイティ	143人
IT、ロジスティックス及びメディア	3,621人

（注）上記の数は上記各事業分野の常勤従業員（又は常勤換算（非常勤2名＝常勤1名））の数である。

(2) BFCMの状況 (非連結ベース)

2020年 6 月30日現在

従業員数 (注)
67人

(注) 上記の数は常勤従業員 (又は常勤換算 (非常勤 2 名 = 常勤 1 名)) の数である。

(3) 労働組合との関係

2020年 6 月30日に終了した当該半期中、BFCM連結範囲の従業員の人員に著しい増減はなかった。
BFCM連結範囲は、従業員又は労働組合との間に特記すべき事項を有しない。

第3【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

「第一部 企業情報 - 第2 企業の概況 - 2 事業の内容」及び「第一部 企業情報 - 第3 事業の状況 - 2 事業等のリスク」を参照のこと。

2【事業等のリスク】

以下に記載のあるリスク要因は、BFCMより発行されるサムライ債への投資についての発行会社の考える主要なリスクであるが、本社債の元利金又は本社債に関する元利金はその他の理由で支払不能になることがある。発行会社は以下の記載が本社債の保有に関するリスクを完全に網羅しているとは表明していない。

本社債の購入を検討している投資家は自身の財政状況及び投資目的、本書に記載のある全ての情報並びに特に以下に記載のリスク要因を踏まえ慎重に検討した上で投資の判断をするべきである。

BFCMはクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル内の子会社である。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、相互銀行グループであり、クレディ・ミュチュエルの13の連合体（サントル・エスト・ユーロップ、シュデスト、イル・ド・フランス、サヴォワ・モン・ブラン、ミディ・アトランティック、ロワール・アトランティック・エ・サントル・ウエスト、サントル、ノルマンディ、ドフィネ・ヴィヴァレ、メディテラネ、アンジュー、マッシフ・サントラル及びアンティーク・ギウヤヌ）のメンバーであるクレディ・ミュチュエル地元銀行が含まれている。

BFCMグループ全体はクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに含まれている。同様に、BFCMグループは事実上、13のクレディ・ミュチュエル連合体を含むクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルが負担するリスクと同じリスクに晒されている。

リスク要因

本項は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルが晒されている主なリスクについて記載している。グループの組織の特殊性から、これらのリスクは、グループの2つの領域全体に対して全く同じ形で適用される。

- ・ クレディ・ミュチュエルの銀行、連合体及びCF de CMを構成する相互銀行部門又は「規制関連領域」。
- ・ 資本部門又はフランス相互信用連合銀行（発行会社）及びその全ての子会社を構成する「BFCMの連結範囲」。

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、そのリテール・バンキング、保険、コーポレート・バンキング及び資本市場、プライベート・バンキング及びプライベート・エクイティ業務に関連する様々なリスクに晒されている。以下に示すリスクは、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル及びBFCMにとって重要かつ特有のものとしてこれまでに特定され、その活動、財政状態並びに／又は業績及び見通しに重大な悪影響を与えるおそれがあるものである。グループは、その業務に関連するリスクを特定し、測定するためのプロセスを設定した。このプロセスにより、グループは、少なくとも年に1回は最も重大なリスクのマップを作成することができる。リスク・マッピングは、グループの取締役会による承認を得るため付託される。

下記は、グループの主要なリスクに重大な影響を与えうる主な要因である。主要なリスクは、最初に各カテゴリー内において形式化される。

COVID-19の流行及びその世界的な拡大により、世界経済は打撃を受け、経済活動は著しく減速した。概して、今般の健康危機によって、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの財政状態に対する様々なリスク要因の潜在的な影響は強まっている。こうした影響の詳細は、関連するリスク要因毎に記載する。

1 信用リスク

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルのビジネスモデルの特徴から、その主要なリスクは信用リスクである。信用リスクに対する総エクスポージャー（オンバランスシート、オフ・バランスシート、デリバティブ及びレボ）は、2020年6月30日現在7,786億ユーロを占めている。

COVID-19の世界的流行は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの収益性及び支払能力に重大な影響を与えるおそれがある。2008年の危機がクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラ

ルの財務書類に及ぼした影響を一例として考えると、現在の健康危機はグループの信用リスクに対するエクスポージャーに4種類の重大な影響を与える可能性がある。

- 1.1 一つ目の影響は、特に、現在の危機においては、ロックダウン期間中の活動とキャッシュ・インフローの急激な落ち込みに対応するため借入金への大幅な依存が生じたため、取引相手方の契約上の義務の不履行から生じる財政的損失のリスク（債務不履行リスク）に関連するものである。取引相手方には、銀行、金融機関、商工業者、政府、投資ファンド、又は自然人が含まれる。このリスクは、資金調達業務（したがって、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルのバランスシートに表示される。）又は保証業務（オフ・バランスシートに表示される。）並びにグループが取引相手方の債務不履行リスクに晒されるその他の業務（特に、資本市場における金融商品の取引及び決済／受渡並びに保険関連業務。）に関連する。2020年6月30日、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの不良債権比率は3.04%となり、リスク費用は1,046百万ユーロ（貸出金総残高に対する顧客リスク費用は0.483%）となり、2020年度上半期の数字は2019年度全体について計上された数字とほぼ同じであった。この金額には、危機の影響が当初予想されたよりも深刻であることが判明した場合に不十分であると判断するおそれのあるフォワードルッキングな性質をもった引当金の一部が含まれている。2008年の金融危機の間、2009年以降グループが行った買収を背景に、より制限された範囲について、グループのNPL比率は（2009年12月31日時点で）4.68%まで上昇し、リスク費用は1,987百万ユーロに達した（顧客リスク費用は、当時の貸出金総額の0.77%に相当）。
- 1.2 二つ目の影響は、支払能力比率の分母における加重リスクを計算する際に使用される手法に左右される。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルにおいて、信用リスクの合計エクスポージャーの約70%は内部格付が適用され、かかる格付については、質が、バーゼル 手法に基づく信用リスクに従った必要資本の計算結果、すなわち、グループの支払能力比率を決定する。したがって、ポートフォリオの全部又は一部の格付の悪化は、グループの支払能力の悪化をもたらさう。経済主体の債務の増加とその金融収益の減少を再度考慮すると、現在のパンデミックはこのリスクを増大させている。このリスクは、グループが晒されている特定の活動分野（航空輸送、レジャー活動又はホテル及びレストラン等）において特に高くなっている（有価証券報告書の「第一部 企業情報 - 第5 提出会社の状況 - 3 コーポレート・ガバナンスの状況等 - （1）コーポレート・ガバナンスの概要 - コーポレート・ガバナンスの状況」の表26の「旅行及びレジャー」セクターを参照のこと。）。
- 1.3 グループの不動産ローンのポートフォリオの規模（2020年6月30日現在、顧客貸出金の49%、すなわち約1,990億ユーロを占める。）により、主にフランスにおいて、グループは、不動産市場の低迷によるリスクに晒されており、その発生確率は現在のパンデミック（家計の財政状況の悪化に伴う需要の落ち込み、失業率等）により高まっている可能性がある。このタイプのシナリオでは、債務不履行の増加により及びモーゲージ・バック・ファイナンスの場合は、担保として提供された住宅の価値が不動産市場の低迷により長期にわたって大きな影響を受けた場合に、リスク費用に影響を与えうる。2008年の金融危機後、ネットワークの不動産ローンのポートフォリオのリスク費用は2年間（2009年及び2010年）の間にバランスシート上の債務の0.10%に達した。リスク費用は、2020年度上半期にはバランスシート上の住宅用貸出金の0.02%に達し、2019年度からほぼ変動はなかった。
- 1.4 クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、一定の国、取引銀行又は大企業グループ（主にフランス）に対して比較的高い単一のエクスポージャーを有しており、その一部は、公的当局によって実施される支援措置（すなわち、保証付き貸出金）による恩恵を受けている。グループの最大顧客の一つ又はそれ以上が債務不履行に陥った場合、グループの収益性が低下する可能性がある。国については、グループは主にフランス（主にユーロ・システムの加盟銀行であるフランス銀行（Banque de France））並びにフランス預金供託金庫（Caisse des Dépôts et Consignations）のリスク（規制貯蓄からの預金の集中化のための仕組みにより、フランスのソブリン・リスクに相当する。）に晒されている。国以外では、2019年12月31日現在、銀行に対する300百万ユーロ（純損益の約10%に相当）を超えるオン及びオフ・バランスシートの単一のエクスポージャーは8つの取引相手方について51億ユーロに達した。企業については56の取引相手先について374億ユーロに達した。これらの取引相手方の幾つかが同時に格下げ又は債務不履行となる可能性は排除できず、そうなった場合、グループの収益性に影響が及ぶと考えられる。

2 マクロ経済・市場環境に関するリスク

2.1 マクロ経済・市場環境（金利）に関するリスク

マクロ経済及び市場環境に関するリスクとは、市況の変化に関するリスク（特に所得、物価水準並びに現在又は期待される経済状況としてのマクロ経済環境に影響を与えるリスク）と定義される。関連する主なリスクの1つは金利リスクであり、金利が上下に変動した場合の銀行の損益が変わるリスクとして定義される。金融機関の価値はその収益に直接関連しているため、金利の変動は資産価値の変動を意味し、かかる変動は、オン及びオフ・バランスシート項目の残高に影響を与える。

COVID-19の世界的流行は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの収益性に重大な影響を及ぼすおそれがある。よって、欧州及び各国当局が実施した例外的な措置は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの長期金利の水準及び収益性に影響を及ぼすことになるであろう。

6つの規制上のシナリオに従って決定されるクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルのバランスシートの正味現在価値（以下「NPV」という。）の感応度は、Tier1資本の閾値15%を下回っている。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、2020年6月30日現在CET1資本に対し-9.12%のNPV感応度となるなど、利回り曲線の平坦化に敏感である。1年及び2年の銀行業務純益の感応度は、複数のシナリオ（下限を設定した100 bps毎のレート増減、200 bps毎のレートの増減）及び2つのストレス・シナリオ（利回り曲線の平坦化／逆転、並びに短期及び長期レートの持続的な低下）に従って決定される。「利回り曲線の平坦化／逆転」シナリオは、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルにとって最も好ましくないシナリオであり、2020年6月30日現在の影響は2年間で-5.01%、すなわち-638百万ユーロである。

2.1.1 低金利環境の長期化は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの収益又は収益性に影響を与えるリスクを抱えている。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの収益の大部分は純利息マージンと結びついており、これがグループの収益性に直接的な影響を与える。金利変動は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルがコントロールできない複数の要因、例えば、インフレの水準、フランス政府を含む各国の金融政策、特に規制金利の水準（通帳貯蓄率「A」、通帳貯蓄率「bleu」等）によって引き起こされている。したがって、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの収益及び収益性は、利回り曲線上のさまざまな時点における金利の変化の影響を受ける。数年にわたる市場における低金利環境は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルを含む銀行の収益性に大きな影響を与えた。現在の危機に関連して欧州中央銀行が行った施策から、こうした低金利状況は今後も続くと思われる。この状況は、市場レベルでの貸出金付与に関連する収益の減少を、顧客財源及び市場金利を超える利息付規制貯蓄商品（通帳貯蓄率「A」、通帳貯蓄率「bleu」、PEL（抵当権貯蓄制度））の金利の水準で十分に相殺することができない可能性があるため、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに影響を与える可能性がある。この状況は、低金利の恩恵を受けようとする個人や企業に対する、不動産貸出金及びその他固定金利貸出金の早期返済及び再交渉を増やしている。また、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、特に低金利の新規貸出金にも対応しなければならなくなっている。さらに、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、規制上の流動性の制約を遵守するために、中央銀行に対し、マイナス金利で超過流動性を提供しなければならない。一方、顧客は銀行預金について手数料を課されないため、金利マージン及び銀行の収益性が低下している。これら全ての要因は、グループの活動、財政状態及び業績に著しい影響を与える可能性がある。

2.1.2 同様に、金利の急上昇は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの銀行業務純益及び収益性に重大な悪影響を与える可能性がある。長期にわたる低金利の終焉、特に金融引き締めによるものは、銀行セクター全般、特にクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルにリスクをもたらす。これらの金利水準からの突然の離脱は、銀行の収益及び収益性に悪影響を及ぼす可能性がある。この金利の引き上げは、短期及び中期債務の発行に関する銀行セクター市場での借り換え価格に著しい影響を与える可能性がある。同時に、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、顧客預金コストがより急速に増大する傾向がある一方で、住宅貸出金並びに個人及び企業に付与されるその他の固定金利貸出金に金利の引き上げを即座に転嫁することが困難になる可能性がある。一定の変動性が高く利息が付されていない要求払預金は、定期預金又は預金通帳口座等のよりコストのかかる預金に変換されることがある。変動性の高い預金の一部も、UCITS及び生命保険のようなオフ・バランスシート・ピークルに変更されることがある。

2.1.3 証券ポートフォリオ及びデリバティブ商品の価値の大幅な変動も、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの当期純利益及び株式に悪影響を与える可能性がある。流動資産ポートフォリオの純帳簿価額は、各報告日においてバランスシート上で調整される。資産の公正価値の

調整は、株主資本を通して認識される。市場の好ましくない変化及び特に流動資産ポートフォリオの価値の変化は、株式、ひいてはクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルのプルデンシャル・レシオに影響を与える可能性がある。これらの価値の調整は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの資産及び負債の帳簿価額にも影響を与え、また、その当期純利益及び株式にも影響を与える可能性がある。

- 2.1.4 参照インデックス、特にEURIBOR及びLIBORの変更は、異なったレベルでクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに影響を与える可能性がある。参照指数に関連する規則について、一部の参照指数（LIBOR、EURIBOR、EONIA）は2022年1月1日から不適合指標とみなされ、新たな契約や金融商品に使用することができなくなる。新たな指標への移行に関するいくつかのポイントを提起する必要がある。一つ目は、構造（新旧の指標）が技術的に異なり、調整マージンが必要となる移行対象の金利の水準についてである。ESTER（ユーロ短期金利）+スプレッドに再調整されたEONIA指標のように、特定の指標の手法はすでに伝達されている。しかし、他の指数の手法については、依然として当局による定義が待たれる。二つ目は、古い指標から新しい指標への移行に関するもので、バランスシート上の様々な項目（資産及び負債）の不均衡な取扱いとそのヘッジに係るリスクが生じる可能性があることである。

2.2 規制及び健全性に係る環境に関連したリスク

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの規制環境は、下記「第一部 企業情報 - 第3事業の状況 - 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - 1 2020年度上半期に係る経済及び規制環境 - 1.2 規制環境」に記載されている。グループは、多くの銀行規制に服している。その幾つかは、銀行規制上の比率に反映されていないが、かかる比率に大きな影響を与える可能性がある。1.2項に記載されているとおり、グループのエクスポージャーの大半は、加重リスクの計算に内部モデル手法を用いることを監督当局によって認められている。しかし、「バーゼル の最終化」に係る規則の変更は、加重リスクの計算にマイナスの影響を及ぼし、したがって、グループの支払能力比率にもマイナスの影響を及ぼす。かかるリスクの発生可能性はほぼ確実であるが、これらの規制の発効が1年延期されたため2023年から2028年の間に徐々に発生することになる。

- 2.2.1 バーゼル 合意の最終版は、内部格付手法（特に、債務不履行の可能性及びデフォルト時損失をカバーするパラメーターの内部計算）の使用が認められている債務不履行リスクが低いポートフォリオについて、加重リスクを計算する際に内部パラメーターである「デフォルト時損失」を今後使用できないことを明記している。2023年1月1日以降は、デフォルト時損失に代わり、全ての事業法人について40%の固定基準値が適用され、これにより、エクスポージャーに対する必要資本が増加する。グループに関しては、2019年12月31日現在、オン及びオフ・バランスシート・エクスポージャーの約900億ユーロに相当する「銀行」及び「大企業」（連結収益が500百万ユーロ超のグループ）である取引相手方が対象となる。
- 2.2.2 2023年以降、「アウトプット・フロア」が漸次的に導入される予定であり、その目的は、支払能力比率の分母における加重リスクの計算について内部モデル手法により生じる資本の増加を制限することである。グループのエクスポージャーのうち約70%は内部モデル手法に基づくリスク加重が行われているが、その大半が基準加重を十分に下回っている。アウトプット・フロアは2023年（50%）から2028年（72.5%）の間にかけて漸次的に適用され、支払能力の評価にマイナスの影響を与える。
- 2.2.3 1.3項に記載されているとおり、不動産リスクに対するグループのエクスポージャーは非常に高い。また、エクスポージャーは、2023年に新たな標準的手法が適用される際に、規制によるマイナスの影響を受ける。この新たなアプローチは、エクスポージャーのリスクを加重するために、ローン・トゥー・バリュー指標（LTVといい、負債金額と不動産の市場価値の比率である。）を使用する。LTVが上昇するに従い、リスク加重も100%を上限に上昇するが、モーゲージ又はこれと同等の保証により担保されたエクスポージャー（すなわち、2019年12月31日現在で1,480億ユーロ）の現在の標準的手法による加重比率は35%（内部手法を使用した場合は14%）である。また、この新たな手法により、不動産債権のポートフォリオに関連する必要資本は、不動産価格の下落による影響をより受け易くなる（標準的手法を利用したポートフォリオ及び上記のアウトプット・フロアの仕組みに基づく内部手法を利用したポートフォリオ）。
- 2.2.4 欧州中央銀行（ECB）が、欧州の金融機関と共に行った内部モデルのターゲット審査（TRIM）の目標は、RWAに対する追加要件又はバーゼル・パラメーター（PD、LGD、CCF）に対する追加のプルデンシャル・マージンにより、CET1水準の低下を招く可能性がある。

- 2.2.5 欧州連合理事会及び欧州議会が2018年12月に採択した欧州連合理事会のBRRD2（銀行再生及び破綻処理指令）の国内法制化は、銀行の破綻処理メカニズムに対する新たな措置及び義務をもたらす。指令の施行方法によれば、MREL比率（自己資本及び適格債務の最低基準）について遵守すべき要件が強化される可能性がある。また、クレディ・ミュチュエル・グループのMREL要件により、事実上、（クレディ・ミュチュエル・グループにおける加重により）クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの債務構造は制限され、代わりに劣後債市場を通じた資金調達が求められ、コスト、戦略及び潜在的にはクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの資金調達能力が影響を受ける。
- 2.2.6 グループの2番目の国内マーケットであるドイツ国内の規制当局（BaFin）は、被保険者が代理店に支払う生命保険手数料の水準を制限したいと考えており、制限された場合、ドイツのタルゴバンクの子会社の収益に影響を与える可能性がある。

2.3 ガバナンスに関連したリスク

規制は、クレディ・ミュチュエル・グループについて、第L.511-31条に示された措置を適用した後、グループの中央組織であるCNCM及びその全ての加盟会社が債務不履行に陥っている場合若しくはその可能性がある場合には、重要な機能の継続性を確保し、連鎖リスクの回避、資本増強、又は金融機関の存続可能性を確保することを目的として、倒産手続を開始する権限を破綻処理当局に与えるものである。これらの権限は、損害が（一定の例外はあるものの）、債権の優先順位に従って、最初に持分証券の減損又は転換によって負担された後、追加のTier1及びTier2持分証券（劣後債等）の保有者によって負担され、次に非上位優先社債権者によって負担され、最後に上位優先社債権者によって負担される形で行使されなければならない。

破綻処理当局は、発行会社又はクレディ・ミュチュエル・グループに関して、破綻処理ツールを実施する広範な権限を有しており、これには、第三者若しくは承継機関への事業の全面的若しくは部分的な譲渡、金融機関の資産の分離、負債証書に関する債務者としての発行会社の変更、規制持分証券の全部若しくは一部の減損、新規持分証券の発行による規制持分証券の希薄化、負債証書の全部若しくは一部の減損若しくは持分証券への転換、負債証書の条件の変更（満期及び／若しくは支払利息の変更及び／若しくは支払いの一時的な停止を含む。）、上場及び金融商品の取引承認の停止、管理職の解任、又は特別取締役の選任などが含まれる。

発行会社は、クレディ・ミュチュエル・グループの内部財務連帯メカニズムの対象となっている。しかしながら、債権者の注意を引くのは、貸出金の全額の返済が、かかる金融連帯メカニズムの実施に係るリスクの対象となるという事実である。

緊急事態計画又は講じられた連帯措置が、発行会社を含む中央機関の加盟会社の回復を促すのに十分でない場合又はかかる緊急事態計画又はCNCMにより講じられる可能性のある措置の実施が健全性要件の遵守を回復するには不十分であるということが客観的証拠により事前に示唆されている場合、クレディ・ミュチュエル・グループの破綻処理は一括で決定されることになる。実際に、連帯メカニズムの実施はクレディ・ミュチュエル・グループの加盟会社の合併を伴う。

財務的困難が証明された段階（欧州中央銀行が、単一破綻処理委員会に対して、連結ベースで判断されたクレディ・ミュチュエル・グループの破綻リスク（「破綻又は破綻のおそれがある」FOLTF原則）を警告した場合、若しくは単一破綻処理委員会が規則（EU）806/2014（「SRMR」と称される。）に従ってクレディ・ミュチュエル・グループのFOLTFを連結ベースで宣言した場合、又は国家連帯メカニズムに規定されるとおり、このメカニズムに関連して緊急事態計画若しくはCNCMによって講じられた措置が破綻グループの回復を促すために十分でない場合、若しくはかかる緊急事態計画若しくはコンフェデレーションによって講じられる措置の実施が健全性要件の遵守を回復するために不十分であると判明することが客観的証拠により事前に示唆されている場合）、CNCMは、適宜、監督当局又は破綻処理当局の要請に応じて、連帯に関連してかかる当局が求める目標及び原則を完全に履行する権限を与えられる。

財務的困難が証明された段階又は破綻処理段階において、CNCMの加盟会社の間の連帯は無制限である。

発行会社又はクレディ・ミュチュエル・グループについてこれらの手段及び権限を実行することにより、重大な構造的変化が生じる可能性がある。

CNCMが全ての加盟会社を合併することを求められた場合、債権者は他のCNCM加盟会社の同順位の債権者と競合することがある。活動の全部若しくは一部が譲渡された後、債権者は（その貸出金の減損及び転換が行われなくても）残りの事業又は資産では債権者の全員又は一部が保有する請求権を十分に満たすことができない可能性のある金融機関の貸出金を保有することになるかもしれない。

CNCMが、破綻処理が開始された時点で、全ての加盟会社を合併しなかった場合、破綻処理当局はその他の破綻処理戦略（全てのCNCM加盟会社の事業譲渡、承継機関、資産の分離又は調整された「ペイルイン」）を検討することができる。破綻処理当局が調整された「ペイルイン」を適用した場合、CNCM加盟会社の流動性並びに全ての資本性金融商品及び適格債務は損失を相殺し、CNCM加盟会社の資本の再構成に役立てるため使用される可能性がある。この場合、適格債務の価値を減少させる措置又は転換は、裁判上の清算手続きにおける債権者の順位に従う。「ペイルイン」は、連結レベルの資本要件に基づくものであるが、事業体毎に比例配分して適用される。すなわち、ネットワーク内において発行体である法人であるかに関係なく、同一クラスの全ての株主及び債権者に同一の減損又は転換率が適用される。

上記の権限が行使されることにより投資家に損失が生じる可能性がある。

2.4 市場リスク

市場リスクとは、金利、債券価格、外国為替レート及びコモディティ価格等の市場パラメーターの不利な変動から生じる価値損失のリスクである。市場リスクは、CIC・マルシェ（CIC Marchés）の子会社の資本市場における事業、資産負債管理業務及びグループの管理会社の資産管理業務を含む銀行の複数の事業分野の活動に関係する。

資産負債管理業務に対する市場リスクの潜在的な影響は本項の他の部分において取り上げられている（金利の上昇は、純金利マージンを改善させるものの、資源コストを増加させる可能性がある。）。資産管理に係るリスクは、この事業部門が受領する手数料が管理されている資金の評価（市場において設定される。）に左右されているという事実によるものである。

市場リスクに関連する主要なリスク要因は以下のとおりである。

- 2.4.1 取引されている資本性証券及び負債証券の発行会社の財務健全性が反映される範囲において、金融市場に悪影響を与える経済見通しの悪化が要因の一つである。この影響により有価証券の評価が下がり、評価水準の変動性が高まる。CIC・マルシェの業務に与える影響はマイナスである。特に、投資事業分野は、かかる分野が景気回復するとの見込みに基づき、株式市場の評価の改善及び社債の発行会社の格付けの質の向上に期待する範囲において、金融市場の厳しい環境の影響を受ける。また、商品事業分野も市場悪化の影響を受ける。仲介業務からの手数料は、評価水準の低下により減少する金額を含む取引と共に減少する。また、発行市場における取引数（新規公募、増資及び社債発行）は減少傾向にあり、これは手数料の減少を意味する。
- 2.4.2 金融政策も市場リスクに重大な影響を与えるもう一つの要因である。ECBの緩和的な金融政策は、銀行の純金利マージンに影響を与え、その結果、銀行の収益性もかかる政策（低い金利水準の維持。）から大きな影響を受ける。

CIC・マルシェ部門が晒されている市場リスクは低い。CIC・マルシェに割り当てられている株式資本は555百万ユーロ（2019年12月31日現在460億ユーロであった規制上の株式資本全体の1.2%）である。

2020年6月30日現在、この上限割当分は（2008年度の800百万ユーロに対し）437.5百万ユーロ使用された。しかしながら、2020年度上半期は、前例のない危機に見舞われ、資産の評価額を大幅に毀損した（ただし、最終的に多額の損失が発生したわけではない。）。2020年6月のCIC・マルシェのIFRSに基づくNBIは、34.4百万ユーロと大幅に減少し、税引前利益／（損失）は-72.9百万ユーロであった。市場ボラティリティの高まりにより深刻な打撃を受け、トレーディング・ポートフォリオの99%の1日当たりVaRは、2020年度上半期末には27.5百万ユーロとなり、2019年度末から急上昇した。上半期の影響から、通年における潜在的な影響について結論を出すことはできない。

3 流動性及び資金調達リスク

流動性リスクは、金融機関がそのコミットメントの履行のために必要な資金をいつでも合理的な金額で調達することのできる能力をいう。そのため、短期的、中期的及び長期的な財源の不足により、現金の純流出を吸収できない金融機関は流動性リスクに晒される。

COVID-19の世界的流行は、欧州及び各国当局による例外的な措置を必要とする、前例のない市場状況を作り出した。流動性リスクの観点からみると、こうした措置は銀行セクターにおける流動性スプレッドを拡大させている。さらに、フランスの銀行システムに記録された預金の増加は、個人及び企業による予備的貯蓄に連動しており、流動性準備金とLCR水準を高めるのに役立った。上半期における影響は、年次の潜在的な影響について引き出される結論が考慮に入れられていない点に留意が必要である。

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの流動性リスクは、ストレス・シナリオ下で30日間の資金の純流出に直面した場合の、流動性の高い資産間の規制上の短期流動性カバレッジ比率（以下「LCR」という。）と理解することができる。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの平

均LCRは、2020年度上半期について合計159.8%となり、規制上の最低要求水準と比較した場合、平均で410億ユーロ上回っていた。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの流動性準備金は、中央銀行への預け金、有価証券及び中央銀行による借り換えの対象となる利用可能な債権から構成されている。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの流動性準備金総額は、2020年6月30日現在で1,697億ユーロであった。

預貸率又は約定率は、会計指標であり、一連の流動性指標を補完する規制上の指標ではない。LCRの算出の際に考慮される預金の規制上の処理（特に流出率）を前提とすると、この規制上の処理が改善されたことはLCRにプラスに寄与する。この指標は2020年6月30日現在で106.6%の水準であった。

3.1 クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルによる資金調達及びかかる資金調達のコストは、市場の急激な下落、重大なマクロ経済的困難、格付けの急速な悪化、あるいはその他の危機要因によって悪影響を受ける可能性がある。

短期、中期及び長期のマーケット・ファンドは、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの事業活動を維持するために不可欠な源泉である。資金調達には、中長期の負債及び短期の譲渡性負債証券（以下「TCN」という。）の発行が含まれる。資金調達には、買戻契約などの保証付き資金調達業務も含まれている。そのため、市場へのアクセス及び市況が大幅に悪化すると、金融セクター全般及び特にクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルへの影響が、自らの流動性及びグループの財務状態（特に収益性の面で）に大きな影響を与える可能性がある。

3.2 フランス銀行のTRICP(民間貸出金のデータ処理若しくはTraitement Informatique des Créances Privées) 型又はACC(追加信用債権)型の取引における担保有価証券の割引額の増加は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの流動性準備金水準を引き下げる可能性がある。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの流動性準備金1,346億ユーロは、主に中央銀行への翌日物預金、流動性の高い有価証券から構成されるポートフォリオ及び中央銀行への適格担保から構成されている。

この担保には、主に貸出金が含まれており、その性質、組成及び品質から、担保に供すること及びECBの資金供給の対象となることが認められている。フランス銀行は、債権の種類毎に割引率を設定しており、いつでもかかる割引率を変更することができる。そのため、TRICP型又はACC型の借り換え取引における担保債権の割引額の増加は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの流動性準備金の水準に影響を与え、またグループの財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

3.3 金利の大幅な変更／ばらつきは、顧客の行動に悪影響を及ぼし、顧客の銀行預金水準に影響を及ぼす可能性がある。

金利はここ数年、特にECBの緩和政策を背景に、低い水準を維持している。この金利環境は、顧客の行動及び顧客にとっての預金の位置づけを変えた。そのため、近年、顧客は比較的金利の魅力が薄い預金勘定（預金通帳口座、定期預金等）ではなく、当座預金に資金を預ける選択をしている。当座預金は一般的に利息が付されていないため、いつでも引き出すことができる。

金利の上昇は、これらの当座口座預金のボラティリティにつながる可能性がある。顧客は、かかる預金を投資するか、他の種類の口座（預金通帳口座、定期預金口座）に預けるか、保険又はアセット・マネジメント・タイプのファンドに預けるかを決定する可能性がある。この預金に係る潜在的な変動は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの流動性に影響を与え、預貸率に悪影響を与える可能性がある。

3.4 BFCM及びCICの格付けの大幅な悪化は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの資金調達費用、収益性及び事業継続性に重大な影響を与える可能性がある。

BFCMはクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの主たる発行会社である。そのため、BFCMの格付けはグループに影響を与える。格付けは、主に、ガバナンス、戦略、財源の質及び多様性、適正資本、バランスシートの質及び構造、リスク管理、並びにリスク選好の調査に基づく。2020年6月30日時点のBFCMの長期（上位優先社債）格付けはフィッチ・レーティングスがAA-（ネガティブ）、ムーディーズがAa3（安定的）、及びスタンダード・アンド・プアーズがA（ネガティブ）である（この最後の機関はクレディ・ミュチュエル・グループ及びその主たる発行会社の格付けを行っている。）。したがって、これらの信用格付の低下、並びに特に財務格付けに寄与する要因の悪化は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル及び金融市場で活動する子会社（CICを含む。）のリファイナンスに重大な影響を与える可能性がある。この状況は、リファイナンスの利用を制限し、コストを増加させ、グループの拡大能力を低下させる可能性がある。そのため、格付けに寄与する要因の悪化は、グループの流動性ポジション、損益及び収益性

に著しい影響を与え、一部の相互契約及び担保付融資契約について義務を発生させる可能性があり、その結果、グループの収益性に悪影響を及ぼす可能性がある。

BFCM及びCICの長期無担保資金調達コストは、それぞれの信用スプレッド（社債権者に支払われる同じ満期を有する国債の利回りを上回るスプレッド）に直接関連しており、すなわち、かかるコストは、BFCM及びCICの格付けに大きく依拠している。信用スプレッドの拡大は、BFCM及びCICのリファイナンス・コストを大幅に増加させる可能性がある。信用スプレッドの変化は市場に依拠しており、予測不可能で非常に不安定な変動が生じる場合がある。また、信用スプレッドは発行会社のみならず支払能力の影響も受ける。

4 保険業活動に関わるリスク

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、銀行などの金融機関による保険商品販売（バンカシュランス）事業を行っているため、金融コングロマリット指令の下で追加的な管理の対象となるが、これは、グループ・デ・ザシュランス・デュ・クレディ・ミュチュエル（以下「GACM」という。）の80%近くを保有していることによるものである。GACMは、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの純利益の約25%に寄与しており、手数料を支払ってクレディ・ミュチュエル及びCICの銀行ネットワークを通じて商品を販売している。

主なリスク要因は、市場リスク及び保険引受リスクの2つである。

4.1 市場リスク：市場リスクは特に、ユーロ建ての貯蓄に関連する金利リスク、株式リスク及びそれに類するリスク、並びに不動産リスクを対象としている。

金利が急激に上昇した場合、GACMのユーロ建て貯蓄契約の金利が相場を下回る可能性があるため、一部の顧客を失う可能性がある。そのため、償還が著しく増加した場合、債券の売却及び未実現損失の計上が必要となる。反対に、低金利が継続した場合、資産に対する収益率がユーロ建て貯蓄契約に定められている最低保証率を下回るまで希薄化し、GACMの収益性に悪影響を及ぼす可能性がある。

さらに、株式又は不動産市場が暴落した場合、ユーロ建て契約資産の毀損につながると予想されることから、GACMは未実現損失のための引当金を計上しなければならなくなる。COVID-19の世界的流行が金融市場の落ち込みを招き、2020年度上半期におけるGACMのポジションを悪化させたのはその例である。

2020年3月31日現在、市場リスクはGACMのSCRの52%を占めている。2020年6月30日現在、投資ポートフォリオの構成（101.2百万ユーロ）は、金利商品77.8%、株式及び類似商品11.8%、不動産5.8%（残りの4.6%は金銭的支援）に分けられる。

4.2 保険引受リスク：保険引受リスクは、GACMの積立金、融資保険、貯蓄、退職、損害、医療保険活動に関するものである。

保険引受リスクは、3種類の事象の影響下で発生する可能性がある：

- ・ 死亡率、長寿率、障がい率及び罹患率の予期せぬ変化は、損失実績及びこれらのポートフォリオにおける給付金を増加させることにより、積立金、融資保険又は退職に係る活動に加重される場合。
- ・ GACMが融資保険加入者に早期に払い戻しを行うことを余儀なくされ、又は損害保険加入者が保険会社を変更し、収入を失うこととなる償還（又は終了）が大幅に増加する場合。ユーロ建て貯蓄契約には元本保証が付いているため、金融市場において潜在的に不利な時期に資産を売却した場合、財務上の損失を被る可能性がある。
- ・ 格付けが不適切又は対象となる損失及び費用の構成に比べて責任準備金が不十分である場合、損失が生じる可能性がある。

2020年3月31日現在、保険引受リスクはGACMのSCRの39%を占め、そのうち14%が生命保険引受リスク、14%が医療保険引受リスク及び11%が損害保険引受リスクに関連している。COVID-19の世界的流行により、死亡及び傷病休暇数の増加に関連した損失が生じ、2020年度上半期にGACMのポジションを悪化させた。

5 事業遂行に関連したリスク

5.1 オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクは、EU規則第575/2013号第4条第52項に従って、不適切な若しくは不備のある内部プロセス、人及びシステム又は外部的事由に起因する損失又は利益のリスクと定義され、法的

リスクを含む。2014年11月3日付決定において、オペレーショナル・リスクは、発生確率は低いに影響度が高い事由によるリスク、上記のEU規則第575/2013号第324条に定義される内部及び外部の不正リスク並びにモデル・リスクが含まれるとされている。

2014年11月3日付決定には、モデル・リスクは、モデルの開発、実施又は利用における誤りにより、主に内部モデルのアウトプットに基づく決定の結果として、金融機関が被る潜在的な損失のリスクとして記載されている。

このように定義されたオペレーショナル・リスクは、戦略的リスクとレピュテーション（イメージ）リスクを除外し、特に不正行為のリスク及びITセキュリティリスク（サイバーリスク）を含む。

オペレーショナル・リスクに関連する主要なリスク要因は以下のとおりである。

- 5.1.1 資金又はデータを不正使用するためにグループ内外の人物が行う外部及び内部不正。特に支払手段を含む詐欺等、外部の不正は、グループにとってより大きなリスクとなる。
- 5.1.2 グループが晒されており、グループの財務状態及び損益にマイナスの影響を与える可能性のある法的リスク。
- 5.1.3 財務又は銀行業務に関連する規則（法令又は規制、職業及び倫理基準、職業上の行動に関する指示又は倫理規範を問わない。）のグループによる完全なる遵守の不足又は遅延。かかるリスクは、様々な国が時として異なる複数の法律上又は規制上の要件を採用していることで増大する。
- 5.1.4 利益の滅失、損失及び顧客保護システムの散発的な弱화를引き起こす可能性のあるグループのITシステムの障害又はITシステムに対する攻撃。

2020年6月30日現在、本リスクにより発生した損失を埋めるため、18.5億ユーロの資本が活用された。同日、資本配分（潜在的な損失）の損失（損失実績）に対する比率は39（すなわち、損失実績の47百万ユーロのために活用された18.5億ユーロの資本）であった。2020年度上半期の損失実績に最も影響を与えたリスクは（ ）不正、（ ）雇用及び職場の安全に関する慣行、並びに（ ）処理の実行、配送及び管理であった。

不正は、グループの2020年6月30日現在の損失実績の34%（そのうち33%は外部不正）及び潜在的な損失の45%（オペレーショナル・リスクに係る資本要件に関連する部分）を占めた。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの損失実績の合計（該当する場合、保険の受取額を除く。）は、2020年度上半期のグループの銀行業務純益の約0.32%を占めた。

5.2 事業中断リスク

従業員、敷地又はインフラが利用できない場合、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの活動は部分的に又は完全に停止する可能性があり、その結果として停止の範囲によっては利益が減少する。同様に、顧客がクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルが提供するサービスを利用できない場合、その財政状況に不利益が生じるおそれがある。こうした状況においては、活動を継続するための調整が必要となり、結果として追加コストが発生する。

COVID-19の世界的流行と政府が決定した住民の移動制限が長期化したことにより、顧客と従業員のいずれもグループの販売店舗及び中央施設の利用が制限され、活動に事実上の影響を与えることとなった。パンデミックの新たな波のリスクを排除することはできず、需要と活動継続に対する新たな制約はクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに影響を与えるおそれがある。

5.3 気候リスク

開発地域におけるクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの役割を認識しつつ、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、気候に伴う制約を考慮した上で、その全ての活動を責任を持って行うことに注力している。

環境、経済及び社会面の課題は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの2019年-2023年の戦略的計画であるアンサンブル#ヌーボーモンドの主要な部分の一つであり、以下の重要な決定事項に焦点を当てている：

1. 気候に対する影響が大きい融資プロジェクト
2. 企業の事業モデルの変革の支援
3. 融資提供ルールに対する環境要件の強化
4. 気候戦略を通じた炭素及び非在来型炭化水素の使用を防止するためのセクター別政策の調整
5. グループの活動による気候リスクの直接的及び間接的な影響をクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルのリスク・マッピングに含めること

気候変動に関連するリスク（物理的リスク及び移行リスク）の管理は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの金融リスク管理システムに統合されている。全ての計画されたプロジェクトは、検証のためクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルのリスク委員会（執行機関）に提示された後、リスク監視委員会（審議会）に提示され、会長及び経営陣に直結している戦略的なリスク監視の一部を構成する。また、これらの業務は、コンフェデラシオン・ナショナル・デュ・クレディ・ミュチュエルのリスク部との緊密な協力の下に行われている。

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、気候変動に関連する3種類の金融リスクに直面している：

- ・ 自然災害による物理的なリスク（100年に一度の洪水、暴風、ハリケーン、竜巻、台風及び地震等）並びに自然災害から生じる環境リスク又は偶発的なリスク（汚染、ダム決壊、大火災及び原子力災害等）
- ・ 低炭素経済への移行リスクを含み、かつ分野毎に異なるリスクを伴う移行リスク
- ・ レピュテーションに対するリスク

気候変動に関連するリスク（現段階では主にオペレーショナル・リスクとして分析されており、したがって、それらの潜在的な影響は緊急事態・事業継続計画によって軽減することができる。）は、変化しており、国毎の財政的制約を監視する新しいメカニズムの範囲内で実施する新たなアプローチが作成された。特に内部の財務格付けに基づくこの評価により、国毎の残高額の限度が定義され、国毎の監視アラートが発せられることとなった。これは、各国のためのリスク監視システムである。

各国及び各国の経済に影響を及ぼし得る気候変動に関連したリスクが増加していることから、気候リスクを評価するためのプロジェクトの作業グループは、ESG（環境、社会及びガバナンス）の要素を国毎の限度額（すなわち、グループが各国において取引を行っている取引相手方について設定するエクスポージャーの上限）の定義に含めることとした。

したがって、国毎の限度額の計算には、以下を反映しているノートルダム気候変動適応指標（ND-GAIN）の限度が考慮される：

- ・ 36の定量的・定性的基準（主なテーマ：保健、食料、生態系、生息地、水及びインフラへのアクセス）に基づく各国の気候変動に対する脆弱性。
- ・ 経済、社会及びガバナンスの9つの基準に基づく、これらの変化への適応能力。

限度額は、指数のレベルによって異なるペナルティの影響を受ける。限度額はダイナミックに計算され、毎年行われる指標の更新に合わせて見直される。

新たなプロジェクトを速やかに考慮するために、システムに対し一定の調整を行うことができる。かかるプロジェクトは、特に、現在及び将来において気候変動への耐性を向上させようと積極的に動いている国に対するペナルティを避けるために、ある国において実施されている気候変動への対策に連動している。

このシステムは、気候リスクがどのように監視され、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル内の関連するプロジェクトによってなされた改善に従ってどのように調整されるかを評価するための反復的なアプローチの一部である。

気候リスクについては、有価証券報告書の「第一部 企業情報 - 第5 提出会社の状況 - 3 コーポレート・ガバナンスの状況等 - (1) コーポレート・ガバナンスの概要 - 社会及び共同組合に関する責任」に記載されている。

6 その他のリスク

政府による監督及び発行会社の規制

フランス及び欧州の規制の枠組み

銀行規制

グループはプルーデンス規制・破綻処理庁（Autorité de Contrôle Prudentiel et de Résolution）（以下「ACPR」という。）、AMF及び欧州中央銀行（以下「ECB」という。）による広範な規制及び監督を受けている。また、単一破綻処理メカニズム（以下「SRM」という。）及び単一破綻処理基金の枠組みにおいて金融機関及び一定の投資会社の破綻処理に関する統一的な規則及び手続を定める2014年7月15日付の欧州議会及び欧州連合理事会規則（EU）806/2014号（以下「SRM規則」という。）（その後の改正を含む。）は、EUによる数多くの主要な銀行指令及び規則（SRM規則を含む。）を2019年5月20日

付の規則（EU）2019/877号（以下「SRM」という。）により改正することを提案する、欧州委員会が2016年11月23日に発出した複数の法案に従って、単一破綻処理委員会（以下「SRB」という。）及び国内の破綻処理当局に破綻処理の集中権限を委託している。SRMは、金融機関及び投資会社の損失吸収能力及び資本再構成能力に関してSRM規則を改正するものであり、2019年6月7日に欧州連合官報で公表され、2019年6月27日に発効しており、発効後18ヶ月から適用される。

SRBは、国内当局（ACPRを含む。）と緊密に連携しながら、国際的な金融機関及び銀行グループ、並びに、BFCMのような、ECBの直接監督下にある、又はユーロ圏内の国内の監督当局の直接監督下にある金融機関及び銀行グループに係る破綻処理計画及び破綻処理に係る決定の準備を担当する。ACPRは、今後、SRBの指示に従って破綻処理計画を実施する責任を有する。しかしながら、2015年1月1日以降、破綻処理計画に関するACPRの一定の権限は、SRBにすでに移転済みである。SRMは2016年1月1日から完全に運用されている。

グループに適用される銀行業に関する法令は、銀行及びその関係会社が従事する可能性のある業務について規定するものであり、銀行及びその関係会社の安全性及び健全性を維持し、リスクへのエクスポージャーを制限するために策定されている。また、グループはマーケティング及び販売活動について規定する金融サービスに関する法令に準拠しなければならない。過去の金融危機は、金融サービス業界の規制をより強化する結果を招いており、引き続き強化されることになる可能性がある。立法者、政府、規制当局、諮問グループ、事業者及び専門家の団体、並びに国内、欧州及び国際レベルの様々な委員会は、過去の金融危機を受けて一連の政策を採択又は提案している。現在までに採択されているか、又は採択の可能性がある政策には、資本及び流動性に関する要件の厳格化、金融取引に対する課税、商業銀行が実行可能な業務の種類の制限（特に自己勘定取引及び投資並びにプライベート・エクイティ・ファンドの持分）又は一定の活動に関連する新たなリング・フェンス要件、一定の種類の財務活動又は商品（デリバティブ等）に対する制限、一定の債券の強制的な減額又は持分への転換、再生及び破綻処理制度の拡充、改訂されたリスク加重手法（特に保険事業に関して）、並びに強力な規制機関の新設（上記のような、一定の監督機能のECBへの移転を含む。）が含まれる。こうした監督業務には、金融機関に対するEUの一般的な銀行業規則に定められた全ての健全性要件を確実に遵守させること、監督調査（ストレス・テストを含む。）を実施すること、また、これらを踏まえて、必要とみなせばより厳しい健全性要件を金融機関に課すこと、安定したコーポレート・ガバナンスの実践及び自己資本比率の評価プロセス（最低自己資本規制要件、従業員の報酬に関する方針が一定のリスク管理方針と両立するようにする要件、並びに一定のマナー・ロンダリング防止方針、顧客確認及び監査統制手続に従う要件など）を課すこと、並びに破綻処理計画に関して監督業務を実施すること（例えば、ACPRの議長は、財政難に陥った金融機関の株主に対して、当初の出資を超える金額の当該金融機関に対する資本提供を求めることができる。）が含まれる。

最低自己資本比率、流動性比率及びレバレッジ比率

発行会社のような金融機関は、最低自己資本比率に係る要件を遵守しなければならない。こうした要件に加えて、発行会社のような金融機関に適用される主な規制として、リスク多様化及び流動性、金融政策、持分投資に係る制限、及び報告要件に関するものがある。本書提出日現在、発行会社又はその子会社は、営業を行っている様々な国において、関連する監督当局が設定した手続に従って特定の規制比率に係る要件を遵守している。

金融機関の事業へのアクセス並びに金融機関及び投資会社の健全性の監督に関する2013年6月26日付の欧州議会及び欧州連合理事会指令2013/36/EU（以下「CRD 指令」という。）並びに金融機関及び投資会社の健全性要件に関する2013年6月26日付の欧州議会及び欧州連合理事会規則（EU）575/2013号（以下「CRR規則」といい、CRD 指令と併せて、以下「CRD」という。）は、バーゼル改革を実施する規制であるが、これにより金融機関の自己資本基準の強化及び最低流動性基準の設定を目的とした新しい資本及び流動性要件が設定された。CRD 規則は、（後日効力を生じる一部の規定を除き）2014年1月1日に、フランスを含む全ての欧州連合加盟国で直接適用されるようになった。CRD 指令は、（2016年1月1日から適用されている資本バッファの規定を除き）2014年1月1日に効力を生じ、2014年2月20日付の銀行改革（Ordonnance portant diverses dispositions d'adaptation de la législation au droit de l'Union européenne en matière financière）並びに2014年11月3日付の複数の政令（décrets）及び命令（arrêtés）により、フランス法に基づき施行された。

2016年11月23日に発出された、CRD を含むEUの主要な指令及び規制を改正する、欧州委員会による複数の法案に続き、免除事業体、金融持株会社、複合金融持株会社、報酬、監督方法及び権限、並びに

資本保全方法に関してCRD 指令を改正する、2019年5月20日付の指令(EU)2019/878号(以下「CRD 指令」という。)、並びに、レバレッジ比率、純安定調達比率、自己資本の基準、適格債務、カウンターパーティ信用リスク、市場リスク、中央清算機関へのエクスポージャー、集団投資事業へのエクスポージャー、大口エクスポージャー、報告及び開示要件に関してCRR規制を改正する、2019年5月20日付の規則(EU)2019/876号(以下「CRR 規則」という。)は、2019年6月7日に欧州連合官報(Official Journal of the European Union)で公表され、2019年6月27日に効力を生じた。加盟国は、CRD 指令の発効後18ヶ月以内に、CRD 指令を当該加盟国の法律で施行し、CRR 規則は、一定の例外を除き、発効後2年後に適用される。

CRD に基づいて、フランスの金融機関は、その信用リスク、市場リスク、カウンターパーティ・リスク及びオペレーショナル・リスクを担保するため、最低自己資本を維持することが求められる。2014年1月1日以降、CRR規則に従って、発行会社のような金融機関は、最低比率として、8%の総自己資本比率、6%のTier1資本比率及び4.5%の普通株式等Tier1比率(それぞれ、金融機関の関連ある適格規制資本をリスク加重資産で除して算出する。)を維持することが求められている。また関連規制当局は、フランスの金融機関に対して上記の要件を上回る自己資本を維持するよう求めることがある。さらに、フランスの金融機関は、カウンターシクリカル・リスク及びシステミック・リスクを担保するための、全ての金融機関に適用される2.5%の資本保全バッファーを含む、一定の普通株式等Tier1バッファー要件を遵守しなければならない。フランスにおいては、2018年6月29日、金融安定化高等評議会(Haut Conseil de Stabilité Financière、以下「HCSF」という。)は、カウンターシクリカル・バッファー比率を、フランスの信用リスク加重資産の0%から0.25%に引き上げた。2019年1月23日、HCSFは、このカウンターシクリカル資本バッファーの要件を、2019年7月1日以降0.25%とすることを確認し、また2019年3月18日、カウンターシクリカル資本バッファーを2020年4月2日以降0.25%から0.5%に引き上げることとした。カウンターシクリカル資本バッファーは、グループの関連する信用エクスポージャーが所在する全ての国に適用されるカウンターシクリカル・バッファー率の加重平均として算出される。しかしながら、COVID-19の発生を受けて、フランス銀行は2020年3月13日、発生に伴う緊急事態に対処するため、カウンターシクリカル・バッファーを0.5%から0%に全面的に緩和する提案を行うと発表した。また、この発表に加え、HCSFは2020年4月1日、カウンターシクリカル・バッファー比率を2020年4月2日から0%に引き下げることと決定し、これにより、銀行はCOVID-19の世界的流行に起因する緊急事態に対処するためにすでに準備されていたこのバッファーを利用することが可能となった(「COVID-19の世界的流行に対する規制上の対応」のパラグラフを参照のこと。)

さらに、関連規制当局は、監督上の検証及び評価プロセス(以下「SREP」という。)及びストレステストを毎年実施すると予想されており、これに関して関連規制当局は、銀行に対し、特定のリスクに対処するために最低限の要件を超える資本を保有すること(いわゆる「第2の柱」の要件)を求める権限を有し、さらに、より一般的には、追加的な流動性要件や、場合によっては他の規制上の措置を課す権限を有している。そのような措置は、発行会社及び/又はグループの財政状況及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

CRR 規則に基づいて、フランスの金融機関は、連結ベースで、リスクの集中(ratio de contrôle des grands risques)に関する一定の制限を満たさなければならない。フランスの金融機関の単一の顧客(及び関係機関)に対する貸出金及び一定のその他のエクスポージャー(risques)の割合の総額は、金融機関の適格自己資本(又は、CRR 規則の適用以降はTier1資本)の25%、また一定の財務機関に対するエクスポージャーについては、金融機関の適格自己資本(又は、CRR 規則の適用以降はTier1資本)の25%と150百万ユーロのいずれか高額な方を超過することはできない。一部の個別エクスポージャーは、特定の規制要件の対象となることがある。

フランスの金融機関は、それぞれ、各月末に、一定の短期及び流動資産の加重合計と短期負債の加重合計の比率を算出するよう求められている。この流動性比率(coefficient de liquidité)は常に100%を超えていなければならない。フランスの金融機関は、関連規制当局に申し出ること、かつ一定の状況下において、流動性リスクの算定について「アドバンスト」アプローチを選択することができる。アドバンストアプローチの下では、金融機関は流動性リスクを判断し、その短期のコミットメントを履行するため常に十分な流動性を確保するために、内部手法を使用することができる。CRD 規則は、流動性規制を導入しており、これにより金融機関は、その合計額が30暦日の期間にわたる重大なストレス状況において生じうる純流動性流出を担保する流動資産を保有することを求められる。流動性カバレッジ比率(以下「LCR」という。)は、段階的導入期間を経て、現在完全に適用されている。加えて、バーゼル委員会の提言に基づき、CRR 規則は、通常の状態とストレス状況の両方における1年間

の資金需要を満たすのに十分な安定調達額を保有するよう金融機関に指示する、最低水準を100%と設定された拘束力のある純安定調達比率（以下「NSFR」という。）を導入した。2021年6月28日に適用されるこの要件は、短期のホールセール資金調達への過度の依存に対処し、長期資金調達リスクを軽減することを目的としている。

CRR規則に基づいて、各金融機関は、2015年1月1日から開始した当初観察期間を経て、2018年1月1日から欧州連合理事会及び欧州議会が実施する水準でレバレッジ比率を維持するよう求められる。レバレッジ比率は、各金融機関のTier1資本を総エクスポージャー量で除したものと定義される。CRR規則に基づいて、レバレッジ比率は3%とされる。

上記の措置を全て遵守すること及び要件の追加により、発行会社及び／又はグループの関連ある業務の連結ベースの収益及び利益の減少、一定の事業及び資産ポートフォリオの削減又は売却、並びに資産価値の減損につながるおそれがある。

実質破綻時の損失吸収及び破綻処理

EUの銀行破綻処理及び再生

2014年5月15日において、欧州議会及び欧州連合理事会は、金融機関及び投資会社の再生及び破綻処理に関するEU全体に及ぶ枠組みを制定することを定めた指令を採択した。すなわち、金融機関及び投資会社の再生及び破綻処理の枠組みを定める2014年5月15日付の欧州議会及び欧州連合理事会指令2014/59/EU（以下「BRRD」という。）である。

指令であるBRRDは、フランス国内で直接適用することはできず、国内法制化される必要があった。2013年7月26日付の銀行業務の分離及び規制に関するフランス法（loi de séparation et de régulation des activités bancaires）（以下「SRAB法」という。）は、当初の草案の時点で既にBRRDの実施を実質的に見込んでいた。その後、2015年8月20日付フランス政令第2015-1024号（Ordonnance n° 2015-1024 du 20 août 2015 portant diverses dispositions d'adaptation de la législation au droit de l'Union européenne en matière financière）（以下「2015年8月20日付政令」という。）は、フランス法をBRRDの最終版に適合させるために、SRAB法を改正（とりわけ、フランス通貨金融法典（Code monétaire et financier）第L.613-48条以下に定められた、金融機関に適用される危機の回避及び管理措置）する様々な規定を導入し、同法を補足した。加えて、フランス国内でのBRRDの実施をさらに進めるため（ ）再生計画、（ ）破綻処理計画及び（ ）金融機関又は組織の破綻処理の実行可能性を評価する基準に関する2015年8月20日付政令の規定を実施する、2015年9月11日付の3つの命令（décret et arrêtés）が2015年9月20日に公表された。

BRRD及びSRM規則（上記「フランス及び欧州の規制の枠組み」を参照のこと。）の目的は、財政安定の保護を図り、納税者の被る可能性のある損失を最小限に抑え、倒産又は清算手続の前に、予防策として金融危機に対処するための共通の手段と権限を関係当局に提供することにある。当局（フランスにおいては、関連破綻処理当局により、ACPR又はSRBのうち該当するほう）に付与される権限は、（ ）潜在的問題のリスクを最小限にするための予備的措置及び計画（準備及び予防）、（ ）初期段階にある問題が生じた場合に倒産回避のため会社の状況悪化を初期段階で阻止する権限（初期介入）、及び（ ）会社の倒産が一般の利害に影響する場合に、重要な機能を保全し、納税者が損失に晒されることを最大限に制限しながら、秩序ある方法で会社を再建又は事業縮小するための明確な手段、の3つのカテゴリーに大きく分けられる。

最後に、2016年12月9日付法第2016-1691号により、優先証券（例えば、発行会社の場合は、本優先社債等）及び劣後証券（発行会社の場合は、本劣後社債等）の特定の順位を変更することなく、上位優先証券（発行会社の場合は、本上位優先社債等）及び非上位優先証券（発行会社の場合は、本非上位優先社債等）間の優先（chirographaires）証券の優先順位が導入され、金融機関の裁判上の清算（liquidation judiciaire）における債権者の優先順位が変更された。

EUによる数多くの主要な銀行指令及び規則（BRRDを含む。）を改正することを提案する、欧州委員会が2016年11月23日に発出した複数の法案に従って、BRRDを金融機関及び投資会社の損失吸収能力及び資本再構成能力に関して改正する2019年5月20日付の指令(EU)2019/879号（以下「BRRD」という。）が、2019年6月7日に欧州連合官報で公表され、2019年6月27日に発効した。一定の例外を除き、加盟国は発効後18ヶ月以内に、BRRDを当該加盟国の法律で施行する。

破綻処理

BRRD及び2015年8月20日付政令並びにSRM規則に基づき、関連破綻処理当局は、関連破綻処理当局が下記の事項を認めた場合には、金融機関が実質破綻時に達したとみなされた時（下記「資本性金融商品の減額及び転換」を参照のこと。）に、かかる金融機関についての破綻処理手続を開始することができる。

(a)金融機関が破産している又は破産するおそれがあると認めた場合（下記の状況を含む。）

- () 金融機関が、継続的な認可の要件に、かかる認可の取消が正当化されるような方法で違反するか、又は近い将来に違反するおそれがある場合（金融機関が自己資本の全て又はそのうちの相当額を枯渇させる損失を被ったか、又は損失を被るおそれがあるという理由による場合を含むが、これに限定されない。）
- () 金融機関の資産が自己の負債を下回ったか、又は近い将来に下回るおそれがある場合
- () 金融機関が、債務又はその他の負債の支払期限が到来した時に、かかる債務又は負債を支払うことができないか、又は近い将来でなくなる場合
- () 金融機関が臨時の公的財政支援を要求した場合

(b)私的整理によって破産を回避する合理的な見込みがない場合

(c)資本性金融商品に関する場合を除き、破綻処理手続が公共の利益のため必要である場合

ペイルイン手法（下記「ペイルイン手法」を参照のこと。）に加え、BRRD及びSRMは、破綻処理当局に対し、金融機関又は一定の場合にはそのグループに関してその他の破綻処理措置を実施する広範な権限を付与する。かかる権限には、当該金融機関の事業の売却、資産の分割、負債証券に関し、債務者である当該金融機関の置換又は代理、負債証券の条件の変更（満期及び／若しくは未払利息額の変更並びに／又は支払の一時停止の要求を含む。）、資本性金融商品の減額又は持分への転換（下記「資本性金融商品の減額及び転換」を参照のこと。）、並びに金融商品の上場廃止及び金融商品取引の承認の取消が含まれるが、これらに限定されない。

かかる権限により、発行会社の事業の全部若しくは一部の譲渡、又はその資産の分割後、本社債権者が（資本性金融商品の減額及び転換が行われない場合でも）、発行会社の全ての若しくは一部の債権者（本社債権者を含む。）の債権を支払うには不十分な事業若しくは資産しか残存していない発行会社の債権者として残される可能性もある。

SRM規則は、SRBが破綻処理計画を支援するために使用することができる単一破綻処理基金（以下「単一破綻処理基金」という。）の設定を定めている。単一破綻処理基金は、発行会社等の重要な銀行に関してBRRDに従い実施された国内の破綻処理基金に代わるものである。この単一破綻処理基金は、銀行からの拠出金が財源である（かかる拠出金は、各銀行の債務（自己資本及び付保預金を除く。）の額に基づいており、リスク調整されている。）。

また、BRRDには、上記破綻処理の方策を可能な限り最大限に課し、かつ実施した上で、財務の安定性を維持しつつ、追加の財務安定化方策によって臨時の公的支援を提供できる欧州連合加盟国向けの権利が、最後の手段として定められている。これは、公的資本支援と暫定的な公的保有方策から成る。このような臨時の財務支援は、EU国家助成枠組みに従い提供されなければならない。

BRRD及びSRM規則の下では、全債務（自己資本を含む。）の8%の損失吸収及び資本再構築に対する拠出の最低金額が、減額、転換その他を通じて株主、資本性金融商品の所持人及びその他の適格債務により行われるまでは、いかなる支援も利用することができない。

BRRDでは、限られた期間について、破綻処理当局は、一定の状況（金融機関が破産している又は破産するおそれがある場合を含む。）において、金融機関が当事者である契約に従って支払及び引渡義務を停止する権限を有すると定められている。

これらの権限が将来どのように実行され、また発行会社及び／又はグループ並びに本社債にどれほどの影響を及ぼすかは依然として不透明である。したがって、BRRD又はSRM規則の発行会社及び／又はグループ並びに本社債権者への影響の全貌を評価するのは未だ不可能であり、現在BRRDにおいて企図されている、フランスの破綻処理当局又はその他の関連破綻処理当局によって取られる実際の又は想定上のいかなる措置も、本社債権者の権利、本社債への投資の価格若しくは価値及び／又は発行会社が本社債に基づく債務を弁済する能力に対し、悪影響を与えないという保証はない。

加えて、現在BRRDに定められている権限及びフランス通貨金融法典におけるその実施は、発行会社を含む金融機関及び大手投資会社（CRDに基づき当初の出資金として730,000ユーロの保有が義務付けられた会社をいう。）の運営方法に対して、また、一定の状況下においては、債権者の権利に対して影響を及ぼすことが予想される。

資本性金融商品の減額及び転換

資本性金融商品は、破綻処理手続に関連して、又は、下記に記載するその他特定の場合において、破綻処理手続を伴わずに若しくはそれに先だって、減額され又は株式若しくはその他の持分証券へと転換されることがある。これらに関連する資本性金融商品には、普通株式等Tier1商品、本劣後社債等のその他Tier1及びTier2商品が含まれる。

関連破綻処理当局は、下記の状況下（いわゆる「実質破綻時」）においては資本性金融商品を減額し、又は株式若しくはその他の持分証券へと転換しなくてはならない。

- ()破綻処理手続が開始される前に、破綻処理の条件が満たされたと判断された場合
- ()適切な当局が、関連ある資本性金融商品に関してかかる権限が行使されなければ、金融機関又はそのグループがもはや存続可能ではないと判断した場合
- ()金融機関が臨時の公的財政支援を要求した場合

資本性金融商品の元本金額は、上記「破綻処理」の(a)ないし(c)に記載される条件が満たされる場合にも、破綻処理手続に関連して減額され、又は株式若しくはその他の持分証券へ転換されることがある。

上記()ないし()に記載される条件の1つ以上を満たす場合には、普通株式等Tier1商品がまず減額され、債権者に譲渡され、又は、かかる金融機関が破綻処理を開始しその純資産の額がプラスである場合には他の資本性金融商品及び適格債務の転換によって著しく希釈される。一旦これが生じると、他の資本性金融商品（まずその他Tier1商品、次に本劣後社債等のTier2商品）は減額されるか又は普通株式等Tier1商品若しくはその他の商品（これらについても減額の可能性がある。）へと転換される。

発行会社は、監督の目的上、本劣後社債等をTier2商品として取り扱い、クレディ・ミュチュエル・グループのレベルでの連結ベースのMREL比率に含めることを意図している。

関連破綻処理当局が資本性金融商品（本劣後社債等の劣後負債商品を含む。）について破綻処理手続とは関係なく又は破綻処理措置と組み合わせて減額／転換権限を行使することにより、本劣後社債等につき全額（すなわちゼロへの）若しくは一部の減額又は普通株式若しくはその他の持分証券への転換がもたらされる可能性がある。

加えて、発行会社の財政状態が悪化した場合、関連破綻処理当局による減額／転換権限の存在又は実際の行使（ベイルイン手法（下記「ベイルイン手法」を参照のこと。）及びその他の破綻処理措置の存在又は実際の行使とともに）により、本社債の市場価格又は価値が、当該権限がない場合よりも急速に下落することとなる可能性がある。

ベイルイン手法

上記「破綻処理」の項目に記載されるとおり破綻処理手続が開始された場合、BRRD及びSRM規則において関連破綻処理当局に付与される権限には「ベイルイン手法」が含まれる。これにより関連破綻処理当局は破綻時に金融機関のベイルイン可能債務を減額し又は持分に転換することができる。ベイルイン可能債務（本優先社債等の優先無担保債も含む。）は、かかる破綻処理手続の結果として損失を完全に吸収する。関連破綻処理当局がベイルイン可能債務についてベイルイン手法を行使することが可能になる前に、上記「資本性金融商品の減額及び転換」に記載される優先順位に従って、資本性金融商品が最初に減額又は持分若しくはその他の商品に転換されなければならない。これが生じた後に、ベイルイン手法が以下のとおりベイルイン可能債務の減額又は転換のため利用可能となる。()通常の倒産手続における債権ヒエラルキーに従って、資本性金融商品を除く劣後負債商品が減額又は普通株式等Tier1商品に転換され、また()その他のベイルイン可能債務（本優先社債等を含む。）は通常の倒産手続における債権ヒエラルキーに従って、減額又は普通株式等Tier1商品に転換される（この目的において発行会社の場合は、本非上位優先社債等が本上位優先社債等に劣後する。）。

上記の結果として、本劣後社債等の全額が破綻処理手続の開始前に減額又は転換されていない場合であっても、関連破綻処理当局が破綻処理の一環としてベイルイン手法を実施することを決めた場合、かかるTier2商品（本劣後社債等の商品を含む。）の元本金額が最初に全額減額又は持分に転換されなければならない。さらに、以前にTier2商品（本劣後社債等の商品を含む。）から転換された普通株式等Tier1商品も、ベイルイン手法の適用の結果として減額される可能性がある。

ベイルイン手法の行使により、本社債につき全額（すなわちゼロへの）若しくは一部の減額又は普通株式若しくはその他の持分証券への転換がもたらされる可能性もある。

加えて、発行会社の財政状態が悪化した場合、ベイルイン手法の存在又は実際の行使（その他の破綻処理措置及び関連破綻処理当局による減額／転換権限（上記「資本性金融商品の減額及び転換」を参照

のこと。)の存在又は実際の行使とともに)により、本社債の市場価格又は価値が、当該権限がない場合よりも急速に下落することとなる可能性がある。

フランスの破綻処理当局のその他の権限について

フランス通貨金融法典(2015年8月20日付政令による改正を含む。)はまた、例外的な状況において、一般的なペイルイン手法が適用される場合、フランスの破綻処理当局は、特に以下の場合には、減額権限又は転換権限の適用から一定の負債を除外し又は一部除外することができるものと定めている：(a)合理的な期間内に、その負債に対しペイルインの処理を行うことが不可能な場合、(b)破綻処理下にある金融機関の重要な機能及び中核事業分野の継続性を維持するために、かかる除外が極めて必要かつ相応な場合、(c)金融市場インフラを含む金融市場の機能に著しい障害を来し、欧州連合加盟国の経済に深刻な混乱を生じさせるような悪影響が広範囲に及ぶ事態を回避するために、除外が極めて必要かつ相応な場合、又は(d)負債に対して通常のペイルイン手法が適用された場合、かかる負債がペイルインの適用から除外された場合と比較して他の債権者が被る損失が上回るような価値の破壊を招来する場合。したがって、フランスの破綻処理当局が、ペイルイン可能債務又は一定の種類のペイルイン可能債務を除外し又は部分的に除外すると決定した場合、除外されていないその他のペイルイン可能債務に対して実施される元本の減額又は株式への転換の程度は、上記の適用除外措置がとられたことを考慮して増額されることがある。その結果として、かかる除外された債務により負担されるはずであった損失が、他の債権者に全額転嫁されない場合には、フランスの「破綻処理・預金保証基金」(Fonds de garantie des dépôts et de résolution)又はその他欧州連合加盟国の同様の処理制度が、破綻処理下にある金融機関に対して、()ペイルイン可能債務により吸収されていない損失を補填し、かつ破綻処理下にある当該金融機関の純資産額をゼロに回復させ、かつ/又は()当該金融機関による資本再構成を目的として、破綻処理下にある当該金融機関の株式、その他の持分証券若しくは資本性金融商品を取得するために、一定の上限(かかる提供金額が当該金融機関の包括的債務の5%を超えないよう設定された上限を含む。)の下、資金の提供を行う。最終段階として、なお損失が出る場合、一定の条件に従い、追加的安定化策による臨時の公的財政支援が取られる。このような臨時の財政支援は、EU国家助成枠組みに従い提供されなければならない。

自己資本及び適格債務の最低基準

ペイルイン手法が仮に必要な場合にその有効性を確保するため、2016年1月1日以降、発行会社等のフランスの金融機関は、フランス通貨金融法典L.613-44条に従って、常に、自己資本及び適格債務の最低基準(以下「MREL」という。)を満たさなければならない。MRELは、金融機関の全債務及び自己資本に対する割合として表示される。MRELの目的は、秩序ある破綻処理を可能とすべく十分な損失吸収力を確保し、それにより公的資金に頼ることなく重要な機能の継続を確実にすることである。

BRRDの第45条(2)により、欧州委員会には、欧州銀行監督機構(以下「EBA」という。)による基準の草案の提出の後、また規則(EU)第1093/2010号の第10条から14条に従って、MRELを設定する方法に関する評価基準を定める委任法を採択する権限が与えられる。EBAを定める規則(EU)第1093/2010号の第10条(1)に従って、欧州委員会は、当該条項に定められる特定の手続を考慮しEUの利益のために必要な場合には、基準の草案を一部のみ又は変更を加えた上で、承認することができる。

2016年5月23日に、欧州委員会は、BRRDを補完する、MRELを設定する方法に関する基準を特定する技術的規制基準である委任規則を採択した。

さらに、適用可能となった場合、CRR 規則は、とりわけ、金融安定理事会が2015年11月9日に公表したタームシート、最終的な国際基準に影響を与え、「自己資本及び適格債務最低基準」に適用される要件を修正する。現在及び新規の内容両方の実施、発行会社及び/又はグループ等の金融機関へのそれらの適用又はそれらに基づく措置の実施は現時点では不明確である。

加えて、関連破綻処理当局が発行会社及び/又はグループによる破綻処理可能性に障害が存在し得ると判断した場合、より高いMREL要件が課される可能性がある。

COVID-19の世界的流行に対する規制上の対応

COVID-19の世界的流行の発生を受けて、世界的流行がヨーロッパの銀行部門に及ぼす経済的影響に対処するため、具体的な緩和措置が発表され、実施された。これら及びその他のヨーロッパ及び各国の対応措置はウィルスの拡散に対応して進化を続けていることを踏まえ、この検討は本書の日付現在において提示されており、状況は、おそらく、いつでも、大きく変化する可能性がある。

支援措置

2020年3月12日、ECBは、COVID-19の世界的流行の経済的影響が顕在化する中で、発行会社等のその直接監督下にある銀行が、実体経済への資金供給における役割を引き続き果たすことができるようにするための多くの措置を発表した。

そのために、ECBは、2020年3月12日及び2020年4月30日に、追加的な長期リファイナンス・オペの導入及び既存の長期リファイナンス・オペに対するより有利な条件の採用、並びに2020年末までに分配される追加的な1,200億ユーロの純資産購入の導入を発表した。

さらに、2020年3月18日、ECBは、COVID-19の発生とCOVID-19の世界的流行の拡大による深刻な影響に対処するため、公的部門及び民間部門の有価証券の7,500億ユーロの新たなパンデミック緊急購入プログラム（以下「PEPP」という。）を開始することを決定した。PEPPは、既存の資産購入プログラムの下で適格である全ての資産カテゴリーを含み、また、適格資産のカテゴリーを拡大している。PEPPは、COVID-19危機が終息したとECBの運営理事会が判断するまで、ただし、いかなる場合も2020年末まで、継続する予定である。加えて、ECBは、2020年4月7日、銀行の資金調達の増加を促すための流動性供給オペに参加する適格担保の利用可能性を促進するため、PEPPの期間に連動した一時的な担保緩和措置のパッケージを採択した。2020年4月20日、フランス銀行は、その管轄区域内における適格信用債権の範囲を拡大すること等により、かかる措置を補完した。

最後に、2020年4月22日、ECBは、可能性のある格下げが担保の利用可能性に与える影響を緩和するための措置を実施した。

国内レベルでは、COVID-19危機を受けて、フランスにおいても法律上及び規制上の措置が採択されている。これには、特に、フランスの企業向けローンに対する3,000億ユーロの政府保証プログラム、一定の税金及び社会的費用の猶予、並びにフルタイムで勤務できない従業員に給与を支払う企業に対する部分的な補助金などが含まれる。

資本軽減措置

2020年3月12日、ECBは、（ ）銀行及び金融機関が、第2の柱の指針で定められる資本要件を下回る形で一時的に事業を行うこと、及びその第2の柱の要件の一部をCET1以外の資本性金融商品（すなわち、AT1又はT2等の下位の資本性金融商品）でカバーすることにより、2021年1月に発効させるべきCRD

指令における措置を前倒しすることの可能性、（ ）立入検査の延期及び最近の立入検査から生じた改善措置の実施期限の延長等、銀行とECBの間で合意される個別の救済措置の可能性、並びに（ ）銀行が資本保全バッファ及び流動性カバレッジ比率の規則に基づき定められる要件を下回る形で事業を行うことの可能性を公表した。

加えて、2020年4月28日、欧州委員会は、COVID-19の世界的流行に関連する銀行の貸出能力及び損失吸収能力を改善するため、CRRを改正する立法案を採択した。欧州委員会は、その提案が、緊急を要する問題として欧州議会及び理事会により検討され、2020年6月に採択されることを期待している。

国内レベルでは、フランス銀行が、COVID-19の世界的流行を受けて、2020年3月13日に、この発生により生じた緊急事態に対処するため、カウンターシクリカル・バッファを0.5%から0%へと完全に緩和することを提案すると発表した。この発表に続いて、HCSFは、2020年4月1日、カウンターシクリカル・バッファの比率を2020年4月2日から0%に引き下げることと決定し、これにより、銀行はCOVID-19の世界的流行に起因する緊急事態に対応するためにすでに設定されていたこのバッファを利用することが可能となった。

監督措置

EBAは、2020年3月12日の声明において、EU全体のストレス・テストを2021年まで延期することを発表し、所轄当局に対して、実際的な方法で監督活動を行い、ヨーロッパの銀行の財務及び健全性の状況を監視するために必要とされる重要な財務情報の報告に影響を与えることなく、銀行が業務の継続性を優先することができるようにするため、要求される報告の一部の分野について柔軟性を提供するように勧告した。

2020年4月9日、さらにACPRが、特に一定の健全性報告及び会計報告の提出日に関連して、金融機関にある程度の余裕を与えると発表した。

2020年3月27日、ECBは、配当政策に関する従前の指針を改訂し、銀行に対してCOVID-19の世界的流行の影響を踏まえて少なくとも2020年10月1日までは配当及び自社株買戻しを控えるよう要請する勧告を発表した。2020年3月30日、ACPRIは、その直接監督下にある金融機関に対して同様の勧告を発表し

た。EBAはまた、2020年3月31日付の声明において、株主に報いることを目的とした配当又は自社株買戻しを控えるようにとの金融機関に対する要請を再度表明し、拡大した。

緊急措置

2020年3月23日、フランスにおいて、衛生緊急事態（état d'urgence sanitaire）を設定し、世界的流行の経済的影響とそれに伴う企業の混乱を緩和するために政令により臨時措置を採択する権限をフランス政府に与える法律が採択され、2020年5月11日に改正された。この法律に従い、フランス政府は、2020年3月25日、期限の延長に関連する政令を採択し、2020年4月15日及び2020年5月13日に改正した（以下「本政令」という。）。これは、特に、本政令に基づき定義される（また、更なる政令により延長することができる）「保護された」期間内に期限が到来する債務の不履行に起因する違約金支払条項、没収条項、終了条項及び期限の利益喪失条項等の条項の適用を一時的に禁止するものである。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

1 2020年度上半期に係る経済及び規制環境

1.1 経済環境

2020年度上半期：前例のない健康危機への大規模な対応

2020年度上半期において顕著であったのは、中国で始まり、その後全世界に広がったCOVID-19の健康危機である。ロックダウン措置の実施は、成長に前例のない影響を及ぼし、大規模な金融緊張（株式市場の著しい低迷を含む。）を引き起こした。しかしながら、諸国は中央銀行と連携して迅速に行動し、企業及び家計の破産を防ぐため、大規模な対策及び支援策を打ち出した。特に、米国のFEDとユーロ圏のECBは、バランスシートの規模を大幅に拡大させ、市場に多額の資金を投入して、極めて有利な資金調達条件を確保した。こうした計画により上半期の後半には様々な経済が回復し始め、数ヶ月のうちに金融市場は損失の大部分を埋め合わせた。さらに、医療ソリューションに関する研究は（いまだ具体的な成果に結びついてはいないものの）かつてないスピードと規模で行われている。ただし、米国及び新興国における上半期末のパンデミックの拡大により、景気回復は限定的なものとなった。同様に失業及び企業倒産も引き続き懸念される分野であり、パンデミック第二波のリスクも同様である。

ユーロ圏では、各国が講じたロックダウン措置により健康危機は抑制されたものの、株式の低迷（3月中旬の最低値でストックス欧州600が最大30%）及びコンポジットPMI活動指数の低迷（第1四半期に過去最低の13.6に達した）に見られるように、パンデミックの経済的影響は極めて深刻であった。このような例外的な状況に直面した政府は、迅速に対応し、家計の購買力の減少と企業倒産を抑えるため、前者については特に短時間労働制度により、後者については担保付き融資及び与信による景気刺激策をとった。その一環として、ECBは各国のリファイナンス及びソブリン・レートの低位維持を支援し、ユーロ圏における金融分断リスク（2020年度第1四半期におけるドイツとイタリアの債務の利回り較差は275bpとなった。）を抑制することを目的として、当年度末まで実施する1兆1,000億ユーロの資産購入プログラムを開始した。これら当初の措置は、ロックダウン措置の緩和と相まって、活動の回復を助けた一方で、欧州レベルでの強力な経済対策（7,500億ユーロの援助、そのうち5,000億ユーロが各国への補助金であるが、その総額についてはまだ承認されていない。）への期待からコンフィデンスも高まり、5月の対ドルユーロ高（2020年第2四半期末現在で1ユーロ＝1.12ドルを上回った。）に貢献した。

フランスでは、大規模な支援策（約1,100億ユーロの直接支援、より柔軟な条件による3,500億ユーロのローン実行につながった国家による与信及び保証）が実施されたにもかかわらず、経済閉鎖（3月17日に開始したロックダウン）が2020年度第1四半期において先進国の中でも最も顕著な国のひとつとなった（2019年度第4四半期と比べてGDPは-5.3%となった。）。INSEEによると1ヶ月間のロックダウンによる影響は-30%（4月）と試算されているが、5月11日以降の段階的な規制解除が経済の再開を助け、5月は22%、6月は12%の事業損失にとどまった。このように、回復は顕著であるものの、正常に戻るまでにはなお長い道のりがある（2020年度に関する正式な成長予測は、-9%から-11%の間である。）。

英国では、EU離脱の合意が承認され、当年度は好調なスタートを切ったが、健康危機への対応の遅れやその後の（2020年12月の移行期間終了を見据えた）EU離脱交渉を巡る不透明感が影響して、英ポンドは不安定となった（ユーロ及びドルに対して下落し、3月にはおよそ1ユーロ＝0.93ポンドで最安値となった）。それにもかかわらず、英ポンドは健康リスクの減少に伴い、半年間でいくぶん回復した。ただし、多くの問題がまだ検討し尽くされていないにもかかわらず、英国政府が移行期間の延長を拒否したことにより、この回復は限定的である。

米国は、当初は景気への影響を軽減するため緩やかなロックダウン措置を選択したため、成長率の顕著な低下は見られなかった（2020年度第1四半期に前年同期比-1.3%）。連邦当局は歴史的な支援（FRBは主要な貸出金利を引き下げ、大規模な資産購入と前例のない企業融資プログラムを実施し、米国政府は2兆8,000億ドルの経済支援策を行った。）を実施したが、健康危機への対策は州毎に異なっていた。成長に対する影響が大きいものより抜本的な対策をとった州は、感染を抑え、第一波を止めることができた。他方で急速な経済の再開を選択した州は、上半期末以降、感染に関して代償を支払うこととなった。こうして6月上旬以降、同国は、より速い感染の広まりに直面し、一部の州（テキサス州、カリフォルニア州、フロリダ州等）は再び制限を課すことを余儀なくされ、経済の回復能力にリスクが生じることとなった。別の復興計画も期待されているが、選挙の緊張がますます高まる中で議会はいまだ合意に至っていない。最近の世論調査では、議会にとってその差は極めて小さいものの、大統領

選挙戦においてJ.バイデンと民主党がリードを広げていることが示されている。このことは別の問題 - すなわち、D.トランプがスケープゴートを探しているときの米国政府の貿易政策の問題 - を提起する。年初に署名した協定の約束を遵守しようとする中国の努力にもかかわらず、中国政府（及び、それより程度は小さいもののベルギー政府）との関係においては再び緊張が高まった。

ロックダウンを最初に経験し、最初に脱した国である**中国**は、2020年度第1四半期には成長が急激に落ち込んだ（2019年度第4四半期と比べて-10%）が、その後3月以降は活動が回復した。この傾向は、第2四半期を通じて持続的なペースで継続した。当局はまた、北京における新たな症例の発生に対処しなければならず、このことがウイルスの拡散と闘うための新たな局地的な制限措置に迅速につながった。同国は米国政府との間の緊張の高まりや国際的な受注の激減にもかかわらず、中でも財政措置（とりわけ金融措置）に助けられ、徐々に改善しつつある内需を頼ることができた。**他の新興国**にとっては、こうした国々が強い影響を受ける世界貿易の崩壊により、その経済がすでに打撃を受けているにもかかわらず、ウイルスの拡大を抑えることができないこと（大半の国ではまだ拡大が続いている。）は問題である。

石油価格は、年初に4月まで急落したが（米国のベンチマークであるWTIは、一時的にマイナス領域に入った。）、貯蔵能力についての緊張悪化を背景に、経済の段階的な再開と世界中で大幅な減産となったことに支えられ、その後再び上昇した。OPECプラスは、2022年4月までの減産を予定しており、長期的な支援策を表明しているが、価格の回復はパンデミックの開始以降に蓄積された大量の在庫と依然として脆弱な需要動向に妨げられている。

1.2 規制環境

最近6ヶ月における規制上の変更はCOVID-19の状況に左右されてきた。施行されている規制について一般的な枠組みに対する根本的な問題提起は行われていないにもかかわらず、一定の調整が行われた。この点については、このセクションの最後に提示する。

過去10年間に於いて、多くの国内外の規制・監督機関は、リスク・エクスポージャーの制限、支払能力の強化、金融機関の顧客、債権者及び投資家の保護を目的とした規則を制定してきた。したがって、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、広範で進化する法律・規制の枠組みに準拠しており、当該枠組みは複雑さを増している。

各国際機関、欧州及び/又はグループが所在する国々の各国当局によるこれらの規制措置は、様々な形でクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに大きな影響を与える可能性が高い。これにより、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの全ての事業分野、業務、理念及び地理的市場は当該規則を確実に遵守するため、大規模な人的ネットワーク及びツールの配備を必要とする。これらの規制措置により、以下の可能性がある。

- ・ 所要自己資本の増加並びにグループの資本の源泉及び資金の配分・分配能力の低下
- ・ リスク分散能力の制限
- ・ 一定の資金調達及び流動性リソースの調達力の低下
- ・ 資金調達費用の増加
- ・ 事業のコンプライアンス費用の増加
- ・ 提供する商品及びサービスの費用の増加又はその需要の減少
- ・ 事業組織への影響、内部再編又は構造的変化
- ・ 一定の活動遂行能力の妨げ
- ・ 競争力及び収益性への影響、それによる収益、財政状態、経営成績、支払能力及びグループの格付への悪影響

すでに施行され、安定している措置もあるが、その他の多くはまだ協議中であり、現段階では、特に「欧州銀行政策パッケージ」のCRR 3 / CRD 6 への改正については、かかる協議中の措置が欧州法に置き換えられるまで改正が確定されない可能性が高い。この不確実性によって、活動や戦略の管理が複雑になるだけでなく、実際の結果に対する評価の正確性や、非常に重要な移行期間に最も広がる将来的な影響の定量化が困難になる。これらの規制措置、すなわち以下に挙げた措置は、施行されているか予定段階であるかを問わず、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに影響を与える可能性が高い。

- ・ トレーディング勘定の抜本的見直し及び内部格付手法（IRB）の見直しに係る取組み（債務不履行の新たな定義を含む。）など、バーゼル 最終化合意の一環としての健全化改革の実施
- ・ 不良債権の管理に関する欧州規制、特に貸倒引当規制

- ・ フランスのカウンターシクリカル資本バッファに加えて、住宅ローン供与をさらに規制するために、金融安定高等評議会（HCSF）がフランスの銀行に行った勧告
- ・ 金融機関の破綻処理制度の規制措置（銀行再建・破綻処理指令（BRRD））、すなわち、満たす必要のある自己資本及び適格債務の最低基準（MREL）比率並びに単一破綻処理基金（SRF）の資金への拠出金に関連する要件
- ・ データの質及び保護に関する規制（「一般データ保護規則（GDPR）」として知られる個人データの処理に係る自然人の保護に関する欧州規則又はBCBS 239の原則に規定される要件を含む。）
- ・ 銀行のコンプライアンスに関する規制、特にマネーロンダリング及びテロ資金供与（LCB-FT）並びに顧客保護対策に関する規制
- ・ 市場活動に関する規制（欧州市場インフラ規則（EMIR）及び第2次金融商品市場指令（MIFID2）を含む）

さらに最近のCOVID-19の危機により、複数の規制上の調整が行われた。特に、当初2022年から2027年に予定されていたバーゼル の最終化に関する協定の段階的発効が1年延期され2023年から2028年までの間となった。EUレベルでは、欧州議会が、危機に関連した損失を吸収する銀行の能力を高め、不良債権管理のための移行規定を設けるため、CRR2を修正する「迅速な修正」措置のパッケージを可決した。健全性規制の一時的な免除についても、特に以下のとおり合意された。

- ・ 資本バッファ（資本保全バッファ、カウンターシクリカル資本バッファ、システミックリスクバッファ）の撤廃
- ・ 一定の第2の柱の所要自己資本を免除するオプション
- ・ LCR流動性比率を100%未満とするオプション

最後に、ECBは、全ての欧州の銀行に2019年度と2020年度の利益を2020年に配当として支払わないように勧告した。この措置は、2020年度第4四半期にさらに議論される予定であり、持分に対する報酬の支払いにも影響を与えることとなる。

2 クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの活動及び損益

2.1 クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの活動及び損益

2.1.1 方法論に関する注記

1. レボを除く顧客残高の計算

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル

顧客貸出金残高

	2020年 6 月30日	2019年 6 月30日	変動	単位：
（単位：百万ユーロ）			単位：%	百万ユーロ
償却原価で測定する顧客への貸出金及び債権(A)	407,001	378,091	+7.6%	+28,910
そのうちレボ(B)	1,424	3,555	有意差なし	(2,131)
レボを除く顧客への貸出金(A)-(B)	405,577	374,536	+8.3%	+31,041

顧客預金残高

	2020年 6 月30日	2019年 6 月30日	変動	単位：
（単位：百万ユーロ）			単位：%	百万ユーロ
償却原価で測定する顧客に対する債務(A)	381,654	316,518	+20.6%	+65,136
そのうちレボ(B)	89	615	有意差なし	(526)
レボを除く顧客預金(A)-(B)	381,565	315,903	+20.8%	+65,662

2. 連結対象を同一として比較した場合の変動

リテール・バンキング部門：クレディ・ミュチュエルの連合であるアンティーユ・ギュイヤンヌ（フォール・ド・フランス）及びマッシフ・サントラル（クレルモン・フェラン）が2020年1月1日付でクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに加盟した。連結範囲を同一とした場合の変動は、2020年度上半期について、加盟した2つの連合に関するデータを無効にして算出している。

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル

	2020年 6月30日	変更範囲	連結対象を 同一とした 場合の2020 年6月30日	2019年 6月30日	連結対象を 同一として 比較した場 合の変動 単位：％	現在の連結 範囲で比較 した場合の 変動 単位：％
残高の単位は百万 ユーロ						
レポを除く顧客貸 出金	405,577	3,218	402,359	374,536	+7.4%	+8.3%
レポを除く顧客預 金	381,565	3,106	378,459	315,903	+19.8%	+20.8%
	2020年度 上半期	変更範囲*	連結対象を 同一とした 場合の2020 年度上半期	2019年度 上半期	連結対象を 同一として 比較した場 合の変動 単位：％	現在の連結 範囲で比較 した場合の 変動 単位：％
(単位：百万ユー ロ)						
銀行業務純益	6,858	56	6,801	7,537	-9.8%	-9.0%
一般営業費	(4,552)	(41)	(4,511)	(4,567)	-1.2%	-0.3%
営業総利益	2,306	15	2,290	2,970	-22.9%	-22.4%
リスク費用	(1,046)	(7)	(1,039)	(462)	+124.6%	+126.2%
営業利益	1,260	8	1,251	2,507	-50.1%	-49.8%
その他の資産及び ECC ⁽¹⁾ に係る純損 益	(0)	0	(0)	21	有意差なし	有意差なし
税引前利益/(損 失)	1,260	8	1,251	2,528	-50.5%	-50.2%
法人税	(402)	(3)	(400)	(899)	-55.6%	-55.2%
当期純利益/(損 失)	857	5	852	1,629	-47.7%	-47.4%

(1) ECC = 持分法適用会社 = 持分法適用会社からの純損益の比例持分

* クレディ・ミュチュエル・アンティーユ・ギュイヤンヌ及びクレディ・ミュチュエル・マッシフ・サントラル

リテール・バンキング

	2020年度 上半期	変更範囲*	連結対象を 同一とした 場合の2020 年度上半期	2019年度 上半期	連結対象を 同一として 比較した場 合の変動 単位：％	現在の連結 範囲で比較 した場合の 変動 単位：％
(単位：百万ユー ロ)						
銀行業務純益	5,191	56	5,135	5,265	-2.5%	-1.4%
一般営業費	(3,355)	(41)	(3,314)	(3,386)	-2.1%	-0.9%
営業総利益	1,836	15	1,820	1,879	-3.1%	-2.3%
リスク費用	(934)	(7)	(926)	(391)	+136.6%	+138.5%
営業利益	902	8	894	1,487	-39.9%	-39.3%
その他の資産及び ECC ⁽¹⁾ に係る純損 益	(1)	0	(1)	3	有意差なし	有意差なし
税引前利益/(損 失)	902	8	894	1,490	-40.0%	-39.5%
法人税	(377)	(3)	(374)	(551)	-32.2%	-31.7%
当期純利益/(損 失)	525	5	520	939	-44.6%	-44.1%

(1) ECC = 持分法適用会社 = 持分法適用会社からの純損益の比例持分

* クレディ・ミュチュエル・アンティーユ・ギュイヤンヌ及びクレディ・ミュチュエル・マッシフ・サントラル

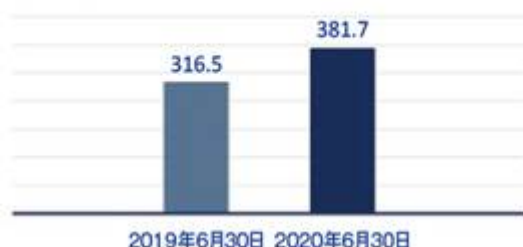
2.1.2 2020年度上半期の活動における変動

顧客預金

2020年6月末現在、顧客預金残高は、連続する12ヶ月間で20.6%増（レボを除き、連結対象を同一として比較した場合は20.8%増）の3,817億ユーロであった。

当座預金の貸方残高は480億ユーロ超増加し、譲渡性預金（+150億ユーロ）及び預金通帳口座（+120億ユーロ）がこれに続いた。

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル
顧客預金



2020年6月30日現在の預金の内訳

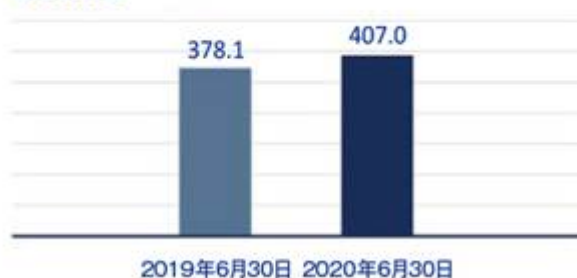


顧客貸出金

2020年6月末現在、顧客貸出金の残高は、連続する12ヶ月間で7.6%増（レボを除き、連結範囲を同一として比較した場合は7.4%増）の4,070億ユーロであった。

住宅用貸出金の残高は7.1%増（+130億ユーロ）であった。営業貸出金（保証付き事業貸出金を含む。）の残高は25.9%増（+100億ユーロ）であった。消費者貸出金及び投資貸出金も5.4%増で同様の傾向であった。

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル
顧客貸出金



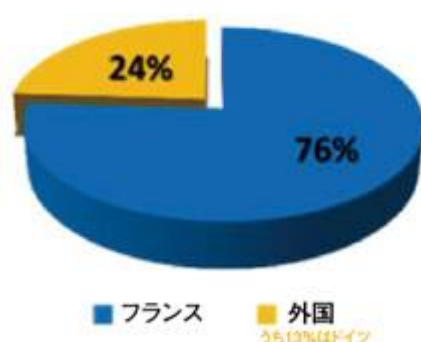
2020年6月30日現在の貸出金の内訳



2.1.3 収益の地域別内訳

グループの活動はフランスに集中しており、フランスはグループの銀行業務純益の4分の3超（2020年6月30日現在76%）を占めている。国際的には、グループはドイツと、それより規模は小さいもののスペインにおいて大規模な活動を行っている。CICは、ロンドン、ブリュッセル、ニューヨーク、香港及びシンガポールに外国支社を、その他複数の国々に駐在事務所を有している。こうした国際的業務は、グループの銀行業務純益のおよそ4分の1（24%）を占めている。

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル
2020年6月30日現在のNBIの地域別内訳



2.1.4 クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの損益

(単位：百万ユーロ)	2020年度 上半期	2019年度 上半期	連結範囲を 同一として 比較した場合 の変動 ⁽²⁾
銀行業務純益	6,858	7,537	-9.8%
一般営業費	(4,552)	(4,567)	-1.2%
営業総利益	2,306	2,970	-22.9%
リスク費用	(1,046)	(462)	+124.6%
営業利益	1,260	2,507	-50.1%
その他の資産及びECC ⁽¹⁾ に係る純損益	0	21	有意差なし
税引前利益 / (損失)	1,260	2,528	-50.5%
法人税	(402)	(899)	-55.6%
当期純利益 / (損失)	857	1,629	-47.7%
非支配持分	89	169	-47.2%
グループに帰属する当期純利益 / (損失)	768	1,460	-47.8%

(1) ECC = 持分法適用会社 = 持分法適用会社からの純損益の比例持分

(2) 2020年度に連結範囲に加わったクレディ・ミュチュエル・アンティーク・ギュイヤヌ及びクレディ・ミュチュエル・マシフ・サントラルを除く。詳細は2.1.1方法論に関する注記を参照のこと。

銀行業務純益 (NBI)

2020年上半期の銀行業務純益は前年比9.8%減の69億ユーロとなった。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの全活動を通じて、パンデミックの経済環境に対する前例のない厳しい性質は収益に悪影響を及ぼした。

営業事業分野別の銀行業務純益

(単位：百万ユーロ)	2020年度 上半期	2019年度 上半期	変動	単位： 百万ユーロ
			単位：%	
リテール・バンキング	5,191	5,265	-2.5%*	(74)
保険	698	1,096	-36.3%	(398)
専門事業分野	604	831	-27.3%	(227)
プライベート・バンキング	311	273	+13.8%	+38
コーポレート・バンキング	185	188	-1.9%	(4)
資本市場	38	194	-80.6%	(157)
プライベート・エクイティ	71	176	-59.5%	(104)
IT、ロジスティックス及びメディア	915	873	+4.8%	+42

* 連結範囲を同一とした場合

リテール・バンキングは、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの収益の70%を占めるが、低金利が続く中で純受取利息が減少したこと及びネットワークの手数料がわずかに減少したこと (-0.7%) により悪影響を受けて、銀行業務純益は2.5%減の52億ユーロを計上した。

コーポレート・バンキングは、銀行業務純益が1.9%の微減により185百万ユーロとなり、影響は比較的小さかった。

保険業務純益は、生命保険の保険料収入の減少及び保険契約者のための連帯措置による強い影響を受け、36.3%減であった。ただし、リスク並びに生命及び医療保険については、その収益及びポートフォリオの成長は引き続き上昇傾向にあった。

2020年度上半期の資本市場活動による銀行業務純益は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の会計上の評価額を大きく引き下げる市場環境の悪化の中で、2019年度上半期の194百万ユーロに対して、38百万ユーロであった。

プライベート・エクイティ活動による銀行業務純益は、保有ポートフォリオの公正価値の下落による影響を受け、2019年度上半期には176百万ユーロであったのに対して、2020年度上半期は71百万ユーロとなった。

一方でプライベート・バンキングの銀行業務純益（営業事業分野の収益の4%）は、ロックダウン期間中も商業活動が維持され手数料の増加をもたらしたことを背景に、前年比13.8%増であった。

一般営業費及び営業総利益

一般営業費は、1.2%減の46億ユーロであった。

銀行業務純益が減少したことにより、営業総利益は22.9%減の23億ユーロであった。

リスク費用、不良債権及び営業利益

リスク費用は大幅に増加して1,046百万ユーロとなったが、これは2019年度の462百万ユーロから584百万ユーロの増加であった。貸出金残高に対する顧客リスク費用は48ベース・ポイントであった。健全性の理由により、ここにはリスクが将来悪化することを想定して設定された454百万ユーロの未確定リスクに関する追加費用が含まれている。このため未確定リスク費用は、前年の25百万ユーロに対して489百万ユーロに増加し、貸出金残高に対して21ベース・ポイントとなった。確定リスク費用は119百万ユーロ増加し、貸出金残高に対して26ベース・ポイント（2019年6月30日と比較して+3ベース・ポイント）となった。この増加はフランスにおける経済活動が大幅に減少したことに連動している。

不良債権比率は、2020年6月末現在では3.04%で、2019年6月末（3.03%）と比べて安定していた。これは資産の質の高さを示すものである。カバレッジ比率は、2019年6月末の54%と比較して、52.7%であった。

（単位：百万ユーロ）	2020年6月30日	2019年6月30日
顧客への貸出金残高の総額	416,128	386,263
不良債権総額	12,669	11,695
債権の償却に係る引当金	9,127	8,172
そのうち不良債権の償却に係る引当金	6,676	6,314
そのうち正常債権の償却に係る引当金	2,451	1,875
貸出金総額に占める不良債権の割合	3.04%	3.03%
不良債権に係るカバレッジ比率	52.7%	54.0%

営業利益は、前年の2,507百万ユーロと比べて、2020年度上半期は50.1%減の1,260百万ユーロとなった。

税引前利益／（損失）

税引前利益／（損失）は、1,260百万ユーロであった。

「その他の資産及びECCに係る純損益」の項目は、2019年度の21百万ユーロに対して、2020年度上半期には実質的に利益なしであった。ここには、とりわけ保険セクターにおいて、持分法適用会社の利益のうちグループに帰属する持分が減少したことが含まれる。

当期純利益／（損失）

2020年度上半期の当期純利益は、2019年度上半期の1,629百万ユーロに対して、857百万ユーロとなった。当期純利益は健康危機のインパクトによる深刻な影響を受け、銀行業務純益の減少と信用リスク費用の大幅な増加を招いた。

2.1.5 クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの活動別業績

2.1.5.1 リテール・バンキング

(単位：百万ユーロ)	2020年度 上半期	2019年度 上半期	連結範囲を 同一として 比較した場合 の変動 ⁽²⁾
銀行業務純益	5,191	5,265	-2.5%
一般営業費	(3,355)	(3,386)	-2.1%
営業総利益 / (損失)	1,836	1,879	-3.1%
リスク費用	(934)	(391)	+136.6%
営業利益	902	1,487	-39.9%
その他の資産及びECC ⁽¹⁾ に係る純損益	(1)	3	有意差なし
税引前利益 / (損失)	902	1,490	-40.0%
法人税	(377)	(551)	-32.2%
当期純利益 / (損失)	525	939	-44.6%

(1) ECC = 持分法適用会社 = 持分法適用会社からの純損益の比例持分

(2) 2020年度に連結範囲に加わったクレディ・ミュチュエル・アンティエユ・ギュイヤンヌ及びクレディ・ミュチュエル・マッシフ・サントラルを除く。詳細は2.1.1方法論に関する注記を参照のこと。

この事業部門には、13連合体のクレディ・ミュチュエルの支店、CICのネットワーク、バンク・ユーロペエンヌ・デュ・クレディ・ミュチュエル (Banque Européenne du Crédit Mutuel)、CIC・イベルパンコ (CIC Iberbanco)、ドイツ及びスペインにおけるタルゴバンクの支店、コフィディ・パルティシパシオン・グループ (Cofids Participations Group)、バンク・カジノ (Banque Casino) 並びにネットワークを通じてその商品を販売しているものを含む全ての専門的業務分野 (設備リース及び買取りオプション付きリース、不動産リース、ファクタリング、資産運用、従業員貯蓄並びに不動産販売及び管理) から構成される。

銀行ネットワーク及び事業分野の子会社は、引き続き、あらゆる顧客タイプに対して業務を提供することに尽力している。

個人顧客については、当面は公的当局による資金維持措置により財務的影響は限定的であるものの、信用再構築に係る措置が講じられ、サービスの継続性が確保されている。

危機により深刻な影響を受けた専門家や法人顧客に対しては、貸出金の返済期限を自動的に延長する即時的措置が講じられ、多数の国家保証付き融資の処理が行われた。

リテール・バンキングは、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの収益の70%を占めているが、銀行業務純益は2.5%下落して5,191百万ユーロとなった。ここには、長引く低金利環境の中で純利息マージンが2.1%減少したこと及びこれより程度は下回るもののネットワークの手数料が1.7%減少したことが含まれる。

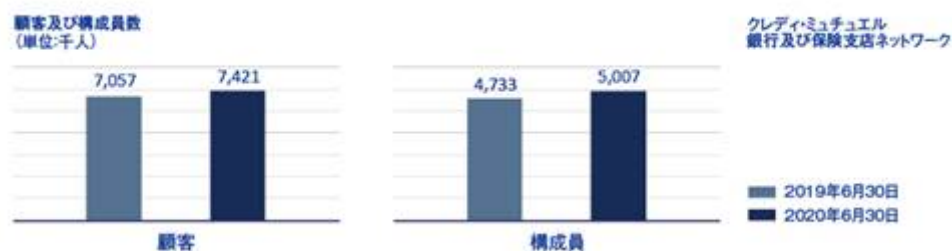
こうした収益の減少に直面して、一般営業費も減少して3,355百万ユーロとなった。単一破綻処理基金への拠出 (+23.4%) を除き、リテール・バンキングの費用収入比率は64.6%となり、2019年度上半期と比べて0.3%増加した。営業利益は2019年度上半期の1,879百万ユーロから3.1%下落して1,836百万ユーロとなった。

リスク費用は、前年の391百万ユーロに対して、934百万ユーロであった。未確定リスク費用は大幅に増加 (+394百万ユーロ) したが、これはパンデミックに関連した経済環境の悪化を反映している。確定リスク費用も149百万ユーロ増加した。

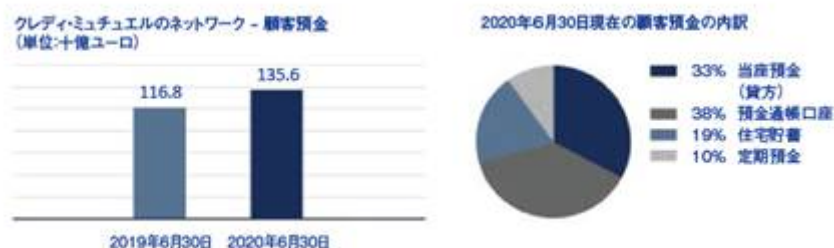
銀行ネットワーク

クレディ・ミュチュエルのリテール・バンキング及び保険ネットワーク

2020年6月末現在、クレディ・ミュチュエルの支店における銀行及び保険ネットワークの顧客数は7.42百万名であった。全体の87%を個人が占め、次いで専門家及び法人 (8%)、非営利団体 (4%) と続いた。



預金残高は、前年比16.1%増と大幅に増加し、1,356億ユーロとなった。その他の金融投資に非常に魅力的なりターンを提供するものがなかったため、当座預金の貸方残高はとりわけ高く評価され、上半期は104億ユーロとなった。預金通帳口座の人気は依然として高く、残高は12.7%増加した。定期預金と住宅貯蓄契約も人気があり、残高はそれぞれ17.2%及び6.1%増加した。



生命保険残高 (2.3%増の408億ユーロ) 及び銀行金融貯蓄 (2.1%増の140億ユーロ) も引き続き増加した。全体として、クレディ・ミュチュエル銀行ネットワークの顧客が預けた貯蓄は11.8%増の1,904億ユーロであった。

貸出金残高は、9.2%増の1,429億ユーロであった。

現金貸出金の残高は、前年度の8億ユーロに対して、2020年6月末現在は33億ユーロであり、専門家及び法人顧客の現金ニーズの支援を重視していることが反映されている。

個人顧客向けの事業は、引き続き、住宅用貸出金の実行額が増加 (+3.9%) すると共に残高も増加 (8.7%増の1,094億ユーロ) して好調であった。

ロックダウン期間に最も影響を受けた消費者貸出金も3.6%増加した。



関連商品及びサービスに対する顧客の需要は安定しており、厳しい状況にもかかわらず、ネットワークは引き続き顧客に保険 (契約数が+3.1%)、オンライン・バンキング (+5.2%) 及び遠隔監視 (+2.6%) の契約を提供した。

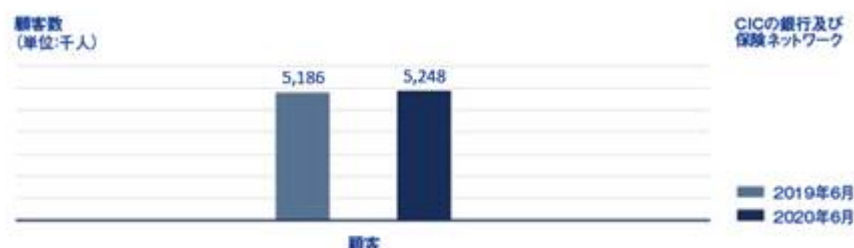
損益計算書について、クレディ・ミュチュエルの銀行及び保険ネットワークにおける銀行業務純益は、連結範囲を同一とした場合に1.8%減 (現在の連結範囲では+1.8%) の1,577百万ユーロであった。

一般営業費は、十分に抑制されていた (-6.0%)。

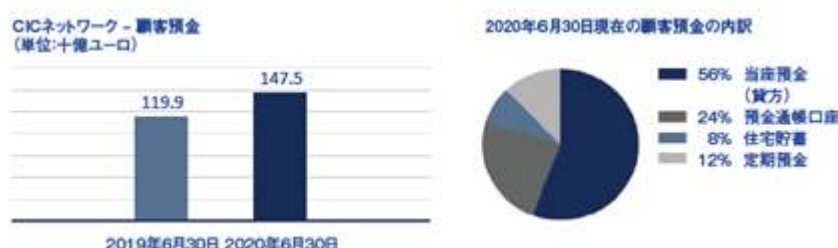
リスク費用は、2019年度の1百万ユーロに対して、101百万ユーロであった。これは、COVID-19の健康危機による例外的な事情によるものであった。当期純利益 / (損失) は、3.0%増の227百万ユーロであった。

CICの銀行及び保険ネットワーク

2020年6月末現在で銀行ネットワークは5.2百万名の顧客を擁しており、前年比1.2%増であった。自営の専門家及び法人顧客数は、2020年6月末現在で1.0百万（全体の20%）となり2.8%の増加であったが、個人顧客数は0.8%の増加であった。

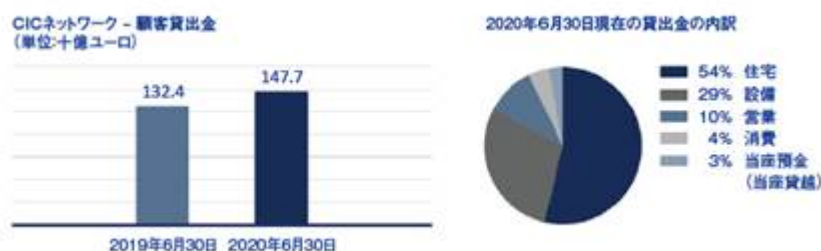


預金残高は、前年比23.0%増の大幅増加により1,475億ユーロとなった。当座預金の貸方残高が主にこの増加を牽引し、ロックダウン期間に連動して上半期に212億ユーロの流入があった。その他の預金も、定期預金（+27.5%）、預金通帳口座（+6.4%）及び住宅貯蓄契約（+3.7%）と増加した。



2020年6月末現在、管理及び保管されている貯蓄は、管理下にある資産のうち596億ユーロとなり、2019年6月30日と比べて安定していた。生命保険は、0.5%の微増により375億ユーロとなった。

貸出金残高は、2019年6月30日と比べて11.6%増の1,477億ユーロとなった。ロックダウン期間が顧客に強いられることにより、貸出業務は専門家及び法人顧客に対する営業貸付（SGLを含む。）に大きく偏り、こうした貸出金はほぼ3倍の144億ユーロとなった。その他の貸出金カテゴリーにおいても、当期中に貸出に関する活動が減少したにもかかわらず、貸出金は引き続き増加した（投資+7.5%、住宅+4.8%及び消費+0.5%）。



関連商品及びサービスに対する顧客の需要は堅調で、厳しい状況にもかかわらず、ネットワークは顧客に保険（契約数が+3.5%）、オンライン・バンキング（+6.8%）及び遠隔監視（+2.1%）の契約を提供した。

損益計算書については、CICの銀行及び保険ネットワークにおける銀行業務純益は5.1%減の1,661百万ユーロであった。純金利マージン（-5.2%）は、特定の事業の状況と長引く低金利による悪影響を受け、手数料は3.3%減少した。

一般営業費は十分に抑制されていた（-0.8%）。

リスク費用は、2019年6月の70百万ユーロに対して、224百万ユーロであった。確定済リスク費用は31百万ユーロ増加し、未確定リスク費用は123百万ユーロ増加した。

当期純利益 / （損失）は、49.6%減の184百万ユーロとなった。

バンク・ユーロペエンヌ・デュ・クレディ・ミュチュエル (BECM)

BECMは、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの子会社で、地域経済、法人市場及び不動産事業者にサービスを提供している。同社は、20,330名の顧客のあらゆるニーズに対応するため、そ

の販売ネットワークは、54の支店及びモナコにおける1社の子会社から構成される。地域別には、ネットワークはフランスの45支店、ドイツの8支店及びアンティル諸島の1支店から構成されている。市場別には、法人市場向けの36支店、不動産事業者向けの16支店、消費者市場向けの2支店から構成される。

平均月次資本に基づき子会社であるBECMモナコ（BECM Monaco）を含む範囲を総計して算定すると、顧客貸出金残高は連続する12ヶ月間で前年比11%増の180億ユーロとなった。預金は連続する12ヶ月間で58.2%の大幅増で193億ユーロとなった。約定率は93.0%であった。

パンデミックの間の事業継続に関する問題への対応にあたり、過去数年間の設備及び組織に関する決定がBECMの助けとなった。すなわち、高水準のノートパソコン、スマートフォン及びリモート接続オプション、テレビ会議の普及、分権化された組織構造、可能な限り地域に寄り添った責任と高い自律性に立脚した企業文化である。

2020年3月15日以降、顧客の資金繰り支援策が優先されている。2020年7月13日現在、333百万ユーロの貸出金の支払期限が延長され、1,125百万ユーロの保証付き事業貸出金（PGE）が実行又は承認されている。短期融資の支払期限は2020年度下半期まで延長されている。

健康危機は資本の強力な成長を生み、流動性ポジションを強化した。純利息マージンの減少が手数料純額（13.7%増）の回復に相殺されたため、銀行業務純益の減少は限定的であった。

銀行業務純益は、3.2%減の151.3百万ユーロとなった。

一般営業費は、主に金融税の増加により1.6%増であった。確定済リスク費用は、23.5百万ユーロ増の38.5百万ユーロとなった。

IFRS第9号に基づく未確定リスク費用は、8.6百万ユーロ増の15.3百万ユーロであった。セクターリスクに関する未確定リスク費用は、影響を受けやすいセクターに対するBECMのエクスポージャーがグループレベルで比較的小さかったことを反映して、5.2百万ユーロであった。

当期純利益／（損失）は、25.2百万ユーロ減の23.4百万ユーロであり、そのビジネスモデルの弾力性によって2020年に黒字を維持できるBECMの能力を示している。

ドイツのタルゴバンク

タルゴバンクはドイツの250の主要都市に338の支店を営業しており、3.8百万の個人及び法人顧客に銀行、保険に加えてファクタリング及びリースソリューションを提供している。タルゴバンクは、消費者金融とファクタリングのセクターにおけるマーケットリーダーとして、オンライン・バンキングの利点と支店バンキングの利点を融合させ、顧客に対し、支店、自宅又は電話にて個別の助言を伴う迅速かつ効率的なサービスを提供している。

1月と2月に期待の持てるスタートをきった後、タルゴバンクの活動は健康危機の影響に苦しんだ。

同行は、3月20日から5月4日のロックダウンの間は支店を閉鎖したが、電話にて顧客の支援を続けることができるよう手続きを迅速に調整した。

リモートによる販売チャネルは、2019年度上半期と比べて33%増であったが、支店閉鎖による影響を吸収する助けとなった。

その結果、同行は上半期にアモチゼーションローンにおいて11.7%の市場シェアを達成し、2019年度の同期と比べて19%増加した。

POSローン及び自動車ローンの活動は、パートナーの小売店及びディーラーの多くが一時的に閉鎖されたことで厳しい状況にあったが、6月以降は消費者による利用の回復が見られた。

資産運用に関する活動は、不安定性の高い市場により取引が促進されて、増加した。

法人に係る活動は危機の影響をより強く受けた。ファクタリング・チームが処理した販売量は2019年度上半期と比べて5.7%減少し、新規リースは10%減少した。

上記にかかわらず貸出金残高は増加した。2020年6月末現在の貸出金残高は、2019年6月30日現在と比べて10億ユーロ（+5%）増の202億ユーロであった。預金は、消費の減少と予備的貯蓄の増加により健康危機の間にさらに増加し、2019年6月末と比べて22億ユーロ（+11.8%）増加して、2020年6月30日現在は211億ユーロとなった。

2020年度上半期の税引前利益／（損失）⁽¹⁾は121百万ユーロであった。銀行業務純益が1.8%増加したにもかかわらず、税引前利益／（損失）は減少したが、これは健康危機が信用リスクに及ぼすと見込まれる将来の影響を反映した116百万ユーロの引当金が増えたことが主な原因である。ドイツ政府が実施した家計及び企業に対する臨時支援策、とりわけ月次支払を7月1日まで延長することを認める支払猶予により危機の影響はまだ見えていない。

(1) クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの連結財務書類への寄与

コフィディ・パルティシパシオン・グループ

コフィディ・パルティシパシオン・グループは、今般の特別な状況に迅速に対応することができており、事業の継続と従業員の安全を同時に確保するため各子会社において在宅勤務が可能となっている。

上半期の商業活動は健康危機によって影響を受けた。直接販売の商品は消費の急激な減速に苦しみ、事業を停止したパートナーもあった。この結果として、新規取引は前事業年度と比べて15%減となった。

当年度の好調な立ち上がりにより、貸出金残高は前年比4.8%増の126億ユーロとなった。当期純利益／（損失）は2019年度上半期と比べて減少し、前年の96百万ユーロに対して、2020年度上半期は54百万ユーロとなった。

銀行業務純益は、2019年度上半期と比べて17百万ユーロ増加した。これは、2019年度下半期と2020年度初めの販売活動の伸びと市場の借換条件が引き続き非常に良好であったことに牽引されたものである。

一般営業費は、危機の間の大規模な節減により、2019年度と比べてわずかに0.7%増で安定していた。

リスク費用は、73百万ユーロ増加したが、そのうち37百万ユーロは今後数ヶ月にわたる経済環境の悪化を見込んだ正常債権に対する追加引当金に関連するものであった。

2.1.5.2 保険

2020年度上半期に、保険はクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの営業事業分野の収益の10%を占めていた。

（単位：百万ユーロ）	2020年度 上半期	2019年度 上半期	変動
保険業務純益	698	1,096	-36.3%
一般営業費	(334)	(329)	+1.5%
営業総利益／（損失）	365	767	-52.5%
その他の資産及びECC ⁽¹⁾ に係る純損益	1	15	有意差なし
税引前利益／（損失）	366	783	-53.3%
法人税	(148)	(277)	-46.7%
当期純利益／（損失）	218	505	-56.9%

(1) ECC = 持分法適用会社 = 持分法適用会社からの純損益の比例持分

グループ・デ・ザシュランス・デュ・クレディ・ミュチュエル（GACM）に牽引される保険事業は、販売及び技術水準において、50年にわたりクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに完全に統合されている。

市場と同様に、COVID-19パンデミックにより引き起こされた健康と経済の危機は、GACMの活動と2020年度上半期の業績に深刻な影響を与えた。

フランス及びGACMの子会社が営業を行う国々において2020年3月から5月にかけて実施されたロックダウン措置により保険契約の販売は大きく落ち込み、貯蓄収入は大幅に減少した。2020年6月30日現在、保険収入は50億ユーロとなり、前事業年度と比べて21.1%の減少であった。

この減少は生命保険と投資生命保険の保険料収入の合計が40.1%減の22億ユーロとなったことによる。収入の減少は、生命保険契約の多様化を図るための施策が講じられたことにより、年初から見られた。この戦略によりユニットリンク販売の割合は37.9%となり、2019年度上半期に記録された21.2%から大幅に増加した。収入の減少は、程度は下回るものの市場全体でも見られた（2020年6月末現在で-26.7%）。

リスク保険は、危機の影響を受けにくく、安定した成長を続けた。

上半期の成長は中断されたものの、損害保険の収益は5.4%増加した。

医療保険の増収はそれほど顕著ではなかったが、それでも+3.4%に達した。より具体的には、個人医療保険は、Complémentaire santé ACS健康契約が2019年11月1日以降終了し、ポートフォリオが縮小したことに悪影響を受けた。

厳しい環境にもかかわらず、ネットワークに支払われる保険手数料は引き続き増加し、804百万ユーロ(+2.7%)に達した。そのうち646百万ユーロがクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに支払われた。

ロックダウン期間は、様々な保険ポートフォリオの請求に異なる影響をもたらした。自動車保険、住宅保険及び医療保険における請求の減少は、個人保険及び借入金保険における失業及び死亡の増加により大幅に相殺された。この危機による影響は下半期も続くと考えられる。特に、医療においては、ロックダウン中に実施されなかった治療の増加による効果が予想されている。

このような保険事業に対する影響以上に、ロックダウンは多くの保険契約者（とりわけ専門家及び企業）に影響を及ぼした。こうした状況の中で、GACMでは、保険契約者を支援するため多数の例外的措置を講じた。事業中断保険をかけている専門家向けマルチリスク契約には即時定額払いの相互回復一時金（Mutualist Recovery Bonus）が支払われた。2020年6月末現在、1,500ユーロから20,000ユーロの一時金が25,000名を超える被保険者に支給され、支払額の合計はおよそ170百万ユーロとなった。またアシュランス・デュ・クレディ・ミュチュエル（Assurances du Crédit Mutuel）は、業界が実施した支援策（特にVSEと自営業者のための連帯基金）に17百万ユーロを拠出した。

最後に、危機が始まって以降の株式市場の急落は、国際会計基準IFRSに基づいて評価されるGACMの財務成績に悪影響を与えている。

当期純利益に対するGACMの寄与は218百万ユーロであるが、これは2019年6月（505百万ユーロ）と比べて57%の減少である。

2.1.5.3 コーポレート・バンキング及び資本市場

2020年度上半期に、コーポレート・バンキング及び資本市場に関する活動は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの営業事業分野における収益の3%を占めていた。

（単位：百万ユーロ）	2020年度 上半期	2019年度 上半期	変動
銀行業務純益	223	383	-41.8%
一般営業費	(200)	(196)	+2.0%
営業総利益	23	187	-87.8%
リスク費用	(109)	(81)	+33.9%
税引前利益 / （損失）	(86)	106	有意差なし
法人税	20	(19)	有意差なし
当期純利益 / （損失）	(66)	87	有意差なし

コーポレート・バンキング

コーポレート・バンキングは、フランスとCICの外国子会社（ロンドン、ブリュッセル、ニューヨーク、シンガポール及び香港）に拠点を置くチームにより、大企業及び機関顧客に対し、顧客のニーズに対する包括的なアプローチに基づいてサービスを提供している。同事業は、大口顧客向けの「コーポレート」ネットワークの活動にも依拠し、国際的業務の発展及び専門的融資（買収、資産、プロジェクト）の実行に寄与している。

管理下にある貸出金残高は、2020年6月末現在で224億ユーロであり、預金残高は155億ユーロとなった。

コーポレート・バンキングの銀行業務純益は、1.9%減となり、主に「大企業」に関する活動に関連したものであった。一方、新規のプロジェクト・ファイナンス業務は好調であった。

一般営業費は安定していた（+0.8%）。リスク費用は全体で27百万ユーロの増加であった。未確定リスク費用は、69百万ユーロ増加した。ここには、正常債権に係る引当金及び影響を受けやすいセクターに関連したセクター別の事前引当金が含まれていた。

法人税 6 百万ユーロ（2019年度上半期は 6 百万ユーロの税額控除）を差し引いた当期純利益は、前年の44百万ユーロに対して、ゼロであった。

資本市場

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの資本市場に関する事業活動は、「CIC・マルシェ」の名称の下に再グループ化され、CICのバランスシート上で認識される。ここには、フランス並びにニューヨーク及びシンガポールの支店における金利投資事業、株式及び貸出金並びに商業活動（CIC・マーケット・ソリューションズ（CIC Market Solutions））が含まれる。

2020年度上半期に資本市場活動の銀行業務純益は、2019年度上半期の194百万ユーロに対して、38百万ユーロであった。市場環境の大幅な悪化は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産の簿価に悪影響を及ぼした。

営業費は2.7%増加し、単一破綻処理基金（SRF）への拠出は、2019年度 6 月30日現在の22百万ユーロに対して、28百万ユーロであった。

上半期の当期純利益は、前年同期の43百万ユーロの利益に対して、-66百万ユーロであった。

2.1.5.4 プライベート・バンキング

2020年度上半期において、プライベート・バンキングは、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの営業事業分野における収益の 4 %を占めていた。

（単位：百万ユーロ）	2020年度 上半期	2019年度 上半期	変動
銀行業務純益	311	273	+13.8%
一般営業費	(208)	(204)	+1.6%
営業総利益	103	68	+50.4%
リスク費用	(4)	11	有意差なし
営業利益	99	79	+25.1%
その他の資産及びECC ⁽¹⁾ に係る純損益	0	2	有意差なし
税引前利益 / （損失）	99	81	+22.2%
法人税	(22)	(16)	+34.0%
当期純利益 / （損失）	77	65	+19.3%

(1) ECC = 持分法適用会社 = 持分法適用会社からの純損益の比例持分

この事業分野を構成する会社は、CIC・バンク・トランスアトランティック（CIC Banque Transatlantique）並びにその子会社であるバンク・トランスアトランティック・リュクサンブール（Banque Transatlantique Luxembourg）、バンク・トランスアトランティック・ベルジウム（Banque Transatlantique Belgium）、バンク・トランスアトランティック・ロンドル（Banque Transatlantique Londres）、バンク・ド・リュクサンブール（Banque de Luxembourg）及びバンク・CIC・スイス（Banque CIC Suisse）を通じてフランスで営業している。

年初の販売活動は非常に好調であり、マネジメント業務は、特にアドバイザリーマネジメント及び仕組商品については、ロックダウン期間も引き続き安定していた。

貯蓄残高は、2020年 6 月30日現在、8.1%増の1,276億ユーロであった。この増加は、預金（+6.2%）及び金融貯蓄（+8.5%）のいずれにも該当した。貸出金残高は、前年比10.5%増の150億ユーロとなった。

2020年度上半期のプライベート・バンキングの銀行業務純益は、13.8%の大幅増により311百万ユーロとなった。

営業費が1.6%の微増を維持したことにより、営業総利益は50.4%増の103百万ユーロとなった。

リスク費用は、前年の11百万ユーロの戻入に対して、4 百万ユーロの純繰入であった。当期純利益は、19.3%増の77百万ユーロとなった。

2.1.5.5 プライベート・エクイティ

2020年度上半期において、プライベート・エクイティは、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの営業事業分野における収益の1%を占めていた。下記の表は、2020年度及び2019年度のプライベート・エクイティ事業分野の利益/(損失)を構成する要素を示している。

(単位:百万ユーロ)	2020年度 上半期	2019年度 上半期	変動
銀行業務純益	71	176	-59.5%
一般営業費	(25)	(23)	+5.1%
営業総利益/(損失)	47	152	-69.4%
リスク費用	2	0	有意差なし
税引前利益/(損失)	49	152	-68.0%
法人税	2	1	有意差なし
当期純利益/(損失)	50	153	-67.1%

この事業分野は、パリに拠点を置き、リヨン、ナント、リール、ボルドー及びストラスブールに支店を有するクレディ・ミュチュエル・エクイティ(Crédit Mutuel Equity)を通じて行われ、段階的な世界展開(スイス、ドイツ、カナダ、米国)に取り組む一方で顧客との緊密な関係を確保している。

経済環境の大幅な悪化にもかかわらず、上半期は高水準の処分と266.5百万ユーロの投資が行われた。

2020年6月30日現在の投資ポートフォリオは2,744百万ユーロとなった。ポートフォリオは、329件のファンド以外の株式保有で構成されており、その大部分はグループの顧客である企業であり、およそ90%は非上場である。

危機が活動及び持分保有の会計に与える影響を考慮するため実施された会計評価の減損により、銀行業務純益は前年の176百万ユーロに対して71百万ユーロに減少した。

一般営業費は、2020年6月末現在、23百万ユーロから25百万ユーロに増加した。その結果、当期純利益は50百万ユーロとなった。

2.1.5.6 IT、ロジスティックス、メディア及び持株会社

この活動は2つの部門からなる。

1つ目は、他の事業分野の活動には所属しない活動を集めたカテゴリーで、例えばフランス東部に設立されたプレス及びメディア・セクターの企業に対するグループの過去の株式投資、リテール・バンキングの顧客にモバイル電話サービスを提供するEIテレコム(EI Télécom)、個人向けの遠隔監視サービスを提供するユーロ・プロテクション・シュルヴェイヤンス(Euro Protection Surveillance)及びグループの電子ウォレットであるライフ・ペイ(Lyf Pay)等を集めたものである。また情報システム、グループの不動産、並びにクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル及びその他の連合の地元銀行のメンバー向けのロジスティックス、決済プロセス、サービス・プラットフォーム及びサポート・サービスを集中化及び合理化することを目的として、2008年5月に創設された子会社である、サントル・ド・コンセイユ・エ・ド・セルヴィス(CCS)のサービス等が含まれる。

2つ目は、子会社の調整及び輸送に係る活動並びにグループの持分投資及び買収(特に、評価差額の償却及び買収の再融資費用)並びに新規支店及び地元銀行の立ち上げ費用、最後にグループが非支配持分を保有する企業の持分法を用いた連結の比例持分を集めたカテゴリーである。

下表は、2019年度及び2020年度上半期のIT、ロジスティックス及びメディア/持株会社の事業分野における利益/(損失)を構成する要素を示している。

(単位:百万ユーロ)	2020年度 上半期	2019年度 上半期	変動
銀行業務純益	806	779	+3.5%
一般営業費	(873)	(863)	+1.2%
営業総利益/(損失)	(67)	(84)	+20.5%
リスク費用	(2)	(1)	有意差なし

営業利益	(69)	(85)	+18.5%
その他の資産及びECC ⁽¹⁾ に係る純損益	0	0	有意差なし
税引前利益 / (損失)	(69)	(84)	+17.6%
法人税	122	(37)	有意差なし
当期純利益 / (損失)	53	(121)	有意差なし

(1) ECC = 持分法適用会社 = 持分法適用会社からの純損益の比例持分

IT、ロジスティックス、メディア並びに持株会社業務による銀行業務純益は、2019年度上半期の779百万ユーロに対して、2020年度上半期においては806百万ユーロであった。かかる金額は、以下のとおり説明される。

- ・ グループの「IT、ロジスティックス及びメディア」事業による銀行業務純益又は販売マージンは2019年度上半期の873百万ユーロに対して、2020年度上半期は合計915百万ユーロとなり、4.8%の増加であった。この変動は、IT会社による請求水準を反映したものであった。
- ・ グループの持株会社活動による銀行業務純益は、2020年度上半期に109百万ユーロの銀行業務純損失を計上し、特に固定支出の輸送コスト、自己資本及び開発計画コストが含まれる。一般営業費は、1.2%増加した。この増加には、IT投資の継続とメディア部門の継続的再編の一部として発生したコスト減(-8.2%)が含まれる。

IT、ロジスティックス、メディア及び持株会社による活動は、2019年度上半期には121百万ユーロの当期純損失であったのに対して、2020年度上半期は53百万ユーロの当期純利益を計上した。

2.1.6 クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの財政状態

2.1.6.1 財政状態計算書

財政状態計算書の構成は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの商業銀行活動及び今後数年間のうちに適用される新たな規制上の要件に対応することを目的として、その財務体制を強化するためにグループが講じた措置を反映している。特に、

- ・ クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、預金によって、より大部分の顧客貸出金に資金を供給しているが、この展開は最近数年間の戦略に沿ったものである。預貸率は、2019年6月30日現在の119.5%に対して、2020年6月30日現在では106.6%となり、緩やかに改善している。
- ・ クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの流動性リスクは、集中リスク管理システムを基盤としてBFCMが主導するシステムの一部として厳に管理されている。パーゼル3の流動性比率は100%の基準値を上回っており、2020年度上半期にLCRは平均で159.8%と大きな改善が見られた。

資産

要約 グループの連結資産は、2019年12月31日現在の7,185億ユーロと比べて、2020年6月30日現在においては7,845億ユーロであった(+9.2%)。

資産合計におけるこの9.2%の増加(+660億ユーロ)は、主に、顧客への貸出金及び債権(+225億ユーロ、+5.8%)、現金及び中央銀行残高(+247億ユーロ)並びに償却原価で測定する金融機関への貸出金及び債権(+35.8%)の増加によるものである。

金融機関への貸出金及び債権 金融機関への貸出金及び債権は、要求払預金、銀行間貸出金及び買戻条件付き有価証券から構成される。金融機関への貸出金及び債権は、2019年12月31日現在408億ユーロであったのに対して、2020年6月30日現在は554億ユーロとなった。

顧客への貸出金及び債権 顧客への貸出金及び債権は、2019年12月31日現在の3,845億ユーロに対し、2020年6月30日現在においては4,070億ユーロとなり、全体として5.8%の増加であった。

負債(株主資本を除く。)

要約 グループの連結負債(株主資本を除く。)は、2019年12月31日現在においては6,714億ユーロであったのに対し、2020年6月30日現在においては7,370億ユーロであった(+9.8%)。かかる負債には、2020年6月30日現在、82億ユーロの劣後債が含まれ、2019年12月31日と比べて安定していた。2020年度上半期における株主資本を除く負債の増加は、主に、顧客に対する債務の増加(主に、預金)448億ユーロ(+13.3%)、負債性証券(+9.9%)及び金融機関に対する債務(+29%)によるものであった。

金融機関に対する債務 金融機関に対する債務は、2020年6月30日現在、106億ユーロ（+29%）増加して470億ユーロとなった。

顧客に対する債務 顧客に対する債務は、主に、要求払預金、定期預金、規制貯蓄勘定及び買戻契約付き有価証券から構成される。顧客に対する債務は、2019年12月31日現在の3,368億ユーロに対して、2020年6月30日現在においては3,817億ユーロであった。この増加は、主に、当座預金、定期預金及び貯金通帳口座の増加によるものであった。

償却原価で測定する負債性証券 負債性証券は、譲渡性預金証書と債券から構成される。2020年6月30日現在、負債性証券は、2019年12月31日と比べて9.9%増の1,371億ユーロであった。

連結持分

グループに帰属する連結持分は、2019年12月31日現在の438億ユーロに対し、2020年6月30日現在においては447億ユーロであった。この変動は、主に2019年からの繰越純額に対応していた。

非支配持分は、2019年12月31日現在の3,320百万ユーロに対して、2020年6月30日現在は2,857百万ユーロに増加した。

2.1.6.2 流動性及びリファイナンス

2020年6月30日現在、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、健全な流動性ポジションを有している。この健全性は、グループの過去18ヶ月間の約定率がさらに改善されたこと及び市場リソースへの容易なアクセスによるもので、これらは欧州中央銀行（ECB）による強力な流動性支援措置（PEPP：パンデミック緊急購入プログラム；TLTRO3：貸出条件付き長期リファイナンスオペレーション）によって促進された。

グループの財務部門（BFCM S.A.の連結範囲）によって市場で調達された資金は、6月末現在で1,571億ユーロ（2019年度末現在では1,436億ユーロ）となり、短期資金（35%）と中長期資金（65%）に適切に分散していた。

短期金融市場からの資金は550億ユーロで、2019年度末のポジションと比べて6%増加し、証券の種類（NeuCP 36%、ECP 35%、ロンドンCD 11%、預金 18%）及び通貨の種類（ユーロ48%、米ドル33%、英ポンド18%）において多様である。外国通貨による資金の大部分はユーロにスワップされた。

年初の取引は非常に活発であった。104億ユーロの中長期外部リソース（TLTROを除く。）はすでに調達されている。これは当年度のプログラムの80%超にあたる。グループの十分な流動性ポジションを考慮し、年次プログラムは150億ユーロ削減され、120-130億ユーロとなった。

公募と私募発行の割合は、それぞれ56%と44%である。上半期の私募取引の割合は特に高く、これはフランス及び世界の投資家によるBFCMに対する高い需要を反映したものである。

2020年には、58億ユーロ相当の公募債が発行されている。その内訳は以下のとおりである。

- ・ BFCM：シニアEMTN
 - ・ 600百万英ポンド（658百万ユーロ相当）の5年超満期債、2月発行
 - ・ 180百万スイスフラン（169百万ユーロ相当）の8年超満期債、2月発行
- ・ BFCM：非優先シニア（NPS）EMTN
 - ・ 10億ユーロの10年満期債、1月発行
 - ・ 10億ユーロの10年満期債、6月発行
- ・ クレディ・ミュチュエル住宅貸出金SFH
 - ・ 12.5億ユーロの10年満期債、1月発行
 - ・ 17.5億ユーロの5年満期債、4月発行

LCR及び流動性バッファ

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの連結範囲の流動性の状況は、以下のとおりである。

- ・ 2020年度上半期の平均LCRは159.8%
- ・ 平均HQLA（質の高い流動性資産）は合計1,101億ユーロで、そのうち74%が中央銀行（主にECB）に預託されている。連結範囲における2020年6月30日現在の流動性準備金合計の内訳は、以下のとおりである。

中央銀行への預け金	96.2
LCR証券（LCRへアカット後）	29.0
そのうちHQLA（レベル1）	24.6
その他の適格資産、中央銀行（ECBへアカット後）	44.5
流動性準備金合計	169.7

流動性準備金は12ヶ月の満期を有する市場リソースの大部分をカバーしている。

2.1.6.3 支払能力

2020年6月30日現在のクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの自己資本は、2019年6月30日現在の456億ユーロ、2019年12月31日現在の471億ユーロに対して、475億ユーロであった。

2020年6月末現在のクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、17.1%¹の普通株式等Tier1（CET1）比率により高水準の支払能力を維持していた。2020年6月末現在のTier1比率は17.2%¹で、全体の支払能力比率は20.0%¹であった。

リスク加重資産（RWA）は、2019年12月末現在の2,257億ユーロと比べて、2020年6月30日現在は2,315億ユーロとなった。信用リスクの観点からのリスク加重資産は2,071億ユーロで、全体の89%を占めた。

2020年6月30日現在のレバレッジ比率は5.9%（移行期間における計算）であった。

(1) 経過措置を除く。

2.1.6.4 MREL - 適格債務の最低基準

2020年3月31日現在、クレディ・ミュチュエル・グループは、単一破綻処理委員会（SRB）が設定した、MREL（適格債務の最低基準）をクレディ・ミュチュエル・グループのリスク加重資産（RWA）の23.7%（負債及び株主資本（TLOF）の8%超）とする連結ベースで適用される¹目標を満たしている。RWA及びTLOFの試算は、それぞれ37.5%及び14.2%である。

以前に示したとおり²、規制環境の変化及び特にBRRD³の国内法制化を見越して、クレディ・ミュチュエル・グループでは、引き続き、BFCMが発行したものを含む適格債務を強化したいと考えている。このことを念頭に、BFCM取締役会は2020年7月30日の会議において、コンフェデラシオン・ナシオナル・デュ・クレディ・ミュチュエル（CNCM）に加盟し、クレディ・ミュチュエル・グループの連帯範囲に組み入れられることを求める決定をした。この加盟は、CNCMの決定に従うことを条件として、2020年9月末に実施される予定である。

(1) 2018年の破綻処理サイクルに基づいて決定された。

(2) 2019年7月25日付プレスリリース

(https://www.bfcm.creditmutuel.fr/partage/fr/CC/BFCM/telechargements/communiqu-de-presse/PRES_CM%20ALLIANCE%2007_19_GB%20DEF.pdfにて開示されている。)の7頁を参照のこと。

(3) EU指令2019/879(BRRD)

2.1.6.5 外部格付

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル及びクレディ・ミュチュエル・グループの評価を行う3つの格付機関は、強固な財政状態とグループのビジネスモデルの適切性を認めている。

	長期 / 短期カ ウンターパー ティ ^{**}	発行体 / 長期 上位優先社債	見通し	短期上位優先 社債	本源的格付 ^{***}	直近の公表日
スタンダード & プアーズ	A+ / A-1	A	ネガティブ ↓	A-1	a	2020年4月23 日
ムーディーズ	Aa2 / P-1	Aa3	安定的	P-1	a3	2020年5月12 日

フィッチ・レーティングス*	AA- ↑	AA- ↑	ネガティブ ↓	F1+ ↑	a+	2020年 6 月19 日
---------------	-------	-------	---------	-------	----	---------------

* 「発行体デフォルト格付」はA+で安定していた。

** カウンターパーティ格付は、以下の格付機関の格付を示している。スタンダード&プアーズのレゾリューション・カウンターパーティ、ムーディーズのカウンターパーティ・リスク格付及びフィッチ・レーティングスのデリバティブ・カウンターパーティ格付である。

*** 本源の格付は、スタンダード&プアーズのスタンドアローン評価 (Stand Alone Credit Profile) (SACP) 格付、ムーディーズの調整後ベースライン信用リスク評価 (Adjusted Baseline Credit Assessment) (Adj. BCA) 格付及びフィッチの「存続性格付」(“Viability Rating”)に対応している。

スタンダード&プアーズ：クレディ・ミュチュエル・グループの格付

ムーディーズ：クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル/BFCM及びCICの格付

フィッチ・レーティングス：クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの格付

2020年3月30日付けで、フィッチは、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルが3-5年以内に上位優先社債に頼ることなくMREL要件を満たすことができる可能性が高いことを踏まえ、長期 (LT) 及び短期 (ST) の上位優先社債の格付をA+/F1からAA-/F1+に、デリバティブ・カウンターパーティ格付をA+からAA-に1段階引き上げた。この格上げは、最近実施された同機関の方法論の変更によるものである。中心的な「発行体デフォルト格付」はA+で変更はない。

2020年3月末から4月初めにかけて、フィッチは、COVID-19危機を背景に、欧州におけるほぼ全ての銀行の格付を下げた。この結果、(1)格下げのリスクが最も高い銀行はネガティブ・ウォッチとされ、(2)クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル等の比較的弾力性があるとみなされた格付を有する銀行の見通しはネガティブとされた。

2020年4月から5月初旬にかけてスタンダード&プアーズがフィッチに続いた。スタンダード&プアーズは、国内及び欧州当局が打ち出した支援策にもかかわらず、COVID-19危機が中期的なファンダメンタルに与える影響から、欧州の銀行に対して複数のネガティブな格付変更を行った。こうした中で、同機関はクレディ・ミュチュエル・グループを含むフランスの5大銀行の格付をネガティブな見通しとした。

2.1.7 代替的業績測定指標

代替的業績測定指標 (APM) - フランス金融市場庁 (Autorité des marchés financiers(AMF)) の一般規則第223-1条 / ESMAの方針 (ESMA/2015/1415)

標題	定義 / 計算方法	比率の使用理由
費用収入比率	連結損益計算書の項目に基づいて計算される比率 一般営業費 (連結損益計算書における「一般営業費」及び「有形固定資産及び無形資産に係る減価償却費、償却費及び引当金に対する繰入 / 戻入」) と「IFRSにおける銀行業務純益」の比率	銀行の業務効率の測定
貸出金残高に関連する全体的な顧客リスク費用 (%又はベース・ポイントを単位として表記される)	期末の総貸出金残高について連結財務書類注記に基づく顧客リスク費用	財政状態計算書上の信用コミットメントの割合としてリスクレベルを評価することが可能になる
リスク費用	公表された連結損益計算書の項目「カウンターパーティー・リスク費用」	リスクレベルの測定
顧客への貸出金	連結財政状態計算書の資産の部に記載される項目「償却原価で測定する顧客への貸出金及び償権」	顧客への貸付活動の測定

未確定リスクの費用	12ヶ月の予想損失（S1）+満期における予想損失（S2）- 財務書類注記を参照のこと。IFRS第9号の適用。個別の減損が示されていない全ての金融資産について減損が認識される。	未実現リスクのレベル測定
顧客預金、預金会計	連結財政状態計算書の負債の部に記載される項目「償却原価で測定する顧客に対する債務」	財政状態計算書の資金源の観点からの顧客活動の測定
貯蓄型保険商品	当行の顧客が保有する生命保険の残高 - 管理データ（保険会社）	生命保険の観点からの顧客活動の測定
金融貯蓄；カストディで保有されている管理貯蓄	顧客が保有している又はカストディ（証券口座、UCITS等）で保有されている財政状態計算書に計上されない貯蓄残高 - 管理データ（グループ企業）	オフ・バランスシートの資金の観点からの代表的な活動の測定（生命保険を除く。）
貯蓄合計	会計預金、貯蓄型保険商品及び銀行金融貯蓄の合計	貯蓄の観点からの顧客活動の測定
一般営業費；管理費用	公表された連結損益計算書の項目「一般営業費」と「有形固定資産及び無形資産に係る減価償却費、償却費及び引当金に対する繰入／戻入」の合計	一般営業費のレベル測定
金利マージン；純利息収益；純受取利息	連結損益計算書の項目に基づいて計算される。 利息の受取額と利息の支払額の差 - 利息の受取額 = 公表された連結損益計算書の項目「受取利息及び類似収益」 - 利息の支払額 = 公表された連結損益計算書の項目「支払利息及び類似費用」	代表的な収益性の測定
預貸率；コミットメント係数	連結財政状態計算書の項目を使用して計算される比率：顧客預金（連結財政状態計算書の負債の部における項目「顧客に対する債務」）に対する顧客貸出金（連結財政状態計算書の資産の部における項目「顧客への貸出金及び債権」）の割合として示される比率	外部リファイナンスへの依存度の測定
カバレッジ比率	信用リスクに係る引当金（S3減損）の、規制に基づいてデフォルトと認識される残高総額（個別の減損を受けた債権残高の総額 S3）に対する比率として計算されることで決定される	このヘッジ率は、デフォルト（「不良」）に陥った貸出金に関連する最大残余リスクを測定する
貸出金総額に占める不良債権の割合	個別の減損を受けた債権残高の総額（S3）と顧客への貸出金残高総額の比率（連結財務書類の注記「顧客への貸出金及び債権」に基づき計算：債権総額 + ファイナンス・リース）	資産の質に関する指標

代替的業績指標（IAP）、財務書類との調整

（単位：百万ユーロ）

	2020年度 上半期	2019年度 上半期
リテール・バンキングの費用収入比率		

リテール・バンキングの一般営業費	(3,355)	(3,386)
リテール・バンキングの銀行業務純益	5,191	5,265
リテール・バンキングの費用収入比率	64.6%	64.3%

預貸率	2020年 6 月30日	2019年 6 月30日
顧客貸出金総額	407,001	378,091
顧客預金	381,654	316,518
預貸率	106.6%	119.5%

カバレッジ比率	2020年 6 月30日	2019年 6 月30日
減損 (S3)	6,676	6,314
個別減損債権、総額 (S3)	12,669	11,695
合計カバレッジ比率	52.7%	54.0%

不良債権比率	2020年 6 月30日	2019年 6 月30日
個別減損債権、総額 (S3)	12,669	11,695
顧客貸出金総額	416,128	386,263
不良債権比率	3.04%	3.03%

貸出金残高に関連する顧客リスク費用合計	2020年 6 月30日	2019年 6 月30日
顧客リスク費用	(1,005)	(454)
顧客貸出金総額	416,128	386,263
貸出金残高に関連する顧客リスク費用*	0.48%	0.24%

貸出金残高に関連する確定済顧客リスク費用	2020年 6 月30日	2019年 6 月30日
確定済顧客リスク費用	(533)	(440)
顧客貸出金総額	416,128	386,263
貸出金残高に関連する確定済顧客リスク費用*	0.26%	0.23%

貸出金残高に関連する未確定顧客リスク費用	2020年 6 月30日	2019年 6 月30日
未確定顧客リスク費用	(473)	(14)
顧客貸出金総額	416,128	386,263
貸出金残高に関連する未確定顧客リスク費用*	0.23%	0.01%

* 年率換算

2.2 最近の動向と見通し

今般の危機は、健康、経済及び社会に影響を与えるものであり、社会の期待に耳を傾け、その構成員及び顧客のニーズに応える能力を備え、かつてこれほど明確になったことのない相互主義の妥当性が具体化する機会を示すものである。

アンサンブル#ヌーボモンド2019-2023戦略計画において設定された低金利環境、規制圧力、技術プラットフォームによる競争、デジタル・トランスフォーメーション並びに気候及び環境緊急事態に関する分析が確認された。これに伴いクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、先見性、簡潔性、効率性及び近代性の需要に基づいて、戦略実行を加速し、重要な戦略的選択を強化することにより、直ちに行動することを決めた。

更新作業はすでに開始され、選任された代表者、従業員及び従業員代表者が参加する共同建設と協議のプロセスを経て、2020年度下半期に検証される予定である。

3 BFCMの連結利益

3.1 連結損益計算書の分析

2020年度上半期のBFCM連結範囲の純損益は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの業績に影響を及ぼした要因と同一のものによって維持された。

下記の表は、2020年度上半期及び2019年度上半期におけるBFCMの連結範囲についての中間管理残高を示している。

(単位：百万ユーロ)	2020年度 上半期	2019年度 上半期	変動
銀行業務純益	4,871	5,617	-13.3%
一般営業費	(3,169)	(3,172)	-0.1%
営業総利益 / (損失)	1,701	2,445	-30.4%
リスク費用	(940)	(460)	+104.6%
営業利益	761	1,985	-61.7%
その他の資産及びECC ⁽¹⁾ に係る純損益	23	37	-38.7%
税引前利益 / (損失)	784	2,023	-61.2%
法人税	(310)	(639)	-51.4%
当期純利益 / (損失)	473	1,383	-65.8%
非支配持分	96	206	-53.6%
グループに帰属する当期純利益 / (損失)	378	1,177	-67.9%

(1) ECC = 持分法適用会社 = 持分法適用会社からの純損益に応じた持分

銀行業務純益 (NBI)

2020年度上半期の銀行業務純益は、前年比13.3%減の49億ユーロであった。経済環境に対するパンデミックの前例のない厳しい性質によりBFCMの全ての活動について収益が悪影響を受けた。

営業事業分野別の銀行業務純益

(単位：百万ユーロ)	2020年度 上半期	2019年度 上半期	変動	単位： 百万ユーロ
リテール・バンキング	3,611	3,713	-2.8%	(102)
そのうち銀行ネットワーク	2,654	2,756	-3.7%	(102)
保険	647	1,037	-37.6%	(390)
専門事業分野	604	831	-27.3%	(227)
プライベート・バンキング	311	273	+13.8%	+38
コーポレート・バンキング	185	188	-1.9%	(4)
資本市場	38	194	-80.6%	(157)
プライベート・エクイティ	71	176	-59.5%	(104)
IT、ロジスティックス及びメディア	121	133	-8.5%	(11)

リテール・バンキングはBFCMの収益の72%を占めており、長引く低金利環境及びネットワーク手数料の減少の中で純受取利息が減少したことに悪影響を受け、銀行業務純益は2.8%減の36億ユーロであった。

コーポレート・バンキングは、比較的影響が小さく、銀行業務純益は1.9%の微減により185百万ユーロであった。

保険業務純益は37.6%減少したが、これは、リスク保険並びに生命保険及び医療保険において、利益及びポートフォリオの成長は依然として上昇傾向であった一方で、生命保険による収入の落ち込み及び保険契約者向けの連帯措置の多大な影響によるものであった。

2020年度上半期における資本市場活動の銀行業務純益は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の会計評価の大幅減をもたらした市場環境の悪化の中で、2019年度上半期の194百万ユーロに対して38百万ユーロであった。

プライベート・エクイティ活動の銀行業務純益は、ポートフォリオの保有証券の公正価値が減少したことに影響を受け、2019年度上半期の176百万ユーロに対して、2020年度上半期は71百万ユーロとなった。

一方で、プライベート・バンキングの銀行業務純益（営業事業分野別収益の6%）は、ロックダウン期間中も販売活動が維持され手数料が増加したことを背景に、前年比13.8%増であった。

一般営業費及び営業総利益

一般営業費は、32億ユーロと安定していた。

銀行業務純益の減少の影響を受け、営業総利益は30.4%減の17億ユーロであった。

リスク費用及び営業利益

リスク費用は急増し、2019年度上半期の460百万ユーロに対して940百万ユーロとなり、481百万ユーロ増であった。

健全性の理由により、ここには将来におけるリスクの悪化を見越した追加の未確定リスク費用が含まれる。その結果、未確定リスク費用は、前年の38百万ユーロに対して432百万ユーロに増加した。確定済リスクの費用は87百万ユーロ増加した。この増加は、フランスにおける経済活動の大幅な減少と連動している。

営業利益は、前年の1,985百万ユーロに対して2020年度上半期には761百万ユーロとなり、61.7%減であった。

税引前利益 / (損失)

税引前利益 / (損失) は、784百万ユーロであった。

「その他の資産及びECCに係る純損益」の項目は、2019年度上半期の37百万ユーロに対して、2020年度上半期には23百万ユーロの利益が計上された。

当期純利益 / (損失)

当期純利益は、2019年度上半期の1,383百万ユーロに対して、2020年度上半期には473百万ユーロとなった。健康危機による衝撃に大きな影響を受け、銀行業務純益の減少と信用リスク費用の大幅増加がもたらされた。

3.2 クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの事業体との取引

2020年6月30日現在、BFCMの連結範囲に所属していないクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの事業体に提供した貸出金残高は合計340億ユーロであった。

BFCM連結範囲の営業総利益は、BFCM連結範囲に所属していないクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの事業体（主に地元銀行及びCF de CM）との取引に関連して、-145百万ユーロであった。2020年度上半期における上記の取引による純受取利息の総額は173百万ユーロ、正味支払手数料は-6百万ユーロ、当該事業体により計上されたその他の活動による損益の正味残高は-312百万ユーロとなった。

3.3 最近の動向と見通し

今般の危機は、健康、経済及び社会に影響を与えるものであり、社会の期待に耳を傾け、その構成員及び顧客のニーズに応える能力を備え、かつてこれほど明確になったことのない相互主義の妥当性が具体化する機会を示すものである。

アンサンブル#ヌーボモンド2019-2023戦略計画において設定された低金利環境、規制圧力、技術プラットフォームによる競争、デジタル・トランスフォーメーション並びに気候及び環境緊急事態に関する分析が確認された。これに伴いクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、先見性、簡潔性、効率性及び近代性の需要に基づいて、戦略実行を加速し、重要な戦略的選択を強化することにより、直ちに行動することを決めた。

更新作業はすでに開始され、選任された代表者、従業員及び従業員代表者が参加する共同建設と協議のプロセスを経て、2020年度下半期に検証される予定である。

4【経営上の重要な契約等】

BFCMは、その有価証券の発行に関連した債務の引受けができなくなるといった、BFCMの財政状態に影響を及ぼしうる主要な契約に過去2年間に於いて署名していない。

5【研究開発活動】

該当事項なし。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

有価証券報告書の「第一部 企業情報 - 第4 設備の状況 - 2 主要な設備の状況」に記載されている内容については、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な異動はなかった。

2【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし。

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

2020年6月30日現在

授権株数（株）	発行済株式総数（株）	未発行株式数（株）
未発行の授権株式はない。（注）	33,770,590	該当なし。（注）

（注） フランスでは、取締役会決議により発行され得る授権株式の概念は存在しないが、株主総会は、取締役会に対して株式又は持分証券の発行に際し、その金額及び期間を決定する権限を、一定の範囲内で与えることができる。

【発行済株式】

2020年6月30日現在

記名・無記名の別 及び額面・無額面 の別	種類	発行数（株）	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
記名式 額面金額 50ユーロ	普通株式	33,770,590	-	普通株式は、完全議決権株式であり、権利に何ら限定のない、BFCMにおける標準的な株式である。
計	-	33,770,590	-	-

(2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(3)【発行済株式総数及び資本金の状況】

2020年6月30日現在

年月日	種類	発行済株式総数		資本金	
		増減数 （株）	残高 （株）	増減額	残高
2020年1月 1日から 2020年6月 30日	額面金額 50ユーロの 普通株式	0	33,770,590	0ユーロ 0円	1,688,529,500ユーロ 213,092,422,900円

(4) 【大株主の状況】

2020年 6 月30日現在のBFCMの株式資本の分配

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
CF de CM	ストラスブール 67913、リュ・フレ デリック - ギヨー ム・ライフアイゼン 4、セデックス09、 フランス	31,401,262	92.98
CRCM・ロワール - アトラン ティック・サントル - ウエ スト	ナント CS14003、 リュ・ド・リュ 10、セデックス1、 フランス	741,959	2.20
CFCM・メーヌ - アン ジュー、パス・ノルマン ディ	ラヴァル 53083、ブ ルバール・ヴォルネ イ 43、フランス	459,722	1.36
CRCM・デュ・サントル	オルレアン 45920、 リュ・デュ・フォー ブル・マドレーヌ 105、プラス・ド・ ユーロップ、フラン ス	308,716	0.91
CRCM・アンジュー	アンジェ 49006、プ ラス・モリエール 1、フランス	175,991	0.52
CFCM・オセアン	ラ・ロシュ・シュル - ヨン 85001、 リュ・レアンドル・ メルレ 34、フラン ス	172,116	0.51
CRCM・イル - ド - フランス	パリ 75439、リュ・ ド・ラ・ロシュフ コー 18、フランス	146,411	0.43
CRCM・ド・ノルマンディ	カーン 14052、 リュ・デュ・11 ノ ベンプレ 17、フラ ンス	123,766	0.37
CRCM・メディテラネ	マルセイユ 13267、 アヴェニュー・デュ・ プラド 494、フラン ス	74,490	0.22
CCM・シュデスト (元 CFCM)	リヨン 69266、 リュ・ラアン・エ・ ダニューブ 8-10、 セデックス09、フラ ンス	61,535	0.18
2020年 6 月30日現在の10大株主の小計		33,665,968	99.69
その他の株主		104,622	0.31
合計		33,770,590	100.00

2【役員の状況】

有価証券報告書の「第一部 企業情報 - 第5 提出会社の状況 - 3 コーポレート・ガバナンスの状況等 - (2) 役員の状況」に記載されている内容については、有価証券報告書の提出日後、本半期報告書提出日までに報告すべき異動はなかった。

第6【経理の状況】

1. 本書記載の当行及びその子会社（以下「BFCMグループ」と総称する。）の邦文の中間連結財務書類は、国際会計基準審議会が公表し、欧州連合が採用した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成された原文の要約中間連結財務書類（以下「原文の中間財務書類」という。）の翻訳をもとに作成したものである。IFRSと日本において一般に公正妥当と認められている会計原則、会計慣行及び表示方法との間の主な相違点に関しては、「3 フランスと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」に説明されている。BFCMグループの原文の中間財務書類の日本における開示は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第76条第1項の適用を受けるものである。
2. 原文の中間財務書類は、独立公認会計士である、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号。その後の改正を含む。）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・エ・オートル及びプライスウォーターハウスクーパース・フランスからの監査は受けていないが、フランスの専門的基準に準拠したレビューを受けている。
3. 原文の中間財務書類（仏語）はユーロで表示されている。「中間財務諸表等規則」第79条の規定に基づき「円」で表示されている金額は、2020年8月17日現在の株式会社三菱UFJ銀行における対顧客電信直物売買相場の仲値、1ユーロ＝126.20円の為替レートで換算された金額である。金額は百万円単位（四捨五入）で表示されている。なお、円換算額は単に便宜上表示されたものであり、ユーロ額が上記のレートで円に換算されることを意味するものではない。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。
4. 円換算額並びに「2 その他」及び「3 フランスと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」の記載事項は、当該事項における原文の中間財務書類への参照事項を除き、原文の中間財務書類には含まれていない。

1 【中間財務書類】

要約連結財務書類

BFCMグループ2020年6月30日連結財務書類
財務書類は未監査だが、限定的レビュー済み

連結財政態計算書（資産）

	2020年 6月30日 (百万ユーロ)	2020年 6月30日 (百万円)	2019年 12月31日 (百万ユーロ)	2019年 12月31日 (百万円)	注記
現金及び中央銀行への預け金	95,425	12,042,635	64,764	8,173,217	4
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	35,049	4,423,184	31,819	4,015,558	5a
ヘッジ手段のデリバティブ	3,916	494,199	3,440	434,128	6a
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	36,669	4,627,628	30,451	3,842,916	7
償却原価で測定する有価証券	2,867	361,815	2,780	350,836	10a
償却原価で測定する金融機関等への貸出金及び債権	56,518	7,132,572	51,675	6,521,385	10b
償却原価で測定する顧客への貸出金及び債権	264,110	33,330,682	250,142	31,567,920	10c
金利リスク・ヘッジ対象ポートフォリオの再測定による調整	1,052	132,762	897	113,201	6b
保険事業による短期投資及び責任準備金の再保険会社負担分	112,713	14,224,381	115,200	14,538,240	13a
未収還付税	901	113,706	1,029	129,860	14a
繰延税金資産	1,202	151,692	1,154	145,635	14b
未収収益及びその他の資産	5,773	728,553	8,149	1,028,404	15a
売却目的保有非流動資産	0	0	726	91,621	3c
持分法適用会社に対する投資	752	94,902	727	91,747	16
投資不動産	48	6,058	56	7,067	17
有形固定資産 ⁽¹⁾	2,431	306,792	2,381	300,482	18a
無形資産	513	64,741	509	64,236	18b
のれん	4,046	510,605	4,049	510,984	19
資産合計	623,984	78,746,781	569,947	71,927,311	

連結財政状態計算書（負債）

	2020年 6月30日 (百万ユーロ)	2020年 6月30日 (百万円)	2019年 12月31日 (百万ユーロ)	2019年 12月31日 (百万円)	注記
中央銀行からの預り金	1	126	715	90,233	4
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	22,685	2,862,847	18,854	2,379,375	5b
ヘッジ手段のデリバティブ	2,349	296,444	2,291	289,124	6a
償却原価で測定する負債証券	137,479	17,349,850	125,110	15,788,882	11a
償却原価で測定する金融機関等に対する債務	53,289	6,725,072	39,919	5,037,778	11b
償却原価で測定する顧客に対する債務	247,063	31,179,351	217,103	27,398,399	11c
金利リスク・ヘッジ対象ポートフォリオの再測定による調整	21	2,650	-4	-505	6b
未払税金	587	74,079	575	72,565	14a
繰延税金負債	1,019	128,598	1,190	150,178	14b
未払費用及びその他の負債	8,028	1,013,134	8,771	1,106,900	15b
売却目的保有非流動資産関連の負債	0	0	725	91,495	3c
保険事業の契約に関する負債	108,798	13,730,308	111,192	14,032,430	13b
引当金	2,587	326,479	2,700	340,740	20
償却原価で測定する劣後債	8,727	1,101,347	8,735	1,102,357	21
株主資本合計	31,353	3,956,749	32,072	4,047,486	22
グループに帰属する株主資本	27,499	3,470,374	27,802	3,508,612	22
資本金及び関連剰余金	6,197	782,061	6,197	782,061	22a
連結剰余金	20,438	2,579,276	18,619	2,349,718	22a
その他の包括利益累計額（未実現又は繰延損益）	486	61,333	704	88,845	22b
当期利益（損失）	378	47,704	2,282	287,988	
株主資本 - 非支配持分	3,854	486,375	4,269	538,748	
負債及び株主資本合計	623,984	78,746,781	569,947	71,927,311	

連結損益計算書

	2020年 6月30日 (百万ユーロ)	2020年 6月30日 (百万円)	2019年 6月30日 (百万ユーロ)	2019年 6月30日 (百万円)	注記
受取利息及び類似収益 ⁽¹⁾	5,450	687,790	5,668	715,302	24
支払利息及び類似費用 ⁽¹⁾	-2,630	-331,906	-3,157	-398,413	24
手数料（収益）	1,697	214,161	1,735	218,957	25
手数料（費用）	-436	-55,023	-476	-60,071	25
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益	-376	-47,451	477	60,197	26
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損益	15	1,893	75	9,465	27
償却原価で測定する金融資産の認識の中止により生じる純損益	0	0	0	0	28
保険事業に係る純利益	855	107,901	1,236	155,983	29
その他の活動に係る収益	470	59,314	345	43,539	30
その他の活動に係る費用	-174	-21,959	-284	-35,841	30
銀行業務純益	4,871	614,720	5,617	708,865	
一般営業費	-3,027	-382,007	-3,038	-383,396	31a,31b
有形固定資産及び無形資産に係る減価償却費、償却費及び引当金繰入額	-142	-17,920	-135	-17,037	31c
営業総利益 / （損失）	1,701	214,666	2,445	308,559	
カウンターパーティー・リスク費用	-940	-118,628	-460	-58,052	32
営業利益	761	96,038	1,985	250,507	
持分法適用会社の純利益 / （損失）に対する持分	28	3,534	37	4,669	16
その他の資産の処分に係る純損益	-4	-505	0	0	33
のれんの価値の変動	-1	-126	0	0	34
税引前利益 / （損失）	784	98,941	2,023	255,303	
法人税	-310	-39,122	-639	-80,642	35
非継続事業に係る税引後利益 / （損失）	0	0	0	0	
当期純利益 / （損失）	473	59,693	1,383	174,535	
利益 / （損失） - 非支配持分	96	12,115	206	25,997	
グループに帰属する当期純利益 / （損失）	378	47,704	1,177	148,537	

(1) 2019年に、グループはファイナンス・リースからの受取利息の表示を見直した。この項目は現在、純受取利息として表示されているが、従来は「受取利息」と「支払利息」に表示されていた。そのため、2020年6月30日における受取利息及び支払利息との比較可能性を確保するため、2019年6月30日において報告された数値は、こうした定義に従って、財務書類及び注記24で修正再表示されている。

連結包括利益計算書

	2020年6月30日 (百万ユーロ)	2020年6月30日 (百万円)	2019年6月30日 (百万ユーロ)	2019年6月30日 (百万円)
当期純利益 / (損失)	480	60,576	1,383	174,535
為替換算調整勘定	-11	-1,388	7	883
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の再測定 - 負債性金融商品	-123	-15,523	38	4,796
保険事業による投資の再測定	-92	-11,610	592	74,710
ヘッジ手段のデリバティブの再測定	-2	-252	-3	-379
関連会社の未実現又は繰延損益に対する持分	-1	-126	4	505
純損益に振替えられる可能性のあるその他の包括利益合計	-229	-28,900	638	80,516
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の再測定 - 期末現在保有している資本性金融商品	-7	-883	31	3,912
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の再測定 - 当期中に売却された資本性金融商品	0	0	29	3,660
確定給付制度に係る数理計算上の損益	-16	-2,019	-4	-505
振替えられることのない持分法適用会社の損益に対する持分	0	0	-1	-126
純損益に振替えられることのないその他の包括利益合計	-23	-2,903	55	6,941
純利益 / (損失) 及びその他の包括利益	228	28,774	2,076	261,991
うちグループ帰属分	164	20,697	1,666	210,249
うち非支配持分帰属分	64	8,077	410	51,742

その他の包括利益に関連する項目は、税効果考慮後の金額で表示されている。

[次へ](#)

株主資本等変動計算書

(百万ユーロ)	資本金	株式払込剰余金	剰余金 (1)	その他の包括利益累計額 (未実現又は繰延損益)				グループに 帰属する純利 益 / (損失)	グループに 帰属する 株主資本	非支配持分	連結株主資本 合計
				為替換算調整 勘定	その他の包括利益 を通じて公正価値 で測定する金融 資産	ヘッジ手段の デリバティブ	数理計算上の 損益				
2018年12月31日現在の株主資本	1,689	4,509	16,662	-11	540	3	-185	2,084	25,290	4,364	29,654
前年度の利益処分			2,084					-2,084	0		0
増資	0								0		0
配当金の支払			-130						-130	-685	-815
支配の喪失につながらない子会社株式の変動			0						0	0	0
小計：株主関係に起因する変動	0	0	1,954	0	0	0	0	-2,084	-130	-685	-815
連結当期利益								1,177	1,177	206	1,383
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の変動			-30	9	485	-2	-3		459	204	663
小計	0	0	-30	9	485	-2	-3	1,177	1,636	410	2,046
取得及び処分による非支配持分への影響			0		0				0	0	0
その他の変動		0	-2						-2	-2	-4
2019年6月30日現在の株主資本	1,689	4,509	18,584	-2	1,024	1	-187	1,177	26,794	4,086	30,881
前年度の利益処分			0					0	0		0
増資	0								0		0
配当金の支払			0						0	0	0
支配の喪失につながらない子会社株式の変動			0						0	0	0
小計：株主関係に起因する変動	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
連結当期利益								1,105	1,105	175	1,279
その他の包括利益累計額の変動			1	30	-75	1	-87		-130	-20	-149
小計	0	0	1	30	-75	1	-87	1,105	975	155	1,130
取得及び処分による非支配持分への影響			0		0				0	0	0
その他の変動		0	33						33	28	61
2019年12月31日現在の株主資本	1,689	4,509	18,619	28	949	2	-275	2,282	27,802	4,269	32,072
前年度の利益処分			2,282					-2,282	0		0
増資	0								0		0
配当金の支払			-301						-301	-1	-302
支配の喪失につながらない子会社株式の変動			0						0		0
小計：株主関係に起因する変動	0	0	1,981	0	0	0	0	-2,282	-301	-1	-302
連結当期利益								378	378	96	473
その他の包括利益累計額の変動			0	-12	-188	-2	-17		-218	-34	-252
小計	0	0	0	-12	-188	-2	-17	378	159	62	221
取得及び処分による非支配持分への影響 (2)			-163		0				-163	-498	-660
その他の変動		0	1						1	21	22

2020年6月30日現在の株主資本	1,689	4,509	20,438	16	761	0	-292	378	27,499	3,854	31,353
-------------------	-------	-------	--------	----	-----	---	------	-----	--------	-------	--------

- (1) 2020年6月30日現在の剰余金には169百万ユーロの法定準備金、5,127百万ユーロの規制準備金、及び15,142百万ユーロのその他の準備金が含まれている。
- (2) グループは、Cofidis Participationsの資本持分9.36%を追加取得した。このように、BFCMはCofidis Participationsの持分を2023年から2024年までに100%まで引き上げることができる見込みであるため、負債はこれを鑑み直近の取引価格に基づき計上されている。

株主資本等変動計算書

(百万円)	資本金	株式払込剰余金	剰余金 ⁽¹⁾	その他の包括利益累計額（未実現又は繰延損益）				グループに 帰属する純利 益 / (損失)	グループに 帰属する 株主資本	非支配持分	連結株主資本 合計
				為替換算調整 勘定	その他の包括利益 を通じて公正価値 で測定する金融 資産	ヘッジ手段の デリバティブ	数理計算上の 損益				
2018年12月31日現在の株主資本	213,152	569,036	2,102,744	-1,388	68,148	379	-23,347	263,001	3,191,598	550,737	3,742,335
前年度の利益処分			263,001					-263,001	0		0
増資	0								0		0
配当金の支払			-16,406						-16,406	-86,447	-102,853
支配の喪失につながらない子会社株式の変動			0						0	0	0
小計：株主関係に起因する変動	0	0	246,595	0	0	0	0	-263,001	-16,406	-86,447	-102,853
連結当期利益								148,537	148,537	25,997	174,535
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の変動			-3,786	1,136	61,207	-252	-379		57,926	25,745	83,671
小計	0	0	-3,786	1,136	61,207	-252	-379	148,537	206,463	51,742	258,205
取得及び処分による非支配持分への影響			0		0				0	0	0
その他の変動		0	-252						-252	-252	-505
2019年 6 月30日現在の株主資本	213,152	569,036	2,345,301	-252	129,229	126	-23,599	148,537	3,381,403	515,653	3,897,182
前年度の利益処分			0					0	0		0
増資	0								0		0
配当金の支払			0						0	0	0
支配の喪失につながらない子会社株式の変動			0						0	0	0
小計：株主関係に起因する変動	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
連結当期利益								139,451	139,451	22,085	161,410
その他の包括利益累計額の変動			126	3,786	-9,465	126	-10,979		-16,406	-2,524	-18,804
小計	0	0	126	3,786	-9,465	126	-10,979	139,451	123,045	19,561	142,606
取得及び処分による非支配持分への影響			0		0				0	0	0
その他の変動		0	4,165						4,165	3,534	7,698
2019年12月31日現在の株主資本	213,152	569,036	2,349,718	3,534	119,764	252	-34,705	287,988	3,508,612	538,748	4,047,486
前年度の利益処分			287,988					-287,988	0		0
増資	0								0		0
配当金の支払			-37,986						-37,986	-126	-38,112
支配の喪失につながらない子会社株式の変動			0						0		0
小計：株主関係に起因する変動	0	0	250,002	0	0	0	0	-287,988	-37,986	-126	-38,112
連結当期利益								47,704	47,704	12,115	59,693
その他の包括利益累計額の変動			0	-1,514	-23,726	-252	-2,145		-27,512	-4,291	-31,802
小計	0	0	0	-1,514	-23,726	-252	-2,145	47,704	20,066	7,824	27,890
取得及び処分による非支配持分への影響 ⁽²⁾			-20,571		0				-20,571	-62,848	-83,292

その他の変動		0	126							126		2,650	2,776
2020年6月30日現在の株主資本	213,152	569,036	2,579,276	2,019	96,038	0	-36,850	47,704		3,470,374		486,375	3,956,749

- (1) 2020年6月30日現在の剰余金には21,328百万円の法定準備金、647,027百万円の規制準備金、及び1,910,920百万円のその他の準備金が含まれている。
- (2) グループは、Cofidis Participationsの資本持分9.36%を追加取得した。このように、BFCMはCofidis Participationsの持分を2023年～2024年までに100%まで引き上げることができる見込みであるため、負債はこれを鑑み直近の取引価格に基づき計上されている。

[次へ](#)

連結キャッシュ・フロー計算書

	2020年 6 月30日 (百万ユーロ)	2020年 6 月30日 (百万円)	2019年 6 月30日 (百万ユーロ)	2019年 6 月30日 (百万円)
当期純利益 / (損失)	473	59,693	1,383	174,535
法人税	310	39,122	639	80,642
税引前利益 / (損失)	784	98,941	2,023	255,303
+/- 有形固定資産減価償却費及び無形資産償却費 (純額)	140	17,668	137	17,289
- のれん及びその他の固定資産の減損	3	379	1	126
+/- 引当金繰入額 (純額)	546	68,905	159	20,066
+/- 持分法適用会社の利益に対する持分	-28	-3,534	-37	-4,669
+/- 投資活動に係る純損失 / 利益	4	505	27	3,407
+/- その他の変動	-2,379	-300,230	3,872	488,646
= 税金及びその他の調整前の純利益 / (損失) に含まれる非貨幣項目合計	-1,715	-216,433	4,159	524,866
+/- 金融機関との取引に関する収入及び支出	4,968	626,962	-9,534	-1,203,191
+/- 顧客取引に関する収入及び支出	15,419	1,945,878	3,853	486,249
+/- 金融資産又は負債に影響を及ぼすその他の取引に関する収入及び支出	6,890	869,518	1,391	175,544
+/- 非金融資産又は負債に影響を及ぼすその他の取引に関する収入及び支出	5	631	1,618	204,192
- 支払法人税	-318	-40,132	-205	-25,871
= 営業活動による資産及び負債の純減	26,964	3,402,857	-2,877	-363,077
営業活動によるキャッシュ・フロー (純額) 合計	26,033	3,285,365	3,304	416,965
+/- 金融資産及び投資に関する収入及び支出	26	3,281	229	28,900
+/- 投資不動産に関する収入及び支出	-221	-27,890	-2	-252
+/- 有形固定資産及び無形資産に関する収入及び支出	-198	-24,988	-96	-12,115
投資活動に関するキャッシュ・フロー (純額) 合計	-393	-49,597	130	16,406
+/- 株主へのキャッシュ・フロー及び株主からのキャッシュ・フロー	-302	-38,112	-815	-102,853
+/- 財務活動に関連するその他のキャッシュ・フロー (純額)	1,928	243,314	3,281	414,062
財務活動に関するキャッシュ・フロー (純額) 合計	1,626	205,201	2,466	311,209
現金及び現金同等物に係る為替換算差額	27	3,407	31	3,912
現金及び現金同等物の増加 (純額)	27,294	3,444,503	5,931	748,492
営業活動によるキャッシュ・フロー (純額)	26,033	3,285,365	3,304	416,965
投資活動に関するキャッシュ・フロー (純額)	-393	-49,597	130	16,406
財務取引に関するキャッシュ・フロー (純額)	1,626	205,201	2,466	311,209
現金及び現金同等物に係る為替換算差額	27	3,407	31	3,912
現金及び現金同等物の期首残高	58,312	7,358,974	43,077	5,436,317
現金並びに中央銀行及び郵便銀行勘定への預け金	64,050	8,083,110	55,169	6,962,328
金融機関との間の勘定及び要求払貸出金 / 借入金	-5,738	-724,136	-12,092	-1,526,010
現金及び現金同等物の期末残高	85,606	10,803,477	49,008	6,184,810
現金並びに中央銀行及び郵便銀行勘定への預け金	95,426	12,042,761	61,975	7,821,245
金融機関との間の勘定及び要求払貸出金 / 借入金	-9,820	-1,239,284	-12,967	-1,636,435
現金及び現金同等物に係る変動	27,294	3,444,503	5,931	748,492

[次へ](#)

財務書類に対する注記

注記1：会計原則及び会計方針

1.1 会計基準

国際会計基準の適用に関する規則（EC）第1606 / 2002号及び同基準の採用に関する規則（EC）第1126 / 2008号に基づき、連結財務書類は2020年6月30日において欧州連合が採用している国際財務報告基準（IFRS）に従って作成されている。

全体の枠組みは、以下の欧州委員会のウェブサイトに掲載されている。
https://ec.europa.eu/info/business-economy-euro/company-reporting-and-auditing/company-reporting/financial-reporting_en#ifrs-financial-statements

財務書類は、Autorité des normes comptables（ANC：フランス会計基準当局）のIFRS要約報告書に関する勧告第2017-02号において推奨されている書式に従って表示されている。これらは、欧州連合が採用している国際会計基準と一致している。

リスク管理に関する情報は、グループの経営者報告書に記載されている。

2020年1月1日以降、グループはEUが採用した改訂事項を適用しているが、財務書類に重要な影響はない。

- IAS第1号及びIAS第8号の改訂

この改訂の目的は、「重要性がある」の定義を明確にし、これをIFRSの概念フレームワーク及びIFRS基準に一致させることにある。この改訂に従い、その省略、誤表示又は不明瞭さによって、ある会計主体に関する財務情報を含む財務書類の一般的な利用において、主要な利用者が当該財務書類に基づいて行う意思決定に影響を与えることが合理的に予想される場合、情報には重要性がある（すなわち、相対的に重要である）。

- IFRS第3号の改訂

この改訂は、事業活動の定義を明確化するものである。事業買収と資産グループの取得の区別を容易にすることを目的として、2段階の分析アプローチが導入されている（資産グループの取得を適用基準に従い会計処理）。

この改訂の影響は、グループに支配権の変更が生じた場合やグループが共同支配企業の持分を取得した場合に生じると考えられる。グループでは2020年1月1日以降、そのような取引を行っていない。

新型コロナウイルス感染症による公衆衛生上の危機

Crédit Mutuelグループは総力を挙げて、新型コロナウイルスによる公衆衛生上の危機に対処している。金融機関として、特にVSE/SMEなど困難に直面する可能性のある顧客（職業的専門家や企業を含む）に対し綿密な支援を全面的に提供している。

グループは、政府の経済支援計画にコミットしており、事業及び法人顧客のキャッシュ・フローを支援する政府保証融資⁽¹⁾を提供している。

¹ 政府保証融資の主な特徴と保証が発生する仕組みは2020年3月23日付政令第2条に要約されている。当該政令では、金融機関・融資会社、さらにフランス通貨金融法典第L.548-1条に言及された貸手に対する政府保証が認められている。

この融資は、1年から5年の返済猶予期間が設定されている12ヶ月の一括返済ローンに相当する。

当初オファーでは、金利は0%だが政府保証費用が上乗せされる（企業規模に応じて当初1年間0.25%から0.50%の手数料を顧客が支払うことにより相殺）。

返済期間を延長すると金利は更改されるものの、延長により選択された満期についてグループが提示している借換えの市場利率上回ることはなく、法令の定める保証料がこれに上乗せされる。

キャッシュ・フローを回収し基本的な融資基準を満たす目的において、これらの融資は実効金利法を用いて償却原価で会計処理される。

2020年6月30日現在、BFCMの連結対象金融機関が提供する政府保証融資残高は総額104億ユーロであった。

当該融資の予想信用損失を評価する際は、元利残高の70%から90%について政府保証（Banque Publique d'Investissement（公的投資銀行）が履行）の影響を考慮している。

Crédit Mutuelグループは、盤石な手段を講じて法人及び個人を支援することをコミットしており、主に法人融資について最長6ヶ月の返済猶予（元利両方又はいずれかの返済を停止）を認めている。

猶予された満額が上記期間の終了時に返済されていなければ、契約額の最終調整が行われ、融資の残存期間にわたり返済計画を変更して完済するか、当初の満期日以降に繰り延べることになる。

2020年6月30日現在、Crédit Mutuel Alliance Fédéraleには、この信用緩和策の対象融資についてキャッシュ・フロー上顕著な損失は発生していないが、満期日を延長又は変更した額は31億ユーロにのぼる。

グループは、2020年3月末に交付されたIASB、EBA及びESMAからの公表資料⁽¹⁾をレビューした。

コロナ禍という未曾有の状況において予想信用損失の会計処理には、判断が必要である。

特に、満期日の延長措置は、特定条件を課されず一般的に認められており、EBAの支払猶予ガイドラインに則りフランスの銀行が主導する市場メカニズムの一部を構成している。

この延長措置が適用されても、対象金融資産の信用リスクの著しい悪化や条件緩和資産への分類変更を自動的に示すものではない。

ただし、グループ規則に従って、ステージ2又はステージ3への振替、あるいは条件緩和資産への振替が行われる可能性がある。

¹ 以下を参照している。

- IFRS第9号及び新型コロナウイルスに関するIASBの2020年3月27日付声明
- 新型コロナウイルス対策についての債務不履行、支払猶予及びIFRS第9号の健全性フレームワークの適用に関するEBAの声明（2020年3月25日付）。さらに、新型コロナウイルスのパンデミックに起因して立法措置の有無を問わず融資返済に適用される支払猶予について公表されたガイダンス（2020年4月2日付）。
- IFRS第9号に基づく予想信用損失の算定に対してコロナ禍が与える会計上の影響に関するESMAの声明（2020年3月25日付）

正常債権に対する引当金設定に際して、グループは以下のとおり、マクロ経済環境におけるコロナ禍の未曾有かつ厳しい経済状況を考慮に入れている。

- 悲観的シナリオの比重を高めることにより、全てのポートフォリオについて内部格付に基づく手法を用いて将来予測的なデフォルト確率を測定した。この比重を高めることによって、減損額に生じる直接的な影響に加えて、決算日現在のデフォルト確率の上昇に伴いステージ2への振替が増加する。2020年6月30日現在の見積影響額は、180百万ユーロである。

- 当局の勧告に従い引当金を一括計上したが、これは、公衆衛生上の危機に最も脆弱とみなされるセクター（観光、ギャンブル、レジャー、ホテル、レストラン、メーカーを除く自動車産業、衣料、飲料取引、小型車両のレンタル、旅客輸送業、航空会社）においては請求承認率が上昇することが予想されるためである。2020年6月30日現在の見積影響額は、70.5百万ユーロである。

グループは高い株主資本水準と利益率を誇っており、最終的にはその財務力によってこの未曾有の危機という状況に対処することができると考えている。

1.2 連結の範囲及び方法

連結主体

グループの親会社はBanque Fédérative du Crédit Mutuelである。

連結の範囲

事業体を連結範囲に含めるか否かの一般原則は、IFRS第10号、IFRS第11号及び改訂IAS第28号により定められている。

グループが支配する又は重要な影響力を及ぼすが、連結財務書類上重要ではない事業体は、連結の範囲から除外される。ある事業体の財政状態計算書の合計又は純損益が、連結計算書又は下位連結計算書（レベル別の連結の場合）の合計に占める割合が1%未満の場合、連結財務書類上重要ではないとみなされる。この定量的基準は相対的なものにすぎず、この基準値に達しているか否かに関わらず、その事業又は予想される動向を鑑みて戦略的投資とみなされる場合には、事業体が連結グループに含まれることもある。

連結の範囲は、以下からなる。

- **支配下にある事業体**：グループが事業体に対するパワーを有する場合、グループが事業体への関与によって生じる変動リターンに対するエクスポージャーにさらされている又は変動リターンに対する権利を有する場合、及び事業体が獲得するリターンに影響を及ぼすように事業体に対するパワーを用いる能力を有している場合、支配しているとみなされる。グループの支配下にある事業体の財務書類は、全部連結している。
- **共同支配下にある事業体**：共同支配は、契約により合意された事業体に対する支配の共有であり、主な活動に関する決定に支配を共有する当事者の全会一致の合意が求められる場合にのみ存在する。共同支配を行使する2者以上の当事者はパートナーシップを構成し、共同支配事業又は共同支配企業のいずれかとなる。
 - ・ 共同支配事業とは、共同支配を行使する当事者が、当該事業体に対する持分に応じて、資産に対する権利及び負債に基づく義務を有するパートナーシップである。これには、資産、負債、収益及び費用が、当該事業体に対して保有する持分割合に応じて認識されることが伴う。
 - ・ 共同支配企業とは、共同支配を行使する当事者が、共同支配企業の純資産に対する権利を有するパートナーシップである。共同支配企業は持分法で会計処理される。

グループの共同支配下にある全ての事業体は、IFRS第11号の定義における共同支配企業である。

- **グループが重要な影響力を有する事業体**：これらは、連結主体により支配されていないが、連結主体が当該事業体の財務及び営業方針の決定に関与することができる事業体である。グループが重要な影響力を有する事業体の株式持分は、持分法を適用して会計処理されている。

プライベート・エクイティ会社が所有、あるいは共同支配又は重要な影響力を行使している投資は、純損益を通じて公正価値で測定する方法により認識されている。

連結の方法

使用した連結方法は、以下のとおりである。

□ 全部連結

この方法では、対象となる子会社に対して保有する株式の価額を当該子会社の資産及び負債に置き換え、非支配持分を株主資本及び純利益において個別に表示する。この方法は、対象となる事業が連結主体の事業の延長か否かを問わず、会計上の構造が異なる事業体を含め、支配下にある全ての事業体に用いられる。

□ 持分法の適用

この方法では、所有株式の価額を対象事業体のうちグループに帰属する株主資本及び純利益に置き換える。この方法は、共同支配下にあり、共同支配企業に分類される全ての事業体、又はグループが重要な影響力を及ぼす全ての事業体に適用される。

非支配持分

非支配持分は、IFRS第10号で定義されている支配を有さない持分であり、清算時に純資産の配分を受け取る権利を所有者に与えるパートナーシップ持分、及び子会社が発行し、グループが保有していないその他の資本性金融商品が含まれる。

IAS第32号に従い、グループは、COFIDIS Participationに対する持分を100%に引き上げるために契約債務を認識した。相手勘定として、少数株主持分の減少及び超過額部分についてはグループ持分の減少が認識された。

報告日

グループの全ての連結会社の報告日は、12月31日である。

内部取引の相殺消去

内部取引及び残高、並びに連結財務書類に重要な影響を及ぼす内部取引の売上から生じた利益は、相殺消去される。

外貨建勘定の換算

外貨で表示される外国事業体の勘定については、財政状態計算書において報告日の公式為替レートで換算される。為替レートの変動が資本金、準備金及び利益剰余金に影響を及ぼしたことにより生じた差異は、株主資本の個別構成項目として「為替換算調整勘定」に計上している。外国子会社の損益計算書においては、事業年度の平均為替レートでユーロに換算している。その結果発生した換算による差異は、「為替換算調整勘定」に計上している。外国事業体に対する持分の一部又は全部を清算又は処分した場合、当該金額は損益計算書を通じて認識している。

のれん

□ 公正価値の測定

新規事業体の支配持分の取得日において、当該事業体の資産、負債及び営業上の偶発債務は、同日における公正価値で測定している。公正価値の調整額は、帳簿価額と公正価値の差額である。

□ のれん

改訂IFRS第3号に従い、CICが新規事業体における支配持分を取得した場合、IFRSに基づく認識基準を満たす同社の識別可能な資産、負債及び偶発債務は、取得日現在の公正価値で測定しているが、売却目的保有資産（IFRS第5号）に分類された非流動資産はこの限りではなく、売却費用控除後の公正価値と帳簿価額の純額のどちらか低い方の金額で認識している。のれんは、譲渡の対価及び非支配持分の金額から、識別可能な取得資産及び引受債務として（通常は公正価値で）認識した正味金額を控除した金額と一致する。改訂IFRS第3号では、全部のれん又は部分のれんの認識が認められており、企業結合ごとに個別に選択できる。全部のれんの場合、非支配持分は公正価値で測定されるのに対し、部分のれんの場合は被取得企業の資産及び負債に帰属する価値に対する持分に基づいて測定される。正ののれんは資産として認識し、負ののれんは直ちに損益計算書の「のれんの価値の変動」において認識している。

既に支配している事業体におけるグループの持分が増加／減少した場合、当該株式の取得原価／売却価格と、連結株主資本のうちの取得日／売却日現在の当該株式に相当する部分の差異を、株主資本で認識している。

被全部連結事業体に関連する場合、のれんは財政状態計算書の個別科目に表示し、持分法適用会社に関連する場合は「持分法適用会社に対する投資」に表示している。

取得に関連した直接費用を含まないのれんは、改訂IFRS第3号に従い純損益で認識される。

のれんについては、グループは定期的に（少なくとも年1回）、減損テストを実施している。このテストは、のれんの価値が下落しているか否かを識別するように設計されている。企業結合に伴うのれんは、企業結合により生み出されるシナジーからの利益を得る可能性の高い資金生成単位（CGU）又はCGUグループに配分される。CGU又はCGUグループからの回収可能価額は、使用価値、又は売却費用控除後の公正価値のいずれか高い金額となる。使用価値は見積将来キャッシュ・フローに関して測定し、貨幣の時間価値の現在の市場評価、及び資産又はCGUに固有のリスクを反映した金利で割り引く。のれんの割当先のCGUの回収可能価額が帳簿価額を下回っている場合、差額について減損損失が認識される。これらの損失は損益計算書を通じて認識され、戻入れはできない。実際には、CGUの定義はグループの事業の種類に基づいて行っている。

関連会社又は共同支配企業に関するのれんは、持分法適用会社の帳簿価額に含まれる。この場合、持分法適用会社の評価とは別に減損テストを実施しない。回収可能価額（すなわち、使用価値、又は売却費用控除後の公正価値のいずれか高い金額）が帳簿価額を下回った場合、減損損失を認識するが、特定の資産には配分されない。後日、持分法適用会社の回収可能価額が増加した場合には、減損損失の戻入れが認識される。

1.3 会計原則及び会計方針

1.3.1 IFRS第9号「金融商品」

1.3.1.1. 金融商品の分類及び測定

IFRS第9号においては、金融商品の分類及び測定は、金融商品の事業モデル及び契約上の条件に依拠している。

□ 貸出金、債権及び取得した負債証券

資産は以下のように分類される。

- ・ 償却原価での測定：契約上のキャッシュ・フローの回収を目的として保有されており、その特性が「基本」契約の特性に類似している場合。下記の「キャッシュ・フローの特性」（回収目的保有モデル）の項目を参照。
- ・ その他包括利益を通じた公正価値での測定：契約上のキャッシュ・フローの回収と機会があれば売却することの両方を目的としてその金融商品を保有しているが、売買目的で保有していない場合で、その特性が基本契約の特性に類似しており、関連キャッシュ・フローの予測可能性が高いことを黙示的に示している場合（回収及び売却目的保有モデル）。
- ・ 純損益を通じた公正価値での測定：
 - （「基本」の基準を満たさない及び／又は「その他」の事業モデルに基づき管理しているため）前述の2つの区分に該当しない場合。
 - グループが純損益を通じて公正価値で測定するという取消不能の選択を当初行った場合。この選択肢は、他の関連商品と関連した会計上のミスマッチを軽減させるために使用される。

キャッシュ・フローの特性

元本の返済と元本残高に対する利息の支払のみを表す契約上のキャッシュ・フローは、「基本」契約と整合している。

基本契約では、利息は主に貨幣の時間価値（マイナス金利を含む）と信用リスクに対する対価を表す。利息には、流動性リスク、資産運用管理費及び金利マージンも含まれる。

特に契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変更する可能性のある契約条項など、全ての契約条項を分析する必要がある。借手又は貸手が金融商品を期限前に返済するという合意に基づく選択肢は、返済額が基本的に元本残高及び経過利息、並びに該当する場合には合理的な金額の期限前返済違約金の支払を表す場合において、契約上のキャッシュ・フローのSPPI（元本及び利息のみの支払）の基準と整合している。

期限前返済違約金⁽¹⁾は、例として、下記の場合において合理的であるとみなされる。

- 返済された元本に対する比率として表示され、返済された額面金額の10%未満である場合
- 融資実行日と期限前返済日の間の指標金利の差異を補償する目的の算定式に従い決定された場合

¹ グループは、EUが2018年3月に採用した負の補償を伴う期限前償還条項に関するIFRS第9号の改訂を早期適用している。

契約上のキャッシュ・フローの分析では、利息に含まれる貨幣の時間価値が当該商品の契約条項によって変化する可能性が高い場合、参照金融商品の貨幣の時間価値と比較することも必要になることがある。例えば、金融商品の利率が定期的に更改されるものの、更改の頻度と利率が決定される期間に関連がない場合（例えば年率が毎月更改されるなど）、又は金融商品の利率が平均利率に基づいて定期的に更改される場合などがそれにあたる。

金融資産の割引前の契約上のキャッシュ・フローと参照金融商品の割引前のキャッシュ・フローの差異が重大であるか又は重大になる可能性がある場合、その金融資産は基本的とはみなされない。

場合に応じて、分析は定性分析又は定量分析のいずれかとなる。差異が重要であるか否かは、各事業年度について、及び当該金融商品の残存期間にわたり累積的に評価される。定量分析では、合理的に起こりうると考えられる一連のシナリオを考慮に入れる。このため、グループは2000年にまで遡った利回り曲線を用いている。

さらに、証券化については、保有者間において支払に優先順位があり、トランシェの形式で信用リスクの集中が見られる場合に、個別の分析が行われる。この場合、分析において、グループが投資を行ったトランシェ及び基礎となる金融商品の契約上の特性、並びに基礎となる金融商品の信用リスクに関連したトランシェの信用リスクの検証を行う必要がある。

注意点：

- ・ 組込デリバティブは区分して認識されなくなった。つまり、ハイブリッド商品全体が非基本的とみなされ、純損益を通じた公正価値で認識されることになった。
- ・ UCITSファンド又は集団投資事業（UCI）の受益証券は基本的金融商品ではないため、純損益を通じて公正価値で認識される。

○ 事業モデル

事業モデルは、キャッシュ・フロー及び収益を創出するための金融商品の管理方法を表す。これは、単純に経営者の意図ではなく、観察可能な事実に基づくものである。事業モデルは事業体レベルで又は金融商品別に評価されるのではなく、金融資産グループが集合的に管理される方法を反映したより高いレベルでの集合的な評価である。事業モデルは当初認識時に決定され、モデルが変更された場合（例外的な場合）に再評価されることがある。

モデルを決定するためには、以下を含む全ての利用可能な情報が考慮されなければならない。

- ・ 事業の業績を意思決定者に報告する方法
- ・ 管理者に対する報酬の算定方法
- ・ 過去期間における売却の頻度、時期及び金額
- ・ 売却の理由
- ・ 将来の売却の予測
- ・ リスクの評価方法

「回収目的保有」事業モデルについては、当該基準において許容される売却の例が明示的に定められている。

- ・ 信用リスクの増大に関連する場合
- ・ 満期間近、及び額面に近い価額である場合
- ・ 例外的な場合（流動性ストレスに関連するなど）

こうした「許容された」売却は、ポートフォリオにおいて行われる売却のうち重要性があり頻繁に行われる特性の分析には含まれない。頻繁に行われる及び／又は重要性がある売却は、この事業モデルには整合しない。さらに、規制又は財務フレームワークの変更に関連する売却は、当該売却が「頻度が低い」ものであることを示すため、案件ごとに文書化される。

その他の売却については、有価証券ポートフォリオの満期に基づいて基準値が定義されており、例えば満期の平均が8年の場合2%となっている（グループは貸出金を売却しない）。

グループは主に、金融資産からの契約上のキャッシュ・フローの回収に基づきモデルを開発しており、これは特に顧客融資に適用される。

また、金融資産からの契約上のキャッシュ・フローの回収及びその資産の売却に基づくモデル、並びにその他の金融資産、特に売買目的保有の金融資産のモデルに従って金融資産を管理している。

グループ内では、「回収及び売却目的保有」モデルは、主として自己勘定のキャッシュ・マネジメント及び流動性ポートフォリオの管理に適用される。

売買目的保有の金融資産は、当初取得時において短期間で売却する意図で取得した有価証券のほか、一括管理され、かつ、短期的な利益確定について最近の実際の傾向を示す証拠がある有価証券ポートフォリオの一部である有価証券により構成される。

○ 償却原価で測定する金融資産

主に以下のものが含まれる。

- ・ 現金勘定、預金並びに中央銀行及び金融機関との間の要求払貸出金及び借入金からなる現金及び現金同等物
- ・ 純損益を通じて公正価値で測定しない金融機関へのその他の貸出金及び顧客への貸出金（直接付与又はシンジケート・ローンの持分）
- ・ グループが保有する有価証券の一部

この区分に分類される金融資産は通常、支払純額である公正価値で当初認識される。実行した貸出金に適用する金利は、大多数の競合行が適用する金利に合わせて常に調整されるため、市場金利を示すとみなされる。

その後の報告日において、資産は実効金利法を用いて償却原価で測定する。実効金利とは、金融商品の見積存続期間にわたり将来の現金支払額又は受取額を金融資産又は負債の正味帳簿価額まで正確に割引く利率である。実効金利は、貸出金の将来の損失を考慮に入れない見積キャッシュ・フローを考慮に入れており、利息として取り扱われる支払手数料又は受取手数料、並びに直接関連する取引費用、全てのプレミアム及びディスカウントが含まれる。

有価証券については、償却原価はプレミアム及びディスカウントの償却並びに重要な場合には取得コストを考慮に入れている。有価証券の売買は決済日に認識される。

受取利息は、損益計算書の「受取利息及び類似収益」に表示している。

貸出金の設定に直接関連し、利息の構成要素として扱われる受取手数料又は支払手数料は、実効金利法を用いて貸出期間にわたって認識され、損益計算書の「利息」に計上される。

貸出金の商業上の再交渉に関連する受取手数料もまた、貸出期間にわたり認識される。

債務者が直面する財務上の困難により貸出金が条件緩和された場合には、契約の更改につながる。欧州銀行監督機構によるこの概念の定義を受けて、グループはこの概念を会計上の定義と健全性の定義が一致するように、情報システムに組み込んだ。

償却原価で測定する資産の公正価値は、各報告期間末の財務書類の注記で開示しており、債務者固有の発行体の費用を加味し、かつゼロ・クーポンの利回り曲線を用いて見積った将来キャッシュ・フローの正味現在価値に相当する。

○ その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

グループは債権の売却を行っていないため、この区分は有価証券のみで構成される。有価証券は、取得時、決済日及びその後処分されるまでの報告日に、財政状態計算書において公正価値で認識される。公正価値の変動は、未収収益を除き、株主資本の個別勘定「未実現又は繰延損益」に表示している。株主資本として認識される未実現損益は、処分時又は減損が発生した場合に限り、損益計算書に認識される（注記「1.3.1.7金融資産及び負債の認識の中止」及び注記「1.3.1.8信用リスクの測定」を参照）。

未収収益又は受取収益は、実効金利法を用いて純損益の「受取利息及び類似収益」において認識される。

○ 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

これらの資産は、当初認識時、及びその後処分されるまでの報告日に、財政状態計算書において公正価値で認識される（「注記1.3.1.7. 金融資産及び負債の認識の中止」を参照）。公正価値の変動は、損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」に計上される。

2018年度以降、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る受取収益及び未収収益は、損益計算書の受取利息もしくは支払利息に認識される。この利息は従来、「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」に表示されていた。この変更は、短期活動計画（STE）の一環として、欧州中央銀行（ECB）へ提出された規制報告書との整合性を保ち、受取利息及び支払利息について明確化するため導入された。

2019年には、売買目的金融商品に係る受取利息及び支払利息をより適切に反映させるために、グループはまた、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品の一部に係る受取利息及び支払利息を銀行業務純益において認識及び表示する方法に変更し、特に以下のような修正再表示を行った：（1）スワップ取引に係るレッグの貸借において全体を相殺して利息を計上すること、（2）ヘッジ手段のデリバティブからの利息を「ヘッジ手段のデリバティブに係る収益及び費用」区分に分類変更すること。

純損益を通じて公正価値で測定する有価証券の売買は、決済日に認識する。取引日から決済日までの間の公正価値の変動は、純損益において認識される。

□ 取得した資本性金融商品

取得した資本性金融商品（とりわけ株式）は、以下のように分類される。

- ・ 純損益を通じた公正価値での測定
- ・ 任意で、その他のリサイクルされないその他の包括利益を通じた公正価値での測定（売買目的で保有されない場合に、当初認識時に取消不能の選択をした場合）

○ その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

株式及びその他の資本性金融商品は、取得時及びその後処分されるまでの報告日に、財政状態計算書において公正価値で認識される。公正価値の変動は、株主資本の個別勘定「未実現又は繰延損益」に表示している。株主資本に計上されたこれらの未実現損益又は繰延損益は、売却されたとしても損益計算書において認識されることはない（注記1.3.1.7「金融資産及び負債の認識の中止」を参照）。変動利付証券に係る受取配当金のみが損益計算書の「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損益」において認識される。有価証券の売買は決済日に認識される。

○ 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

資本性金融商品は、純損益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品と同じ方法で認識される。

1.3.1.2. 金融負債の分類及び測定

金融負債は以下の2つの区分の1つに分類される。

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

- ・ 認識当初からヘッジ手段として適格でない公正価値がマイナスであるデリバティブを含む、売買目的で発生した金融負債。
- ・ グループが純損益を通じた公正価値での測定に当初分類した非デリバティブ金融負債（公正価値オプション）。これには、以下のものが含まれる。
 - 1つ又は複数の分離可能な組込デリバティブを含む金融商品
 - 公正価値オプションを適用しなければ、会計上の取扱いが他の関連する金融商品に適用される会計上の取扱いと合致しなくなる金融商品
 - 公正価値で測定及び管理される金融商品のプールに属する金融商品

純損益を通じて公正価値で測定することを任意に指定された債務に関わる自己の信用リスクから生じる公正価値の変動の認識は、組替えられることのない株主資本の未実現又は繰延損益において認識される。グループは自己の信用リスクについて問題をほとんど認識していない。

償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債は、その他の非デリバティブ金融負債で構成される。これらには、顧客及び金融機関等に対する債務、負債証券（譲渡性預金証書、銀行間証券、社債等）並びに純損益を通じて公正価値で測定することを選択していない期限付又は無期限の劣後債が含まれる。

劣後債は、債務者の資産を清算する場合、他の債権者による請求が終了した後でなければ返済されることがないため、他の負債証券から分離されている。負債証券には、サバン 2 法によって組成された非上位優先負債証券が含まれる。

これらの負債は財政状態計算書において公正価値で当初認識され、その後の報告日において、実効金利法を用いて償却原価で測定する。発行済証券の当初の公正価値は、発行価額から取引費用（該当する場合）を差し引いた金額である。

○ 規制貯蓄契約

償却原価で測定する金融負債には、「comptes épargne logement」（CEL - 住宅購入者貯蓄勘定）及び「plans épargne logement」（PEL - 住宅購入者貯蓄制度）があり、これらは規制対象となっているフランスの貯蓄商品で、顧客（自然人）が利用することができる。最初の貯蓄の段階で、口座名義人はこれらの口座に預け入れられた金額に係る利息を受け取り、その後、モーゲージ・ローンの権利を取得する（第 2 段階）。これらは、販売金融機関に以下の 2 種類の義務をもたらす。

- ・ 預け入れられた金額に対して固定金利で利息を支払う義務（PEL口座の場合のみ。CEL口座に対する利息は物価スライド制の算定式に基づき定期的に更改されるため、変動金利の利息として取り扱われる）
- ・ 顧客に所定の条件で貸出金を供与する義務（PELとCELの両方）

これらの義務による費用は、行動様式に関する統計及び市場データに基づいて見積られている。類似しているものの金利面での規制のない商品の個人顧客に提示される金利と比較して、当該商品に係る潜在的に不利な条件に関連する将来費用に対応するため、財政状態計算書の負債の部で引当金が計上されている。このようなアプローチは、規制条件面において類似する PEL 及び CEL 貯蓄商品の組成を通じて実施されている。損益への影響は、顧客に対する支払利息として計上される。

1.3.1.3. 負債と資本との区別

IFRIC 解釈指針第 2 号に従い、当該事業体が償還を拒否できる無条件の権利を有している場合、又は償還を禁止するか若しくは強く制限する法律又は法令に基づく規定がある場合、株主の株式は株主資本となる。既存の法律又は法令の規定を踏まえ、クレディ・ミュチュエル・グループの連結主体を構成する事業体が発行した株式は、株主資本で認識している。

グループが発行したその他の金融商品は、グループが当該金融商品の保有者に対して金銭を提供するという契約債務がある場合、グループの勘定において負債性金融商品に分類される。これは、グループが発行する劣後証券にあてはまる。

1.3.1.4. 外貨取引

現地通貨以外の外貨建資産及び負債は、決算日の実勢為替レートで換算される。

貨幣性金融資産及び負債

当該項目の換算から生じる外国為替差損益は、損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」に認識される。

非貨幣性金融資産及び負債

こうした換算から生じる外国為替差損益は、当該項目が純損益を通じて公正価値で測定する場合には「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」に、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産である場合には、「未実現又は繰延損益」として包括利益計算書で認識される。

1.3.1.5. デリバティブ及びヘッジ会計

IFRS第9号は、初度適用時に、事業体がヘッジ会計に関する新たな規定を適用するか、若しくはIAS第39号の規定を維持するか選択することを認めている。

グループは、IAS第39号の規定を引き続き適用することを選択した。ただし、改訂IFRS第7号に従い、財務書類の注記又は経営者報告書において、リスク管理及びヘッジ会計が財務書類に与える影響に関する追加情報を提供している。

さらに、金融資産又は金融負債のポートフォリオに係る金利リスクの公正価値ヘッジに関するIAS第39号の規定は、欧州連合で採用されているとおり、引き続き適用する。

デリバティブは、以下の3つの特性を備えた金融商品である。

- ・ 基礎となる項目（金利、為替レート、株価、指数、コモディティ価格、信用格付など）の変動とともにその価額が変動すること
- ・ 初期費用が少額であるか若しくは皆無であること
- ・ 決済が将来の特定の日に行われること

クレディ・ミュチュエル・グループは、基本的に公正価値ヒエラルキーのレベル2に分類される主に金利に関する単純なデリバティブ金融商品（スワップやバニラ・オプション）の取引を行っている。

全てのデリバティブ金融商品は金融資産又は金融負債において公正価値で認識される。全てのデリバティブは、ヘッジ手段として分類され得る場合を除いて売買目的商品として当初認識される。

□ デリバティブの公正価値の算定

店頭デリバティブ、スワップ、金利先渡契約、キャップ、フロア、バニラ・オプションの大半は、利回り曲線などの観察可能な市場データに基づき、一般的に認められている標準的なモデル（割引キャッシュ・フロー法、ブラック・ショールズ・モデル又は補間法）を用いて評価されている。これらのモデルによって得られた評価は、当該金融商品又はパラメータに伴う流動性リスク及び信用リスク、特定の市況下でモデルに関連するダイナミックな運用戦略に伴う特定の追加費用を相殺するための固有のリスク・プレミアム、並びに店頭デリバティブのプラスの公正価値に係るカウンターパーティー・リスクを考慮して調整される。またカウンターパーティー・リスクには、店頭デリバティブのマイナスの公正価値で表される自己リスクが含まれる。

評価調整額を決定する際には、各リスク・ファクターを個別に検討している。様々なリスク、パラメータ又はモデルの分散効果は考慮されていない。各リスク・ファクターについてはポートフォリオ・アプローチが最も多く用いられている。

デリバティブは、公正価値がプラスの場合は金融資産として、公正価値がマイナスの場合は金融負債として認識される。

□ デリバティブの分類とヘッジ会計

- 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債に分類されるデリバティブ

当初認識時に、IFRSに基づいてヘッジ手段として指定されていないデリバティブは全て、1つ又は複数のリスクをヘッジする目的で契約を締結したものであっても、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債」に分類される。

組込デリバティブ

組込デリバティブは、主契約から分離させた場合において、デリバティブの定義を満たすハイブリッド金融商品の構成要素である。特に、単独のデリバティブと同様に、一定のキャッシュ・フローを変動させる効果がある。

組込デリバティブは、以下の条件の全てが充足された場合にのみ、主契約から分離され、純損益を通じて公正価値で測定するデリバティブ金融商品として個別に認識される。

- ・ デリバティブの定義を満たすこと
- ・ 組込デリバティブの主契約であるハイブリッド金融商品が、純損益を通じて公正価値で測定されないこと
- ・ デリバティブの経済的特徴及び関連するリスクが、主契約の経済的特徴及び関連するリスクと密接に関連しているとみなされないこと
- ・ 組込デリバティブの個別測定は、有益な情報を提供するのに十分な信頼性があること

IFRS第9号における金融商品は、金融負債に組み込まれたデリバティブのみを主契約から分離し、個別に認識することが可能である。

認識

実現及び未実現損益は、損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」において認識される。

- ヘッジ会計

ヘッジ対象のリスク

グループの勘定において、グループはマイクロ・ヘッジ、又は広義のマクロ・ヘッジを通じた金利リスクのみを認識している。

マイクロ・ヘッジは、事業体の資産及び負債に係り発生するリスクの部分的なヘッジである。マイクロ・ヘッジは、1つ又は複数の資産又は負債に対して、事業体がデリバティブを通じてある種のリスクの不利な変動のリスクに対応するため、個別に適用される。

マクロ・ヘッジの目的は、グループの資産及び負債の全てに対する不利な変動、特に金利の変動に対応することである。

金利リスクの全体的な管理は、負債に対する資産の裏付けを通じて、又はトレーディング目的デリバティブの認識を通じてヘッジされる可能性があるその他のリスクの全て（為替リスク、信用リスク等）の管理とともに、経営者報告書において記載されている。

マイクロ・ヘッジは、通常、固定金利金融商品を変動金利金融商品へ転換することを目的として、特にアセット・スワップを通じて行われる。

3種類のヘッジ関係が認められている。ヘッジ関係は、ヘッジ対象のリスクの性質に基づいて選択される。

- ・ 公正価値ヘッジは、金融資産又は金融負債の公正価値の変動に対するエクスポージャーのヘッジである。
- ・ キャッシュ・フロー・ヘッジは、金融資産又は金融負債、確定契約若しくは先渡取引に伴うキャッシュ・フローの変動性に対するエクスポージャーのヘッジである。
- ・ 外貨建て純投資のヘッジは、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様に認識される。グループはこのヘッジ手法を用いていない。

ヘッジ手段のデリバティブは、会計上のヘッジ手段としての指定を受けるためにはIAS第39号に規定される基準を満たさなければならない。特に、

- ・ ヘッジ手段とヘッジ対象は、どちらもヘッジ会計に適格でなければならない。
- ・ ヘッジ対象とヘッジ手段との関係は、ヘッジ関係の開始時に直ちに正式に文書化しなければならない。この文書には、経営者が決定したリスク管理目的、ヘッジ対象のリスクの特性、基礎となる戦略、及びヘッジの有効性の評価方法を記載する。
- ・ ヘッジ関係の開始時、その後の残存期間を通じて、少なくとも決算日ごとにヘッジの有効性が実証されなければならない。ヘッジ対象の価値の変動又は純損益に対するヘッジ手段の価値の変動又は純損益の比率は、80%から125%の範囲内でなければならない。

該当する場合においては、ヘッジ会計は非遡及的に中止される。

識別された金融資産又は負債の公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジ関係の場合、デリバティブは「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」において純損益を通じて公正価値で再測定され、それとは対照的に、ヘッジ対象はヘッジ対象リスクを反映するべく再測定される。この規則は、ヘッジ対象が償却原価で認識される場合、又は「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類される負債性金融商品である場合にも適用される。ヘッジ手段とヘッジ対象のリスク部分の公正価値の変動は、相互に部分的又は完全に相殺され、ヘッジの非有効部分のみが純損益に認識される。これは、以下に起因する可能性がある。

- ・ 「カウンターパーティー・リスク」構成要素がデリバティブの価額に組み込まれていること
- ・ ヘッジ対象とヘッジ手段の間の価値曲線の差異。実際は、スワップは有担保である場合はOIS曲線を用いて、無担保である場合はBOR曲線を用いて評価される。ヘッジ対象はBOR曲線を用いて評価される。

デリバティブ金融商品の再割引にあたる部分は、損益計算書の「受取利息」又は「支払利息」において認識される。ヘッジ対象に関する受取利息又は支払利息にも、同様の取扱いが適用される。

ヘッジ関係が崩れた場合、又はヘッジの有効性の基準を満たさなくなった場合、ヘッジ会計の適用は非遡及的に中止される。ヘッジ手段のデリバティブは、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債」に振替えられ、この区分に適用される原則に従って会計処理される。その後、ヘッジ対象の帳簿価額は、公正価値の変動を反映させるための調整が加えられなくなる。ヘッジ対象として当初識別された金利商品の場合、再測定調整額はヘッジ対象の残存期間にわたって償却される。期限前償還等の理由で財政状態計算書におけるヘッジ対象の認識が中止された場合、調整累計額は直ちに損益計算書において認識される。

マクロ・ヘッジ・デリバティブ

グループは、マクロ・ヘッジ取引の会計処理に関し、欧州委員会が提供する選択肢を利用する。実際、欧州連合がIAS第39号に対して行った変更（カーブ・アウト）により、顧客の要求払預金をヘッジ対象の固定金利負債のポートフォリオに含めることが可能となり、アンダーヘッジの場合に非有効と測定されることはない。要求払預金については、資産負債管理目的で定義されたランオフ・ルールに基づいて含まれる。

固定金利の金融資産又は負債のそれぞれのポートフォリオについて、ヘッジ手段のデリバティブの満期スケジュールとヘッジ対象の満期スケジュールとを照合し、オーバーヘッジがないことを確認する。

公正価値マクロ・ヘッジ・デリバティブの会計処理は、公正価値ヘッジ手段のデリバティブの会計処理と同様である。

ヘッジ対象ポートフォリオの公正価値の変動は、財政状態計算書の「金利リスク・ヘッジ対象ポートフォリオの再測定による調整」に計上され、反対勘定は損益計算書の勘定科目である。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジ関係の場合、デリバティブは財政状態計算書において公正価値で再測定され、有効部分は株主資本に認識される。非有効とみなされた部分は、損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」において認識される。

株主資本に認識される金額は、ヘッジ対象に起因するキャッシュ・フローが純損益に影響を及ぼすのと同時に、「受取利息」又は「支払利息」において純損益に分類変更される。

ヘッジ対象は、その会計上の区分に固有の規定に従って引き続き認識される。ヘッジ関係が崩れた場合、又はヘッジの有効性の基準を満たさなくなった場合、ヘッジ会計は中止される。ヘッジ手段のデリバティブの再測定を受けて株主資本に計上された累積額は、ヘッジ対象取引が純損益に影響を及ぼすまで、又は同取引が実施される見込みがなくなるまで、株主資本に認識される。その後、これらの金額は純損益に振替えられる。

ヘッジ対象が存在しなくなった場合、株主資本に計上された累積額は直ちに純損益に振替えられる。

金利指標改革

IBOR金利の改革は、銀行の申告データと大幅に減少している基礎となる取引量に基づく、指標及び銀行間取引金利の算出方法において見られる欠点への対応の一環として行われている。

欧州では、2016年に公表され、2018年の初めから適用されているベンチマーク規制（BMR）によって実施されている。この改革の主要素は、市場で使用される指標の信頼性を保証及び改善するために、実際の取引に基づいて金利を算出することに基づいている。

2018年1月1日から作成された指標は、現時点でBMR規制に準拠し、規制当局により確認されている。現行の指標は、2021年12月31日まで引き続き使用できる。いずれは、以前のベンチマーク指標（LIBOR、EONIA、EURIBORなど）は、新規制に準拠していなければ使用できなくなる。

円滑な移行を確保するために、グループは、法務、商業、組織、ツール、財務／会計領域における影響をリストアップしている。その目的のために2019年第1四半期からプロジェクトによる作業を開始している。

会計面に関して、グループは、金利指標改革の影響についてIASBが実施した全ての作業を注視している。利害関係者は、2020年4月に公表された第2段階の公開草案において提案された緩和基準について情報提供を受けている。

2019年1月1日以降、グループは、IASBが公表したIAS第39号、IFRS第9号及びIFRS第7号の第1段階の改訂を適用している。つまり、既存のヘッジ関係をこの例外的かつ一時的な状況が続く間、そして新指標の選択及びこの変更の発効日に関してIBOR金利の改革により生じる不確実性が解消されるまで、維持することができる。

グループは、EONIA金利（€STERへの切り替え日が不明）、EURIBOR金利（インデックス金融商品の契約についてフォールバック条項などの修正がない場合）及びLIBOR金利（置き換える金利の不確実性）には、それぞれ不確実性が残るものと考えている。

1.3.1.6. 金融保証及びファイナンス・コミットメント

金融保証は、特定の債務者が負債性金融商品に関して期日に弁済を履行できなかった結果として発生した損失に対して、当該金融商品の保有者に補償として特定の支払を行うことを定めている場合、保険契約と同等とみなされる。

現行の基準が改定されるまでの間、IFRS第4号に基づき、これらの金融保証は引き続きフランスの会計原則を用いて測定され、すなわちオフ・バランス項目として取り扱われる。従って、これらの保証は、資源の流出の可能性が高い場合には負債に対する引当金の対象となる。

それに対して、金融変数（価格、信用格付、指数等）又は非金融変数の変動に応じた支払を定めている金融保証は、変数が一方の契約当事者固有のものではないことを条件に、IFRS第9号の適用対象とされる。そのため、これらの保証はデリバティブとして会計処理している。

IFRS第9号の趣旨においてデリバティブとみなされないファイナンス・コミットメントは、財政状態計算書に表示されない。しかしながら、引当金はIFRS第9号の要件に従って計上される。

1.3.1.7. 金融資産及び負債の認識の中止

グループは、金融資産（又は類似資産グループ）のキャッシュ・フローに対する契約上の権利が満了した際（商業上の再交渉の場合）、又はグループが金融資産のキャッシュ・フローを受取る契約上の権利並びに資産の所有に係るリスク及び経済価値の大半を移転した際に、当該資産の全部又は一部の認識を中止する。

認識が中止される場合においては、

- ・ 償却原価で測定する金融資産若しくは金融負債、又は純損益を通じて公正価値で測定する金融資産若しくは金融負債：処分損益は、資産又は負債の帳簿価額と対価の受取額又は支払額との差額に相当する金額で損益計算書において認識される。
- ・ その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品：過去に株主資本において認識されていた未実現損益は、処分に係るキャピタル・ゲイン又はキャピタル・ロスとともに損益計算書に振替えられる。
- ・ その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品：過去にその他の包括利益において認識されていた未実現損益、並びに処分に係るキャピタル・ゲイン及びキャピタル・ロスは、損益計算書に計上することなく、連結剰余金において認識される。

グループは、契約上の義務が消滅、解除、又は満了した場合、金融負債の認識を中止する。金融負債は、契約条件が大幅に変更された場合や、契約条件が実質的に異なっている金融商品を貸手と交換した場合にも、認識を中止することがある。

1.3.1.8. 信用リスクの測定

IFRS第9号の減損モデルは「予想損失」アプローチに基づいている。一方、IAS第39号の減損モデルでは、「発生信用損失」に基づいていたため、金融危機の際には信用損失の会計処理が遅れ、認識される信用損失額が過少となるリスクがあると考えられた。

IFRS第9号のモデルにおいては、個別には減損の客観的証拠が存在しない金融資産も、観察された損失及び合理的かつ正当な将来キャッシュ・フローの予測に基づき減損される。

従って、IFRS第9号に基づく減損モデルは、償却原価で又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する全ての負債性金融商品並びにファイナンス・コミットメント及び金融保証に適用される。これらは以下の3つに分類される。

- ・ ステージ1 - 格付の引下げがない正常債権：金融資産の当初認識以降に信用リスクが著しく増大していない場合は、当初認識時より12ヶ月間の予想信用損失（今後12ヶ月間のデフォルト・リスクに起因）に基づき引当金を計上する。
- ・ ステージ2 - 格付が引下げられた正常債権：当初認識以降に信用リスクが著しく増大した場合は、全期間の予想信用損失（当該金融商品の残存期間全体にわたるデフォルト・リスクに起因）に基づき引当金を計上する。
- ・ ステージ3 - 不良債権：貸出の実行後に生じた事象に関連して減損の客観的証拠がある金融資産で構成される区分。この区分は、IAS第39号に基づき個別に減損した貸出金の範囲に相当する。

ステージ1及び2の場合、受取利息の算定の基礎は減損前の資産の価値総額であり、ステージ3の場合は減損後の正味価値である。

□ ガバナンス

構成要素の割当、将来予測的なシナリオ及びパラメータ算定法に関するモデルは、減損算定に対する方法論的基礎を構成する。こうしたモデルは、グループの上層部において承認され、関連するポートフォリオに従って全ての事業体に適用される。手法、シナリオの加重、パラメータの算定又は引当金の算定に関する方法論的基礎全体及びその後の修正は、クレディ・ミュチュエル・グループの統治機関による承認が必要である。

こうした統治機関は、内部統制に関する2014年11月3日付フランス法令第10条に定義された監事会及び取締役会により構成されている。クレディ・ミュチュエル・グループが分散化した組織構造となっている特徴を踏まえ、監事会及び経営陣は全国レベルと地方レベルの2つのレベルに分けられている。

クレディ・ミュチュエル・グループ全体にわたり適用されている補完性原理は、プロジェクトごと及び資産の減損の算出方法の継続的な実施の双方において、全国レベルと地方レベルの間での役割の分担を統括している。

- ・ 全国レベルにおいては、バーゼル ワーキング・グループが地方グループに適用すべき全国的な手順、モデル及び方法の承認を行う。
- ・ 地方レベルにおいては、地方グループが、それぞれの取締役会及び監事会の責任及び統制において、その事業体内でのIFRS第9号における引当金の算定を担っている。

□ ステージ1とステージ2の境界の定義

グループは健全性準拠目的のために開発されたモデルを使用しており、従って、貸出金残高と同様の内訳を適用している。

- 低デフォルト・ポートフォリオ（LDP）（格付モデルは専門家の評価に基づく）：大口口座、銀行、地方自治体、ソブリン、特定融資。これらのポートフォリオは、営業貸出金、短期営業貸出金、当座預金口座等の商品で構成される。
- 高デフォルト・ポートフォリオ（HDP）（デフォルト・データが統計的な格付モデルの開発に十分であるもの）：大企業、小売業。これらのポートフォリオには、住宅ローン、消費者金融、リボリング・ローン、当座預金口座等の商品が含まれる。

ステージ1からステージ2への貸出金の振替を伴う信用リスクの著しい増大であるかどうかは、以下によって評価される。

- 全ての合理的かつ正当な情報を考慮に入れる。
- 報告日の金融商品のデフォルト・リスクを、当初認識日のデフォルト・リスクと比較する。

グループにおいては、これには借手レベルでのリスクの測定が含まれており、カウンターパーティーの格付システムがグループ全体に共通するものとなる。内部手法の対象となるグループのカウンターパーティーは全て、かかるシステムによって評価される。当該システムは、以下に基づく。

- ・ 統計的アルゴリズム、すなわち代表的及び予測的なリスク変数を用いた1つ又は複数のモデルに基づく「マス・レーティング」（HDP）
- ・ 専門家によって開発された格付グリッド（LDP）

当初認識以降に生じるリスクの変動は、契約ごとに測定される。ステージ3とは異なり、顧客の契約をステージ2に振替える場合、当該顧客の貸出金残高又は関連当事者の貸出金残高の全ての振替を伴うわけではない（波及の欠如）。

グループは、定性的及び定量的基準の双方においてステージ2の分類の基準を満たさなくなった正常債権エクスポージャーを直ちにステージ1に振替えることに留意が必要である。

グループは、12ヶ月間のデフォルト確率と満期までのデフォルト確率の間に重要な相関が存在することを実証している。これにより、当該基準によって認められているように、当初認識以降のリスク変化の合理的な近似として、12ヶ月間の信用リスクを用いることができる。

○ 定量的基準

LDPポートフォリオでは、境界は、組成時の内部格付と報告日の内部格付を関連付ける割当マトリクスに基づいている。従って、組成時における格付のリスクが高いほど、リスクの重大な悪化に対するグループの相対的許容値は小さくなる。

HDPポートフォリオでは、連続的かつ成長する境界曲線は、組成時のデフォルト確率と報告日のデフォルト確率に関連する。グループは、当該基準が提供する運用上の簡便法（報告日において低リスクの貸出金残高をステージ1に維持することを認めている）を使用していない。

○ 定性的基準

こうした定量的基準に加え、グループは、不払又は30日超遅延している割賦支払、条件緩和された貸出金という事実などの定性的な基準を用いている。

定性的基準のみに基づく方法は、標準的手法の下において健全性準拠目的で分類され、格付システムを持たない事業体又は小規模なポートフォリオに対して使用される。

□ ステージ1及び2 - 予想信用損失の計算

予想信用損失は、契約利率に基づく貸出金残高にデフォルト確率（PD）とデフォルト時損失率（LGD）を乗じて測定される。オフ・バランスシート・エクスポージャーは、貸出実行の可能性に基づいて財政状態計算書上の相当額に換算される。ステージ1では1年間のデフォルト確率、ステージ2では満期までのデフォルト確率（1年から10年の曲線）が使用される。

これらのパラメータは、健全性準拠目的のモデルと同一の数値に基づいており、またIFRS第9号の要件に適合する。それらは、各ステージへの貸出金の割当と予想損失の算定の両方に使用される。

○ デフォルト確率

以下に基づいて計算される。

- ・ 高デフォルト・ポートフォリオについては、IRB-Aアプローチで承認されたモデル
- ・ 低デフォルト・ポートフォリオについては、1981年まで遡る履歴に基づく外部測定によるデフォルト確率

○ デフォルト時損失率

以下に基づいて計算される。

- ・ 高デフォルト・ポートフォリオについては、長期間にわたって観察され、契約利率によって割引かれ、商品の種類及び保証の種類に従い区分された回収フロー
- ・ 低デフォルト・ポートフォリオについては、固定比率（ソブリンの場合60%、その他の場合40%）

○ 換算係数

リボルビング・ローンを含む全ての商品について、換算係数は、オフ・バランス・シート・エクスポージャーを財政状態計算書上の相当額に換算する際に用いられ、主に健全性準拠目的のモデルに基づいている。

○ 将来予測的な情報

予想信用損失を計算する際、当該基準は、将来予測的な情報を含む、合理的かつ正当な情報を考慮することを求めている。将来予測的な情報の作成には、景気の動向を予測し、その予測される動向をリスク・パラメータと関連付ける必要がある。この将来予測的な情報は、グループ・レベルにおいて決定され、全てのパラメータに適用される。

高デフォルト・ポートフォリオについては、デフォルト確率に含まれる将来予測的な情報は、今後5年間の景気サイクルの変化に関するグループの見解に基づき加重される3つのシナリオ（楽観的、中立的又は悲観的）を考慮に入れている。グループは主に、経済協力開発機構（OECD）から入手できるマクロ経済データ（GDP、失業率、インフレ率、短期及び長期金利等）に依拠している。

将来予測アプローチは、シナリオでは捉えられなかった要素を含む形で調整されるが、その理由として以下の点が挙げられる。

- ・ シナリオでは捉えられなかった要素は最近のものであり、報告日の数週間前に発生したものであるため。
- ・ シナリオに含めることができないため：例として、リスク・パラメータに確実に重大な影響を及ぼし、一定の仮定を設定することによってその影響を測定することができる規制の変更が挙げられる。

1年超の様々な期間における将来予測的な情報は、主に、1年間の情報から導かれる。

将来予測的な情報は、現状に近い期間に観察された情報を取り入れることによって、LGDにも含まれる。

低デフォルト・ポートフォリオについては、将来予測的な情報は、大口口座や銀行モデルに組み込まれているが、地方自治体、ソブリン、特定融資モデルには組み込まれていない。このアプローチは、高デフォルト・ポートフォリオに用いられるものと類似している。

□ ステージ3 - 不良債権

貸出金又は貸出金グループの実行後に損失を生じさせる可能性が高い事象が発生した結果、客観的証拠が存在する場合、減損が計上される。減損額は、帳簿価額と、担保又はその他の保証を考慮しつつ当初の貸出金の金利で現在価値に割り引いた見積将来キャッシュ・フローとの差額に等しい。変動金利の場合、最新の契約上の金利が計上に用いられる。

2019年11月以降、クレディ・ミュチュエル・グループは、欧州銀行監督局（EBA）の指針と適用できる重要性基準値の概念に関する規制の技術的基準に従って、健全性準拠目的におけるデフォルトの新たな定義を適用している。

この新たな定義の導入に関連する主な展開は、以下のとおりである。

- ・ デフォルト分析は、現在、借手レベルで日常業務の中で行われており、契約レベルでは行われていない。
- ・ 延滞日数は、借手（債務者）、又は共通のコミットメントを持つ借手グループ（共同債務者）のレベルで評価される。
- ・ デフォルトは、90日間連続での延滞が、借手／借手グループのレベルで確認される際に発生する。日数のカウントは、絶対的な重要性基準値（リテールは100ユーロ、コーポレートは500ユーロ）と相対的な重要性基準値（延滞しているバランスシート・コミットメントの1%超）を同時に上回る時点で始まる。借手の延滞は、これらの2つの基準値の一方を下回ると直ちにリセットされる。
- ・ デフォルトの波及する範囲は、当該借手の全ての債権、及び共同債権に参加している借手の全ての個別コミットメントにまで及ぶ。
- ・ 条件緩和されていない資産が「正常」ステージに戻るまで、3ヶ月間以上の試験期間がある。

クレディ・ミュチュエル・グループは、EBAにより提案された2ステップのアプローチに従って、IRB事業体にデフォルトの新たな定義を導入することを選択した。

- ・ ステップ1 - 監督当局に自己評価と承認要請を提示することからなる。使用の承認は2019年10月にグループが取得した。
- ・ ステップ2 - システムにデフォルトの新たな定義を導入し、必要な場合、新たなデフォルトに対する12ヶ月の観察期間の後にモデルを再調整することからなる。

グループは、EBAにより求められるデフォルトの新たな定義は、会計上、減損の客観的証拠を示すものであると考えている。そのためグループは、会計上のデフォルト（ステージ3）の定義と健全性準拠目的におけるデフォルトの定義を一致させた。この変更は見積りの変更となり、変更となる期間において、重要でない影響は利益／（損失）に計上される。

□ 取得時に減損していた信用減損金融資産

取得時に減損していた信用減損金融資産とは、当初認識時又は取得日においてカウンターパーティーが債務不履行に陥っている契約である。借手が報告日において債務不履行に陥っている場合、契約はステージ3に分類される。債務不履行に陥っていない場合には、正常債権に分類され、「取得時に減損していた信用減損資産」の区分に識別され、ステージ2のエクスポージャーに用いるのと同じ手法、すなわち契約の満期までの残存期間にわたって予想される損失に基づき引当金が計上される。

□ 認識

減損費用及び引当金は、「カウンターパーティー・リスク費用」に計上される。減損費用及び引当金の戻入は、リスク変動に関連する部分は「カウンターパーティー・リスク費用」に、時間の経過に関連する部分は「利息純額」に計上される。貸出金及び債権の場合、減損は資産から控除され、ファイナンス・コミットメント及び保証コミットメントの場合、引当金は負債の「引当金」に計上される(注記「1.3.1.6金融保証及びファイナンス・コミットメント」並びに注記「1.3.3.2引当金」を参照)。その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資産については、リスク費用に認識される減損は「未実現又は繰延損益」において相殺される。

減損損失は直接償却され、それに対応する減損及び引当金額は戻入れられる。

1.3.1.9. 金融商品の公正価値の決定

公正価値とは、独立当事者間取引において知識のある自発的な当事者の間で資産が売却される金額、又は負債が移転される金額である。

金融商品の当初認識時の公正価値は一般に、取引価格である。

公正価値は、事後測定において算定される必要がある。適用される算定方法は、当該商品が取引されている市場が活発であるとみなされるか否かによって異なる。

□ 活発な市場で取引される金融商品

金融商品が活発な市場で取引される場合、その公正価値は相場価格を参考にして決定される。これは相場価格が公正価値についての可能な限り最善の見積りであるからである。金融商品は、相場価格が(取引所、ディーラー、ブローカー、又は価格情報サービスから)容易かつ定期的に入手可能であり、それらの価格が独立当事者間取引に基づき定期的に発生している実際の市場取引を表す場合に、活発な市場で取引されているとみなされる。

□ 活発な市場で取引されていない金融商品

観察可能な市場データは、それらが評価日における独立当事者間取引の実態を反映しており、上記の価値を大幅に調整する必要がない場合に用いられる。そうでない場合は、グループは観察不能な時価評価モデルのデータを使用する。

観察可能なデータを入手できない場合、又は市場価格の調整において観察不能なデータを使用する必要がある場合、事業体は、市場が考慮に入れるリスクに連動した調整などからなる、将来キャッシュ・フロー及び割引率に関する内部の仮定を用いることがある。これらの評価調整によって、特に、モデルが考慮に入っていないリスク、並びに商品又はパラメータに関連する流動性リスク、及び一定の市場環境下でのモデルに関連したダイナミックな管理戦略の結果生じると考えられる一定の追加的な費用を相殺するように設計された特定のリスク・プレミアムを組み込むことが容易になる。

評価調整額を決定する際には、各リスク・ファクターを個別に検討している。様々なリスク、パラメータ又はモデルの分散効果は一切考慮されていない。各リスク・ファクターについてはポートフォリオ・アプローチが最も多く用いられている。

いずれの場合においても、グループが行う調整は判断に基づいており、合理的かつ適切である。

□ 公正価値のヒエラルキー

金融商品の公正価値測定には、3つのレベルのヒエラルキーが使用される。

- ・ レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の相場価格。特に、少なくとも3社の参加者による相場価格のある負債証券、及び組織化された市場に上場されているデリバティブに適用される。
- ・ レベル2：当該資産又は負債について直接的(すなわち価格)又は間接的に(すなわち価格から導き出されるデータ)観察可能で、レベル1の相場価格以外のデータ。レベル2は特に、報告期間末に観察される市場金利に基づく利回り曲線を用いて公正価値が通常決定される金利スワップを含んでいる。

- ・ レベル3：観察可能な市場データではない資産又は負債に関するデータ（観察不能なデータ）。この区分の主な構成要素は、ベンチャー・キャピタル事業体等で保有する非連結会社への投資、又は資本市場活動において、単独の参加者による相場価格しかない負債証券及び主に観察不能なパラメータを用いるデリバティブである。当該商品は、全体として検討される公正価値に重要な最も低いレベルのインプットと同一のヒエラルキーのレベルに分類される。レベル3で測定される商品の多様性と数量を踏まえると、パラメータの変動に対する公正価値の感応度は重要ではない。

1.3.2 保険事業

コングロマリット指令の範疇に該当する保険部門は、欧州連合が採用した改訂IFRS第4号が予定しているとおり、IFRS第9号の適用が2022年まで延期されることによる便益を受けている。従って、保険部門の金融商品は、引き続きIAS第39号に従って評価及び認識される。表示に関しては、グループは、IAS第39号及びIFRS第9号に基づき特定の勘定科目において金融商品を表示することになるフランス会計基準当局（ANC）の勧告2017-02を厳格に適用するのではなく、IAS第39号における全ての金融商品を資産又は負債の専用の勘定科目にまとめることができる「IFRS参照」方式を採用することを選択した。このため、保険部門の金融商品は全て、資産の部の「保険事業による投資及び責任準備金の再保険会社負担分」及び負債の部の「保険事業の契約に関する負債」（保険契約の責任準備金を含む）にまとめられる。投資不動産も分類変更の影響を受ける。金融商品及び責任準備金が損益計算書に与える影響は、「保険事業に係る純利益」に含まれる。その他の資産／負債及び損益計算書の項目は、「銀行及び保険」の合同仕訳に含まれている。該当する場合、IFRS第7号により求められる開示は、保険部門について別途行われる。

2017年11月3日付で採用された規則に従い、グループは、保険部門とコングロマリットのその他の部門との間で、両部門の純損益を通じて公正価値で認識されたもの以外には、金融商品の認識の中止をもたらす振替を行わないことを確認している。

保険契約の締結により発生する資産及び負債に固有の会計原則及び評価規則は、IFRS第4号に従い定められている。これは、発行済又は引受済の再保険契約、及び裁量権のある有配当条項付財務契約にも適用される。

上記で記載している場合を除いて、保険会社が保有するその他の資産及び発行する負債は、グループの全ての資産及び負債に共通する規則に従う。

1.3.2.1 保険事業 - 金融商品

IAS第39号に基づき、保険会社の金融資産は以下のいずれかに分類される。

- 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債
- 売却可能金融資産
- 満期保有目的金融資産
- 貸出金及び債権
- 償却原価で測定する金融負債

これらは、資産の部の「保険事業による投資及び責任準備金の再保険会社負担分」及び負債の部の「保険事業の契約に関する負債」にまとめられる。

これらの区分のうちどれに分類するかは、経営者の意思を反映しており、金融商品の認識ルールを決定する。

これらの金融商品の公正価値は、注記1.3.1.9に概述された一般原則に従って測定される。

□ 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び負債

分類基準

金融商品は、実際の売買の意図又は公正価値オプションの使用のいずれかによって、この区分に分類される。

a) 売買目的金融商品

売買目的で保有される有価証券は、当初取得時において短期間で売却する意図で取得した有価証券のほか、一括管理され、かつ、短期的な利益確定について最近の実際の傾向を示す証拠がある有価証券ポートフォリオの一部である有価証券により構成される。

b) 公正価値オプションで測定する商品

金融商品は、以下の場合において、当初認識時に、純損益を通じて公正価値で測定するという分類について取消不能の選択をすることができる。

- a. 1つ又は複数の分離可能な組込デリバティブを含む金融商品
- b. 公正価値オプションを適用しなければ、会計上の取扱いが他の関連する金融商品に適用される会計上の取扱いと合致しなくなる金融商品
- c. 公正価値で測定及び管理される金融資産のプールに属する金融商品

このオプションは、特に、負債の取扱いと一致させるために、保険事業のユニットリンク型保険契約に関連して使用される。

評価の基準及び収益／費用の認識

「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類される資産は、財政状態計算書に公正価値で計上された時点、及びその後処分されるまでの報告日において、認識される。これらの資産に係る公正価値の変動及び受取収益又は未収収益は、損益計算書の「保険事業に係る純利益」において認識される。

□ 売却可能金融資産

分類基準

売却可能金融資産には、「貸出金及び債権」、「満期保有目的金融資産」、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」のいずれにも分類されていない金融資産が含まれる。

評価の基準及び収益／費用の認識

売却可能金融資産は、取得時及びその後処分されるまでの報告日に、財政状態計算書において公正価値で認識される。公正価値の変動は、未収収益を除き、株主資本の個別勘定「未実現又は繰延損益」に表示している。株主資本における未実現損益は、処分時又は一時的でない減損が発生した場合に限り、損益計算書に認識される。処分時においては、従来には株主資本に認識されていたこれらの未実現損益は、処分に係るキャピタル・ゲイン及びキャピタル・ロスとともに損益計算書に認識される。

確定利付証券から発生した未収収益又は受取収益は、実効金利法を用いて純損益に認識され、変動利付証券からの受取配当金と同様に、「保険事業に係る純利益」に表示される。

信用リスク及び減損

a) 株式及びその他の資本性金融商品に特有の一時的でない減損

変動利付証券のうち売却可能金融資産に係る減損は、公正価値が取得原価と比べて長期的又は著しく下落した場合に認識される。

変動利付証券の場合、グループは、その取得原価に比して少なくとも50%、又は連続36ヶ月間超の期間にわたる当該証券の価値の下落を減損の兆候と見なしている。このような金融商品は項目毎に分析される。上記基準に該当しないものの、近い将来における投資額の回収が合理的に期待できないと経営者が考えている有価証券のレビューを行う際にも、その判断が用いられる。損失は、損益計算書の「保険事業に係る純利益」において認識される。

その後生じた価値の下落も損益計算書に認識される。

損益計算書に計上された株式又はその他の資本性金融商品の長期的な減損は、当該商品が財政状態計算書に計上されている限り、戻入ることができない。その後に価値が上昇した場合、株主資本の「未実現又は繰延損益」において認識される。

b) 信用リスクによる減損

確定利付証券のうち売却可能金融資産（具体的には社債）に係る減損損失は、「カウンターパーティー・リスク費用」において認識される。実際、これらの確定利付金融商品は、単なる金利の上昇により損失が生じた際の減損が認められないため、信用リスクが存在する場合にのみ減損される。減損が生じた場合、株主資本における未実現損失の累積額は全額が純損益に認識されなければならない。これらの減損は戻入可能であり、減損の認識後に発生した事象に関連したその後の評価において、発行会社の信用状態が改善した場合も、損益計算書の「カウンターパーティー・リスク費用」に計上される。

□ 満期保有目的金融資産

分類基準

この区分には、支払額が算定可能又は確定利付で、事業体が満期まで保有する意図及び能力を有している有価証券が含まれる。

この区分の有価証券に対して行われる金利リスク・ヘッジは、IAS第39号に定義されるヘッジ会計に適合ではない。

さらに、このポートフォリオ内の有価証券の処分又は振替の可能性は、非常に限定的となっており、IAS第39号の規定により、グループ・レベルにおいて「売却可能金融資産」のポートフォリオ全体の格付が引き下げられ、2年間この区分への分類が禁じられる。

評価の基準及び収益／費用の認識

この区分に分類された有価証券は、公正価値で当初認識され、その後、実効金利法に従って償却原価で評価される。この実効金利法には、プレミアム及びディスカウント並びに重大な場合には取得コストの償却が組み込まれている。

これらの有価証券の受取利息は、損益計算書の「保険事業に係る純利益」に表示される。

信用リスク

減損は、当初認識後に損失を発生させる可能性がある1つ又は複数の事象が起こったこと（実際の信用リスク）により、当該資産の減損の客観的証拠がある場合に認識される。各決算日に有価証券ごとに分析が行われる。減損は、帳簿価額と保証を含む将来キャッシュ・フローを当初の利率で割り引いた現在価値を比較することによって評価され、損益計算書の「カウンターパーティー・リスク費用」において認識される。減損の認識後に発生した事象に関連したその後の評価も、損益計算書の「カウンターパーティー・リスク費用」に計上される。

□ 貸出金及び債権

分類基準

貸出金及び債権とは、活発な市場での相場価格はないが、支払額が算定可能又は確定利付の金融資産で、取得又は供与の時点では売却する意思のない金融資産である。貸出金及び債権は、財政状態計算書において公正価値で当初認識され、これは一般的に融資実行額の純額に等しい。こうした貸出残高は、その後の決算日において実効金利法を用いて償却原価で評価される（公正価値オプション法を用いて認識されるものを除く）。

信用リスク

減損は、当初認識後に損失を発生させる可能性がある1つ又は複数の事象が起こったこと（実際の信用リスク）により、当該資産の減損の客観的証拠がある場合に認識される。減損は、帳簿価額と保証を含む将来キャッシュ・フローを実効金利で割り引いた現在価値を比較することによって評価され、損益計算書の「カウンターパーティー・リスク費用」において認識される。減損の認識後に発生した事象に関連したその後の評価も、損益計算書の「カウンターパーティー・リスク費用」に計上される。

□ 償却原価で測定する金融負債

これらには、顧客及び金融機関等に対する債務、負債証券（譲渡性預金証書、銀行間商品、社債等）並びに純損益を通じて公正価値で測定することを選択していない期限付又は無期限の劣後債が含まれる。

これらの負債は財政状態計算書において公正価値で当初認識され、その後の報告日において、実効金利法を用いて償却原価で測定される。発行済証券の当初の公正価値は、発行価額から取引費用（該当する場合）を差し引いた金額である。

1.3.2.2 保険事業 - 非金融資産

投資不動産及びその他の固定資産は、本報告書記載の会計処理方法に従っている。

1.3.2.3 保険事業 - 非金融負債

保険契約者及び受益者に対する契約債務を示す保険負債は、「保険契約の責任準備金」に含まれている。これらは、引き続きフランスの基準に従って評価、認識、連結している。

生命保険契約に関する責任準備金は、主に数理的準備金（一般的に、保険契約の解約払戻金に対応）で構成されている。対象となるリスクは主として、（債務者の保険に関する）死亡、障害、就労不能である。

ユニットリンク型保険契約の責任準備金は、当該契約を裏付ける資産の実現可能価額に基づき、報告日に評価される。

損害保険契約準備金は、未経過保険料（契約済保険料のうち今後の会計年度に関連する部分）及び未払保険金に対応する。

裁量権のある有配当条項から便益を受ける保険契約は、「シャドウ・アカウンティング」の対象となる。その結果として生じる繰延配当に対する引当金は、保険契約者帰属分のキャピタル・ゲイン及びキャピタル・ロスを示す。繰延配当に対するこれらの引当金は、事業体毎に資産又は負債に計上し、連結範囲内の事業体間で相殺することはない。資産の部では、これらは個別の勘定科目として表示される。

報告日において、これらの契約に対して認識された負債十分性テスト（繰延保険契約獲得コスト、取得ポートフォリオ証券などのその他の関連する資産又は負債の控除後）が実施される。認識された負債が、同日現在の見積将来キャッシュ・フローをヘッジするのに十分であるか検証される。責任準備金の不足が認識された場合は、当該期間に純損益で認識する（その後、必要に応じて戻し入れられる場合もある）。

1.3.3 非金融商品

1.3.3.1 リース

リースとは、貸手が所定の期間につき1回又は一連の支払と交換に資産の使用権を借手に供与する契約である。

ファイナンス・リースは、資産の所有に伴うリスク及び経済価値のほぼ全てが移転するリース契約である。所有権は、最終的に移転される場合とされない場合がある。

オペレーティング・リースとは、ファイナンス・リース以外のリースをいう。

□ ファイナンス・リース取引 - 貸手

IFRS第16号に従い、グループ外の会社とのファイナンス・リース取引は、財務会計上の金額で連結財政状態計算書に計上している。ファイナンス・リース取引では、リース資産の所有に伴うほぼ全てのリスク及び経済価値を借手に移転する。

よって、取引の経済的実体の分析により：

- ・ 財政状態計算書から除外するリース資産を識別する。
- ・ ファイナンス・リース契約に基づいて受領するリース料と、貸手への返却が保証されていない残存価値による増加分を黙示的な契約利率で割引いた現在価値について、「償却原価で測定する金融資産」において債権を認識する。
- ・ ファイナンス・リース取引の存続期間を通じて存在する一時差異に従って、繰延税金を認識する。
- ・ リース取引の純利益を金利マージン純額で認識する。これは、残高に対する期間ごとの一定の利益率を表している。

金融債権に関連する信用リスクは、IFRS第9号に基づき測定及び認識される（注記「1.3.1.8信用リスクの測定」を参照）。

□ ファイナンス・リース取引 - 借手

IFRS第16号に従い、固定資産は、「その他の負債」の負債と相殺して、財政状態計算書に計上される。リース料は、支払利息と元本返済に分けて表示している。

1.3.3.2 引当金

引当金の繰入及び戻入は、対応する収益科目又は費用科目の種類に応じて分類される。

過去の事象から生じた債務の決済に、経済的便益を表す経営資源の流出が必要となる可能性が高く、債務の金額を正確に見積もることができる場合に、引当金を認識している。引当金額を決定するため、必要に応じてこの債務の現在価値の純額を算定している。

グループが設定する引当金には、特に以下のものが含まれている。

- オペレーショナル・リスク
- 社会的責任
- 契約したコミットメントの実行リスク
- 訴訟リスク及び保証コミットメント
- 税務リスク
- 住宅購入者貯蓄契約に関するリスク

1.3.3.3 従業員給付

該当する場合、従業員に対する債務に関する引当金は、「引当金」において認識される。この引当金の変動は、株主資本において未実現損益又は繰延損益として認識される数理計算上の利益（損失）に起因する部分を除き、損益計算書の「一般営業費（従業員給付費用）」において認識される。

・ 確定給付制度における退職後給付

確定給付制度における退職後給付には、グループが従業員に約束した給付を提供する正式な又は黙示的な義務を負っている年金制度、早期退職制度及び付加年金制度からなる。

こうした債務は、制度給付を算定するための契約上の算式を適用して受給権を勤務期間に対して配分する予測単位積増方式を用いて算定される。当該受給権は、以下のような人口動態及び財務上の仮定を用いて割引計算される。

- 割引率：契約期間と合致する民間借入金の長期金利を参照して決定
- 昇給率：年齢層、管理職・非管理職の区分、地域特性に従って評価
- インフレ率：様々な満期のフランス国債利回りとインフレ連動フランス国債利回りとを比較して見積り
- 従業員退職率：事業年度末時点で在籍している終身雇用従業員数合計に占める退職者及び解雇者数の割合の過去3年間の平均に基づき、年齢層別に決定
- 退職時年齢：常勤雇用の実際の開始日又はその推定日及び年金改革法に定められた仮定（67歳が上限）を用いて、個別に見積り
- 死亡率：INSEE（フランス国立統計経済研究所）のTH/TF 00-02生命表に準拠

これらの仮定の変更により生じた差額、及び過去の仮定と実際の結果との相違による差額は、数理計算上の損益となる。制度資産がある場合には、当該資産は公正価値で評価され、その予想利回りは損益に影響を与える。実際の利回りと予想利回りとの差異も、数理計算上の損益となる。

数理計算上の損益は、未実現又は繰延損益として株主資本に認識される。制度の縮小及び制度の清算が行われた場合には契約債務が変動し、当該変動は当該事業年度の純損益に認識される。

年金基金制度に基づく付加年金

1993年9月13日付のフランス銀行協会（AFB）の暫定合意により、金融機関の年金制度が改正され、1994年1月1日以降、銀行はフランス国営年金制度のArrco及びAgircに加入している。グループ傘下の銀行が拠出を行う4つの年金基金も統合された。これらの基金は、暫定合意により規定されている様々な給付金の支払いを行う。基金の資産がこれらの給付債務を充足するのに十分でない場合、銀行は追加の拠出が求められる。今後10年間の平均追加拠出率は、人件費の4%を上限とする。統合後の年金基金は、2009年にIGRS（フランス付加年金運用機関）に転換された。IGRSでは資産の不足は生じていない。

確定給付制度におけるその他の退職後給付

特別制度を含め、退職給付金及び付加年金について、引当金が計上されている。これらの引当金は、在職中の全従業員が取得した権利に基づき、特に被連結事業体の従業員退職率及び退職時に受益者に支払われる将来の給与の見積りに、必要に応じて社会保障拠出金を加算したものに基づいて、評価される。フランスでは、フランスの銀行ネットワークにおける退職給付金の最低60%が、クレディ・ミュチュエル・グループの保険会社で完全連結子会社のACM Vieの保険によってカバーされている。

・ 確定拠出制度に基づく退職後給付

グループの事業体は、独立している組織が運営している様々な退職給付制度に拠出しているが、特に基金の資産が契約債務に対応するには不十分である場合に、グループの事業体は公式にも黙示的にも追加的な支払義務を負っていない。

こうした制度はグループの契約債務にはあたらないため、引当金を設定していない。費用は、拠出金を支払う必要がある事業年度に認識される。

・ 長期給付

長期給付は、退職後給付及び退職手当とは別に、従業員が対象となる勤務を提供した事業年度の終了後12ヶ月超経過した後に支払われる見込みの給付で、長期勤続報酬などが含まれる。

その他の長期給付に関するグループの契約債務は、予測単位積増方式を用いて測定されている。ただし、数理計算上の損益については、直ちに純損益において認識している。

長期勤続報酬に関する契約債務は保険契約でカバーされている場合があり、この契約債務のうちヘッジされていない部分に対してのみ引当金が設定されている。

・ 従業員に対する付加年金制度

強制加入の年金制度に加えて、グループの集団協定によりカバーされている事業体の従業員は、ACM VIE SAが提供する確定拠出付加年金制度による給付も受けている。

・ 退職手当

退職手当は、雇用契約が通常の退職年齢以前に終了した場合、又は従業員が補償と引き換えにグループを自発的に退職する決断をした場合に、グループが支給する給付である。報告日から12ヶ月超経過した後に支払われる見込みの場合は、関連する引当金は割引計算される。

・ 短期給付

短期給付は、報告日後12ヶ月以内に支払われる、退職手当以外の給付であり、給与、社会保障拠出金及び一定の賞与などを含む。

これらの短期給付に対する費用は、これらの給付に対する権利が供与される勤務が事業に対して提供された事業年度において認識される。

1.3.3.4 非流動資産

・ グループが保有する非流動資産

財政状態計算書に計上されている固定資産は、有形固定資産及び無形資産、並びに投資不動産を含んでいる。営業用資産は、サービス提供目的及び経営管理目的に使用される。投資不動産は、賃貸料もしくはキャピタル・ゲイン、又はこれら双方を稼得する目的で保有する不動産資産で構成されている。営業用不動産と投資不動産の双方を認識には、取得原価法が使用される。

固定資産は、取得原価に、固定資産を事業の用に供し使用できるようにするために必要となる直接帰属費用を加算した金額で、当初認識される。当初認識以降、固定資産は過年度の償却原価、すなわち取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を差し引いた額で評価される。

非流動資産が、定期的な取替の対象となる可能性が高く、用途が異なる、又は経済的便益の獲得時期が異なる複数の要素で構成されている場合は、各構成要素を当初から個別に認識し、それぞれの償却スケジュールに従って減価償却又は償却している。この構成要素に基づくアプローチは、営業用不動産及び投資不動産に採用されている。

非流動資産の減価償却可能額又は償却可能額は、その残存価額（処分費用を差し引いた純額）を控除して算定される。非流動資産の耐用年数は、一般に経済耐用年数と等しいため、残存価額は認識されていない。

非流動資産は、当該資産の見積耐用年数にわたって、事業体が当該資産による経済的便益を消費すると予想されるパターンの見積もり反映する比率で減価償却及び償却が行われる。耐用年数が不確定である無形資産は、償却の対象ではない。

営業用資産に対する減価償却費及び償却費は、損益計算書の「有形固定資産及び無形資産の減価償却費、償却費及び引当金繰入額」において認識している。

投資不動産に関する減価償却費は、損益計算書の「その他の活動に係る費用」において認識している。

使用されている償却期間の範囲は、以下のとおりである。

有形固定資産

- 土地及びネットワーク設備：15-30年
- 建物 - 建造物：20-80年（当該建物の種類により異なる）
- 建物 - 設備：10-40年
- 設備及び備品：5 -15年
- 事務機器及び什器：5 -10年
- 保安設備：3 -10年
- 車両及び運搬具：3 - 5 年
- コンピュータ機器：3 - 5 年

無形資産

- 購入又は自社開発ソフトウェア：1 -10年
- 買収事業ののれん：9 -10年（顧客契約ポートフォリオを取得した場合）

減価償却及び償却可能な資産は、報告日において減損の兆候を示す証拠がある場合には、減損テストを行う。賃貸借権などの償却不能な非流動資産は、年1回減損テストを行う。

減損の兆候がある場合、資産の回収可能価額と帳簿価額の純額を比較している。価値の損失が発生した場合には、減損損失が損益計算書に認識され、資産の減価償却可能額又は償却額が非遡及的に調整される。見積回収可能価額が変動した場合、又は減損の兆候がなくなった場合、減損損失は戻し入れられる。減損引当金の戻入後の帳簿価額は、減損が認識されなかった場合に算出されていたはずの帳簿価額（純額）を上回ってはならない。

営業用資産に係る減損費用及び戻入は、損益計算書の「営業用資産に係る減価償却費、償却費及び引当金繰入額」において認識している。

投資不動産に係る減損費用及び戻入は、損益計算書においてそれぞれ「その他の活動に係る費用」及び「その他の活動に係る収益」において認識している。

営業用資産の処分に係るキャピタル・ゲイン又はキャピタル・ロスは、損益計算書の「その他の資産の処分に係る純利益／（損失）」の項目に計上している。

投資不動産の処分に係る利得及び損失は、損益計算書の「その他の活動に係る収益」又は「その他の活動に係る費用」の項目に計上している。

・ グループが借手である非流動資産

契約がリースとして認められるためには、資産が特定され、借手が当該資産の使用権を支配していなければならない。

借手については、オペレーティング・リースとファイナンス・リースは単一のモデルに基づいて計上され、以下の項目が認識される。

- リース期間にわたり、リース物件を使用する権利を表す資産
- リース料の支払義務に関連する負債による相殺
- 定額法による資産の減価償却費及び定率法を使用した損益計算書上の支払利息

グループでは、自動的に更新される契約（解約の事前通知期間は6ヶ月）を除き、主に不動産契約を積極的に行っている。基準に従って、自動車車両については、ローカルにおいて重要である場合のみ修正再表示され、コンピュータやセキュリティ機器については、代替可能な性質を理由として、対象から除外されている。限られたごく一部のIT契約のみが、重要であり、適用対象とみなされていた。

その他の原資産は、短期、又は少額（5,000ユーロ以下）の例外規定により、除外していた。グループには、無形資産や投資不動産の認識を生じさせるようなリースは存在しない。

したがって、使用権は「有形固定資産」、リース債務は「その他の負債」として計上されている。借地権は、自動的に更新されない契約に関係する場合は、有形固定資産として分類変更される。使用権とリース債務は、加算可能一時差異と減算可能一時差異の純額に関して繰延税金資産又は負債の対象となる。

損益計算書においては、利息費用は「金利マージン」に表示し、一方、減価償却費及び償却費は一般営業費として表示されている。

グループでは、以下を用いてリース債務を算定している。

- 契約期間：グループは契約条項に準拠し、ANCの商用リースに係るポジションに従っており、このような種類の新たなリースは9年間にわたり資産計上される。実際、会計上は、リース期間の更新オプションはなく、そのため、契約が強制力を有する期間は、グループの所在地の選択を考慮して、通常9年となる。
- 割引率：選択された期間に対応する債務の限界利子率であり、グループのリファイナンスにより引下げられる可能性がある。
- リース料（税抜き）：グループにおける変動リース料による影響は極めて限定的である。

1.3.3.5 手数料

サービスに関連する手数料及び契約手数料は、関連するサービスの種類に応じて、収益及び費用として計上している。追加的な利息とみなされる手数料及び契約手数料は、実効金利の不可分の一部である。従って、こうした手数料及び契約手数料は受取利息と支払利息のいずれかとして認識される。

貸出金の供与に直接関連する手数料及び契約手数料は、実効金利法を用いて貸出期間を通じて認識される。

継続的に提供されているサービスの対価として支払われる手数料及び契約手数料は、サービスが提供される期間を通じて認識される。

重要なサービスの対価として支払われる手数料及び契約手数料は、サービス履行時に全額、損益計算書に計上される。

1.3.3.6 法人税費用

法人税費用には、対象となる期間における収益に関連して支払うべき当期及び繰延の両方での全ての税金が含まれる。

未払法人税は、適用される税法に従って算定している。

- ・ 繰延税金

IAS第12号により求められているとおり、連結財政状態計算書に計上されている資産又は負債の帳簿価額とその課税価額との間の一時差異に関しては、のれんを除き、繰延税金を認識している。

繰延税金は、事業年度末時点で既知の、その後数年度において適用される法人税率を適用して、負債法を用いて計算される。

繰延税金負債を控除した繰延税金資産は、回収可能性が高い場合に限り認識される。当期税金及び繰延税金は、株主資本で認識されている未実現又は繰延損益に関する繰延税金（繰延税金は株主資本に直接計上される）を除き、収益又は費用として認識される。

繰延税金資産と負債は、同一の事業体又は同一の納税グループ内において発生しており、同一の税務管轄対象であり、かつ相殺を行う法的権限がある場合において、相殺される。

繰延税金については割引計算を行っていない。

法人税の税務処理に関する不確実性

IFRIC第23号に従い、グループは、選択した税務上のポジションを税務当局が容認する可能性を評価している。これは、税務上の目的、基準額、繰越欠損金、未使用の税額控除及び税率などの不確実性から生じ得る影響の評価である。

税務ポジションが不確実な場合、未払（未収）金額は、最も可能性が高い金額、又は支払予定額若しくは受取予定額に対する最良の見積りを反映する方法に従った予想金額に基づき見積もり計上される。

1.3.3.7 国が負担する一部の貸出金に係る利息

農業・農村セクター及び住宅購入に対する支援措置に従い、グループ傘下の一部事業体は、フランス政府が定める低金利貸出金を供与している。その結果、こうした事業体は、顧客に提示した金利と所定の指標金利との間の金利差に相当する補助金を政府から受け取っている。そのため、これらの補助金の便益を受ける貸出金については、割引計算を行っていない。

こうした補償メカニズムに関する取決めは、フランス政府が定期的に見直しを行っている。

受け取った政府補助金は、IAS第20号に従って「受取利息及び類似収益」に認識し、対応する貸出金の残存期間にわたり割り当てられる。

1.3.3.8 売却目的保有非流動資産及び非継続事業

非流動資産、又は非流動資産グループは、売却可能でかつその売却が今後12ヶ月以内に行われる可能性が非常に高い場合、売却目的保有として分類される。

関連する資産及び負債は、財政状態計算書の「売却目的保有非流動資産」及び「売却目的保有非流動資産関連の負債」に別々に表示される。これらは、帳簿価額又は公正価値から売却費用を差し引いた額のどちらか低い方の金額で認識し、減価償却又は償却は行われなくなる。

これらの資産及び負債に係る減損損失は損益計算書において認識される。

非継続事業は、売却目的で保有する又は既に中止されている事業、若しくは転売のみを目的に取得した子会社で構成される。非継続事業関連の損益は、全て損益計算書の「非継続事業及び売買目的保有非流動資産に係る税引後利益／損失」に別掲される。

1.3.4 財務書類の作成に際して使用した判断及び見積り

グループの財務書類の作成にあたっては、必要な測定を行うために仮定の使用が必要であり、特に新型コロナウイルスのパンデミックという状況下では、こうした仮定が将来そのとおりになるかどうかについてはリスク及び不確実性が伴う。

こうした仮定の将来の結果は、特に以下を含む複数の要因に影響を受ける。

- ・ 国内外市場の活動
- ・ 金利及び外国為替レートの変動
- ・ 一部の事業セクターや国における経済及び政治の状況
- ・ 規制及び法制度の変更

仮定の策定が必要となる会計上の見積りは、主に以下の測定に際して用いられる。

- ・ 活発な市場での相場価格がない金融商品の公正価値 - 強制取引の定義及び観察可能なデータの定義には判断の行使が必要となる
- ・ 年金制度及びその他の将来の従業員給付
- ・ 資産の減損、特に予想信用損失
- ・ 引当金
- ・ 無形資産及びのれんの減損
- ・ 繰延税金資産

1.4 関連当事者情報

グループに関連する当事者は、クレディ・ミュチュエル・グループ全体レベルでの連結会社であり、Confédération Nationale du Crédit Mutuelに関係する他の事業所や持分法適用会社もこれに含まれる。

グループとその子会社及び関連会社との間で行われる取引は、こうした取引が実行される時点での、通常の市場条件下で行われている。

連結会社のリストは注記3に記載されている。グループの全部連結会社間で行われた取引及び期末に存在する残高は連結上、全て消去されるため、これらの相互取引に関するデータは、グループが共同支配、又は重大な影響力を行使し、持分法の適用により連結される会社の場合のみ添付の表に含まれる。

1.5 欧州連合が採用しているが未適用の基準及び解釈指針

□ IFRS第16号の改訂 - 新型コロナウイルスに関連する賃料の減免

IASBが2020年5月末に採用したこの改訂では、コロナ禍の状況下で借手が減免を受けた場合の簡便的な会計処理を採用している。

以下の条件を満たした場合、この状況におけるリース契約の変更について分析を免除するオプションが提示されている。

- ・ 変更後の賃料が、当初リース契約が定める賃料と実質的に同じかそれを下回ること
- ・ リース料の減免が、2021年6月30日までに支払期限を迎える額に限り適用されること
- ・ その他の契約条件には重大な変更が生じていないこと

借手がこの例外規定を選択した場合、賃料の減免額は一般的に、負債の当初測定額からのマイナスではなく、マイナスの変動賃料と同じ方法で認識される。

Crédit Mutuel グループには、当該規定による重大な影響は生じていない。

グループは、リースの貸手として認めた賃料の減免にはIFRS第9号を適用し会計処理している。

□ IFRS第17号 - 保険契約

IFRS第17号は、IFRS第4号に置き換わる予定であるが、IFRS第4号は、同基準の適用範囲において、保険会社が、保険契約及びその他の契約について、各国の会計方針を継続して適用することを認めている。これにより、セクターにおける財務書類の企業間比較ができない。

IASBが2020年6月に公表したIFRS第17号改訂の一環として、当初2021年に予定されていたIFRS第17号の適用日は、2023年1月1日まで2年延期された。（グループと同様に）繰延べを選択した保険会社がIFRS第9号を適用した場合にも、2023年までの延期に関するIASBの改訂が適用される。当該改訂（及び2017年に公表されたIFRS第17号のその他の規定）は、欧州当局の承認待ちである。

IFRS第17号の目的は、様々な種類の保険契約の認識を一致させ、それらを保険会社のコミットメントの将来の評価額に基づいて評価することである。これには、ソルベンシーと同様に、複雑なモデル及びコンセプトの更なる活用が必要である。財務報告においても大幅な変更を行われなければならない。

グループの保険部門は、IFRS第17号の規定の導入に向けた分析と準備の作業を続けている。

グループはまた、主要な財務書類に関するIASBの調査に従って、コングロマリットレベルでの財務報告に関する調査を開始した。

□ IFRS第3号の改訂 - 概念フレームワークの参照

この改訂は、（その前の1989年版の参照に代わり）概念フレームワークの2018年更新版を参照すべくIFRS第3号を更新するものである。

企業結合における資産と負債の認識に関して、現状との相違が発生しないようにする例外規定が導入されている。

この例外規定には、買収会社が、新たな概念フレームワークの規定ではなく、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」又はIFRIC第21号「賦課金」を参照しなければならないとの明記がある。

買収会社は、企業結合で取得したいずれの資産も認識してはならない。

□ IAS第37号の改訂 - 契約履行費用

この改訂では、不利な契約の定義に使用される「不可避免的なコスト」という概念が明確化されている。

不可避免的なコストには契約に直接関連する費用が含まれるが、増分コスト及び契約の履行に直接関連するその他のコストの配分額の両方がこれに含まれる。

この改訂は、2022年1月1日時点でグループが未払の契約履行費用債務を認識していない契約から適用される。

□ IAS第16号の改訂 - 意図された使用の前に発生する利益

この改訂では、経営陣が取得した有形固定資産を意図した方法で稼働可能にするために必要な場所及び状態するまでの間に製造した資産の販売により発生する収入を、当該有形固定資産の取得価額から控除することを禁じている。

当該資産の売却収益は直ちに純損益に認識されなければならない、その製造費用はIAS第2号「棚卸資産」に従って測定しなければならない。

□ IFRSの年次改善 - 2018年 - 2020年サイクル

この改訂は、以下の基準を変更するものである。

- ・ IFRS第1号 - IFRSの初度適用：親会社の適用後にIFRSを適用する子会社について、IFRS第1号の適用を簡略化
- ・ IFRS第9号 - 金融商品：金融負債の認識を中止する際の10%テストに含まれる手数料と費用を明記。借手と貸手が自ら又は代理として授受した手数料と費用のみがこれに含まれる。
- ・ IFRS第16号 - リース：例示第13号について、貸手が受領した利益の処理に関する混乱を回避するための改訂
- ・ IAS第41号 - 農業：IAS第41号に基づく公正価値の測定値を他のIFRSの測定値と整合可能にしている。

[次へ](#)

注記2 - 事業セグメント別及び地域別の財政状態計算書及び損益計算書の分析

グループの事業は、以下のとおりである。

- ・ リテール・バンキングは、CICの地方銀行、ドイツ及びスペインにおけるTargobank、Cofidis、並びにネットワークを通じて商品を販売する全ての専門事業（不動産及び設備の賃貸、ファクタリング、集団投資運用、従業員貯蓄制度、不動産）から構成されている。
 - ・ 保険事業は、Groupe des Assurances du Crédit Mutuelで構成されている。
 - ・ コーポレート・バンキング及び資本市場は以下で構成されている。
- a) 大企業顧客及び金融機関の顧客に対する融資、特化型融資、国際業務、並びに外国支店
- b) 資本市場業務（金利商品、外国為替、及び株式への投資、市場仲介業務を含む。）
- ・ プライベート・バンキングは、主要事業をフランス内外で行っている会社を含む。
 - ・ プライベート・エクイティは、自己勘定取引及びフィナンシャル・エンジニアリング・サービスで構成されている。
 - ・ 持株会社には、メディア及びロジスティクス組織に加えて、その他の業務に帰属させることのできない項目（持株会社の場合）、すなわち中間持株会社、非支配持分、営業用不動産を保有する特定の事業体、メディア及びIT事業体が含まれる。

連結対象会社は全て、連結財務書類への貢献に基づき、その主要ビジネスに割り当てられている。ただしCIC及びBFCMの2社は、複数のビジネス・ラインにわたっているため、この限りではない。この場合、これらの2社の連結損益計算書及び連結財政状態計算書に対する貢献は、貢献している様々なビジネスセクターに基づいて分類されている。

2a - 損益計算書の事業セグメント別内訳

	リテール・バンキング	保険	コーポレート・バンキング及び資本市場	プライベート・バンキング	プライベート・エ クイティ	ロジスティクス及 び持株会社	グループ会社間取引	合計
2020年 6月30日								
銀行業務純益	3,611	647	223	311	71	42	-33	4,871
一般営業費	-2,224	-319	-200	-208	-25	-228	33	-3,169
営業総利益 / (損失)	1,387	329	23	103	47	-186	0	1,701
カウンターパーティー・リスク費用	-832		-109	-4	2	3		-940
その他の資産の処分に係る利益*	-1	1				23		23
税引前利益 / (損失)	553	330	-86	99	49	-160	0	784
法人税	-256	-125	20	-22	2	70		-311
非継続事業の資産に係る税引後損益								0
当期純利益 / (損失)	298	205	-66	77	50	-91	0	473
非支配持分								96
グループに帰属する当期純利益 / (損失)								378

* 持分法適用会社の純利益 / (損失) 及びのれんの減損損失を含む (注記16及び19)。

	リテール・バンキング	保険	コーポレート・バンキング及び資本市場	プライベート・バンキング	プライベート・エ クイティ	ロジスティクス及 び持株会社	グループ会社間取引	合計
2019年 6月30日								
銀行業務純益	3,713	1,037	383	273	176	70	-34	5,617
一般営業費	-2,226	-312	-196	-204	-23	-245	34	-3,173
営業総利益 / (損失)	1,487	726	187	68	152	-175	0	2,445
カウンターパーティー・リスク費用	-390		-81	11	0	1		-459
その他の資産の処分に係る利益*	3	15		2		17		37
税引前利益 / (損失)	1,100	741	106	81	152	-157		2,023
法人税	-376	-254	-19	-16	1	25		-639
非継続事業の資産に係る税引後損益	0							0
当期純利益 / (損失)	724	487	87	65	153	-132		1,384
非支配持分								206
グループに帰属する当期純利益 / (損失)								1,177

* 関連会社 (持分法適用会社) の純利益 / (損失) 及びのれんの減損損失を含む。

2b - 損益計算書の地域別内訳

	2020年6月30日				2019年6月30日			
	フランス	フランス以外の欧州	その他の国*	合計	フランス	フランス以外の欧州	その他の国*	合計
銀行業務純益**	3,212	1,546	112	4,871	3,998	1,505	115	5,618
一般営業費	-2,242	-878	-49	-3,169	-2,243	-883	-47	-3,173
営業総利益 / (損失)	970	667	63	1,701	1,755	622	68	2,445
カウンターパーティー・リスク費用	-507	-427	-6	-940	-257	-203	1	-460
その他の資産の処分に係る利益***	15	-1	9	23	17	2	18	37
税引前利益 / (損失)	478	239	67	784	1,516	420	87	2,023
当期純利益 / (損失) 合計	258	161	54	473	1,011	295	77	1,383
グループに帰属する純利益	172	153	53	378	832	274	71	1,177

* 米国、シンガポール、香港、セント・マーチン島、チュニジア及びモロッコ

** 2020年上半期の銀行業務純益 (ロジスティクス及び持株会社のビジネスラインを除く) の34%は、フランス国外の事業によるものであった (2019年上半期: 銀行業務純益の29%)。

*** 関連会社 (持分法適用会社) の純利益 / (損失) 及びのれんの減損損失を含む。

注記3 - 連結の範囲

3a - 連結範囲の構成

グループの親会社はBanque Fédérative du Crédit Mutuelである。

	国名	2020年6月30日			2019年12月31日		
		支配割合%	持分比率%	方法*	支配割合%	持分比率%	方法*
A.銀行業ネットワーク							
Banque Européenne du Crédit Mutuel (BECM)	フランス	96	96	FC	96	96	FC
BECM Francfort (BECMの支店)	ドイツ	100	96	FC	100	96	FC
BECM Saint Martin (BECMの支店)	セント・マーチン島	100	96	FC	100	96	FC
CIC Est	フランス	100	99	FC	100	99	FC
CIC Iberbanco	フランス	100	100	FC	100	100	FC
CIC Lyonnaise de Banque (LB)	フランス	100	99	FC	100	99	FC
CIC Nord Ouest	フランス	100	99	FC	100	99	FC
CIC Ouest	フランス	100	99	FC	100	99	FC
CIC Sud Ouest	フランス	100	99	FC	100	99	FC
Crédit Industriel et Commercial (CIC)	フランス	100	99	FC	100	99	FC
CIC Bruxelles (CICの支店)	ベルギー	100	99	FC	100	99	FC
CIC Hong-Kong (CICの支店)	香港	100	99	FC	100	99	FC
CIC Londres (CICの支店)	英国	100	99	FC	100	99	FC
CIC New York (CICの支店)	米国	100	99	FC	100	99	FC
CIC Singapore (CICの支店)	シンガポール	100	99	FC	100	99	FC
CIC Grand Cayman (CICの支店)**	ケイマン諸島	100	99	FC	100	99	FC
Targobank AG	ドイツ	100	100	FC	100	100	FC
Targobank Spain	スペイン	100	100	FC	100	100	FC
B.銀行業ネットワーク - 子会社							
Bancas	フランス	50	50	EM	50	50	EM
Banque du Groupe Casino	フランス	50	50	EM	50	50	EM
Banque Européenne du Crédit Mutuel Monaco	モナコ	100	96	FC	100	96	FC
CCLS Leasing Solutions	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Cofidis Belgique	ベルギー	100	80	FC	100	71	FC
Cofidis France	フランス	100	80	FC	100	71	FC
Cofidis Espagne (Cofidis Franceの支店)	スペイン	100	80	FC	100	71	FC
Cofidis Hongrie (Cofidis Franceの支店)	ハンガリー	100	80	FC	100	71	FC
Cofidis Portugal (Cofidis Franceの支店)	ポルトガル	100	80	FC	100	71	FC
Cofidis SA Pologne (Cofidis Franceの支店)	ポーランド	100	80	FC	100	71	FC
Cofidis SA Slovaquie (Cofidis Franceの支店)	スロバキア	100	80	FC	100	71	FC
Cofidis Italy	イタリア	100	80	FC	100	71	FC
Cofidis République tchèque	チェコ共和国	100	80	FC	100	71	FC
Creatis	フランス	100	80	FC	100	71	FC
Crédit Mutuel Asset Management	フランス	74	74	FC	74	74	FC
Crédit Mutuel Caution Habitat	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Crédit Mutuel Épargne Salariale	フランス	100	99	FC	100	99	FC
Crédit Mutuel Factoring	フランス	95	95	FC	95	95	FC
Crédit Mutuel Gestion	フランス	100	74	FC	100	74	FC
Crédit Mutuel Home Loan SFH	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Crédit Mutuel Leasing	フランス	100	99	FC	100	99	FC
Crédit Mutuel Leasing Espagne (Crédit Mutuel Leasingの支店)	スペイン	100	99	FC	100	99	FC
Crédit Mutuel Leasing Benelux	ベルギー	100	99	FC	100	99	FC
Crédit Mutuel Leasing Nederland (Crédit Mutuel Leasing Beneluxの支店)***	ベルギー	100	99	FC	100	99	FC
Crédit Mutuel Leasing GmbH	ドイツ	100	99	FC	100	99	FC
Crédit Mutuel Real Estate Lease	フランス	100	100	FC	100	100	FC
FactoFrance SA	フランス	100	100	FC	100	100	FC
FCT CM-CIC Home loans	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Gesteurop	フランス	100	99	FC	100	99	FC
LYF SA (旧Fivory)	フランス	44	44	EM	44	44	EM
Monabanq	フランス	100	80	FC	100	71	FC
Paysurf	フランス	51	64	FC	51	51	FC
SCI La Tréfilière	フランス	46	46	EM	46	46	EM
Targo Factoring GmbH	ドイツ	100	100	FC	100	100	FC
Targo Finanzberatung GmbH	ドイツ	100	100	FC	100	100	FC
Targo Leasing GmbH	ドイツ	100	100	FC	100	100	FC
C. コーポレート・バンキング及び資本市場							
Cigogne Management	ルクセンブルク	100	100	FC	100	100	FC
Satellite	フランス	100	99	FC	100	99	FC
D. プライベート・バンキング							
Banque de Luxembourg	ルクセンブルク	100	99	FC	100	99	FC
Banque de Luxembourg Investments SA (BLI)	ルクセンブルク	100	99	FC	100	99	FC
Banque Transatlantique (BT)	フランス	100	99	FC	100	99	FC
Banque Transatlantique Londres (BTの支店)	英国	100	99	FC	100	99	FC
Banque Transatlantique Belgium	ベルギー	100	99	FC	100	99	FC
Banque Transatlantique Luxembourg	ルクセンブルク	100	99	FC	100	99	FC
CIC Suisse	スイス	100	99	FC	100	99	FC
Dubly Transatlantique Gestion	フランス	100	99	FC	100	99	FC
E. プライベート・エクイティ							
CIC Conseil	フランス	100	99	FC	100	99	FC
Crédit Mutuel Capital	フランス	100	99	FC	100	99	FC
Crédit Mutuel Equity	フランス	100	99	FC	100	99	FC
Crédit Mutuel Equity SCR	フランス	100	99	FC	100	99	FC
Crédit Mutuel Innovation	フランス	100	99	FC	100	99	FC

	国名	2020年6月30日			2019年12月31日		
		支配割合%	持分比率%	方法*	支配割合%	持分比率%	方法*
F.ロジスティクス及び特殊会社							
Banque de Tunisie	チュニジア	35	35	EM	35	35	EM
CIC Participations	フランス	100	99	FC	100	99	FC
Cofidis Participations	フランス	80	80	FC	71	71	FC
Euro-Information	フランス	26	26	EM	26	26	EM
Euro Protection Surveillance	フランス	25	25	EM	25	25	EM
Groupe Républicain Lorrain Communication (GRLC)	フランス	100	100	FC	100	100	FC
L'Est Républicain	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Mutuelles Investissement	フランス	90	90	FC	90	90	FC
SAP Alsace	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Société d'Investissements Médias (SIM)	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Société de Presse Investissement (SPI)	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Targo Deutschland GmbH	ドイツ	100	100	FC	100	100	FC
Targo Dienstleistungs GmbH	ドイツ	100	100	FC	100	100	FC
Targo Technology GmbH	ドイツ	100	100	FC	100	100	FC
Targo Technology GmbH Singapore (Targo Technology GmbHの支店)	シンガポール	100	100	FC	100	100	FC
G.保険会社							
ACM GIE	フランス	100	66	FC	100	66	FC
ACM IARD	フランス	97	64	FC	96	64	FC
ACM Services	フランス	100	66	FC	100	66	FC
ACM Vie SA	フランス	100	66	FC	100	66	FC
Agrupació AMCI d'Assegurances i Reassegurances S.A.	スペイン	95	63	FC	95	63	FC
Targopensiones, entidad gestora de fondos de pensiones, S.A. (旧Agrupación pensiones)	スペイン	100	63	FC	100	63	FC
Agrupació serveis administratius	スペイン	100	63	FC	100	63	FC
AMIDIF	スペイン	100	63	FC	100	63	FC
GACM Seguros, Compañía de Seguros y Reaseguros, SAU (旧AMGEN)	スペイン	100	66	FC	100	66	FC
Asesoramiento en Seguros y Previsión Atlantis SL	スペイン	80	53	FC	80	53	FC
Asistencia Avanzada Barcelona	スペイン	100	63	FC	100	63	FC
ASTREE Assurances	チュニジア	30	20	EM	30	20	EM
Atlantis Asesores SL	スペイン	80	53	FC	80	53	FC
Atlantis Correduría de Seguros y Consultoría Actuarial SA	スペイン	60	40	FC	60	40	FC
Atlantis Vida, Compañía de Seguros y Reaseguros SA	スペイン	88	59	FC	88	59	FC
GACM España	スペイン	100	66	FC	100	66	FC
Groupe des Assurances du Crédit Mutuel (GACM)	フランス	66	66	FC	66	66	FC
ICM Life	ルクセンブルク	100	66	FC	100	66	FC
Margem-Mediação Seguros, Lda	ポルトガル	100	80	FC	100	71	FC
NELB (North Europe Life Belgium)	ベルギー	100	66	FC	100	66	FC
Nord Europe Life Luxembourg (NELL)	ルクセンブルク	100	66	FC	100	66	FC
Partners	ベルギー	100	66	FC	100	66	FC
Proccourtage	フランス	100	66	FC	100	66	FC
Royale Marocaine d'Assurance (旧RMA Watanya)	モロッコ	0	0	NC	0	0	NC
Serenis Assurances	フランス	100	66	FC	100	66	FC
Targo seguros mediacion (旧Voy Mediación)	スペイン	90	59	FC	90	58	FC
H.その他の会社							
Affiches d'Alsace Lorraine	フランス	100	99	FC	100	99	FC
Alsacienne de Portage DNA	フランス	100	99	FC	100	99	FC
Crédit Mutuel Immobilier	フランス	100	100	FC	100	100	FC
EBRA events	フランス	100	100	FC	100	100	FC
EBRA services	フランス	100	100	FC	100	100	FC
EBRA Medias Alsace	フランス	100	98	FC	100	98	FC
EBRA Medias Lorraine Franche Comté	フランス	100	98	FC	100	98	FC
Est Bourgogne Médias	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Foncière Massena	フランス	100	66	FC	100	66	FC
France Régie	フランス	100	99	FC	100	99	FC
GEIE Synergie	フランス	100	80	FC	100	71	FC
Groupe Dauphiné Media	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Groupe Progrès	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Groupe Républicain Lorrain Imprimeries (GRLI)	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Journal de la Haute Marne	フランス	50	50	EM	50	50	EM
La Liberté de l'Est	フランス	97	97	FC	97	97	FC
La Tribune	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Le Dauphiné Libéré	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Le Républicain Lorrain	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Les Dernières Nouvelles d'Alsace	フランス	99	99	FC	99	99	FC
Lumedia	ルクセンブルク	50	50	EM	50	50	EM
Médiaportage	フランス	100	100	FC	100	100	FC
NEWCO4	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Presse Diffusion	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Publiprint Province n°1	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Républicain Lorrain Communication	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Républicain Lorrain - TV news	フランス	100	100	FC	100	100	FC
SCI ACM	フランス	80	53	FC	78	51	FC
SCI Le Progrès Confluence	フランス	100	100	FC	100	100	FC
SCI Provence Lafayette	フランス	90	59	FC	90	59	FC
SCI 14 Rue de Londres	フランス	90	59	FC	90	59	FC
SCI Saint Augustin	フランス	88	58	FC	88	58	FC
SCI Tombe Issoire	フランス	100	66	FC	100	66	FC
Société d'Édition de l'Hebdomadaire du Louhannais et du Jura(SEHLJ)	フランス	100	100	FC	100	100	FC

* 方法: FC = 全部連結、EM = 持分法、NC = 非連結、MER = 合併

** マネー・マーケット・ファンドからのドル建ての借り入れを通じたニューヨーク支店の借り換えのみを目的として、ニューヨーク支店の勘定に含まれる事業体。

3b - 重要な非支配持分のある全部連結会社

2020年6月30日	連結財務書類における非支配持分の比率				全部連結会社に関する財務情報 *			
	持分比率 / 議決権比率	非支配持分に 帰属する純利益 (損失)	非支配持分の 株主資本における 金額	非支配持分に 対する支払 配当金	財政状態計算書 合計	当期純利益 / (損失)	潜在的な準備金	銀行業務純益
Groupe des Assurances du Crédit Mutuel (GACM)	34%	72	3,593	-12	123,272	205	1,373	647
Cofidis Belgique	20%	1	該当なし**	0	897	7	-1	48
Cofidis France	20%	14	該当なし**	0	9,231	19	-7	276

* グループ会社間残高及び取引の相殺消去前の金額

** IAS第32号に従い、グループは、COFIDIS Participationの持分を100%に引き上げるために契約債務を認識した。相手勘定として、少数株主持分の減少及び超過額部分についてはグループ持分の減少が認識された。

2019年12月31日	連結財務書類における非支配持分の比率				全部連結会社に関する財務情報 *			
	持分比率 / 議決権比率	非支配持分に 帰属する純利益 (損失)	非支配持分の 株主資本における 金額	非支配持分に 対する支払 配当金	財政状態計算書 合計	当期純利益 / (損失)	潜在的な準備金	銀行業務純益
Groupe des Assurances du Crédit Mutuel (GACM)	34%	304	3,299	-663	125,068	860	1,462	1,723
Cofidis Belgique	29%	4	211	0	904	13	-1	96
Cofidis France	29%	22	325	0	9,914	83	-6	555

* グループ会社間残高及び取引の相殺消去前の金額

3c - 売却目的保有の非流動資産及び負債

	2020年6月30日	2019年12月31日
売却目的保有非流動資産	0	726
売却目的保有非流動負債	0	725

2019年12月31日現在のこれらの売却目的保有の非流動資産及び負債には、2020年上半年に売却した、子会社であるGroupe des Assurances du Crédit MutuelによるNELLのポートフォリオが売却目的として計上されていた。

注記4 - 現金及び中央銀行への預け金 / 中央銀行からの預り金 (資産 / 負債)

	2020年6月30日	2019年12月31日
現金及び中央銀行への預け金 - 資産		
中央銀行への預け金	94,557	63,822
うち法定準備預金	2,304	2,118
現金	868	942
合計	95,425	64,764
中央銀行からの預り金 - 負債	1	715

注記5 - 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び負債

5a - 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

	2020年6月30日				2019年12月31日			
	売買目的	公正価値 オプション	その他の純損益を 通じた公正価値	合計	売買目的	公正価値 オプション	その他の純損益を 通じた公正価値	合計
有価証券	14,510	517	4,106	19,133	11,376	437	4,326	16,139
- 政府証券	1,886	0	0	1,886	941	0	0	941
- 債券及びその他の負債証券	11,765	517	141	12,423	9,788	437	150	10,375
上場	11,765	88	25	11,878	9,788	97	25	9,910
非上場	0	429	116	545	0	340	125	465
うち、UCI	124		0	124	133		1	134
- 株式及びその他の資本性金融商品	859		3,188	4,047	647		3,492	4,139
上場	859		941	1,800	647		1,151	1,798
非上場	0		2,247	2,247	0		2,341	2,341
- 長期投資			777	777			684	684
株式投資			173	173			193	193
その他の長期投資			259	259			260	260
関連会社への投資			344	344			230	230
その他の長期投資			1	1			1	1
デリバティブ	3,260			3,260	3,190			3,190
貸出金及び債権	12,656	0	0	12,656	12,490	0	0	12,490
うち年金	12,656	0		12,656	12,490	0		12,490
合計	30,426	517	4,106	35,049	27,056	437	4,326	31,819

5b - 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

	2020年6月30日	2019年12月31日
--	------------	-------------

売買目的保有金融負債 ⁽¹⁾	22,600	18,854
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	85	0
合計	22,685	18,854

売買目的保有金融負債

	2020年6月30日	2019年12月31日
有価証券の信用売り	1,433	979
- 政府証券	1	0
- 債券及びその他の負債証券	776	357
- 株式及びその他の資本性金融商品	656	622
買戻条件付で売却した有価証券に係る負債	18,221	15,085
売買目的デリバティブ	2,942	2,785
その他の売買目的保有金融負債	4	5
合計	22,600	18,854

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

	2020年6月30日			2019年12月31日		
	帳簿価額	債務	差額	帳簿価額	債務	差額
発行済有価証券	0	0	0	0	0	0
劣後債	0	0	0	0	0	0
銀行間債務	85	85	0	0	0	0
顧客に対する債務	0	0	0	0	0	0
合計	85	85	0	0	0	0

5c - 売買目的デリバティブの分析

	2020年6月30日			2019年12月31日		
	想定元本	資産	負債	想定元本	資産	負債
金利デリバティブ	259,810	2,062	1,800	287,911	1,914	1,534
スワップ	140,266	1,797	1,627	159,519	1,793	1,325
その他の確定契約 ⁽¹⁾	89,742	14	14	97,408	2	1
オプション及び条件付商品	29,802	251	159	30,984	119	208
外国為替デリバティブ	139,530	884	726	121,205	1,022	845
スワップ	104,518	43	41	87,027	40	38
その他の確定契約	9,573	744	588	9,460	915	740
オプション及び条件付商品	25,439	97	97	24,718	67	67
その他のデリバティブ	34,211	313	416	26,833	255	407
スワップ	11,084	96	130	11,057	112	171
その他の確定契約	13,463	32	104	11,014	12	101
オプション及び条件付商品	9,664	185	182	4,762	131	135
合計	433,551	3,260	2,942	435,949	3,191	2,786

スワップは、担保付きの場合はOIS曲線、それ以外はBOR曲線を用いて評価される。ヘッジ対象はBOR曲線を用いて評価される。ヘッジ対象とヘッジ手段を異なる曲線を用いて評価することによる差異は、ヘッジの非有効部分として会計処理される。また、デリバティブの価値は、カウンターパーティー・リスクを勘案している。

注記6 - ヘッジ

6a - ヘッジ手段のデリバティブ

	2020年6月30日			2019年12月31日		
	想定元本	資産	負債	想定元本	資産	負債
公正価値ヘッジ	306,016	3,917	2,348	290,347	3,440	2,285
スワップ	72,947	3,918	2,348	75,288	3,442	2,285
その他の確定契約	232,099	0	0	213,866	0	0
オプション及び条件付商品	970	(1)	0	1,193	(2)	0
キャッシュ・フロー・ヘッジ	0	0	0	267	0	5
スワップ	0	0	0	267	0	5
合計	306,016	3,917	2,348	290,614	3,440	2,290

スワップは、担保付きの場合はOIS曲線、それ以外はBOR曲線を用いて評価される。ヘッジ対象はBOR曲線を用いて評価される。ヘッジ対象とヘッジ手段を異なるカーブを用いて評価することによる差異は、ヘッジの非有効部分として会計処理される。また、デリバティブの価値は、カウンターパーティー・リスクを勘案している。

6b - 金利リスク・ヘッジ対象ポートフォリオの再測定による調整

	2020年6月30日	2019年12月31日
ポートフォリオの金利リスクの公正価値		
- 金融資産	1,052	897
- 金融負債	21	-4

注記 7 - その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

	2020年6月30日	2019年12月31日
政府証券	11,903	10,262
債券及びその他の負債証券	24,193	19,575
- 上場	20,831	19,166
- 非上場	3,362	409
未収利息	137	165
負債証券小計（総額）	36,233	30,002
うち減損負債証券(S3)	1	2
正常貸出金の減損(S1 / S2)	-15	-17
その他の減損(S3)	-1	-1
負債証券小計（純額）	36,217	29,984
株式及びその他の資本性金融商品	1	19
- 上場	-1	9
- 非上場	2	10
長期投資	450	447
- 株式投資	62	60
- その他の長期投資	267	263
- 関連会社への投資	121	124
資本性金融商品小計	451	466
合計	36,669	30,451
うち、その他の包括利益で認識する未実現キャピタル・ゲイン又はキャピタル・ロス	-139	3
うち、上場株式投資	-1	-1

注記 8 - 公正価値で計上する金融商品の公正価値ヒエラルキー

2020年6月30日	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産 IFRS第9号				
その他の包括利益を通じた公正価値	29,133	5,994	1,542	36,669
政府証券及び類似証券	11,968	0	0	11,968
債券及びその他の負債証券	16,973	5,993	1,283	24,249
株式及びその他の資本性金融商品	0	1	0	2
投資及びその他の長期証券	191	0	138	329
子会社及び関連会社投資	0	0	121	121
売買目的 / 公正価値オプション / その他	12,849	17,148	5,051	35,049
政府証券及び類似証券 - 売買目的	1,431	353	103	1,886
政府証券及び類似証券 - 公正価値オプション	0	0	0	0
政府証券及び類似証券 - その他の純損益を通じた公正価値	0	0	0	0
債券及びその他の負債証券 - 売買目的	9,321	1,707	737	11,765
債券及びその他の負債証券 - 公正価値オプション	23	21	473	517
債券及びその他の負債証券 - その他の純損益を通じた公正価値	93	0	47	141
株式及びその他の資本性金融商品 - 売買目的	859	0	0	859
株式及びその他の資本性金融商品 - その他の純損益を通じた公正価値 ⁽¹⁾	976	0	2,212	3,188
投資及びその他の長期証券 - その他の純損益を通じた公正価値	1	0	431	432
子会社及び関連会社投資 - その他の純損益を通じた公正価値	0	0	345	345
金融機関への貸出金及び債権 - 公正価値オプション	0	0	0	0
金融機関への貸出金及び債権 - 売買目的	0	0	0	0
金融機関への貸出金及び債権 - その他の純損益を通じた公正価値	0	0	0	0
顧客への貸出金及び債権 - 売買目的	0	12,656	0	12,656
顧客への貸出金及び債権 - その他の純損益を通じた公正価値	0	0	0	0
デリバティブ及びその他の金融資産 - 売買目的	145	2,412	704	3,260
ヘッジ手段のデリバティブ	0	3,916	0	3,916
合計	41,982	27,058	6,594	75,634
金融資産 IAS第39号 - 保険事業の投資				
純損益を通じた公正価値	18,372	6,423	0	24,794
売買目的	0	0	0	0
公正価値オプション - 負債証券	1,462	2,419	0	3,881
公正価値オプション - 資本性金融商品	16,909	4,004	0	20,913
ヘッジ手段のデリバティブ	0	0	0	0
売却可能金融資産	68,823	2,926	1,007	72,756
政府証券及び類似証券	16,309	0	0	16,309
債券及びその他の負債証券	42,663	231	0	42,893
株式及びその他の資本性金融商品	9,196	2,686	391	12,273
株式投資、子会社及び関連会社株式並びにその他の長期投資	657	9	616	1,281
合計	87,195	9,349	1,007	97,551
金融負債 IFRS第9号				
売買目的 / 公正価値オプション	142	21,766	777	22,685
金融機関に対する債務 - 公正価値オプション	0	85	0	85
- 顧客に対する債務 - 公正価値オプション	0	0	0	0
- 負債証券 - 公正価値オプション	0	0	0	0
- 劣後債 - 公正価値オプション	0	0	0	0
負債 - 売買目的	0	18,221	0	18,221
デリバティブ及びその他の金融負債 - 売買目的	142	3,460	777	4,379
ヘッジ手段のデリバティブ	0	2,323	25	2,349
合計	142	24,089	802	25,033
保険事業の契約に関する金融負債 IAS第39号				
純損益を通じた公正価値	0	6,331	0	6,331
売買目的	0	0	0	0
公正価値オプション	0	6,331	0	6,331
ヘッジ手段のデリバティブ	0	0	0	0
合計	0	6,331	0	6,331

(1) グループのプライベート・エクイティ会社が保有する持分投資を含む。

- レベル1： 活発な市場における相場価格。
- レベル2： 活発な市場における類似商品の相場価格で、測定方法は全ての重要なインプットが観察可能な市場データに基づく。
- レベル3： 測定は、重要な観察不能なインプットを含む内部モデルに基づく。

トレーディング・ポートフォリオのレベル2及びレベル3の金融商品は、主に、流動性が低いとみなされるデリバティブ及び有価証券で構成される。これら全ての金融商品の評価は不確実性を伴うため、価格算定時に市場参加者が考慮すると考えられるリスク・プレミアムを反映した評価調整が生じる。

こうした評価調整によって、とりわけ、モデルで捕捉できないリスク、当該金融商品又は関連パラメータに付随する流動性リスク、特定の市況下でモデルに関連するダイナミックな運用戦略に由来する追加費用を相殺するための固有のリスク・プレミアム、及び店頭デリバティブの公正価値に内在するカウンターパーティー・リスクを一体化することができる。用いる方法は変更される可能性がある。またカウンターパーティー・リスクには、店頭デリバティブの公正価値の自己リスクも含まれる。

評価調整額を決定する際には、各リスク・ファクターを個別に検討している。様々なリスク、パラメータ又はモデルの分散効果は一切考慮されていない。リスク・ファクターについてはポートフォリオ・アプローチが最も多く用いられている。

2019年12月31日	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産 IFRS第9号				
その他の包括利益を通じた公正価値	26,174	3,017	1,261	30,452
政府証券及び類似証券	10,342	0	0	10,342
債券及びその他の負債証券	15,627	3,014	1,000	19,642
株式及びその他の資本性金融商品	18	2	0	20
投資及びその他の長期証券	187	0	136	323
子会社及び関連会社投資	0	0	124	124
売買目的 / 公正価値オプション / その他	10,832	16,749	4,236	31,818
政府証券及び類似証券 - 売買目的	689	201	52	941
政府証券及び類似証券 - 公正価値オプション	0	0	0	0
政府証券及び類似証券 - その他の純損益を通じた公正価値	0	0	0	0
債券及びその他の負債証券 - 売買目的	8,079	1,510	199	9,788
債券及びその他の負債証券 - 公正価値オプション	33	0	404	437
債券及びその他の負債証券 - その他の純損益を通じた公正価値	102	0	48	150
株式及びその他の資本性金融商品 - 売買目的	647	0	0	647
株式及びその他の資本性金融商品 - その他の純損益を通じた公正価値 ⁽¹⁾	1,166	0	2,326	3,492
投資及びその他の長期証券 - その他の純損益を通じた公正価値	1	0	451	452
子会社及び関連会社投資 - その他の純損益を通じた公正価値	0	0	230	230
顧客への貸出金及び債権 - 売買目的	0	12,489	0	12,489
顧客への貸出金及び債権 - その他の純損益を通じた公正価値	0	0	0	0
デリバティブ及びその他の金融資産 - 売買目的	115	2,548	526	3,190
ヘッジ手段のデリバティブ	0	3,438	2	3,440
合計	37,006	23,204	5,499	65,709
金融資産 IAS第39号- 保険事業の投資				
純損益を通じた公正価値	20,194	5,263	0	25,457
売買目的	0	0	0	0
公正価値オプション - 負債証券	2,321	2,273	0	4,594
公正価値オプション - 資本性金融商品	17,872	2,990	0	20,862
ヘッジ手段のデリバティブ	0	0	0	0
売却可能金融資産	69,090	2,916	633	72,639
政府証券及び類似証券	16,127	169	0	16,296
債券及びその他の負債証券	40,951	448	0	41,399
株式及びその他の資本性金融商品	11,075	2,282	1	13,357
株式投資、子会社及び関連会社株式並びにその他の長期投資	937	17	632	1,586
合計	89,283	8,179	633	98,095
金融負債 IFRS第9号				
売買目的 / 公正価値オプション	125	18,281	447	18,854
負債 - 売買目的		15,084	0	15,084
デリバティブ及びその他の金融負債 - 売買目的	125	3,197	447	3,769
ヘッジ手段のデリバティブ	0	2,271	19	2,291
合計	125	20,553	467	21,144
保険事業の契約に関する金融負債 IAS第39号				
純損益を通じた公正価値	1	6,435	0	6,436
売買目的	1	0	0	1
公正価値オプション	0	6,435	0	6,435
ヘッジ手段のデリバティブ	0	0	0	0
合計	1	6,435	0	6,436

(1) グループのプライベート・エクイティ会社が保有する持分投資を含む。

注記9 - 証券化商品の残高に関する詳細

銀行監督当局及び市場規制当局からの要請に従い、金融安定理事会（FSB）の勧告に基づく感応度の高いエクスポージャーを以下に示す。

トレーディング・ポートフォリオ及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する有価証券のポートフォリオは、規制市場若しくは主要ブローカーから入手した外部データ、又は価格を入手できない場合には市場での相場価格のある類似上場証券に基づき設定した市場価値で評価されていた。

要約

	帳簿価額 2020年6月30日	帳簿価額 2019年12月31日
RMBS	1,416	1,561
CMBS	7	662
CLO	3,600	3,561
その他のABS	1,966	2,185
小計	6,989	7,969
合計	6,989	7,969

別途記載されていない限り、有価証券はクレジット・デフォルト・スワップでヘッジされていない。

2020年6月30日におけるエクスポージャー

	RMBS	CMBS	CLO	その他のABS	合計
純損益を通じた公正価値	401	0	64	452	917
償却原価	48	0	325	533	907
公正価値 - その他	1	0	0	0	1
その他の包括利益を通じた公正価値	966	7	3,210	980	5,163
合計	1,416	7	3,600	1,966	6,989
フランス	457	0	557	527	1,542
スペイン	102	0	0	299	402
英国	172	0	266	109	547
フランス、スペイン、英国以外の欧州	502	0	267	630	1,399
米国	31	7	2,509	253	2,801
その他	151	0	0	148	298
合計	1,416	7	3,600	1,966	6,989
米国支店	0	0	0	0	0
AAA格	1,221	7	3,423	893	5,545
AA格	162	0	114	539	815
A格	15	0	51	0	66
BBB格	8	0	0	25	33
BB格	6	0	0	0	6
B格以下	4	0	0	7	10
格付けなし	0	0	11	502	514
合計	1,416	7	3,600	1,966	6,989
2005年以前に組成	21	0	0	0	21
2006年-2008年に組成	49	0	0	13	62
2009年-2011年に組成	46	7	0	0	53
2012年-2020年に組成	1,300	0	3,600	1,953	6,852
合計	1,416	7	3,600	1,966	6,989

2019年12月31日におけるエクスポージャー

	RMBS	CMBS	CLO	その他のABS	合計
純損益を通じた公正価値	487	0	65	506	1,059
償却原価	53	0	300	533	886
公正価値 - その他	8	0	0	0	8
その他の包括利益を通じた公正価値	1,013	662	3,196	1,145	6,016
合計	1,561	662	3,561	2,185	7,969
フランス	334	0	571	606	1,511
スペイン	112	0	0	188	301
英国	256	0	136	84	475
フランス、スペイン、英国以外の欧州	470	0	247	774	1,490
米国	198	662	2,608	254	3,722
その他	190	0	0	279	468
合計	1,561	662	3,561	2,185	7,969
米国支店	194	659	0	0	853
AAA格	1,163	4	3,410	1,070	5,646
AA格	168	0	96	582	846
A格	17	0	44	0	60
BBB格	7	0	0	25	31
BB格	8	0	0	7	15
B格以下	4	0	0	0	4
格付けなし	0	0	11	502	513
合計	1,561	662	3,561	2,185	7,969
2005年以前に組成	39	51	0	0	90
2006年-2008年に組成	94	0	0	20	114
2009年-2011年に組成	65	4	0	0	69
2012年-2019年に組成	1,362	607	3,561	2,165	7,696
合計	1,561	662	3,561	2,185	7,969

注記10 - 償却原価で測定する金融資産

	2020年6月30日	2019年12月31日
償却原価で測定する有価証券	2,867	2,780
金融機関への貸出金及び債権	56,518	51,675
顧客への貸出金及び債権	264,110	250,142
合計	323,495	304,597

10a - 償却原価で測定する有価証券

	2020年6月30日	2019年12月31日
有価証券	3,017	2,936
- 政府証券	1,830	1,663
- 債券及びその他の負債証券	1,187	1,273
上場	508	497
非上場	679	776
未収利息	15	12
総額	3,032	2,947
うち、減損資産 (S3)	176	183
正常貸出金の減損 (S1 / S2)	0	-1
その他の減損 (S3)	-165	-167
純額	2,867	2,780

10b - 償却原価で測定する金融機関への貸出金及び債権

	2020年6月30日	2019年12月31日
正常貸出金 (S1 / S2)	56,348	51,448
Crédit Mutuelネットワーク勘定 ⁽¹⁾	8,911	7,171
その他の普通勘定	3,230	2,933
貸出金	36,463	35,030
その他受取債権	5,675	4,674
年金	2,070	1,641
未収利息	173	229
正常貸出金の減損 (S1 / S2)	-3	-2
その他の減損 (S3)	0	0
合計	56,518	51,675

(1) 主にフランス預金供託金庫 (Caisse des Dépôts et Consignations) (CDC) との間の未決済残高[LEP, LDD, Livret bleu, Livret A]に関連する。

10c - 償却原価で測定する顧客への貸出金及び債権

	2020年6月30日	2019年12月31日
正常貸出金 (S1 / S2)	245,999	231,929
商業貸出金	11,621	15,240
顧客へのその他の貸出金	233,958	216,275
- 住宅貸出金	89,555	87,384
- その他の貸出金及び債権 (買戻契約を含む) ⁽¹⁾	144,403	128,891
未収利息	421	413
保険及び再保険債権	0	0
個別減損債権総額(S3)	10,009	9,618
債権総額	256,008	241,547
正常貸出金の減損(S1 / S2) ⁽²⁾	-1,907	-1,529
その他の減損 (S3)	-5,506	-5,372
小計	248,595	234,646
ファイナンス・リース (純投資)	15,334	15,304
- 設備	10,986	10,802
- 不動産	4,348	4,502
個別減損債権総額(S3)	517	490
正常貸出金の減損(S1 / S2)	-138	-108
その他の減損 (S3)	-198	-190
小計	15,515	15,496
合計	264,110	250,142
うち劣後ローン	13	13
うち年金	1,424	912

(1) 2020年上半期には、コロナ禍において供与した政府保証付融資 (SGL) 102億ユーロの増加が含まれる。

(2) 2020年6月30日現在、グループは正常貸出金に対する引当金の一環として、コロナ禍の影響を勘案している - 注記1 - 会計原則及び会計方針を参照。

顧客とのファイナンス・リース取引

	2019年12月31日	増加	減少	その他	2020年6月30日
総帳簿価額	15,794	2,085	-1,726	-302	15,851
回収不能リース料の減損	-298	-90	51	1	-336
純帳簿価額	15,496	1,995	-1,675	-301	15,515

注記11 - 償却原価で測定する金融負債

11a - 償却原価で測定する負債証券

	2020年6月30日	2019年12月31日
譲渡性預金証書	41	42
銀行間証書及び譲渡性負債商品	64,795	56,396
債券	68,930	66,833
非優先上位債	3,117	1,044
関連債務	596	795
合計	137,479	125,110

11b - 金融機関に対する債務

	2020年6月30日	2019年12月31日
その他の普通勘定	10,032	6,770
借入金	15,491	15,478
その他の債務	6,359	4,458
年金 ⁽¹⁾	21,326	13,172
関連債務	81	42
合計	53,289	39,920

(1) グループは、欧州中央銀行 (ECB) の貸出条件付き長期資金供給オペ (TLTRO II) に参加しており、2020年6月30日現在、16,690百万ユーロを借り入れている。

11c - 償却原価で測定する顧客に対する債務

	2020年6月30日	2019年12月31日
特別貯蓄勘定	60,154	58,072
- 要求払	44,315	42,386
- 定期	15,839	15,686
貯蓄勘定の関連債務	209	1
小計	60,363	58,072
要求払勘定	139,242	112,105
定期預金及び借入金	47,266	46,813
年金	89	3
関連債務	96	102
その他の債務	7	7
小計	186,700	159,030
合計	247,063	217,102

注記12 - 資産総額及び減損引当金の変動

12a - 減損対象資産総額

	2019年12月31日	取得 / 発生	売却 / 返済	その他 ⁽¹⁾	2020年6月30日
償却原価で測定する金融資産 - 以下の対象となる金融機関への貸出金及び債権	51,677	23,883	-16,964	-2,076	56,521
12ヶ月の予想損失 (S1)	51,672	23,883	-16,963	-2,072	56,521
全期間の予想損失 (S2)	5	0	-1	-4	0
償却原価で測定する金融資産 - 以下の対象となる顧客への貸出金及び債権	257,341	71,410	-56,369	-522	271,859
12ヶ月の予想損失 (S1)	232,221	63,062	-50,124	-5,505	239,654
全期間の予想損失 (S2)	15,012	7,951	-5,880	4,597	21,679
期末における信用減損資産の予想損失 (S3) (ただし、当初認識時は信用減損していなかった)	10,108	397	-365	386	10,526
期末における信用減損資産の予想損失 (S3) (当初認識時に信用減損していた)	0	0	0	0	0
償却原価で測定する金融資産 - 有価証券	2,948	530	-443	-3	3,032
12ヶ月の予想損失 (S1)	2,765	524	-438	5	2,856
全期間の予想損失 (S2)	0	0	0	0	0
期末における信用減損資産の予想損失 (S3) (ただし、当初認識時は信用減損していなかった)	183	6	-5	-8	176
期末における信用減損資産の予想損失 (S3) (当初認識時に信用減損していた)	0	0	0	0	0
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 負債証券	30,002	10,578	-4,374	23	36,233
12ヶ月の予想損失 (S1)	29,895	10,578	-4,304	23	36,192
全期間の予想損失 (S2)	105	0	-65	0	40
期末における信用減損資産の予想損失 (S3) (ただし、当初認識時は信用減損していなかった)	2	0	-5	3	1
期末における信用減損資産の予想損失 (S3) (当初認識時に信用減損していた)	0	0	0	0	0
合計	341,968	106,401	-78,150	-2,578	367,645

12b - 減損引当金の変動

	2019年12月31日	繰入	戻入	その他	2020年6月30日
金融機関への貸出金及び債権	-2	-2	2	-1	-3
うち取得時に減損していた信用減損資産 (S3)	0	0	0	0	0
- 12ヶ月の予想損失 (S1)	-2	-2	2	-1	-3
- 全期間の予想損失 (S2)	0	0	0	0	0
期末における信用減損資産の予想損失 (S3) (ただし、当初認識時は信用減損していなかった)	0	0	0	0	0
期末における信用減損資産の予想損失 (S3) (当初認識時に信用減損していた)	0	0	0	0	0
顧客への貸出金	-7,199	-1,391	859	-18	-7,749
うち取得時に減損していた信用減損資産 (S3)	0	0	0	0	0
- 12ヶ月の予想損失 (S1)	-824	-334	125	8	-1,025
- 全期間の予想損失 (S2)	-812	-407	199	0	-1,020
うちIFRS第15号に基づく顧客債権	0	0	0	0	0
期末における信用減損資産の予想損失 (S3) (ただし、当初認識時は信用減損していなかった)	-5,562	-650	535	-27	-5,704
期末における信用減損資産の予想損失 (S3) (当初認識時に信用減損していた)	0	0	0	0	0
償却原価で測定する金融資産 - 有価証券	-168	-3	6	0	-165
うち取得時に減損していた信用減損資産 (S3)	0	0	0	0	0
- 12ヶ月の予想損失 (S1)	-1	-3	3	1	0
- 全期間の予想損失 (S2)	0	0	0	0	0
期末における信用減損資産の予想損失 (S3) (ただし、当初認識時は信用減損していなかった)	-167	0	3	-1	-165
期末における信用減損資産の予想損失 (S3) (当初認識時に信用減損していた)	0	0	0	0	0
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 負債証券	-18	-3	6	-1	-16
うち取得時に減損していた信用減損資産 (S3)	0	0	0	0	0
- 12ヶ月の予想損失 (S1)	-15	-3	4	-1	-15
- 全期間の予想損失 (S2)	-2	0	2	0	0
期末における信用減損資産の予想損失 (S3) (ただし、当初認識時は信用減損していなかった)	-1	0	0	0	-1
期末における信用減損資産の予想損失 (S3) (当初認識時に信用減損していた)	0	0	0	0	0
合計	-7,387	-1,399	873	-20	-7,933

感応度の高い事業セグメントにおける信用リスクの集中

事業セグメント	総残高			減損損失			純残高
	S1	S2	S3	S1	S2	S3	
専門流通	676	767	511	-3	-16	-341	1,594
ホテル、レストラン	1,456	1,812	236	-8	-41	-129	3,325
自動車	569	703	71	-4	-15	-45	1,280
車両レンタル	430	489	116	-2	-10	-41	983
観光、ギャンブル、レジャー	382	425	90	-2	-10	-71	815
輸送業	143	166	83	0	-4	-41	346
航空輸送	194	199	17	-1	-5	-3	401
合計	3,850	4,561	1,123	-20	-101	-671	8,743

注記13 - 保険契約に関連する投資 / 資産及び負債

13a - 保険事業による短期投資及び責任準備金の再保険会社負担分

金融資産

	2020年6月30日	2019年12月31日
純損益を通じた公正価値	24,794	25,457
- 売買目的	0	0
- 公正価値オプション - 負債証券	3,881	4,594
- 公正価値オプション - 資本性金融商品	20,913	20,863
売却可能	72,752	72,638
- 政府証券及び類似証券	16,309	16,296
- 債券及びその他の負債証券	42,889	41,399
- 株式及びその他の資本性金融商品	12,273	13,357
- 株式投資、子会社及び関連会社株式並びにその他の長期投資	1,281	1,586
貸出金及び債権	4,805	5,125
満期保有目的	6,793	7,877
金融資産小計	109,144	111,097
投資不動産	2,632	3,313
責任準備金及びその他の資産における再保険会社負担分	937	789
合計	112,712	115,199

13b - 保険事業の契約に関する負債

保険契約の責任準備金

	2020年6月30日	2019年12月31日
生命保険	83,654	86,101
損害保険	4,625	4,408
ユニット・アカウント	12,914	13,093
その他	359	314
合計	101,552	103,916
うち繰延配当負債	12,956	15,128
繰延配当資産	0	0
責任準備金の再保険会社負担分	413	424
責任準備金純額	101,139	103,492

金融負債

	2020年6月30日	2019年12月31日
純損益を通じた公正価値	6,331	6,436
- 売買目的	0	1
- 公正価値オプション	6,331	6,435
金融機関に対する債務	159	153
劣後債	300	300
小計	6,790	6,889
その他の負債	456	389
合計	7,246	7,278
保険事業の契約に関する負債合計	108,797	111,194

注記14 - 法人税

14a - 当期税金

	2020年6月30日	2019年12月31日
資産（純損益を通じたもの）	901	1,029
負債（純損益を通じたもの）	587	575

14b - 繰延税金

	2020年6月30日	2019年12月31日
資産（純損益を通じたもの）	946	896
資産（その他の包括利益を通じたもの）	257	258
負債（純損益を通じたもの）	549	612
負債（その他の包括利益を通じたもの）	470	578

注記15 - 未収収益及びその他の資産 / 未払費用及びその他の負債

15a - 未収収益及びその他の資産

	2020年6月30日	2019年12月31日
経過勘定		
回収勘定	43	136
外貨調整勘定	73	385
未収収益	494	503
その他の経過勘定	1,021	3,468
小計	1,631	4,492

その他の資産		
証券決済勘定	101	117
その他の債権	3,984	3,478
棚卸資産及び類似資産	27	32
その他	30	31
小計	4,142	3,658
合計	5,773	8,150

15b - 未払費用及びその他の負債

	2020年6月30日	2019年12月31日
経過勘定		
回収手続により利用不可能な勘定	53	45
外貨調整勘定	680	137
未払費用	979	961
繰延収益	502	602
その他の経過勘定	2,954	4,761
小計	5,168	6,506
その他の負債		
リース債務 - 不動産	617	582
リース債務 - その他	2	2
証券決済勘定	986	475
証券取引に係る未決済残高	68	52
その他の債務	1,187	1,155
小計	2,860	2,266
合計	8,028	8,772

15c - 残存期間別リース債務

2020年6月30日	1年以下	1年超 3年以下	3年超 6年以下	6年超 9年以下	9年超	合計
リース債務	34	108	189	131	157	619
- 不動産	33	107	189	131	157	617
- その他	1	1	0	0	0	2

注記16 - 持分法適用会社に対する投資

2020年6月30日	国名	持分比率	持分法 評価額	当期純利益（損 失）に対する持分	受取配当金	投資の公正価値 （上場している 場合）
重要な影響力を行使する会社						
ASTREE Assurances	チュニジア	30.00%	18	2	0	37
Banque de Tunisie	チュニジア	35.33%	174	7	0	173
Euro Information	フランス	26.36%	417	12	1	NC*
Euro Protection Surveillance	フランス	25.00%	46	5	0	NC*
LYF SA (旧Fivory)	フランス	43.75%	7	0	0	NC*
SCI La Tréflière	フランス	46.09%	10	0	0	NC*
その他の持分投資			1	0		NC*
合計 (1)			673	25	1	
ジョイント・ベンチャー						
Bancas	フランス	50.00%	0	0	0	NC*
Banque du Groupe Casino	フランス	50.00%	78	3	0	NC*
合計 (2)			78	2	0	
合計 (1) + (2)			752	28	1	

* NC: 非公開

2019年12月31日	国名	持分比率	持分法 評価額	当期純利益（損 失）に 対する持分	受取配当金	投資の公正価値 （上場している 場合）
重要な影響力を行使する会社						
ASTREE Assurances	チュニジア	30.00%	17	5	1	25
Banque de Tunisie	チュニジア	35.33%	172	9	5	195
Euro Information	フランス	26.36%	404	41	1	NC*
Euro Protection Surveillance	フランス	25.00%	41	6	0	NC*
LYF SA (旧Fivory)	フランス	43.75%	7	0	0	NC*
Royale Marocaine d' Assurance (旧RMA Watanya)**	モロッコ	該当なし	0	6	0	NC*
SCI La Tréflière	フランス	46.09%	10	0	0	NC*
その他の持分投資			1	0		NC*
合計 (1)			651	66	7	
ジョイント・ベンチャー						
Bancas	フランス	50.00%	1	0	0	NC*
Banque du Groupe Casino	フランス	50.00%	75	7	0	NC*
合計 (2)			76	7	0	
合計 (1) + (2)			727	74	7	

* NC: 非公開

** GACMによる株式売却に伴い、RMAは2019年の連結範囲から除外された。

注記17 - 投資不動産

	2019年12月31日	増加	減少	その他	2020年6月30日
取得原価	89	1	-1	-7	82
減価償却及び減損	-34	-1	0	1	-34
純額	55	0	-1	-6	48

注記18 - 有形固定資産及び無形資産

18a - 有形固定資産

	2019年12月31日	増加	減少	その他	2020年6月30日
取得原価					
事業用の土地	483	0	0	0	483
事業用の建物	3,094	19	-42	1	3,071
使用权 - 不動産	687	95	-5	0	777
使用权 - その他	2	1	0	0	3
その他の有形固定資産	1,158	89	-25	0	1,222
合計	5,424	204	-72	1	5,556
減価償却及び減損					
事業用の土地	-10	-1	0	0	-11
事業用の建物	-2,019	-44	36	0	-2,027
使用权 - 不動産	-110	-56	2	-1	-165
使用权 - その他	-1	0	0	0	-1
その他の有形固定資産	-902	-29	13	-1	-919
合計	-3,042	-130	51	-2	-3,123
純額	2,382	74	-21	-1	2,431

18b - 無形資産

	2019年12月31日	増加	減少	その他	2020年6月30日
取得原価					
内部開発無形資産	0	0	0	0	0
購入無形資産	1,452	15	-4	1	1,464
- ソフトウェア	547	13	0	1	561
- その他	905	2	-4	0	903
合計	1,452	15	-4	1	1,464
減価償却及び減損					
内部開発無形資産	0	0	0	0	0
購入無形資産	-942	-11	1	2	-950
- ソフトウェア	-493	-10	0	0	-503
- その他	-449	-1	1	2	-447
合計	-942	-11	1	2	-950
純額	510	4	-3	3	514

注記19 - のれん

	2019年12月31日	増加	減少	減損の変動	その他	2020年6月30日
のれん（総額）	4,544				0	4,544
減損	-495			-1	-2	-498
のれん（純額）	4,049			-1	-2	4,046

資金生成単位	2019年12月31日 のれん評価額	増加	減少	減損の変動	その他	2020年6月30日 のれん評価額
Targobank (ドイツ)	2,851					2,851
Crédit Industriel et Commercial (CIC)	506					506
Cofidis Participations	378					378
Cofidis France	79					79
FactoFrance SA	68					68
GACM Seguros Generales Compañía de Seguros y Reaseguros SA (IAMGEN)	53			-1	-2	50
SIIC Foncière Massena	26					26
Crédit Mutuel Equity SCR	21					21
Banque de Luxembourg	13					13
Agrupació AMCI d' Assegurances i Reassegurances S.A.	12					12
Cofidis Italy	9					9
Banque Transatlantique	6					6
Dubly Transatlantique Gestion	5					5
その他	22					22
合計	4,049	0	0	-1	-2	4,046

のれんが配分される資金生成単位（CGU）は、その回収可能価額が少なくとも年に1回、評価される。回収可能価額が帳簿価格を下回った場合、のれんの償却により減損が確定する。

回収可能価額は次の2つの方法に従って算定される。

- 売却費用控除後公正価値（類似の取引に係る評価倍率又は類似業務を有する企業の分析に用いる市場パラメータの観察に基づく）
- 使用価値（将来予想キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた値に基づく）

使用価値を計算するにあたっては、キャッシュ・フローは、経営者が設定した最長5年間の事業計画、次いで長期成長率に従った期間を定めない予想キャッシュ・フローに基づく。長期成長率は、全ての欧州企業について2％に設定されている。これは、非常に長期間にわたって観察されたインフレ率と比較して測定された仮定である。

キャッシュ・フローの割引率は、資本コストに相当し、長期リスクフリーレートにリスク・プレミアムを加算して算定される。リスク・プレミアムは、上場資産の場合は市場と比較した価格の感応度の観察によって、非上場資産の場合はアナリストの見積りによって計算される。グループは、公衆衛生上の危機という状況、その状況が2020年6月30日現在の中間期の当期純利益に与えたと思われる影響、ならびに2021年及びそれ以降の不確実なマクロ経済の状況により、のれんの減損の潜在的な兆候を識別するに至った。その結果、グループは主要な子会社について減損テストの見直しを行った。これに関連して、2020年6月30日現在の資本コストは以下の割引率で計算された。

- ドイツのリテール・バンキング及びリースのCGUは7％
- フランス所在のリテール・バンキング、消費者金融及びリースのCGUは8％

使用価値に基づく回収可能価額のテストにおける主要な感応度要因は割引率と将来キャッシュ・フローの期待水準であり、それ自体が以下の感応度要因の影響を受ける。

- 事業計画の達成状況
- 永久成長率

使用価値が減損テスト目的で用いられた際における、パラメータ及びその感応度は、以下のとおりである。

	Targobank Allemagne ネットワーク銀行	Cofidis 消費者ローン	CIC ネットワーク銀行
資本コスト	7.00%	8.00%	8.00%
資本コストが50ベースポイント増加した場合の影響	-9%	-8%	-7%
永久成長率が50ベースポイント低下した場合の影響	-7%	-6%	-5%

感応度について上記の前提条件を使用した場合、のれんに減損は発生しない。

注記20 - 引当金及び偶発債務

20a - 引当金

	2019年12月31日	当年度の繰入	当年度の戻入 (使用された引当 金)	当年度の戻入 (余剰の引当金)	その他の変動	2020年6月30日
リスクに係る引当金	358	134	-6	-128	-5	353
保証コミットメントに係るもの	195	73	-2	-51	1	216
- うち12ヶ月の予想損失 (S1)	36	21	0	-13	0	44
- うち全期間の予想損失 (S2)	33	22	0	-16	1	40
- うち締結後のコミットメントの実行に係る引当金	126	30	-2	-22	0	132
ファイナンス・コミットメントに係るもの	63	47	0	-46	0	64
- うち12ヶ月の予想損失 (S1)	53	34	0	-33	0	54
- うち全期間の予想損失 (S2)	10	13	0	-13	0	10
カントリー・リスクに係るもの	0	0	0	0	0	0
税金に係る引当金	10	0	0	0	0	10
損害賠償請求及び訴訟に係る引当金	57	13	-4	-7	-6	53
その他の債権に関するリスクに係る引当金	32	1	0	-24	2	11
その他の引当金	1,320	49	-17	-185	-4	1,163
- 住宅購入者貯蓄契約に係る引当金	77	12	0	0	0	89
- その他の偶発債務に係る引当金	872	6	-6	-168	-1	703
その他の引当金	371	31	-11	-17	-3	371
退職コミットメントに係る引当金	1,022	61	-14	-4	6	1,071
合計	2,700	244	-37	-317	-3	2,587

- (1) その他の引当金には主に、フランス経済利益団体 (GIE) に関する引当金合計316百万ユーロが含まれる。
(2) 2020年6月30日現在、グループは正常貸出金に対する引当金設定に際して、コロナ禍の影響を勘案している - 注記1-会計原則及び会計方針を参照。

20b - 退職給付及びその他の従業員給付

	2019年12月31日	当年度の繰入	当年度の戻入	その他の変動	2020年6月30日
年金基金でカバーされない確定給付制度					
退職給付	839	58	-13	4	888
付加年金	85	4	-4	0	85
長期勤続報酬に係る債務 (その他の長期給付)	81	0	0	1	82
認識額小計	1,005	62	-17	5	1,055
グループの年金基金で保証される確定給付付加年金制度					
従業員及び退職従業員へのコミットメント ⁽¹⁾	17	0	0	0	17
資産の公正価値					
認識額小計	17	0	0	0	17
認識額合計	1,022	62	-17	5	1,072

確定給付制度：主要な数値計算上の仮定

	2020年6月30日	2019年12月31日
割引率 ⁽²⁾	0.75%	0.75%
予想昇給率 ⁽³⁾	最低 0.7%	最低 0.7%

- (1) 年金基金積立不足に係る引当金は、グループの外国事業体に関連するものである。
(2) 民間借入金の長期金利を参照して決定される割引率は、IBOXX指数に基づいている。
(3) 年次昇給率は、給与の増加と将来のインフレを組み合わせた見積もりに基づき、従業員の年齢によっても異なる。

注記21 - 劣後債

	2020年6月30日	2019年12月31日
劣後債	7,121	7,119
参加型ローン	20	20
永久劣後債	1,503	1,506
その他の債務	0	0
関連債務	83	90
合計	8,727	8,735

主な劣後債

(単位：百万ユーロ)	種類	権利確定日 (発行日)	発行額	年度末残高 ⁽¹⁾	金利	満期
Banque Fédérative du Crédit Mutuel	償還可能劣後債	2010年10月22日	1,000百万ユーロ	921百万ユーロ	4.00	2020年10月22日
Banque Fédérative du Crédit Mutuel	償還可能劣後債	2014年5月21日	1,000百万ユーロ	1,000百万ユーロ	3.00	2024年5月21日
Banque Fédérative du Crédit Mutuel	償還可能劣後債	2015年9月11日	1,000百万ユーロ	1,000百万ユーロ	3.00	2025年9月11日
Banque Fédérative du Crédit Mutuel	償還可能劣後債	2016年3月24日	1,000百万ユーロ	1,000百万ユーロ	2.375	2026年3月24日
Banque Fédérative du Crédit Mutuel	償還可能劣後債	2016年11月4日	700百万ユーロ	700百万ユーロ	1.875	2026年11月4日
Banque Fédérative du Crédit Mutuel	償還可能劣後債	2017年3月31日	500百万ユーロ	500百万ユーロ	2.625	2027年3月31日
Banque Fédérative du Crédit Mutuel	償還可能劣後債	2017年11月15日	500百万ユーロ	500百万ユーロ	1.625	2027年11月15日
Banque Fédérative du Crédit Mutuel	償還可能劣後債	2018年5月28日	500百万ユーロ	500百万ユーロ	2.500	2028年5月25日
Banque Fédérative du Crédit Mutuel	償還可能劣後債	2019年6月18日	1,000百万ユーロ	1,000百万ユーロ	1.875	2029年6月18日
CIC	参加型	1985年5月28日	137百万ユーロ	8百万ユーロ	(2)	(3)
Banque Fédérative du Crédit Mutuel	借入金	2005年12月28日	500百万ユーロ	500百万ユーロ	(4)	未定
Banque Fédérative du Crédit Mutuel	TSS	2004年12月15日	750百万ユーロ	734百万ユーロ	(5)	未定
Banque Fédérative du Crédit Mutuel	TSS	2005年2月25日	250百万ユーロ	250百万ユーロ	(6)	未定

- (1) グループ内金額考慮後
(2) 最低85% (TAM+TMO)/2、最高130% (TAM+TMO)/2
(3) 償却されないが、1997年5月28日に発行体の裁量により額面の130%の金額で、それ以降は年1.5%ずつ再評価された価格で、繰上償還が可能である。
(4) 1年物EURIBOR + 0.3ベースポイント

(5) 10年物CMS ISDA CIC + 10ベースポイント
(6) 10年物CMS ISDA + 10ベースポイント

注記22 - 資本金及び剰余金

22a - グループに帰属する株主資本（純損益及び未実現損益を除く）

	2020年6月30日	2019年12月31日
資本金及び関連する剰余金	6,198	6,198
- 資本金	1,689	1,689
- 株式払込剰余金、提出金、合併、分割、転換	4,509	4,509
連結剰余金	20,438	18,619
- 規制準備金	9	9
- その他の準備金（初度適用に伴う影響を含む。）	20,428	18,609
うち、資本性金融商品の処分に係る利益	-21	-25
- 利益剰余金	1	1
合計	26,635	24,817

22b - 未実現又は繰延損益

	2020年6月30日	2019年12月31日
以下に関連する未実現又は繰延損益 *		
- 為替換算調整勘定	53	64
- 保険事業による投資（売却可能資産）	910	969
- 純損益に振替えられる可能性のあるその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 負債性金融商品	-156	-33
- 純損益に振替えられることのないその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 資本性金融商品	7	14
- ヘッジ手段のデリバティブ（CFH）	0	2
- 公正価値オプションを適用した金融負債に係る内部信用リスク	0	0
- 関連会社の未実現又は繰延損益に対する持分	-37	-36
- 確定給付制度に係る数理計算上の損益	-292	-274
- その他	0	0
合計	486	704

* 法人税控除後及びシャドウ・アカウンティング処理後の残高。

22c - その他の包括利益に直接認識される損益の純損益への振替

	2020年6月30日	2019年12月31日
	変動	変動
為替換算調整勘定		
純損益における再分類	0	0
その他の変動	-11	35
小計	-11	35
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の再測定 - 負債性金融商品		
純損益における再分類	0	0
その他の変動	-122	-4
小計	-122	-4
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の再測定 - 資本性金融商品		
純損益における再分類	0	0
その他の変動	-7	67
小計	-7	67
保険事業による投資の再測定		
純損益における再分類	0	0
その他の変動	-59	348
小計	-59	348
ヘッジ手段のデリバティブの再測定		
純損益における再分類	0	0
その他の変動	-2	-1
小計	-2	-1
確定給付制度に係る数理計算上の損益	-17	-90
関連会社の未実現又は繰延損益に対する持分	-1	4
合計	-218	358

22d - その他の包括利益に直接認識される各損益に係る税金

	2020年6月30日			2019年12月31日		
	総額	税金	純額	総額	税金	純額
為替換算調整勘定	-11	0	-11	35	0	35
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の再測定 - 負債性金融商品	-168	46	-122	-8	3	-4
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の再測定 - 資本性金融商品	-3	-4	-7	66	1	67
保険事業による投資の再測定	-98	39	-59	483	-135	348
ヘッジ手段のデリバティブの再測定	-2	0	-2	-1	0	-1
確定給付制度に係る数理計算上の損益	-27	9	-17	-137	46	-90
関連会社の未実現又は繰延損益に対する持分	-1	0	-1	4	0	4
その他の包括利益に直接認識された損益合計	-310	91	-218	442	-84	358

注記23 - 付与したコミットメント及び付与されたコミットメント

付与したコミットメント	2020年6月30日	2019年12月31日
調達コミットメント	56,252	52,932
金融機関に対する負債	728	867
顧客へのコミットメント	55,524	52,065
保証コミットメント	26,010	26,187
金融機関へのコミットメント	4,129	4,511
顧客へのコミットメント	21,881	21,676
証券コミットメント	4,056	2,377
その他の付与したコミットメント	4,056	2,377
保険事業が付与したコミットメント	3,726	3,514

付与されたコミットメント	2020年6月30日	2019年12月31日
調達コミットメント	24,671	13,257
金融機関から付与されたコミットメント	24,671	13,257
顧客から付与されたコミットメント	0	0
保証コミットメント	80,899	69,121
金融機関から付与されたコミットメント	48,354	46,623
顧客から付与されたコミットメント	32,545	22,498
証券コミットメント	2,193	964
買戻オプション付で売却した有価証券	0	0
その他の付与されたコミットメント	2,193	964
保険事業から付与されたコミットメント	7,046	6,184

注記24 - 受取利息及び支払利息

	2020年6月30日		2019年 6 月30日修正再表示		2019年 6 月30日公表	
	収益	費用	収益	費用	収益	費用
金融機関及び中央銀行 ⁽¹⁾	124	-214	244	-323	244	-323
顧客	3,340	-478	3,454	-571	5,296	-2,413
- うち、ファイナンス・リース及びオペレーティング・リース ⁽²⁾	271	-96	301	-126	2,143	-1,968
- うち、リース債務	0	-3	0	-3	0	-3
ヘッジ手段のデリバティブ	1,397	-1,029	1,314	-1,251	1,314	-1,251
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品	374	-40	405	-65	405	-65
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 売却可能金融資産	169	0	199	0	199	0
償却原価で測定する有価証券	169	0	199	0	199	0
負債証券	46	0	52	0	52	0
劣後債	0	-866	0	-941	0	-941
合計	5,450	-2,631	5,668	-3,157	7,510	-4,999
うち、実効金利で計算される受取利息及び支払利息:	3,679	-1,562	3,949	-1,841	5,791	-3,683

- (1) 2020年上半期には、マイナス金利による影響が収益に-226百万ユーロ、費用に111百万ユーロが含まれている。2019年上半期には、マイナス金利による影響が収益に-156百万ユーロ、費用に107百万ユーロ含まれている。
- (2) 2019年に、グループはファイナンス・リースからの受取利息の表示を見直した。この項目は現在、純受取利息として表示されているが、従来は「受取利息」と「支払利息」に表示されていた。そのため、2020年6月30日における受取利息及び支払利息との比較可能性を確保するため、2019年6月30日における数値は修正再表示されている。

注記25 - 受取手数料及び支払手数料

	2020年6月30日		2019年6月30日	
	収益	費用	収益	費用
金融機関	2	-4	1	-3
顧客	543	-8	579	-9
有価証券	447	-42	404	-31
- うち第三者のために運用されている資金	304	0	306	0
デリバティブ	5	-6	3	-5
通貨取引	10	-1	9	-1
調達及び保証コミットメント	15	-2	20	-1
サービス提供	675	-373	718	-426
合計	1,698	-436	1,735	-476

注記26 - 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益

	2020年6月30日	2019年6月30日
売買目的金融商品	-175	225
公正価値オプションの適用により会計処理される金融商品	10	12
ヘッジの非有効部分	-24	-52
公正価値ヘッジ (FVH)	-24	-52
- ヘッジ対象の公正価値の変動	-42	-184
- ヘッジ手段の公正価値の変動	18	132
為替差損益	-26	56
純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融商品 ⁽¹⁾	-162	236
公正価値の変動合計	-376	477

- (1) うち、2020年上半期のプライベート・エクイティ事業からは47百万ユーロであったのに対し、2019年上半期には149百万ユーロであった。その他の変動は、純損益を通じて公正価値で測定するその他のポートフォリオの公正価値の変動に対応するものである。

注記27 - その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損益

	2020年6月30日	2019年6月30日
配当金	8	28
負債性金融商品に係る実現損益	7	47
合計	15	75

注記28 - 償却原価で測定する金融資産の認識の中止から生じる純損益

	2020年6月30日	2019年6月30日
償却原価で測定する金融資産		
以下の損益：		
- 政府証券	0	0
- 債券及びその他の確定利付証券	0	0
合計	0	0

注記29 - 保険事業に係る純利益

	2020年6月30日	2019年6月30日
保険契約		
収入保険料	4,766	5,645
サービス料	-4,093	-4,096
引当金の変動	661	-2,675
その他の責任準備金及びそれ以外に係る収益及び費用	17	36
純投資収益	-472	2,326
保険契約に係る純利益	879	1,236
金利マージン / 手数料	-5	-5
金融資産に係る純利益	-5	-5
その他純利益	-19	6
保険事業に係る純利益	855	1,237

注記30 - その他の活動に係る収益及び費用

	2020年6月30日	2019年6月30日
その他の活動に係る収益		
再請求費用	16	14
その他の収益	454	331
小計	470	345
その他の活動に係る費用		
投資不動産：		
- 引当金繰入額 / 減価償却費	-1	-1
- 処分に係るキャピタル・ロス	-1	-1
その他の費用	0	0
	-173	-263
小計	-174	-284
その他の活動に係る収益及び費用合計純額	296	61

注記31 - 一般営業費

	2020年6月30日	2019年6月30日
従業員給付費用	-1,648	-1,673
その他の費用	-1,522	-1,500
合計	-3,169	-3,173

31a - 従業員給付費用

	2020年6月30日	2019年6月30日
賃金及び給料	-1,120	-1,118
社会保障負担金	-366	-369
従業員給付 - 短期	-1	-1
従業員の利益分配及びインセンティブ制度	-53	-81
給与税	-108	-103
その他	0	-1
合計	-1,648	-1,673

平均従業員数

	2020年6月30日	2019年6月30日*
銀行専門業務従事者	24,421	25,083
管理職	16,383	16,577
合計	40,804	41,660
フランス	28,652	28,956
その他の国	12,152	12,704
合計	40,804	41,660
登録従業員 *	46,296	46,756

* 登録従業員数は、グループが支配している全事業体の期末現在の従業員合計にあたる。これは、全部連結に限定される平均常勤換算従業員数（すなわちFTE）とは異なる。

** 調整後の人数

31b - その他の営業費用

	2020年6月30日	2019年6月30日
租税公課 ⁽¹⁾	-307	-272
リース契約	-109	-110
- 短期リース資産 ⁽²⁾	-59	-65
- 少額 / 代替可能なリース資産 ⁽³⁾	-43	-40
- その他のリース	-7	-5
その他の外部サービス	-975	-993
その他の雑費用	12	9
合計	-1,379	-1,366

(1) 「租税公課」の仕訳には、2020年上半期のSingle Resolution Fundに対する拠出額の一部として-159百万ユーロの費用が含まれるのに対し、2019年上半期の当該費用は-124百万ユーロであった。

(2) 自動更新される不動産を含む。

(3) コンピューター機器を含む。

31c - 有形固定資産及び無形資産の減価償却費、償却費及び引当金繰入額

	2020年6月30日	2019年6月30日
償却	-141	-134
- 有形固定資産	-129	-121
うち、使用权	-57	-49
- 無形資産	-12	-13
減損損失	-2	0
- 有形固定資産	-2	0
- 無形資産	0	0
合計	-142	-134

注記32 - カウンターパーティー・リスク費用

	2020年6月30日	2019年6月30日
12ヶ月の予想損失 (S1)	-219	-50
全期間の予想損失 (S2)	-214	13
減損資産 (S3)	-509	-421
合計	-940	-458

2020年6月30日現在、グループは正常貸出金に対する引当金設定に際して、コロナ禍の影響を勘案している - 注記1 - 会計原則及び会計方針を参照。

2020年6月30日	繰入	戻入	引当金で カバーされる 減損損失	引当金で カバーされない 減損損失	過年度に 償却済の貸出金の 回収	合計
12ヶ月の予想損失 (S1)	-399	180				-219
- 償却原価で測定する金融機関への貸出金及び債権	-2	2				0
- 償却原価で測定する顧客への貸出金	-335	125				-210
うちファイナンス・リース	-18	12				-6
- 償却原価で測定する金融資産 - 有価証券	-3	3				0
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 負債証券	-3	4				1
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 貸出金	0	0				0
- 付与したコミットメント	-56	46				-10
全期間の予想損失 (S2)	-444	230				-214
- 償却原価で測定する金融機関への貸出金及び債権	0	0				0
- 償却原価で測定する顧客への貸出金	-409	199				-210
うちファイナンス・リース	-44	16				-28
- 償却原価で測定する金融資産 - 有価証券	0	0				0
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 負債証券	0	2				2
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 貸出金	0	0				0
- 付与したコミットメント	-35	29				-6
減損資産 (S3)	-657	545	-297	-151	51	-509
- 償却原価で測定する金融機関への貸出金及び債権	0	0	0	0	0	0
- 償却原価で測定する顧客への貸出金	-624	510	-279	-150	51	-492
うちファイナンス・リース	-9	8	-4	-1	1	-5
- 償却原価で測定する金融資産 - 有価証券	0	3	0	0	0	3
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 負債証券	0	0	-17	0	0	-17
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 貸出金	0	0	0	0	0	0
- 付与したコミットメント	-33	32	-1	-1	0	-3
合計	-1,500	956	-297	-151	51	-941

2019年6月30日	繰入	戻入	引当金で カバーされる 減損損失	引当金で カバーされない 減損損失	過年度に 償却済の貸出金の 回収	合計
12ヶ月の予想損失 (S1)	-209	159				-50
- 償却原価で測定する金融機関への貸出金及び債権	-2	2				0
- 償却原価で測定する顧客への貸出金	-160	118				-42
うちファイナンス・リース	-20	23				3
- 償却原価で測定する金融資産 - 有価証券	0	0				0
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 負債証券	-3	2				-1
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 貸出金	0	0				0
- 付与したコミットメント	-44	37				-7
全期間の予想損失 (S2)	-233	246				13
- 償却原価で測定する金融機関への貸出金及び債権	0	0				0
- 償却原価で測定する顧客への貸出金	-203	218				15
うちファイナンス・リース	-27	25				-2
- 償却原価で測定する金融資産 - 有価証券	0	0				0
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 負債証券	0	0				0
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 貸出金	0	0				0
- 付与したコミットメント	-30	28				-2
減損資産 (S3)	-654	589	-282	-141	67	-421
- 償却原価で測定する金融機関への貸出金及び債権	0	0	0	0	0	0
- 償却原価で測定する顧客への貸出金	-622	554	-282	-140	67	-423
うちファイナンス・リース	-8	12	-4	-3	0	-3
- 償却原価で測定する金融資産 - 有価証券	0	0	0	0	0	0
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 負債証券	0	0	0	0	0	0
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 貸出金	0	0	0	0	0	0
- 付与したコミットメント	-32	35	0	-1	0	2
合計	-1,096	992	-282	-141	67	-460

注記33 - その他の資産の処分に係る純損益

	2020年6月30日	2019年6月30日
有形固定資産及び無形資産	-4	0
- 処分に係るキャピタル・ロス	-4	-4
- 処分に係るキャピタル・ゲイン	0	4
連結事業体の株式処分による損益	0	0
合計	-4	0

注記34 - のれんの価値の変動

	2020年6月30日	2019年6月30日
のれんの減損	-1	0
純損益に表示されている負ののれん	0	0
合計	-1	0

注記35 - 法人税

法人税費用の内訳

	2020年6月30日	2019年6月30日
当期税金	-417	-631
繰延税金費用	107	-88
過年度修正	0	80
合計	-310	-639

注記36 - 一株当たり損益

	2020年6月30日	2019年6月30日
グループに帰属する純利益	378	1,177
期首現在の株式数	33,770,590	33,770,590
期末現在の株式数	33,770,590	33,770,590
加重平均株式数	33,770,590	33,770,590
基本的一株当たり利益	11.19	34.85
発行される可能性のある加重平均株式数	0	0
希薄化後一株当たり利益	11.19	34.85

注記37 - 関連当事者取引

関連当事者取引に関する財政状態計算書項目

	2020年6月30日			2019年12月31日		
	関連会社 (持分法適用会社)	フランス同盟に 所属するその他の 拠点	Crédit Mutuel Alliance Fédérale の親会社	関連会社 (持分法適用会社)	フランス同盟に 所属するその他の 拠点	Crédit Mutuel Alliance Fédéraleの 親会社
資産の部						
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	20	244	0	0	270	179
ヘッジ手段のデリバティブ	0	0	1,549	0	0	1,020
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	0	0	0	0	40	0
償却原価で測定する金融資産	1,188	2,859	32,428	1,246	1,600	32,068
保険事業への投資	0	728	0	0	465	0
その他の資産	1	0	0	1	1	0
合計	1,208	3,830	33,976	1,246	2,376	33,267
負債の部						
純損益を通じて公正価値で測定する負債	0	28	0	0	36	0
負債証券	0	86	0	0	22	0
金融機関に対する債務	13	259	9,190	7	372	5,800
顧客に対する債務	488	501	25	525	517	25
保険事業の契約に関する負債	0	173	0	0	173	0
劣後債	0	31	500	0	0	500
その他の負債	32	6	0	65	5	0
合計	533	1,084	9,715	597	1,125	6,325
付与したファイナンス・コミットメント	112	0	0	67	0	0
付与した保証コミットメント	0	0	4,245	0	27	3,967
付与されたファイナンス・コミットメント	0	10	0	0	10	0
付与された保証コミットメント	0	674	2,303	0	682	2,196

関連当事者取引に関する損益項目

	2020年6月30日			2019年6月30日		
	関連会社 (持分法適用会社)	フランス同盟に 所属するその他の 拠点	Crédit Mutuel Alliance Fédérale の親会社	関連会社 (持分法適用会社)	フランス同盟に 所属するその他の 拠点	Crédit Mutuel Alliance Fédéraleの 親会社
受取利息	3	24	196	7	56	197
支払利息	0	(21)	(23)	0	(57)	(23)
受取手数料	0	0	1	7	0	1
支払手数料	(16)	0	(7)	(19)	(1)	(17)

その他の包括利益及び純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損益	1	(5)	0	6	10	(0)
保険事業に係る純利益	(11)	(106)	(257)	(8)	(114)	(245)
その他の収益及び費用	(2)	0	0	(5)	0	0
一般営業費	(315)	0	(54)	(301)	0	(25)
合計	(340)	(108)	(145)	(313)	(107)	(112)

2【その他】

(1) 後発事象

コンフェデレーション・ナショナル・デュ・クレディ・ミュチュエル (CNCM) の取締役会は、2020年9月22日に、CNCMに加盟し、その結果のひとつとしてクレディ・ミュチュエル・グループの連帯範囲に組み入れられることを求める発行体の要請を受け入れることを決定した。詳細は、とりわけ「第一部 企業情報 - 第2 企業の概況 - 2 事業の内容」及び「第一部 企業情報 - 第3 事業の状況 - 2 事業等のリスク - 2.3 ガバナンスに関連したリスク」を参照のこと。

2020年9月22日に、BFCMの株主総会において、レゾンデートル (*Raison d' Etre*) である「共に、耳を傾け、行動すること」(“ *Ensemble, Ecouter et Agir* ”) が採択された。

(2) 訴訟

当該半期において、当行の認識する限り、当行及び/又はその子会社(全部連結と部分連結とを問わない。)の財政状態又は収益性に重大な影響を与える可能性のある、又は最近重大な影響を与えた、進行中、係争中又は準備中の政府による措置、法的手続又は仲裁手続はない。

3【フランスと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違】

添付の財務諸表は、欧州連合が採択したIFRSに準拠して作成されている。これらは日本において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「日本の会計原則」という。）とは、いくつかの点で異なる。直近期の財務諸表に関する主な相違点は以下のとおりである。

(1) 連結の範囲

IFRSでは、連結財務諸表には、報告会社及びグループによって支配されている会社（一定の特別目的事業体を含む。）（すなわち子会社）の財務諸表が含まれている。

IFRS第10号に基づき、以下の要件をすべて満たす場合に支配を有するものと判断される。

- ・投資先に対してパワーを有している。
- ・投資先への関与から生じる変動リターンにさらされている、若しくは変動リターンに対する権利を有している。
- ・投資先のリターンの金額に影響を与えるようなパワーを、投資先に対して行使することができる。

企業が他の企業体に対して支配できるパワーを有しているか否かを判断するにあたり、他者により保有されているものを含め、実質的な潜在的議決権の存在を考慮している。

日本では、実質支配力基準により連結範囲が決定され、支配を有する会社の財務諸表は連結される。財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の企業の意思決定機関を支配している場合には、親会社は当該他の企業に対して支配を有しているといえる。

特別目的会社については、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」において、特別目的会社が、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立され、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社から独立しているものと認め、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定され連結の対象となっていない。

(2) 会計方針の統一

IFRSでは、連結財務諸表は、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、統一的な会計方針を用いて作成される。グループのメンバーが、同一環境下で行われた同一の性質の取引等に関して連結財務諸表で採用している会計方針とは異なるものを使用している場合、連結財務諸表作成時に適切な修正が行われる。

日本の会計原則では、連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社及び子会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一しなければならない。ただし、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外子会社等の財務諸表がIFRS又は米国会計基準（US GAAP）に準拠して作成されている場合は、一定の項目の修正（のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理など）を条件に、これを連結決算手続上利用することができる。

関連会社については、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」により、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社（その子会社を含む。）及び持分法を適用する被投資会社が採用する会計処理の原則及び手続を原則として統一することと規定されている。ただし、実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外関連会社については、実務対応報告第18号で規定される在外子会社に対する当面の取扱いに準じて行うことができる。

(3) のれんの当初認識と非支配持分の測定方法

IFRSでは、取得企業は、次の(a)が(b)を超過する額として測定される取得日時点ののれんを認識する。

(a) 次の総計

- (i) 譲渡対価（通常は取得日における公正価値）
- (ii) 被取得企業のすべての非支配持分の金額

(iii) 段階的に達成される企業結合の場合には、取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の取得日における公正価値

(b) 取得した識別可能な資産及び引き受けた負債の取得日における正味の公正価値の金額

IFRSでは、改訂IFRS第3号に基づき、非支配持分の測定について次の2つの方法のうちいずれかの方法の選択適用が認められている。

- ・非支配持分を取得日に公正価値により測定する(いわゆる、全部のれんアプローチ)。
- ・非支配持分を被取得企業の識別可能資産の純額の価値に対する非支配持分割合相当額により測定する(いわゆる、購入のれんアプローチ)。

日本では、のれんは取得原価が取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額に対する持分相当額を超過する額として算定される(いわゆる、購入のれんアプローチ)。

子会社の資産及び負債は取得日において公正価値により測定され、非支配持分は取得日における純資産の公正価値の非支配持分割合相当額により測定される(いわゆる、全部時価評価法)。

(4) のれんの償却

IFRSでは、のれんは償却されず、年1回若しくは事象や状況の変化が減損の可能性を示唆する場合はより頻繁に、減損テストが実施される。

日本では、のれんは20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって定額法その他の合理的な方法により規則的に償却され、必要に応じて減損処理の対象となる。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。

(5) 金融商品の分類と測定

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に基づき金融商品は以下のように分類及び測定される。

- ・負債性金融商品に対する投資

負債性金融商品に対する投資は、事業モデルと契約上のキャッシュ・フロー特性に基づいて以下の3つの測定区分に分類される。

- (1) 償却原価：契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で金融資産が保有されており、かつ、対象となる金融資産の契約上のキャッシュ・フローが元本と利息の支払いのみ(以下「SPPI」という。)からなる場合
- (2) その他の包括利益を通じて公正価値(FVOCI)：契約上のキャッシュ・フローの回収及び売却の両方により目的が達成される事業モデルの中で金融資産が保有されており、対象となる金融資産の契約上のキャッシュ・フローがSPPIからなる場合
- (3) 純利益を通じて公正価値(FVPL)：金融資産が上記のいずれにも該当しない場合

- ・資本性金融商品に対する投資

資本性金融商品に対する投資は純損益を通じて公正価値で測定される。しかし、当初認識時に、売買目的で保有されていない資本性金融商品の公正価値の変動を、その他の包括利益に表示するという取消不能な選択をすることができる(OCIオプション)。

その他の包括利益に表示された金額を事後的に純損益に振り替えてはならない。しかし、企業が利得又は損失の累計額を資本の中で振り替えることはできる。

IFRS第9号では、一定の場合に使用可能な取消不能のオプションとして、金融資産又は金融負債を当初認識時に「損益を通じて公正価値で測定する」項目に分類することができる。

- ・金融負債

金融負債は、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債(売買目的負債及び公正価値オプション)又は償却原価で測定する金融負債に分類される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、金融資産及び金融負債は以下のように測定される。

- ・ 売買目的有価証券は、公正価値で測定し、公正価値の変動は損益認識される。
- ・ 満期保有目的の債券は取得原価又は償却原価で測定される。

- ・ 売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券（「その他の有価証券」）は、公正価値で測定し、公正価値の変動額は、a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書へ計上される、若しくはb) 個々の証券について、公正価値が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。
- ・ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券については、それぞれ次の方法による。(1) 社債その他の債券の貸借対照表価額は、債券の貸借対照表価額に準ずる。(2) 社債その他の債券以外の有価証券は取得原価をもって貸借対照表価額とする。
- ・ 貸出金及び債権は取得原価又は償却原価で測定される。
- ・ 金融負債は債務額で測定される。ただし社債については償却原価法に基づいて算定された価額で評価される。
- ・ IFRSで認められる公正価値オプションに関する規定はない。

(6) 金融資産の減損

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に基づき、減損に関する規定は償却原価及びFVOCIで測定された金融資産、リース債権及び一部の貸付コミットメントならびに金融保証契約に適用される。

損失評価引当金は、金融商品の「信用リスクが当初認識時以降に著しく増大」しているかどうかを判断し、判断結果に応じて測定する。

(1) 信用リスクが当初認識時以降に著しく増大していない金融商品：「12ヶ月の予想信用損失」の金額で損失評価引当金を測定する。

12ヶ月の予想信用損失は、全期間の予想信用損失の一部であり、債務不履行が報告日の12ヶ月後（又は、金融商品の予想存続期間が12ヶ月未満である場合には、それより短い期間）に発生する場合に生じることになる全期間のキャッシュ不足額を、当該債務不履行が発生する確率で加重したものを表す。

(2) 信用リスクが当初認識時以降に著しく増大している金融商品：「全期間の予想信用損失」の金額で損失評価引当金を測定する。

全期間の予想信用損失は、当該金融商品の存続期間にわたるすべての生じ得る「債務不履行」事象から生じる「予想信用損失」を表す。当初認識時に、今後12ヶ月以内に生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失（ECL）（12ヶ月のECL）に対して減損評価引当金（コミットメント及び保証の場合は負債性引当金）を計上することが求められる。その後、信用リスクが著しく増大した場合、当該金融商品の予想期間にわたり生じ得るすべての債務不履行事象から生じるECL（全期間のECL）に対して評価引当金（もしくは負債性引当金）を計上することが求められる。

日本では、公正価値が入手可能な金融資産（売買目的有価証券を除く。）について、取得原価又は償却原価で計上される金融資産（貸出金及び債権を除く。）の公正価値が帳簿価額（償却原価）を下回って著しく下落した場合、当該資産の帳簿価額は公正価値まで減額される。また、減損損失の戻入は認められない。

貸出金及び債権については、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて債権を3つ（一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等）（金融機関では5つ）に区分し、区分ごとに定められた方法に従い貸倒見積高を算定する。

(7) 金融資産の認識の中止

IFRSでは、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受取る契約上の権利が消滅し、又は、金融資産が譲渡され、かつ、その譲渡が認識の中止の要件を満たす場合、金融資産の認識は中止される。譲渡においては、報告企業は、(a)資産のキャッシュ・フローを受取る契約上の権利を移転すること、又は(b)資産のキャッシュ・フローを受取る契約上の権利を留保するが、そのキャッシュ・フローを第三者に支払う契約上の義務を引受けること（一定の要件を満たす場合）、のいずれかが要求される。譲渡が行われた後、会社は、譲渡した資産の所有に係るリスク及び経済価値がどの程度留保されているかを評価する。実質的にすべてのリスク及び経済価値が留保されている場合は、その資産は引続き財政状態計算書に計上される。実質的にすべてのリスク及び経済価値が移転された場合は、当該資産の認識は中止される。実質的にすべてのリスク及び経済価値が留保も移転もされない場合は、会社はその資産の支配を引続き留保しているかどうかについて評価をする。支配を留保していない場合は、当該資産の認識は中止

される。一方、会社が当該資産の支配を留保している場合、継続的関与の程度に応じて、引続きその資産を認識している。

日本では、金融資産の財務構成要素ごとに、支配が他に移転しているかどうかの判断に基づいて、当該金融資産の認識の中止がなされる。

(8) 金融商品の分類変更

IFRSでは、企業は、金融資産の管理に関する事業モデルを変更した場合にのみ、影響を受けるすべての金融資産を分類変更しなければならない。金融資産を分類変更する場合には、企業は分類変更日から将来に向かって分類変更を適用しなければならない。

日本では、売買目的有価証券又はその他有価証券から満期保有目的の債券への分類変更は認められていない。

(9) ヘッジ会計

IFRSでは、IAS第39号に基づき、下記のタイプのヘッジ関係が認められている。

公正価値ヘッジ - 公正価値ヘッジにおいては、ヘッジ手段の利得又は損失は純損益に認識されている。ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象に関する利得又は損失は純損益に認識され、ヘッジ対象の帳簿価額が調整されている。

キャッシュ・フロー・ヘッジ - デリバティブ金融商品が、認識された資産若しくは負債又は発生の可能性の高い予定取引からのキャッシュ・フローの変動のヘッジとして指定される場合、ヘッジ手段の利得又は損失の有効部分は、その他の包括利益に認識され、また非有効部分は、純損益に認識されている。

在外営業活動体に対する純投資のヘッジ - 在外営業活動体に対する純投資をヘッジしている場合、有効なヘッジと判断されるヘッジ手段から生じる為替換算差額は、その他の包括利益に認識されている。非有効部分については、純損益に認識されている。

IFRS第9号が2018年1月1日から適用となっているが、ヘッジ会計についてIAS第39号を継続適用することも認められている。Crédit Mutuelグループは、現行のIAS第39号の規定を維持することとしている。

日本では、デリバティブ取引について、会計基準により定められたヘッジ会計の要件を満たす場合には、原則として、「繰延ヘッジ会計」（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法）を適用し、ヘッジ対象である資産又は負債に係る相場変動等を会計基準に基づき損益に反映させることができる場合には、「時価ヘッジ会計」（ヘッジ対象である資産又は負債に係る相場変動等の損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法）を適用できる。

(10) 退職後給付

IFRSでは、改訂IAS第19号に基づき、数理計算上の差異はその他の包括利益で即時認識し、その後の期間において純損益に組み替えることは認められない。また、過去勤務費用は、その全額を純損益で認識する。さらに確定給付負債（資産）の純額に割引率を乗じて利息純額を算定する。

日本では、確定給付退職給付制度について、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する。なお、数理計算上の差異は、原則として各期の発生額について、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を每期費用処理する。また、当期に発生した未認識数理計算上の差異は税効果を調整の上、その他の包括利益を通じて純資産の部に計上する。過去勤務費用は、原則として各期の発生額について、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を每期費用処理する。

また、当期に発生した未認識過去勤務費用は税効果を調整の上、その他の包括利益を通じて純資産の部に計上する。

(11) 有給休暇引当金

IFRSでは、改訂IAS第19号に基づき、有給休暇引当金を計上することが要求されている。
日本においては、該当する規定はない。

(12) リース

IFRSでは、IFRS第16号「リース」に基づき、借手はリースをファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に区分せず、単一の使用権モデルに基づいて、原則として、すべてのリースについて使用権資産とリース債務を財政状態計算書で認識（オンバランス）し、以降、使用権資産は減価償却され、リース債務に係る支払利息は実効金利法を用いて損益計算書に認識される。また、使用権資産については、IAS第36号「資産の減損」を適用して、使用権資産が減損しているかどうかを判定する。例外として、一定の短期リース及び少額資産のリースについては、免除規定（オフバランス）を選択できる。

日本では、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に従い、借手はリースをファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に区分する。ファイナンス・リース取引とは、解約不能かつフルペイアウトの要件を満たすものをいい、ファイナンス・リース取引に該当するかどうかについてはその経済的実質に基づいて判断すべきものであるが、解約不能リース期間が、リース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上又は解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値が、リース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額の概ね90%以上のいずれかに該当する場合は、ファイナンス・リースと判定され、通常の売買取引に係る方法に準じて、リース物件及びこれに係る債務をリース資産及びリース債務として借手の財務諸表に計上する。ただし、少額（リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース）又は短期（1年以内）のファイナンス・リースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

また、オペレーティング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う。

(13) 無形資産及び有形固定資産の減損

IFRSでは、各報告日において有形固定資産又は無形資産の減損の兆候の有無について評価している。そのような兆候が存在する場合、会社は当該資産の回収可能価額及び減損損失を見積っている。のれんについては、年1回若しくは事象や状況の変化が減損の兆候を示す場合はより頻繁に、減損テストが実施される。無形資産（のれんを除く。）又は有形固定資産に係る減損損失の戻入は、回復の都度、認識されている。ただし、増加した帳簿価額は、減損損失計上前の帳簿価額を超えてはならない。なお、のれんに係る減損損失の戻入は行われない。

日本では、「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、資産の減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られる場合において、回収可能価額（正味売却価額と使用価値（継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額）と帳簿価額の差額につき減損損失を計上する。減損損失の戻入は認められない。

(14) 引当金の計上基準

IFRSでは、以下の要件すべてを満たす場合に認識しなければならない。

- ・企業が過去の事象の結果として現在の債務（法的又は推定的）を有している。
- ・当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高い。
- ・当該債務の金額について信頼できる見積りができる。

貨幣の時間価値による影響が重要な場合には、引当金額は債務の決済に必要と見込まれる支出の現在価値としなければならない。

日本では、以下のすべてを満たす場合に認識しなければならない。

- ・ 将来の特定の費用又は損失である。
- ・ その発生が当期以前の事象に起因する。
- ・ 発生の可能性が高い。
- ・ その金額を合理的に見積もることができる。

引当金の割引計算について該当する基準はない。資産除去債務は割引現在価値で算定する。割引率は、貨幣の時間価値を反映した無リスクの税引前の利率である。

(15) コミットメント及び実行手数料

IFRSでは、当初認識時において、ローン・コミットメントが、純損益を通じて公正価値で測定すると指定されている場合（公正価値オプション）、現金又は他の金融商品の引渡し又は発行での純額決済が可能なローン・コミットメントに該当する場合、又は市場金利を下回る金利で貸付金を提供するコミットメントの場合、公正価値で評価される。

上記以外は、IFRS第9号の（当初認識時の）適用範囲から除外されている。ただし、この場合でも、当初認識後はIFRS第9号の減損の要求事項が適用される。

当初認識後は、貸出コミットメントが、公正価値オプションとして指定されている場合、または、現金又は他の金融商品の引渡し又は発行での純額決済が可能なローン・コミットメントに該当する場合には、純損益を通じて公正価値で測定する。

市場金利を下回る金利で貸付金を提供するコミットメントの場合、「IFRS9.5.5の減損の定めに従って算定した損失評価引当金の金額」と「当初認識額からIFRS15の原則に従って収益に認識された累計額を控除した金額」のいずれか大きい額で測定される。

上記以外は、IFRS第9号の減損の要求事項が適用される。

日本では、ローン・コミットメントはオフバランス取引である。当座貸越契約（これに準ずる契約を含む。）及びローン・コミットメントについて、貸手である金融機関等は、その旨及び極度額又は貸出コミットメントの額から借手の実行残高を差し引いた額を注記する。

コミットメント及び実行手数料は、発生主義に基づき、当期に対応する部分を収益として認識する。

(16) 収益認識

IFRSでは、IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」に基づき、その中心となる原則を「約束した財又はサービスの顧客への移転を、当該財又はサービスと交換で企業が権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で描写するように収益を認識しなければならない」と定めた上で、収益認識を以下の5つのステップに分けている。

- ・ ステップ1：顧客との契約を識別する
- ・ ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ・ ステップ3：取引価格を算定する
- ・ ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ・ ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

日本では、出荷基準、検収基準等の収益認識基準があるが、当連結会計年度において適用可能なIFRSのような包括的な規定はない。2018年3月30日、企業会計基準委員会は、「収益認識に関する会計基準」等を公表した。当該基準は、IFRSに基づく収益認識基準と大部分において類似している。本会計基準は、2021年4月1日以後開始する事業年度から適用され、2018年4月1日以後開始する事業年度から早期適用も認められている。

第7【外国為替相場の推移】

BFCM及びBFCMグループの中間財務書類の表示に用いられた通貨（ユーロ）と本邦通貨との間の為替相場は、国内において時事に関する事項を掲載する2つ以上の日刊新聞紙に当該半期中において掲載されているため、記載を省略する。

第8【提出会社の参考情報】

BFCMは、当該半期の開始日から本半期報告書提出日の間において、金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる下記の書類を関東財務局長に提出している。

提出書類	提出年月日
有価証券報告書	2020年6月29日
発行登録書（募集）	2020年6月29日
発行登録書（売出し）	2020年6月29日
訂正有価証券報告書 （2020年6月29日に提出した有価証券報告書の訂正報告書）	2020年9月28日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第3【指数等の情報】

該当事項なし。